

介護保険における福祉用具貸与の実態に関する
調査研究事業 報告書

平成 20 年 3 月

財団法人テクノエイド協会

はじめに

本事業は、平成 19 年度老人保健事業推進費補助金（老人保健健康増進等事業分）の助成を受けて、財団法人テクノエイド協会が実施したものである。

本調査研究は、昨年度に引き続き行うものであり、本年度については最新の介護給付費実態調査データを用いて、介護保険における福祉用具貸与サービスの平均利用期間、さらには貸与価格の分散状況について、集計を試みるとともに、福祉用具のサービス提供の相違・実態把握等を主な目的として、昨年 of 調査データから、全 18 カ所の貸与サービス事業所を抽出し、より詳細な現状分析を行うためのヒアリング調査を実施した。

以上の結果を用いて、当協会では、学識経験者や実務者、関係団体等から構成する検討委員会を協会内に設置し、介護保険における「①福祉用具サービスの質の向上について」、「②福祉用具給付の効率化・適正化について」、「③福祉用具貸与サービスの構成要素と価格の考え方について」、「④福祉用具貸与サービスと他の介護サービスとの関係について」、それぞれ意見交換等を行うとともに、今後の検討課題等についての取り纏めを行った。

今後、福祉用具における保険給付等の在り方が議論される中で、極めて実態に近い、基礎的な資料として活用されることを期待するものである。

平成 20 年 3 月

財団法人テクノエイド協会

介護保険における福祉用具貸与の実態に関する 調査研究事業 報告書 目次

I. 本編

1. 本事業の概要	1
1. 1 調査研究の目的	1
1. 2 調査研究の実施体制	1
1. 3 調査研究の全体構成	2
2. 利用期間と貸与価格等のマクロ的把握	4
2. 1 分析の目的	4
2. 2 分析に利用したデータの概要	4
2. 3 全国における利用期間の状況	5
2. 4 全国における貸与価格の状況	3 6
3. サービス提供の実態把握	4 2
3. 1 サービス実態把握の目的	4 2
3. 2 サービス実態把握の方法	4 3
3. 3 事業所の概要	4 4
3. 4 事業構造	5 3
3. 5 サービス提供の状況と福祉用具専門相談員の役割	5 9
3. 6 レンタル卸利用の有無に伴うサービスの実施状況	7 7
3. 7 事業構造とサービス提供の関係	8 0
3. 8 まとめ	8 6
4. 福祉用具貸与サービスの利用期間と利用者像の把握	8 7
4. 1 利用者像把握の目的	8 7
4. 2 利用者像把握の方法	8 7
4. 3 短期利用者の状況	8 9
4. 4 長期利用者の状況	9 4
4. 5 まとめ	9 9
5. 貸与サービスのあり方に関する各委員からの意見等	1 0 0
5. 1 福祉用具貸与サービスの質の向上について	1 0 0
5. 2 福祉用具貸与サービスの効率化、給付の適正化について	1 0 5
5. 3 福祉用具貸与サービスの構成要素と価格の考え方について	1 0 8
5. 4 福祉用具貸与サービスと他の介護サービスとの関係について	1 1 0

6. 今後の検討課題 1 1 2

- 6. 1 ケアマネジメントサイクルにおける福祉用具貸与の位置づけと
専門相談員の役割 1 1 2
- 6. 2 福祉用具貸与サービスの内容、水準とコストの整理
..... 1 1 4
- 6. 3 福祉用具貸与サービスの価格のあり方 1 1 5
- 6. 4 福祉用具貸与サービスの利用効果の検証 1 1 6
- 6. 5 福祉用具の安全利用の確保 1 1 6

II. 資料編

- 1. 第3回 福祉用具における保険給付の在り方検討会（厚生労働省）..... 資料- 1
 - 1. 1 第1回及び第2回検討会における主な意見 資料- 1
 - 1. 2 当面の課題に関する論点整理（案）..... 資料- 1 1
- 2. 福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査票 資料- 1 4
- 3. 福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査票（実施要領）..... 資料- 2 5
- 4. 福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査結果 資料- 3 3
 - 4. 1 事業所の概要及び事業構造 編 資料- 3 3
 - 4. 2 福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況 編 資料- 5 2
 - 4. 3 福祉用具貸与サービス 短期利用及び長期利用の主な理由・事例 編 資料- 7 1
 - 4. 4 福祉用具貸与サービスのあり方及び現状と課題 編 資料- 7 4

I. 本 編

1. 本事業の概要

1. 1 調査研究の目的

介護保険における福祉用具貸与の価格及び報酬の在り方については、社会保障審議会介護給付費分科会による答申の中で、価格差などの実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえた報酬の在り方の検討が求められている。

本事業は、これらの課題を整理・検討する上で必要な調査研究を実施するものであり、具体的には、直近のデータを基に貸与価格の実態について調査するとともに、福祉用具導入プロセスにおける貸与サービス事業所の関与の状況とサービスの内容、収支構造等の実態を把握した上で、現行貸与サービス事業所における事業形態を幾つかのパターンに整理し、介護保険における福祉用具貸与のあり方について調査研究することとする。

なお、本調査研究については、昨年度の調査研究に引き続き実施するものであり、昨年までの検討結果を踏まえ、さらに掘り下げた調査やその検討が求められている事項を優先して研究するものである。

1. 2 調査研究の実施体制

本事業を実施するにあたって、学識経験者及び実務者、関係団体等からなる検討委員会を当協会内に設置し、調査結果を検討することとした。

委員の構成は以下の表に示す。

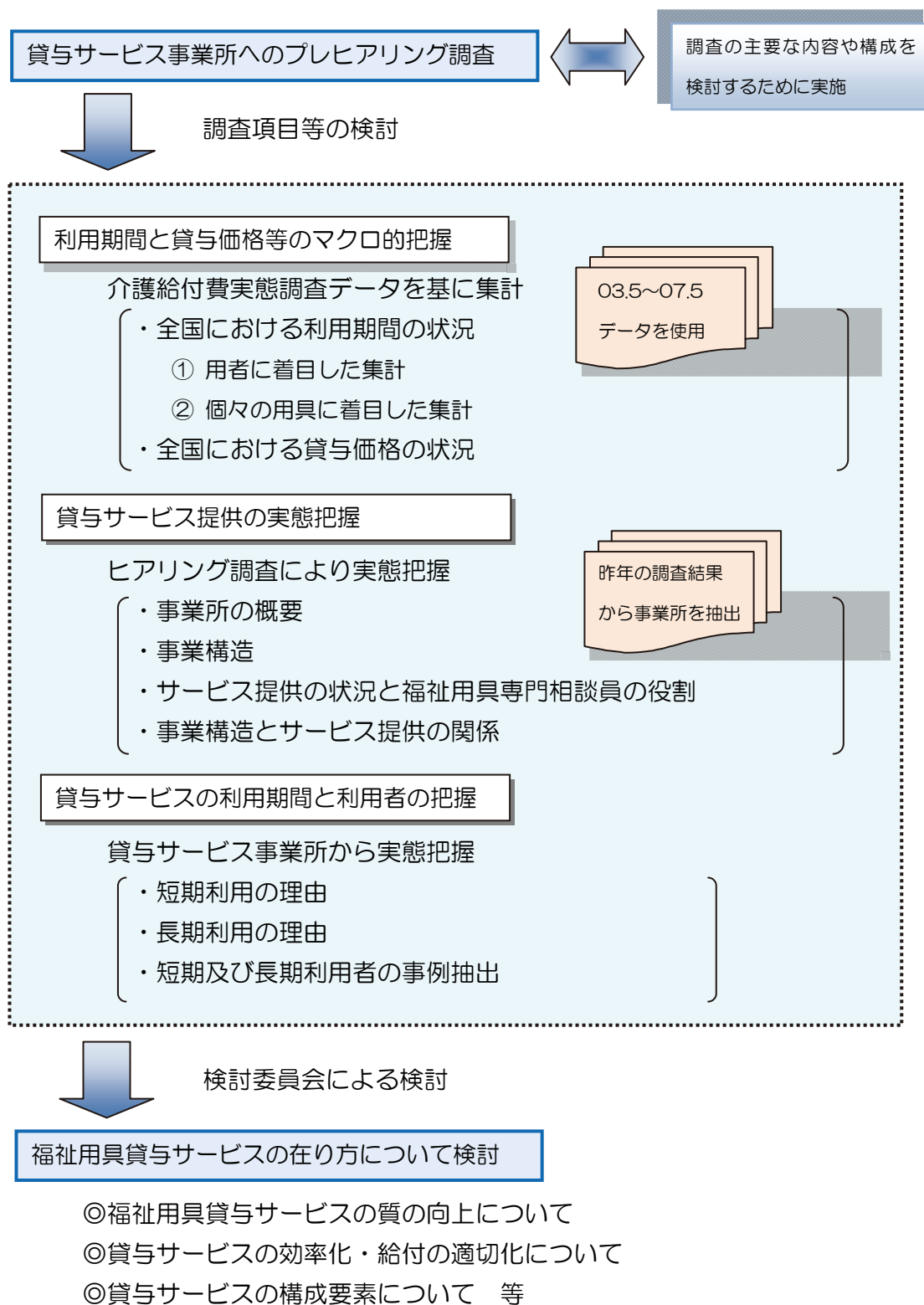
平成19年度 介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究事業
検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属
阿 部 信 子	ウェル・ナビ株式会社 代表取締役
石 尾 肇	監査法人エムエムピージー・エーマック 代表社員 公認会計士
石 田 光 広	稲城市 福祉部 高齢福祉課長
◎ 田 中 滋	慶応義塾大学 大学院 経営管理研究科 教授
伊 藤 利 之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
粉 川 貴 司	東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課長
東 畠 弘 子	ジャーナリスト
山 内 繁	早稲田大学 人間科学学術院 特任教授
佐 藤 泉	日本福祉用具・生活支援用具協会
山 下 一 平	社団法人 日本福祉用具供給協会
寺 田 佳 世	石川県リハビリテーションセンター 作業療法士
木 村 隆 次	日本介護支援専門員協会 会長
和 田 勲	株式会社ジェー・シー・アイ 専務取締役

◎：委員長

1. 3 調査研究の全体構成

本調査研究の全体構成を以下に示す。



参考として、昨年度（平成18年度）に行った調査研究の内容を以下に示す。

平成18年度 調査研究の概要(参考)

■ レンタル価格の分布

◎ 介護給付費実態調査票のデータを基に集計・分析

- ・ レンタル価格の価格差の状況
- ・ 他サービス・モノの価格との比較
- ・ レンタル価格の分布

■ 福祉用具貸与の価格の動向について

◎ 利用者や事業者に対するアンケート調査

- ・ レンタル価格の動向
- ・ 事業者（供給側）の価格に対する意識について
- ・ 利用者（需要側）の価格に関わる需要動向について
- ・ 貸与価格の動向に関する考察

■ 福祉用具貸与事業の損益について

◎ 事業者に対する経営実態調査から集計

- ・ 貸与事業の損益と費用構造
- ・ 福祉用具調達費用とレンタル価格の関係

2. 利用期間と貸与価格等のマクロ的把握

2. 1 分析の目的

平成 18 年度調査において、2005 年 4 月～2006 年 3 月までの介護給付費実態調査データを用いて福祉用具の種類別¹の貸与サービス利用期間及び貸与価格の価格差の状況を集計した。その結果、車いす、電動ギャッチベッドなど、主要な用具の平均利用期間はいずれも 12 ヶ月を超えていることがわかった。また、貸与価格の差については、同一の商品（同一の「TAIS コード」²）であっても、わずかではあるが価格差があることが確認された。但し、その価格差は、他のサービスの価格、モノの価格と比較して課題とはいえないレベルであることもわかった。

本調査では平成 18 年度の集計で確認された状況に変化がないかを確認することを目的として、直近(平成 2007 年 5 月)までの介護給付費実態調査データを用いて再度 TAIS コード別に集計し、平均貸与期間及び貸与価格の分散を把握した。直近までのデータを観察することで、貸与期間、貸与価格について、より実態に近い状況を把握することがここでの分析の目的である。

2. 2 分析に利用したデータの概要

介護給付費実態調査の個票データ（各都道府県国民健康保険団体連合会が審査した介護給付費明細書の情報）を用いて分析を行った。利用したデータの概要は以下の通りである。

- 分析の対象とした期間は 2003 年 5 月～2007 年 5 月サービス提供分の 4 年間。
- 福祉用具貸与の給付費明細書のうち、「摘要」欄に「TAIS コード」が入力されていないデータについては、商品を特定できないため、分析から除外した。
- 福祉用具貸与の利用日数が 1 ヶ月間に満たないデータについては、分析から除外した。

¹ 福祉用具の種類は、CCTA95 に基づいて分類を行った。CCTA95 は、(財)テクノエイド協会が「ISO9999 の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの」として制定した福祉用具の分類コードである。

² 「TAIS コード」とは、各企業から提供された福祉用具の所在を的確に認識するためのデータベース管理コードである。企業を認識するための 5 桁の「企業コード」と、その企業内の福祉用具を認識するための 6 桁の「福祉用具コード」をハイフンで結んだもの。「TAIS」とは、「Technical Aids Information System」の略。財団法人テクノエイド協会が構築し運用している福祉用具の情報提供システムを指す。(http://www.techno-aids.or.jp/)

2. 3 全国における利用期間の状況

介護給付費実態調査の個票データを用いて、CCTA95 の分類に基づき、主要な用具についての利用期間を集計した。集計は、2003 年 5 月より貸与を開始したものについて、2007 年 5 月審査時点までの経過を追ったものである。（昨年度調査での集計期間を 15 ヶ月延長して結果を追った形となる。）

本調査では、利用期間は以下の 2 種類の方法で集計³した。

①利用者に着目した集計

利用者を集計軸とした集計。同じ利用者について途中で利用の中断があっても、同じ CCTA95 に分類される用具の貸与が再度あれば、最終的に利用が終了するまでの期間を通算して利用期間として集計した。

利用者の利用状況把握を重視した集計であり、昨年度調査でもこの方法で集計した。

福祉用具貸与の利用日数が 1 ヶ月間に満たないデータについては、分析から除外した。

②個々の用具に着目した集計

個々の用具を集計軸とした集計。同じ TAIS コードの用具について、同じ利用者による利用期間が複数回あった場合でも、利用期間の継続が途切れるごとに利用が終了したと見なして集計し、さらにその結果を CCTA95 の分類ごとに集計した。

貸与事業者が認識している利用期間に近い概念での集計となる。①に比べ平均利用期間は短くなる。

³ 福祉用具貸与の利用日数が 1 ヶ月間に満たないデータについては、分析から除外した。

2. 3. 1 利用者に着目した集計

主要な用具の平均利用期間は概ね以下のような状況である。

- 介助用車いす 12.5 ヶ月、後輪駆動式車いす 13.4 ヶ月、車いす全体 13.0 ヶ月、電動ギャッチベッド 15.5 ヶ月である。
- 要介護度別に見ると、要介護度が重いほど継続利用期間が短い傾向にある。
- 電動ギャッチベッドは要支援の継続利用期間が最も長い。

主要用具の平均利用期間

種 目 名		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介助用車いす	利用者数	168	1,255	1,341	1,241	1,402	977	6,384
	平均利用期間	12.6	14.0	12.7	12.4	12.1	11.1	12.5
後輪駆動式車いす	利用者数	172	1,265	1,436	1,301	1,158	586	5,918
	平均利用期間	12.0	13.9	14.1	13.5	13.1	11.8	13.4
(車いす 計)	利用者数	338	2,520	2,777	2,542	2,560	1,563	12,300
	平均利用期間	12.3	13.9	13.4	13.0	12.6	11.4	13.0
電動ギャッチベッド	利用者数	1,450	5,448	4,305	3,500	3,476	2,958	21,137
	平均利用期間	20.1	18.7	15.9	13.7	13.1	11.9	15.5

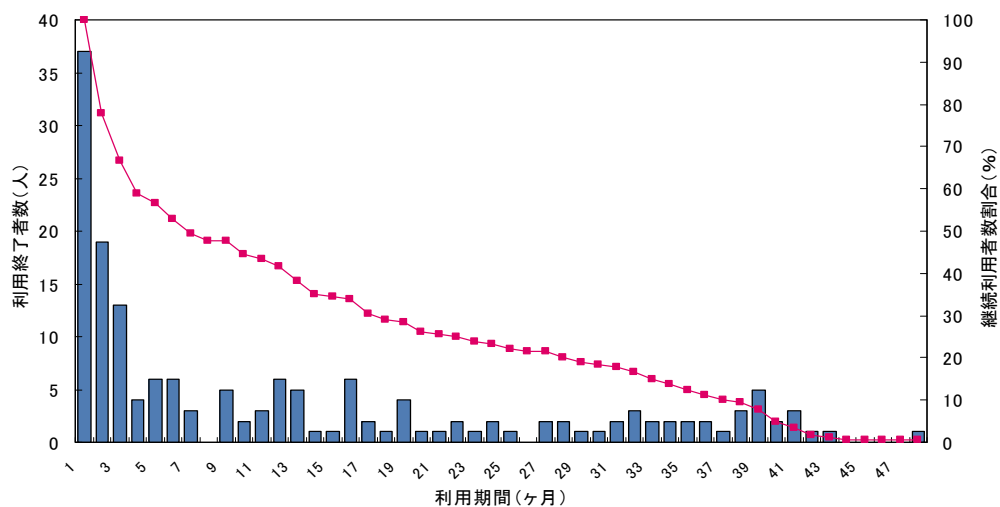
要介護度別用具別の利用期間の集計結果を次ページ以降に示す。主な傾向として以下の3点が指摘できるが、これは昨年度調査で把握された結果と同じである。

- ほとんどの用具は、3 ヶ月程度までの短期利用にピークがあり、以降は利用期間の経過に従って継続利用者が漸減する傾向を示している。
- 車いすも、どの要介護度でみても3 ヶ月程度までの短期の利用にピークがあり、以降は継続利用者が漸減する（継続利用者数割合のカーブがはっきりしている）傾向が見られる。
- 電動ギャッチベッドおよびマットは、軽度者については短期の利用者のピークが比較的小さい（継続利用者数割合のカーブがなだらか）。

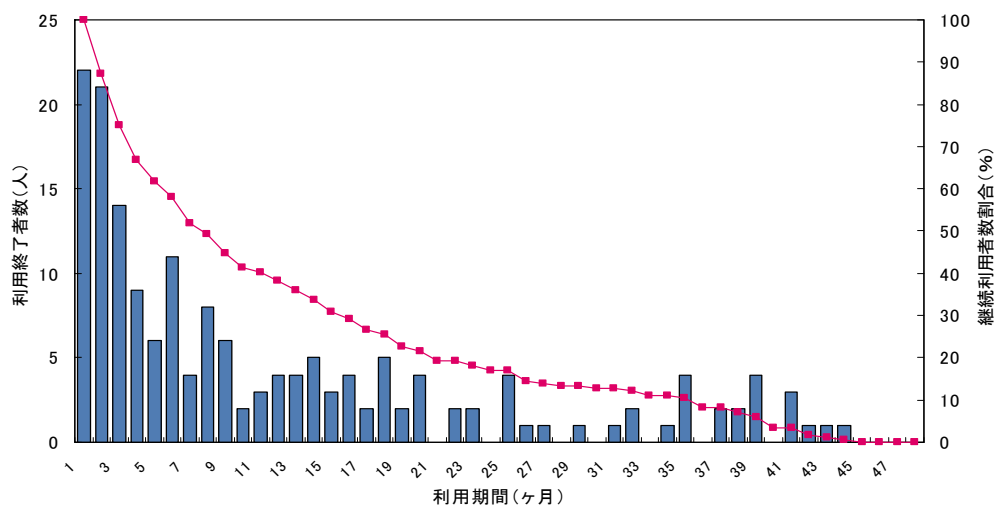
昨年度の結果と異なる点としては、以下の項目が指摘できる。これは軽度者を対象に行った制度改正の効果が現れたと考えられるが、観測期間を延長したことによって把握することができた。

- 要介護2までの電動ギャッチベッドおよびマットレスについては、42 ヶ月の利用にもピークがある。

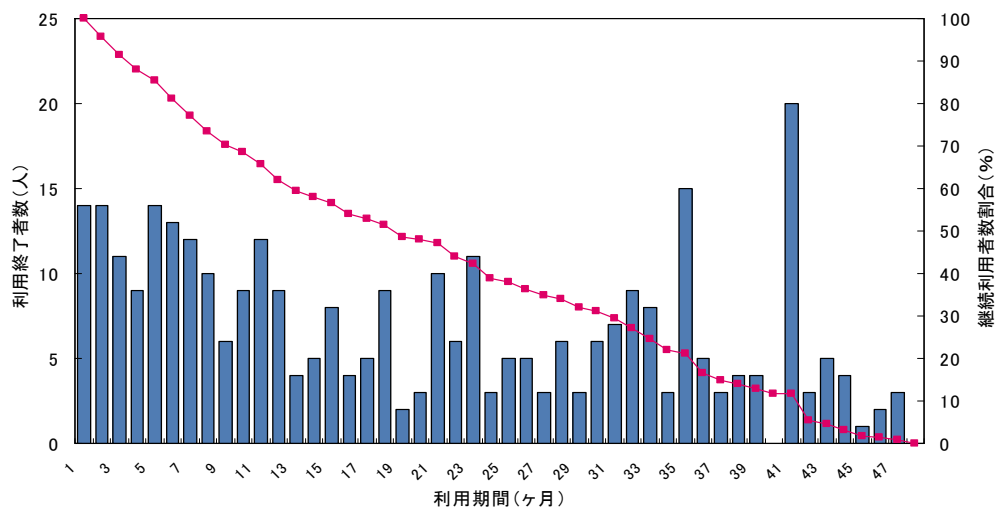
2003年5月利用開始者数 : 168人 介助用車いす(要支援)
 平均利用期間 : 12.6ヶ月



2003年5月利用開始者数 : 172人 後輪駆動式車いす(要支援)
 平均利用期間 : 12ヶ月

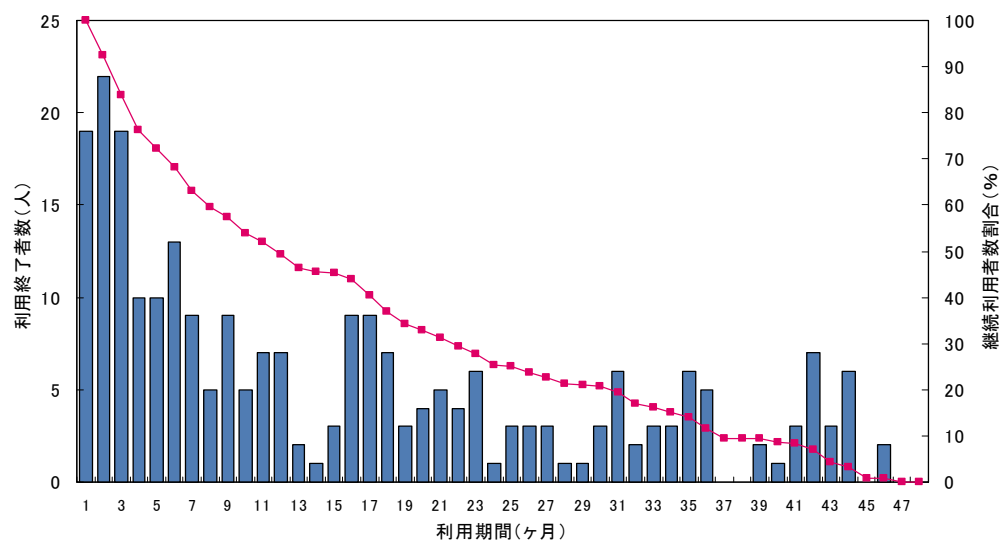


2003年5月利用開始者数 : 327人 電動三輪車・電動四輪車(要支援)
 平均利用期間 : 19.5ヶ月



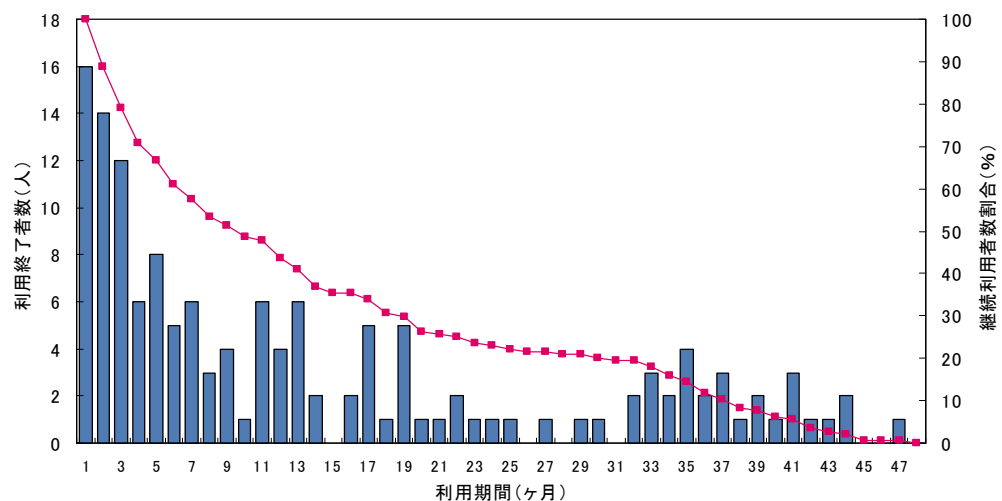
2003年5月利用開始者数 : 252人
平均利用期間 : 15.6ヶ月

歩行車(要支援)



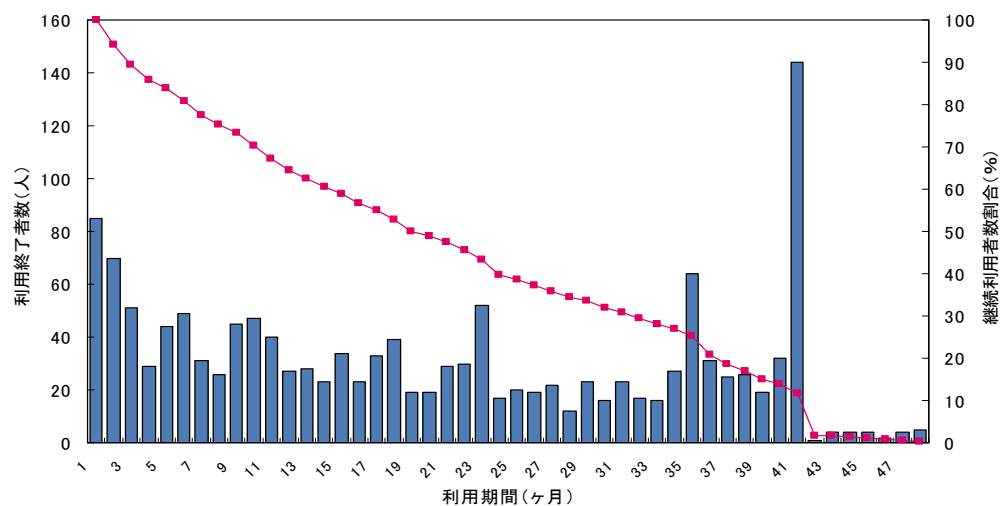
2003年5月利用開始者数 : 144人
平均利用期間 : 13.8ヶ月

四脚杖(要支援)

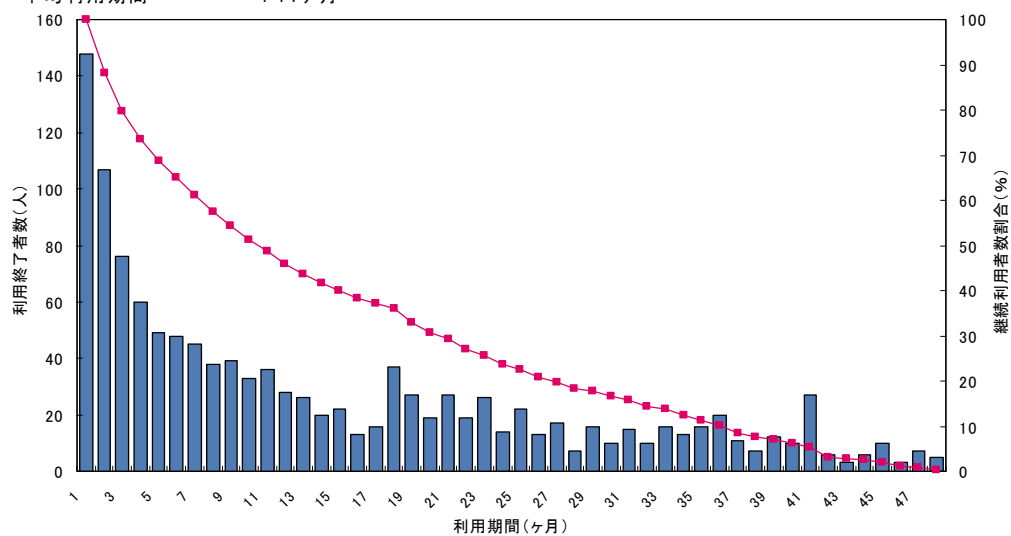


2003年5月利用開始者数 : 1450人
平均利用期間 : 20.1ヶ月

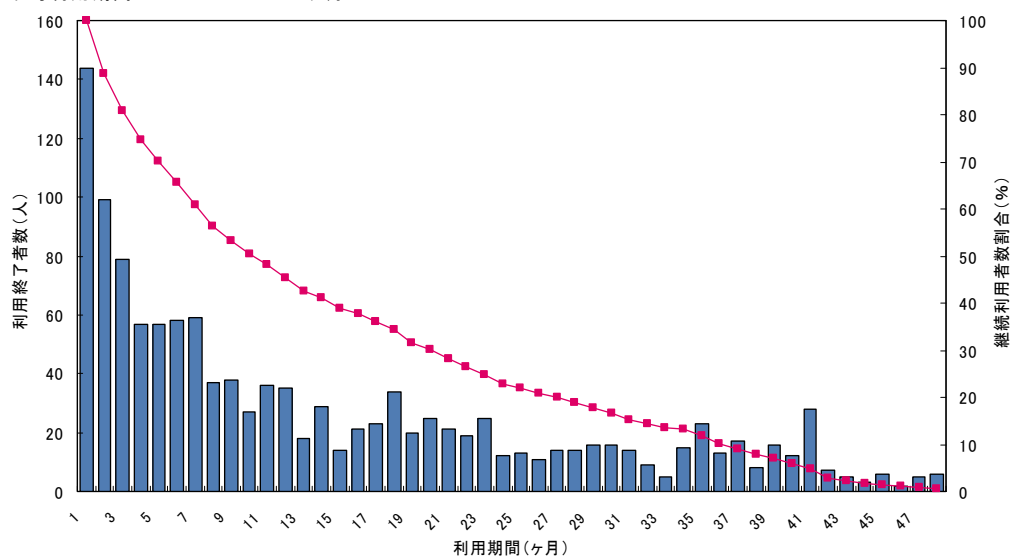
電動ギャッチベッド(要支援)



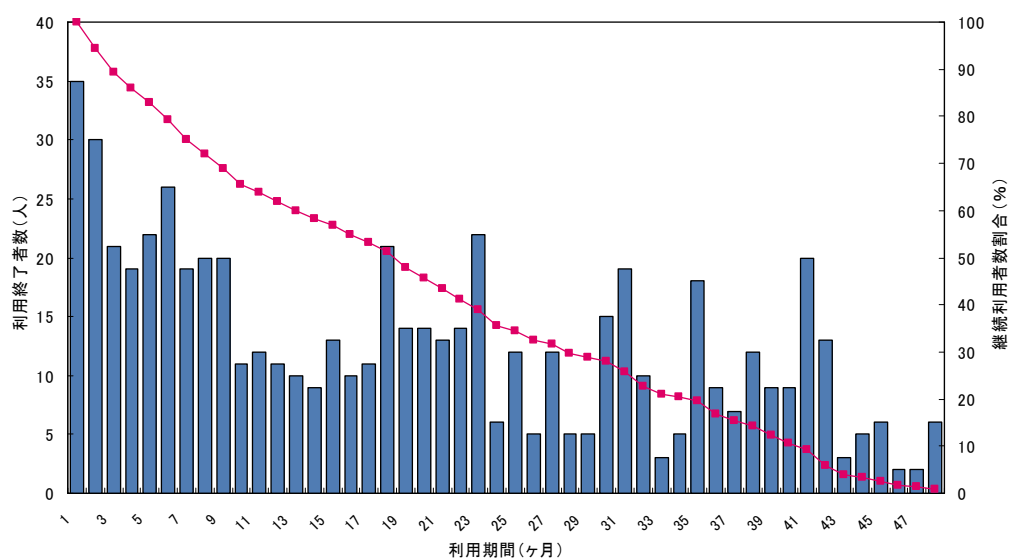
2003年5月利用開始者数 : 1255人 介助用車いす(要介護1)
 平均利用期間 : 14ヶ月



2003年5月利用開始者数 : 1265人 後輪駆動式車いす(要介護1)
 平均利用期間 : 13.9ヶ月

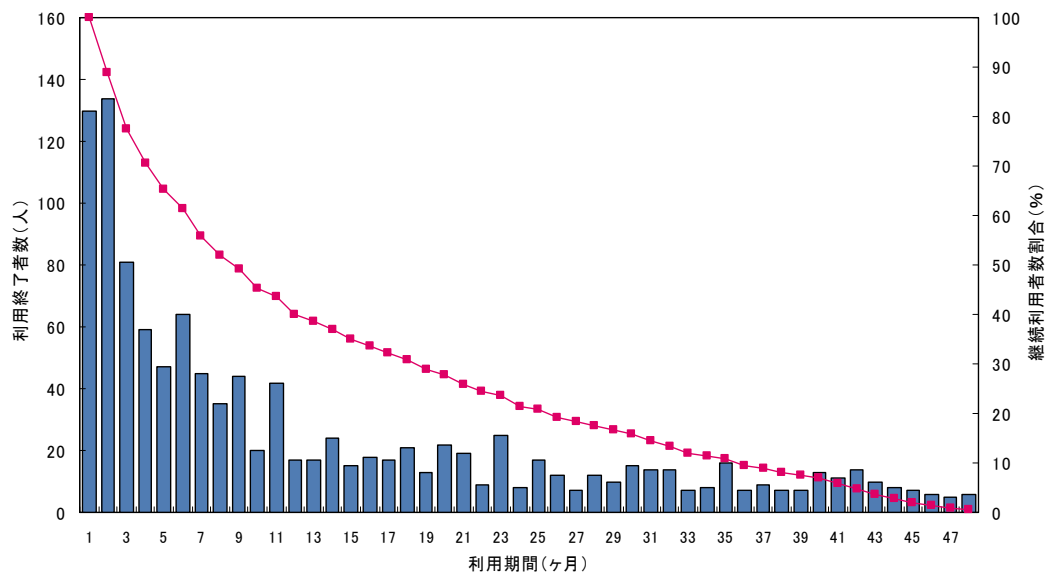


2003年5月利用開始者数 : 615人 電動三輪車・電動四輪車(要介護1)
 平均利用期間 : 18.6ヶ月



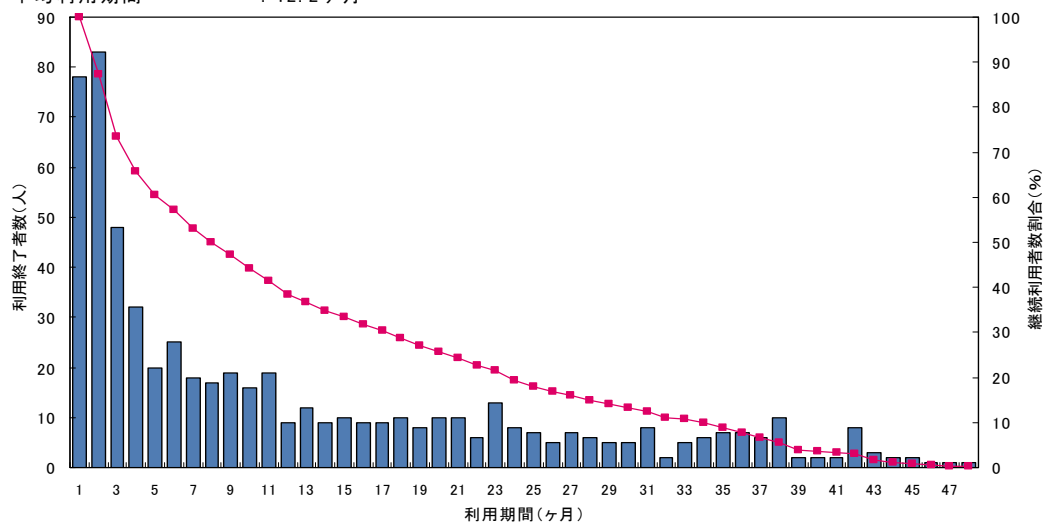
2003年5月利用開始者数 : 1168人
平均利用期間 : 13ヶ月

歩行車(要介護1)



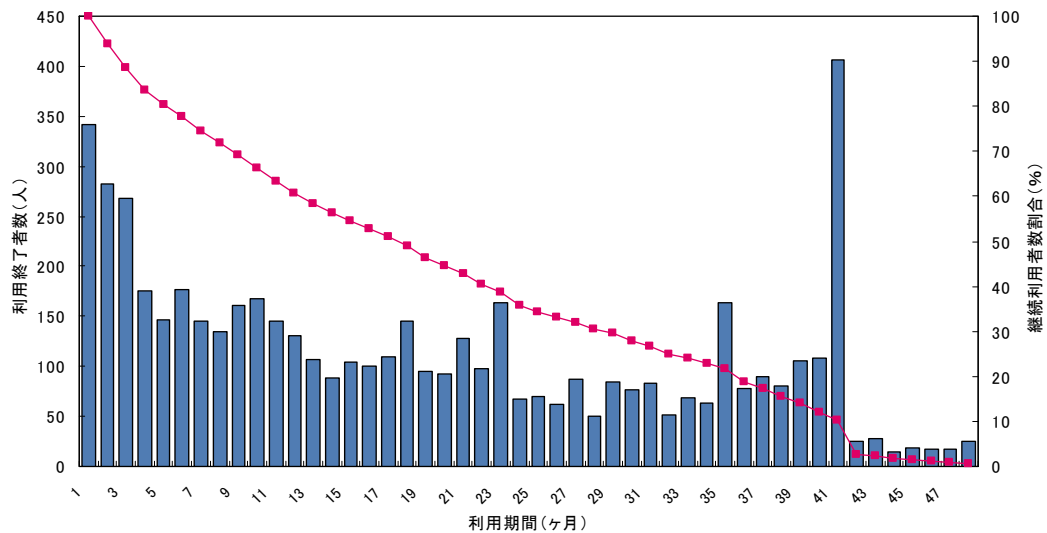
2003年5月利用開始者数 : 608人
平均利用期間 : 12.2ヶ月

四脚杖(要介護1)



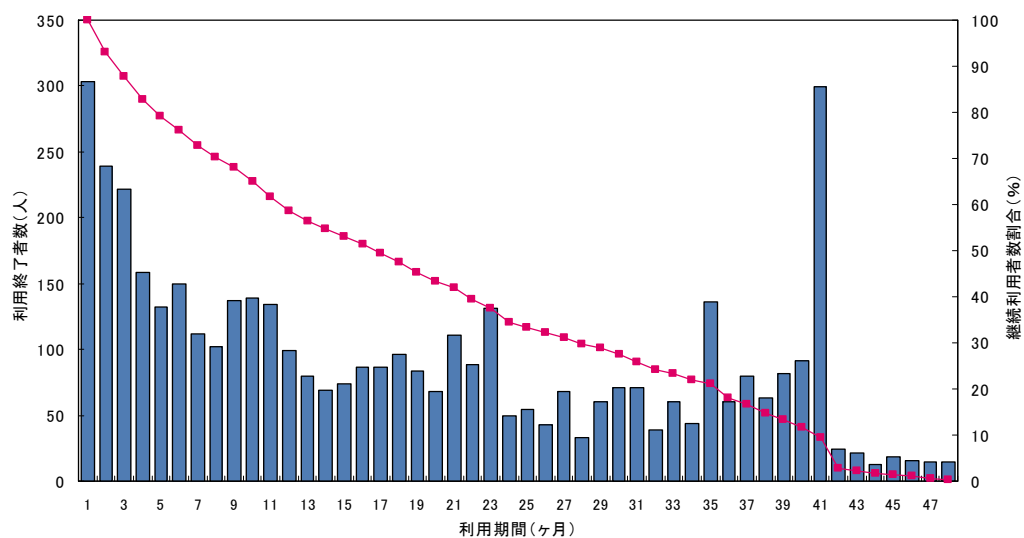
2003年5月利用開始者数 : 5448人
平均利用期間 : 18.7ヶ月

電動ギヤッチベッド(要介護1)



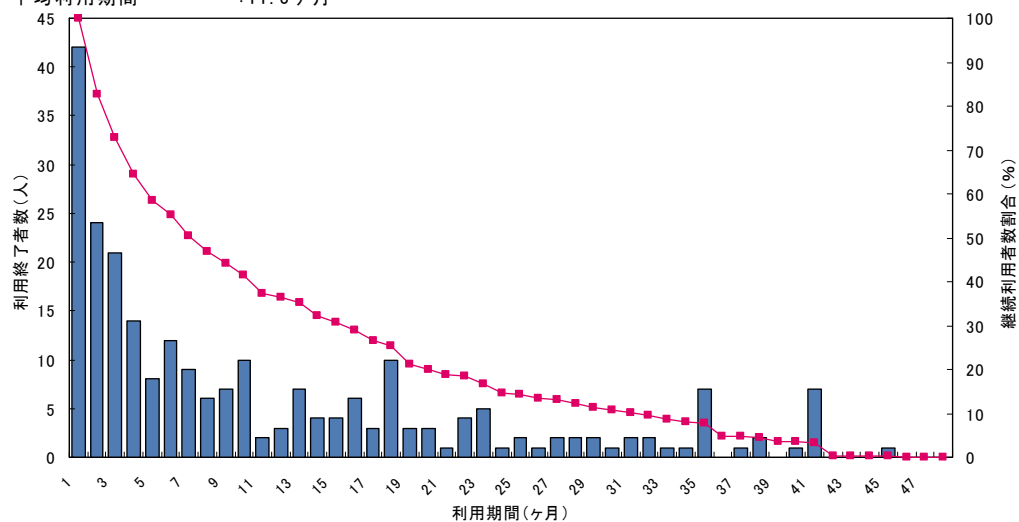
2003年5月利用開始者数 : 4428人
平均利用期間 : 18.3ヶ月

マットレス(要介護1)



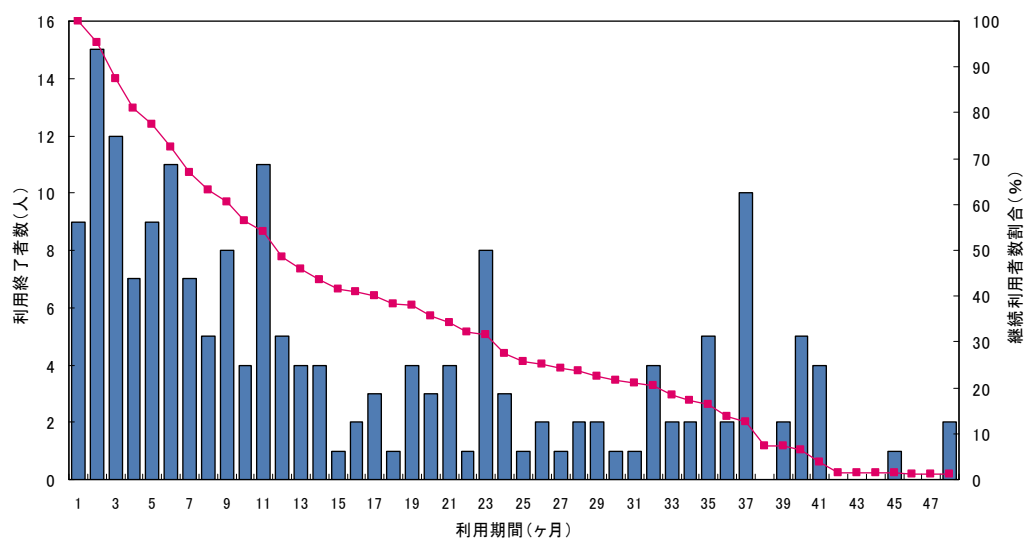
2003年5月利用開始者数 : 244人
平均利用期間 : 11.3ヶ月

褥瘡予防マットレス及びカバー(要介護1)



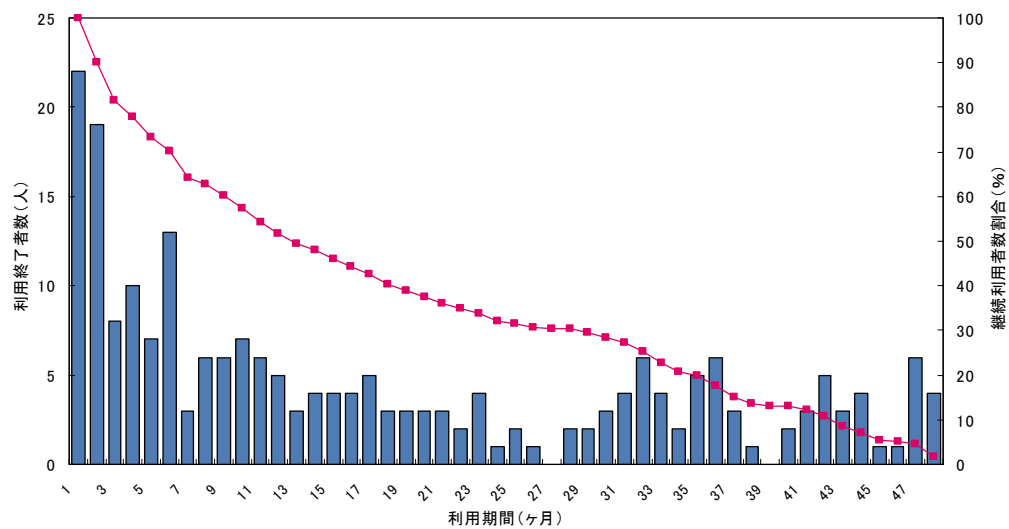
2003年5月利用開始者数 : 190人
平均利用期間 : 15.6ヶ月

起立・着座補助機構付き座・椅子(要介護1)



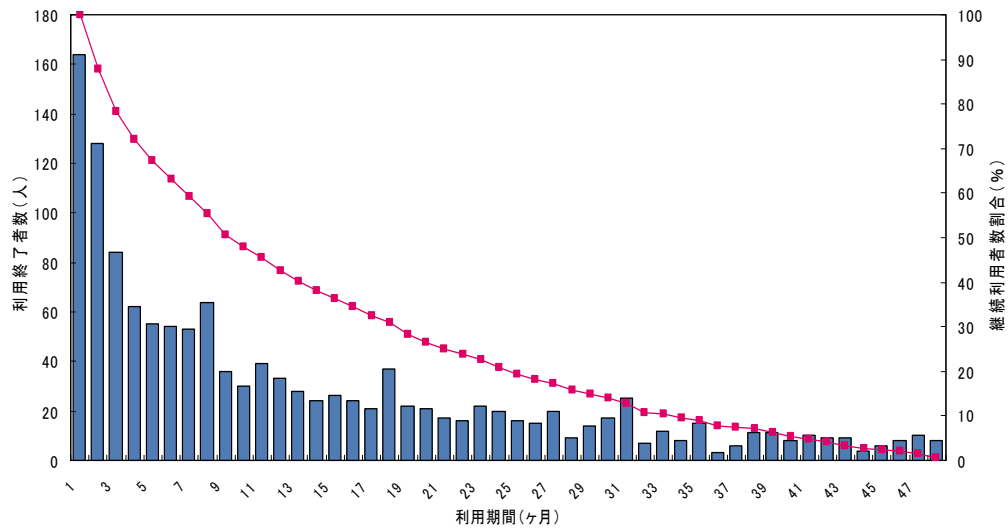
2003年5月利用開始者数 : 221人
 平均利用期間 : 15.4ヶ月

トイレ用簡易手すり(背もたれ付きを含む。)(要介護1)



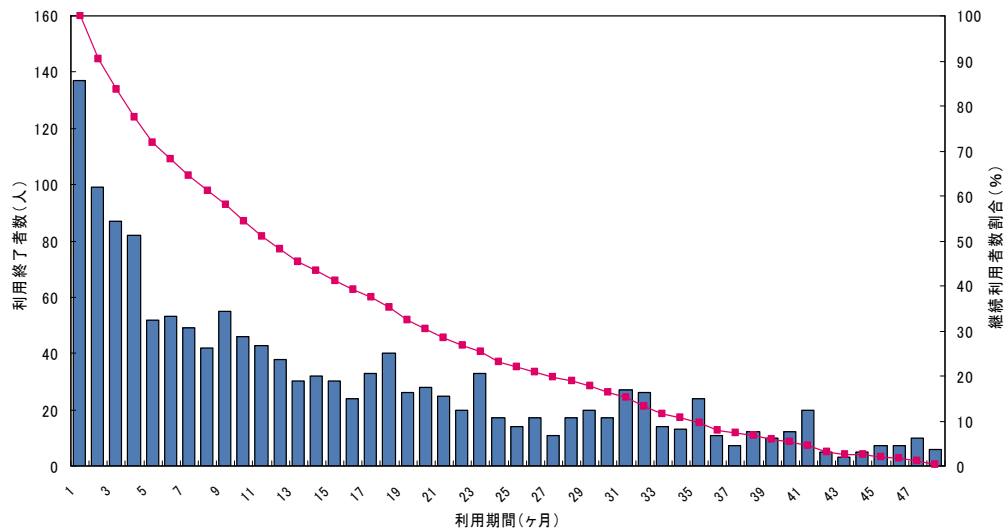
2003年5月利用開始者数 : 1341人
平均利用期間 : 12.7ヶ月

介助用車いす(要介護2)



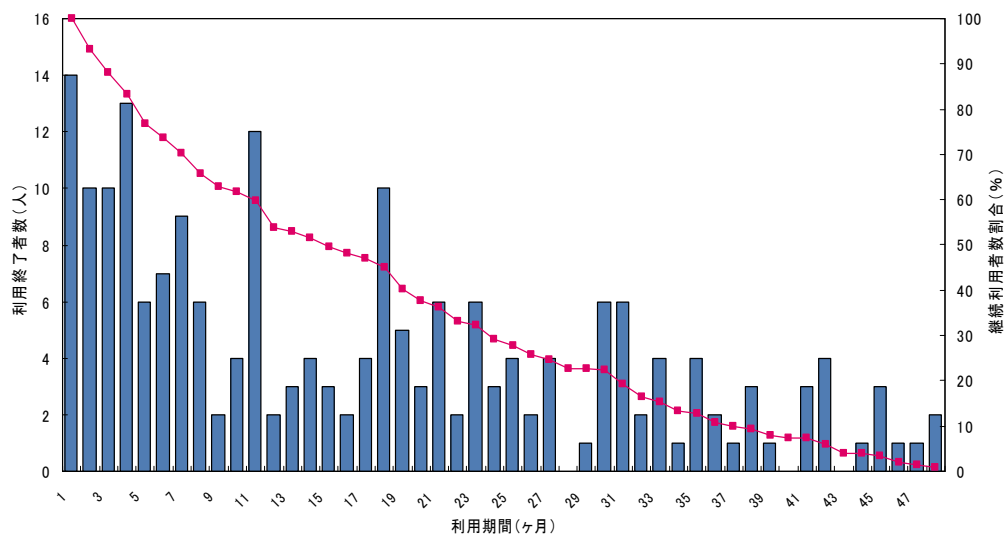
2003年5月利用開始者数 : 1436人
平均利用期間 : 14.1ヶ月

後輪駆動式車いす(要介護2)



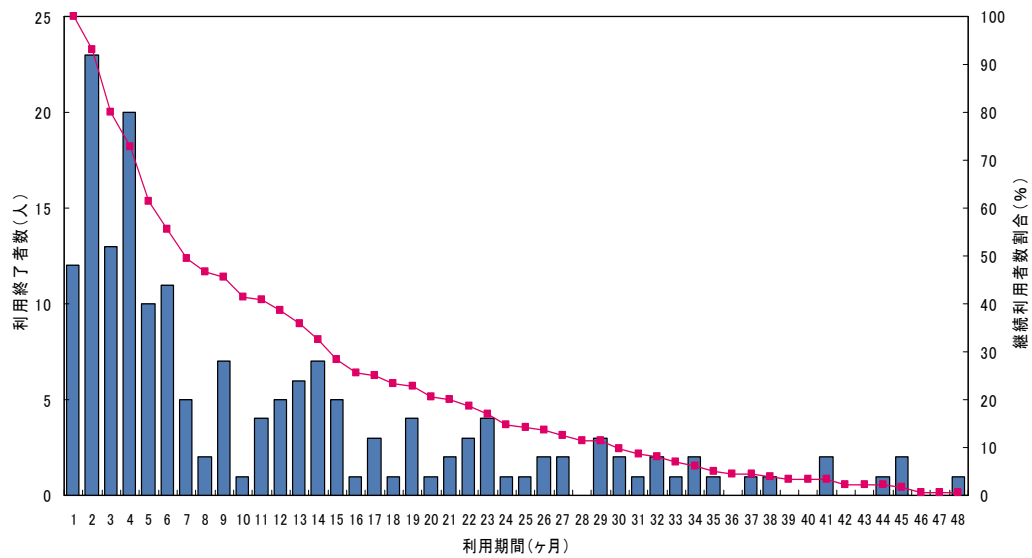
2003年5月利用開始者数 : 202人
平均利用期間 : 16.2ヶ月

電動三輪車・電動四輪車(要介護2)



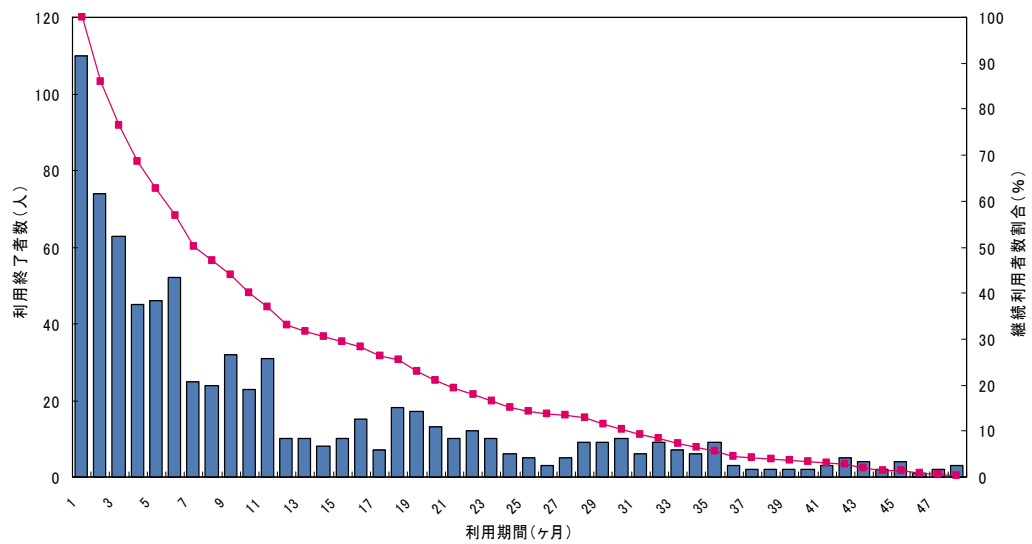
2003年5月利用開始者数 : 176人
平均利用期間 : 11.2ヶ月

携帯用スロープ(要介護2)



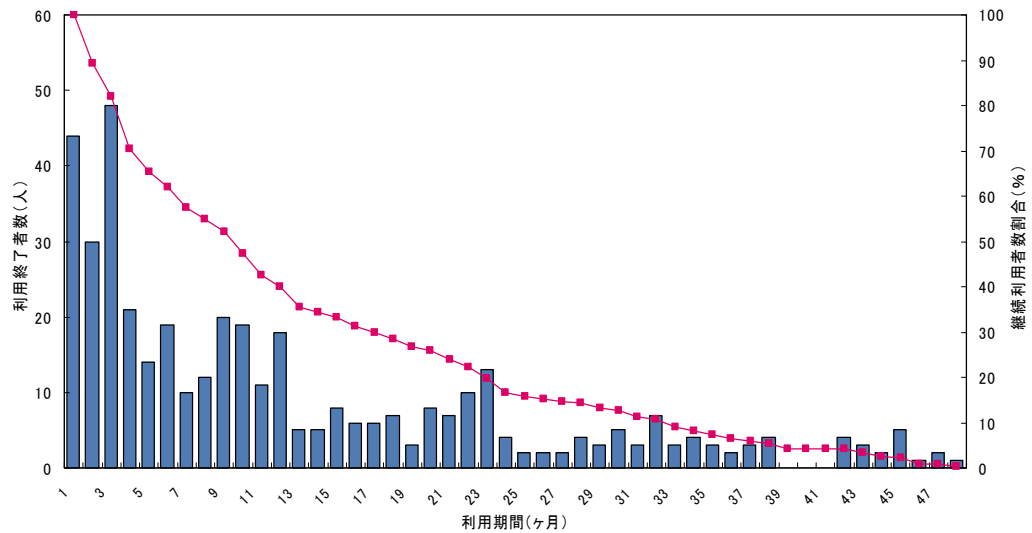
2003年5月利用開始者数 : 784人
平均利用期間 : 11ヶ月

歩行車(要介護2)



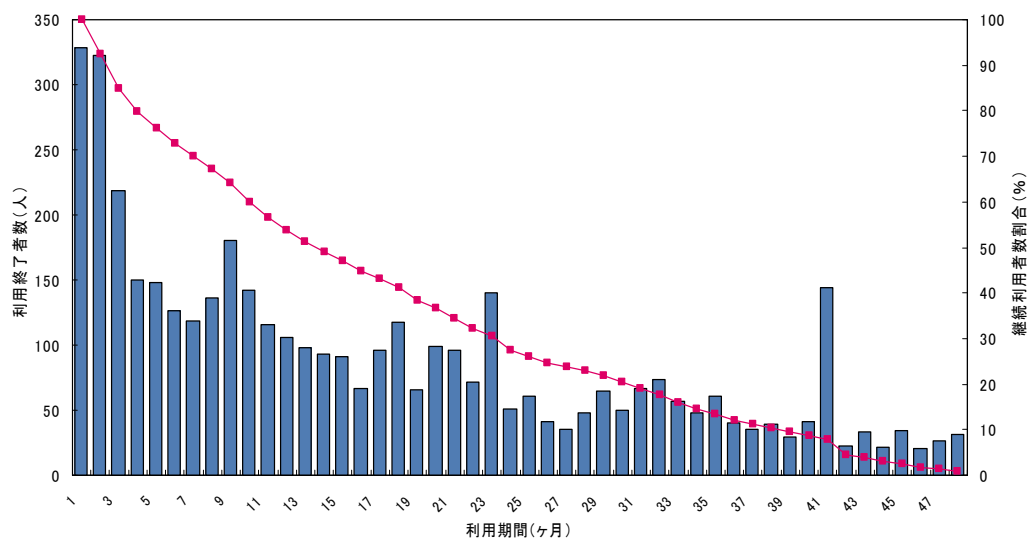
2003年5月利用開始者数 : 413人
平均利用期間 : 12.3ヶ月

四脚杖(要介護2)



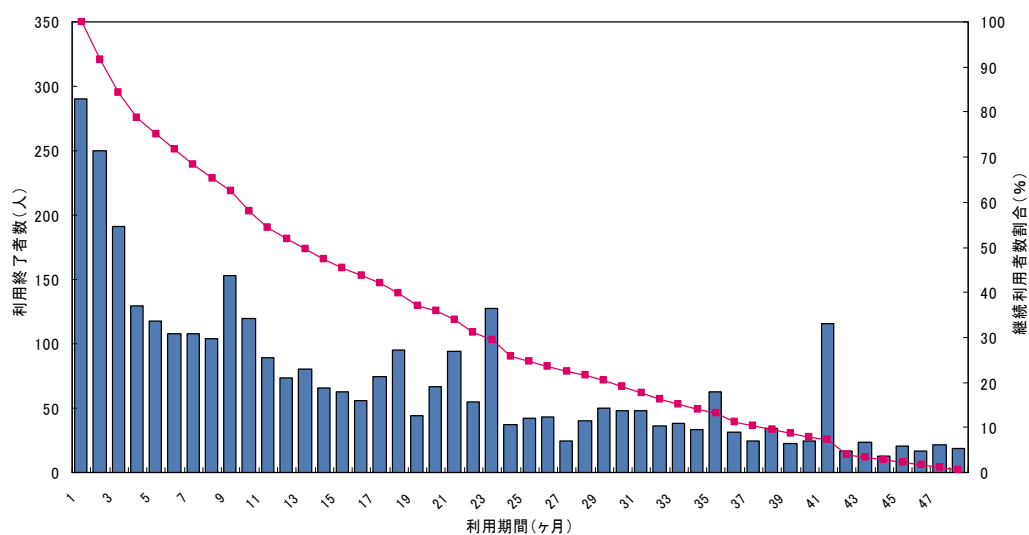
2003年5月利用開始者数 : 4305人
平均利用期間 : 15.9ヶ月

電動ギャツベッド(要介護2)



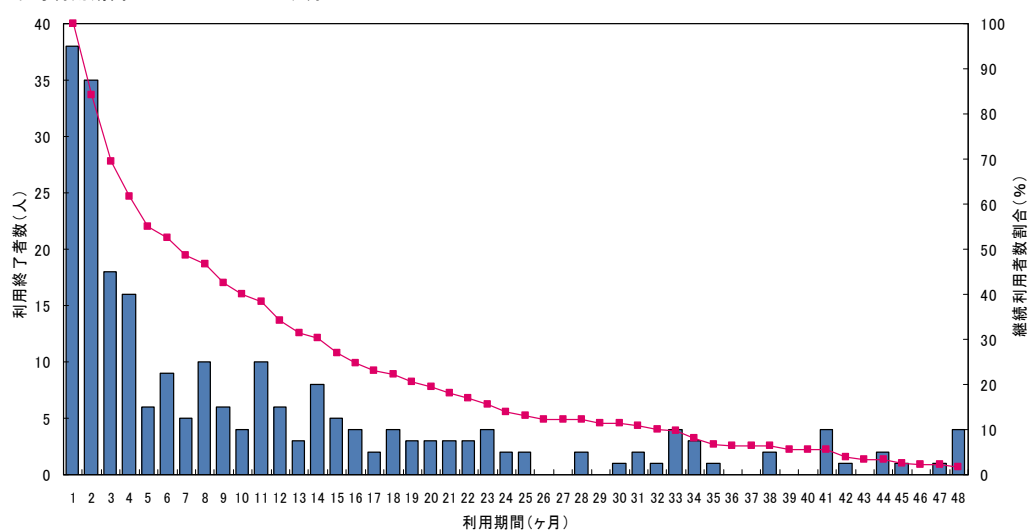
2003年5月利用開始者数 : 3446人
平均利用期間 : 15.4ヶ月

マットレス(要介護2)



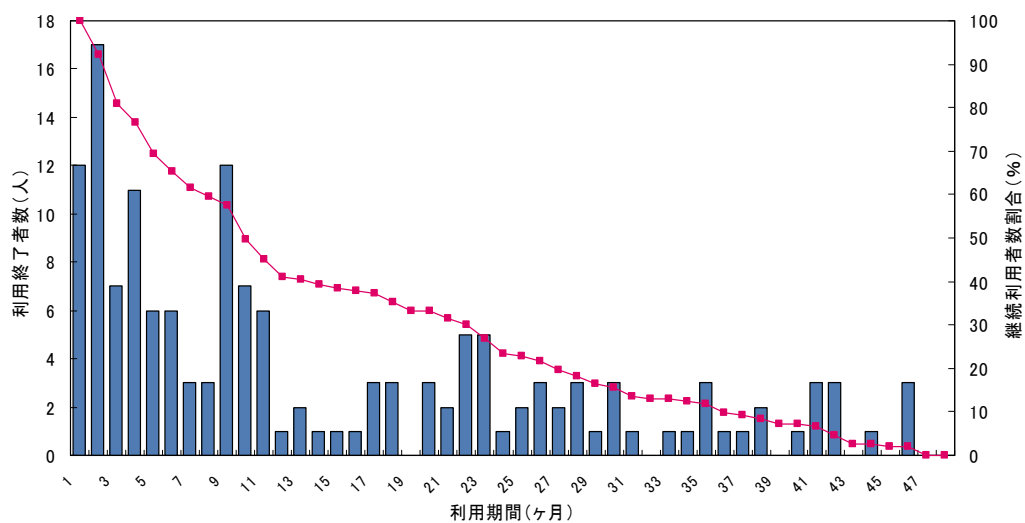
2003年5月利用開始者数 : 238人
平均利用期間 : 10.1ヶ月

褥瘡予防マットレス及びカバー(要介護2)



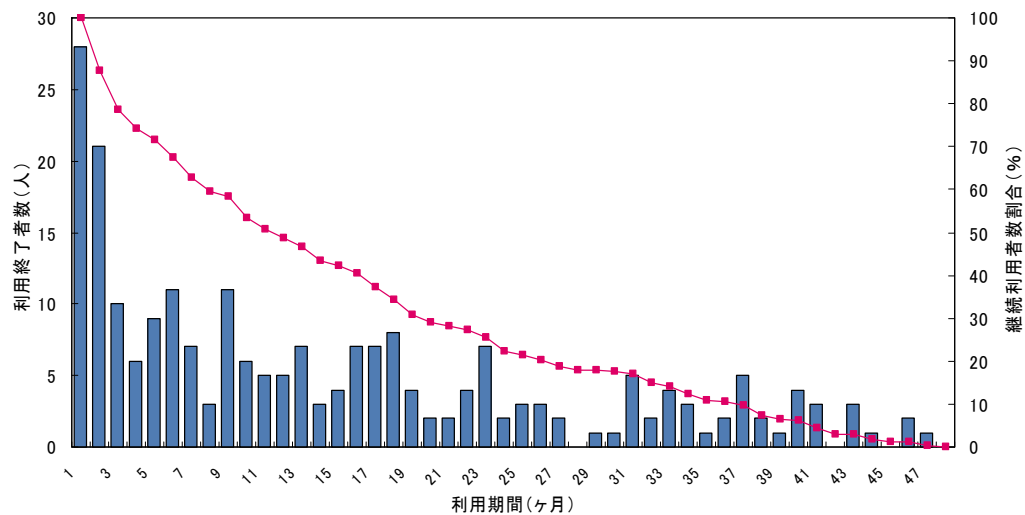
2003年5月利用開始者数 : 153人
平均利用期間 : 14.5ヶ月

起立・着座補助機構付き座・椅子(要介護2)



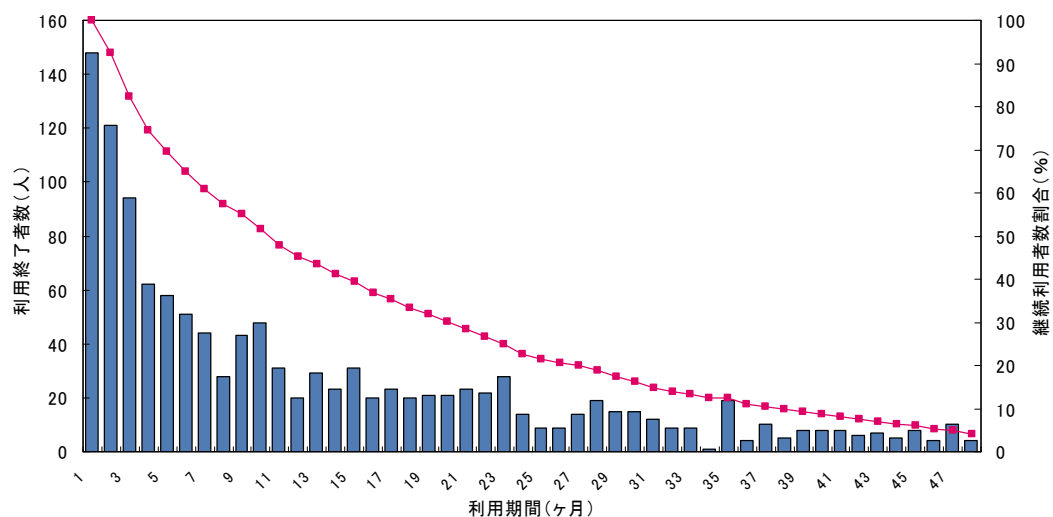
2003年5月利用開始者数 : 228人
平均利用期間 : 14.4ヶ月

トイレ用簡易手すり(背もたれ付きを含む。)(要介護2)



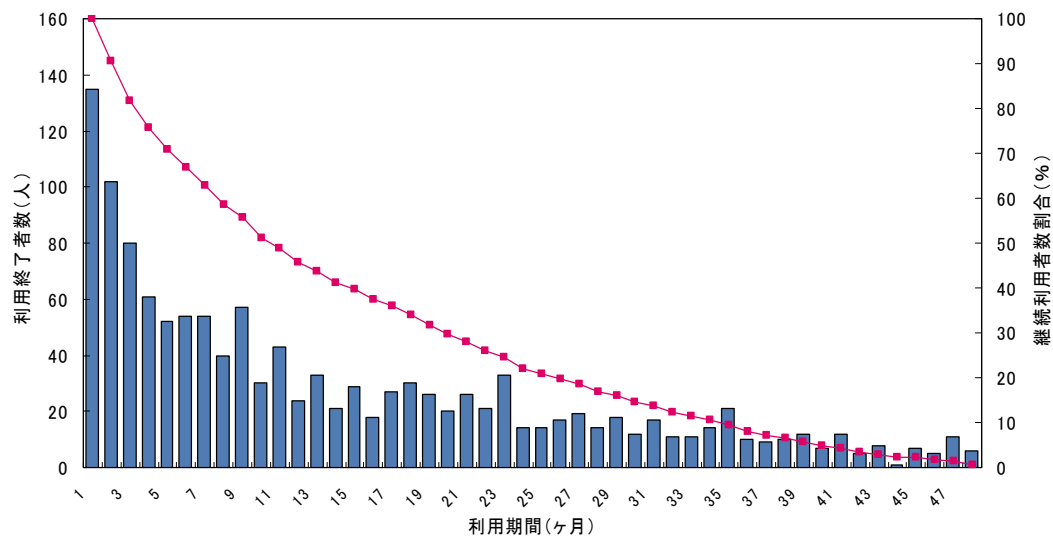
2003年5月利用開始者数 : 1241人
平均利用期間 : 12.4ヶ月

介助用車いす(要介護3)



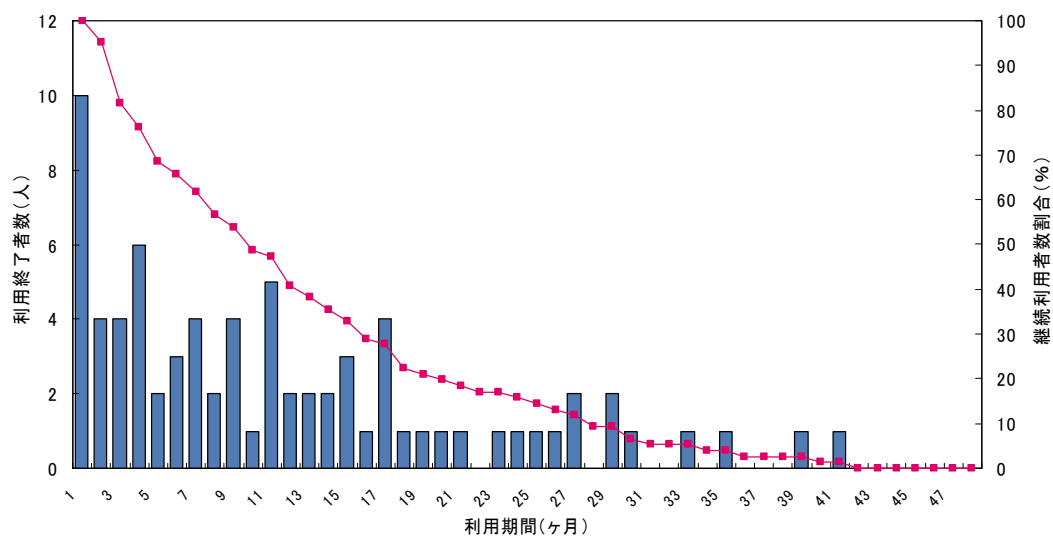
2003年5月利用開始者数 : 1301人
平均利用期間 : 13.5ヶ月

後輪駆動式車いす(要介護3)



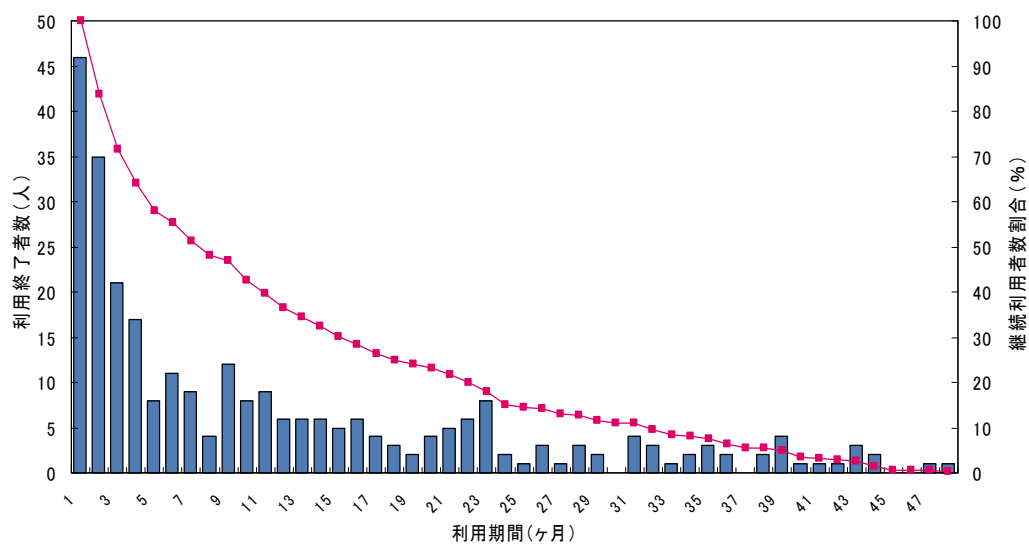
2003年5月利用開始者数 : 76人
平均利用期間 : 11.8ヶ月

電動三輪車・電動四輪車(要介護3)



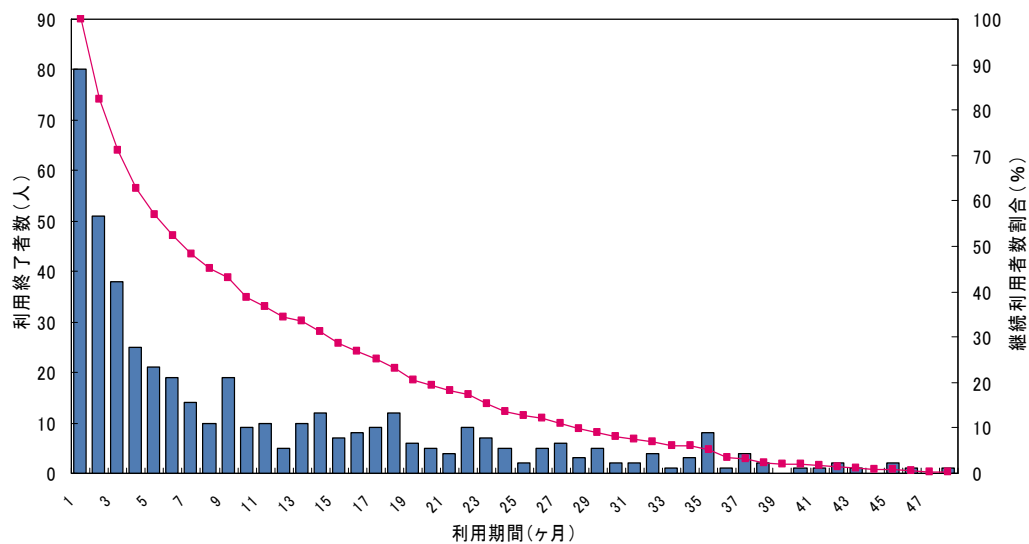
2003年5月利用開始者数 : 284人
平均利用期間 : 11.2ヶ月

携帯用スロープ(要介護3)



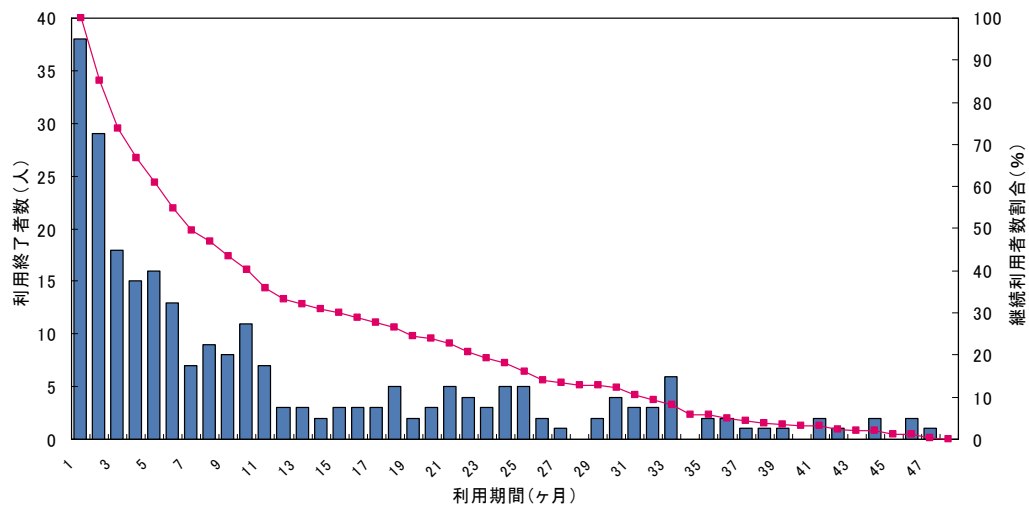
2003年5月利用開始者数 : 452人
平均利用期間 : 10.5ヶ月

歩行車(要介護3)



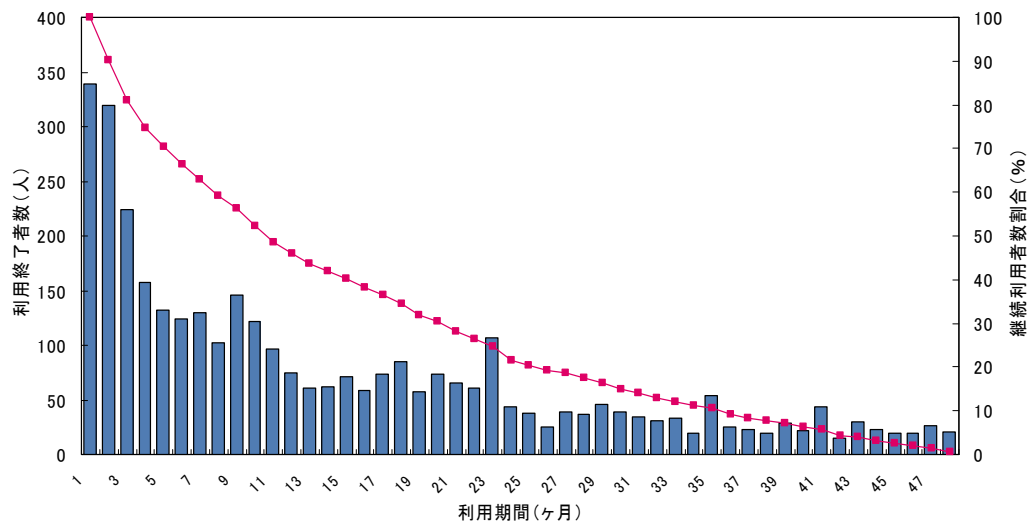
2003年5月利用開始者数 : 256人
平均利用期間 : 11.3ヶ月

四脚杖(要介護3)



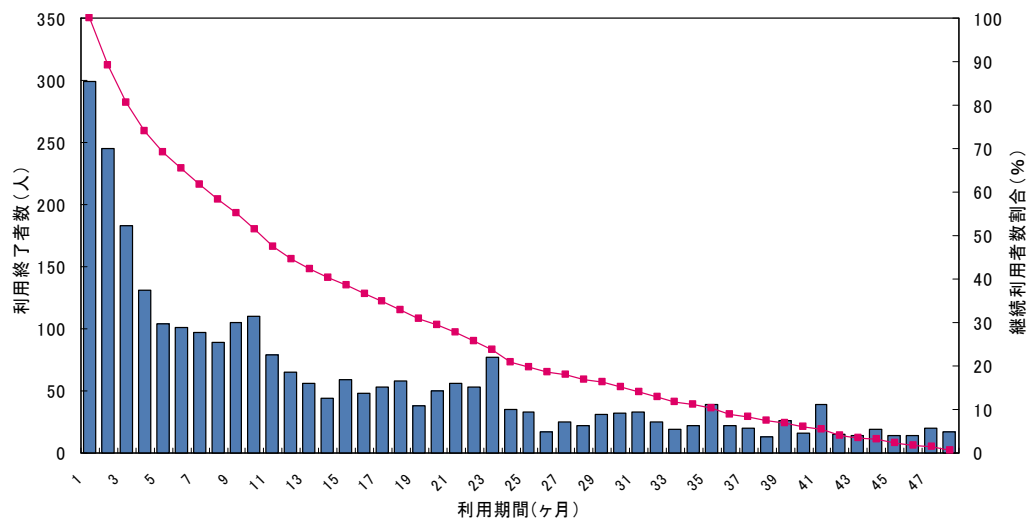
2003年5月利用開始者数 : 3500人
平均利用期間 : 13.7ヶ月

電動ギャッチベッド(要介護3)



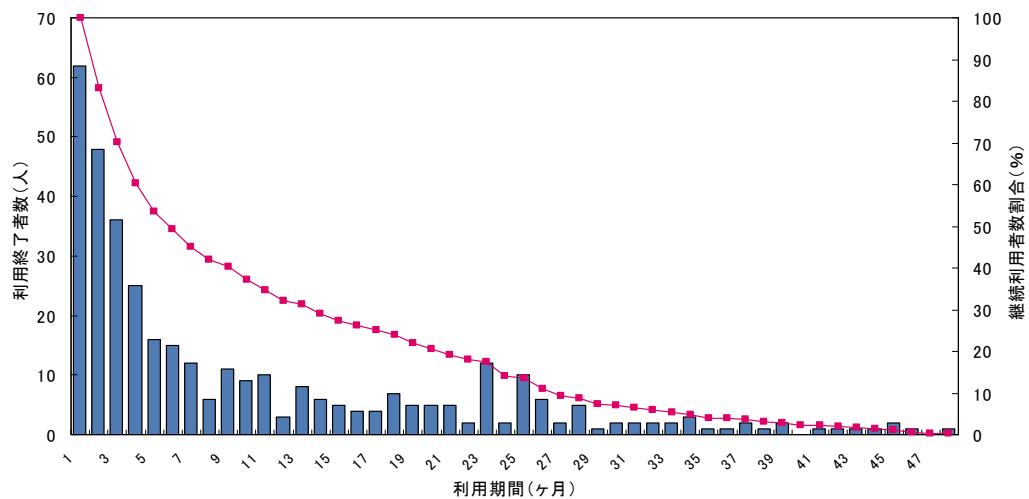
2003年5月利用開始者数 : 2782人
平均利用期間 : 13.4ヶ月

マットレス(要介護3)

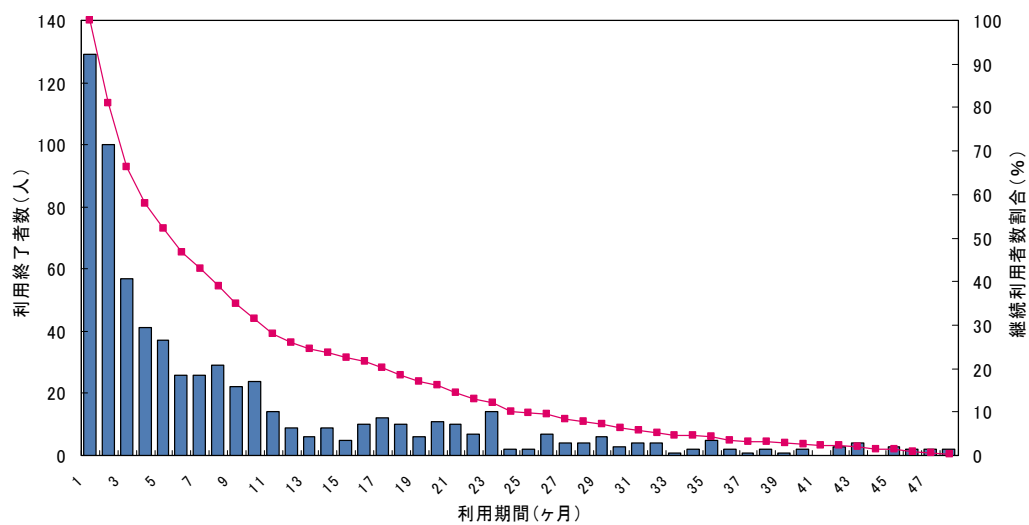


2003年5月利用開始者数 : 368人
平均利用期間 : 10.2ヶ月

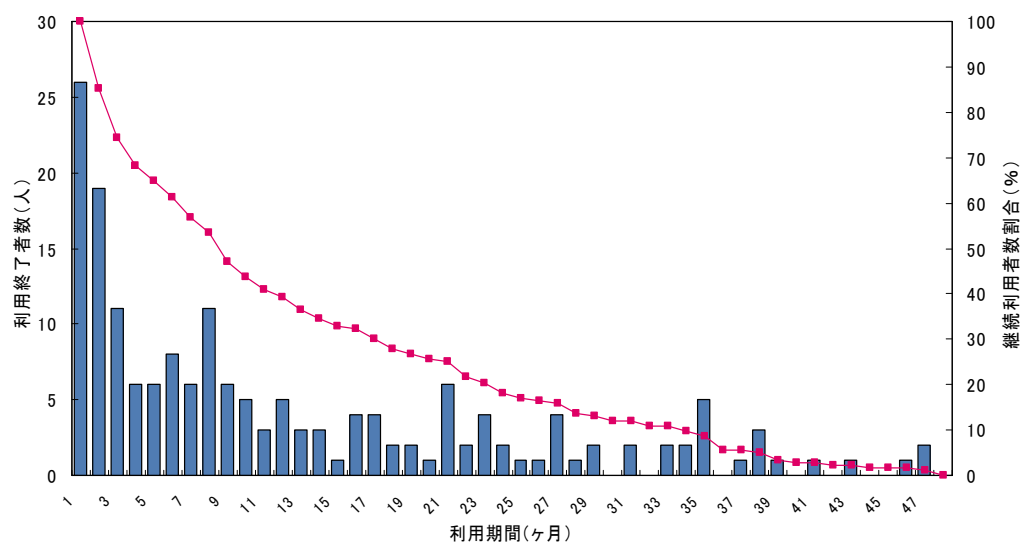
褥瘡予防マットレス及びカバー(要介護3)



2003年5月利用開始者数 : 682人
 平均利用期間 : 8.9ヶ月
 特殊な褥瘡予防装置(要介護3)

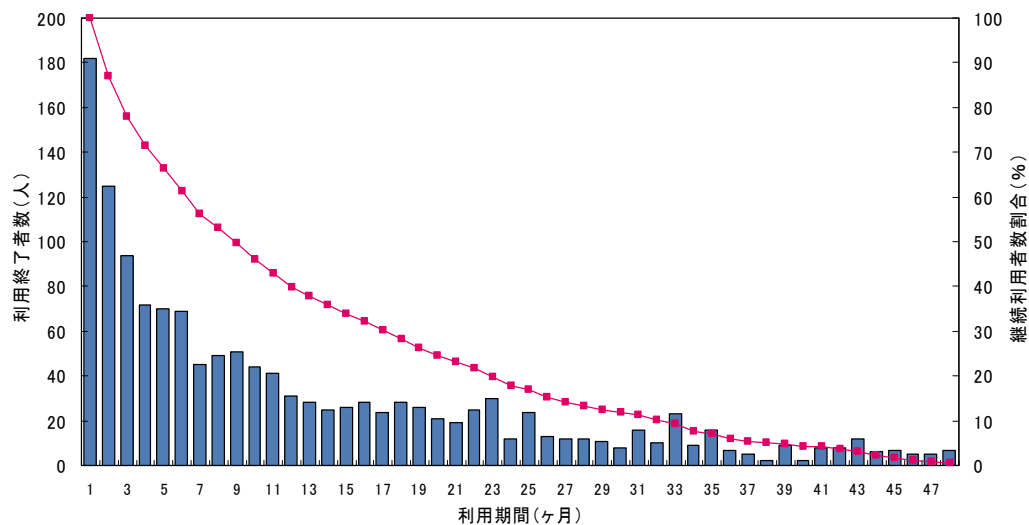


2003年5月利用開始者数 : 176人
 平均利用期間 : 11.9ヶ月
 トイレ用簡易手すり(背もたれ付きを含む.)(要介護3)



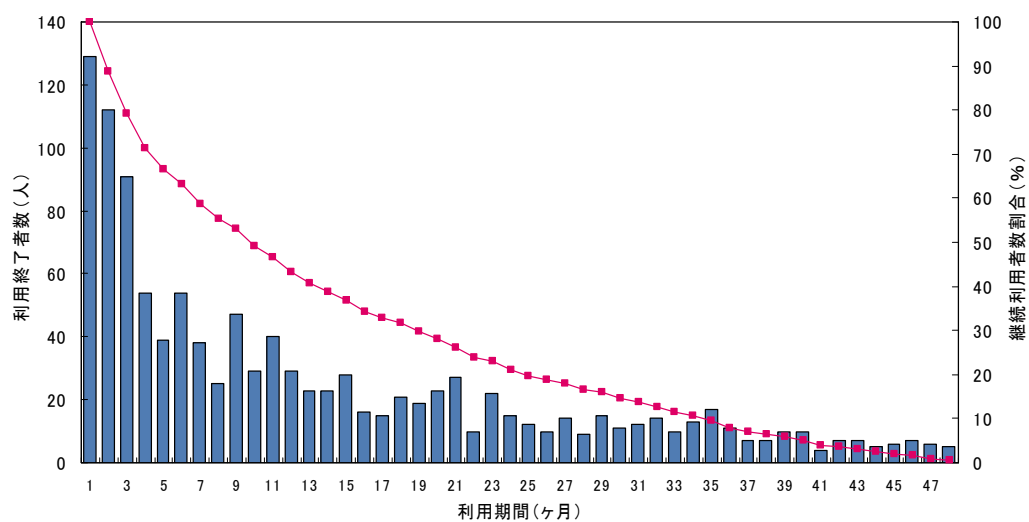
2003年5月利用開始者数 : 1402人
平均利用期間 : 12.1ヶ月

介助用車いす(要介護4)



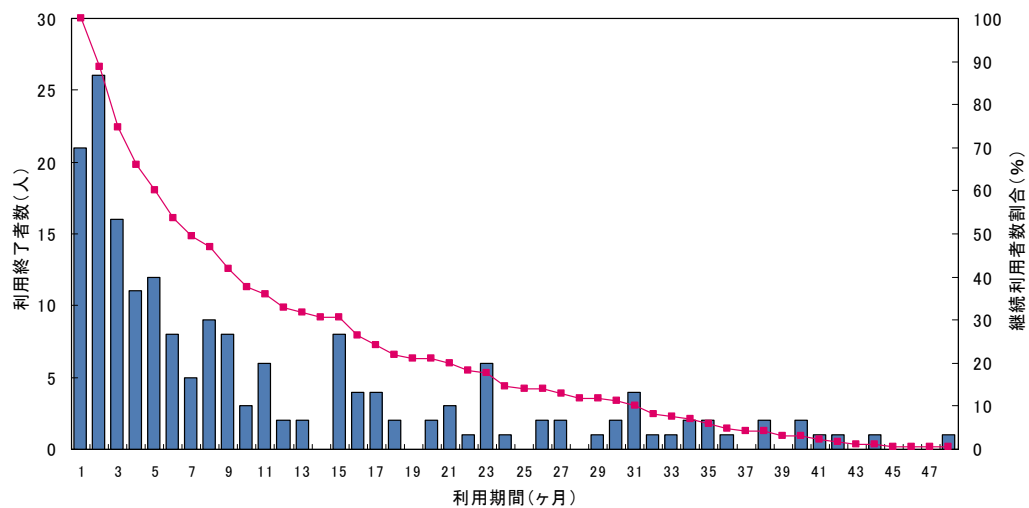
2003年5月利用開始者数 : 1158人
平均利用期間 : 13.1ヶ月

後輪駆動式車いす(要介護4)

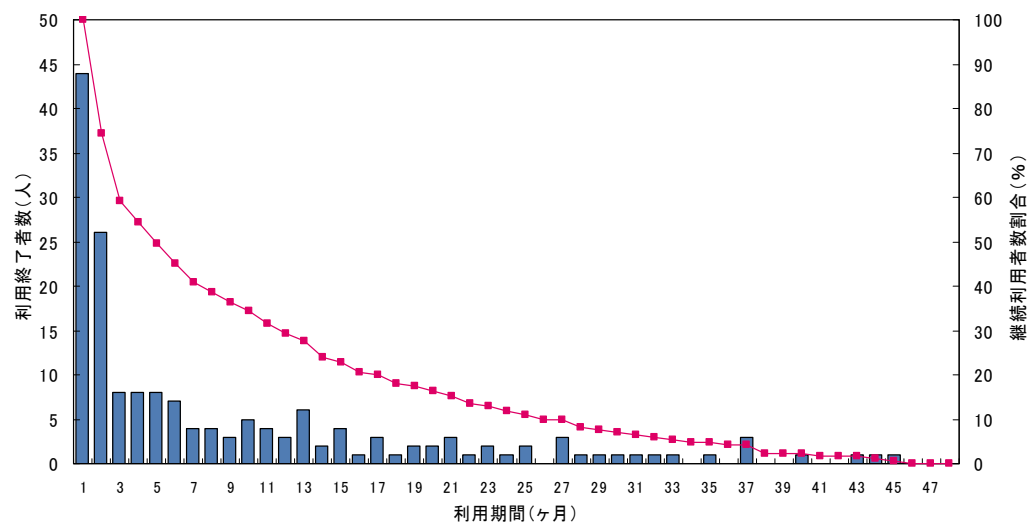


2003年5月利用開始者数 : 186人
平均利用期間 : 10.8ヶ月

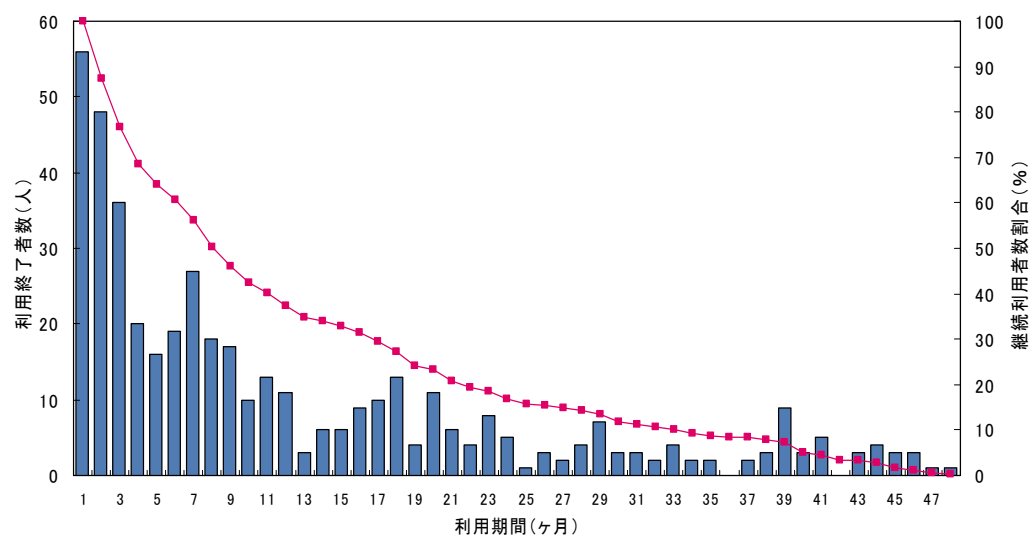
モジュラ車いす(要介護4)



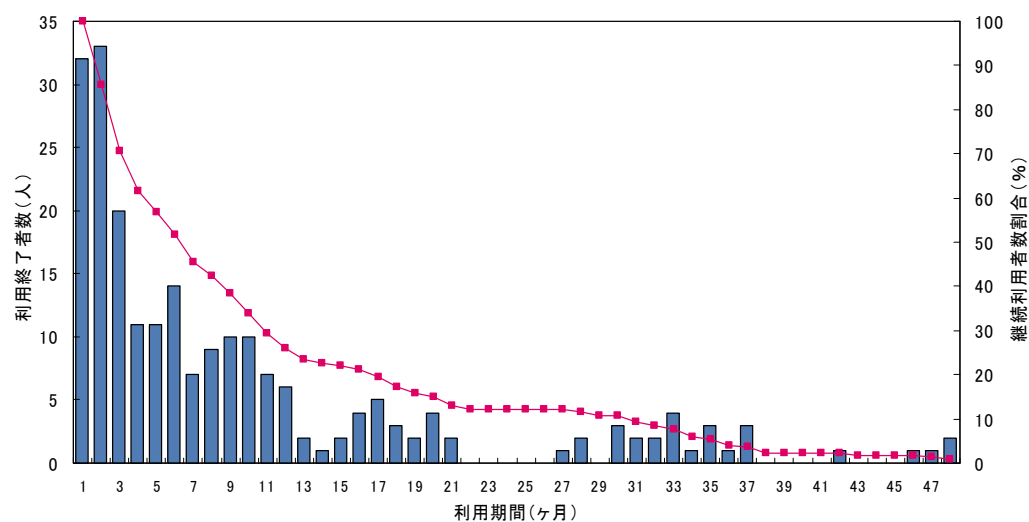
2003年5月利用開始者数 : 171人 姿勢変換機能付き車いす(要介護4)
 平均利用期間 : 9.2ヶ月



2003年5月利用開始者数 : 446人 携帯用スロープ(要介護4)
 平均利用期間 : 12.1ヶ月

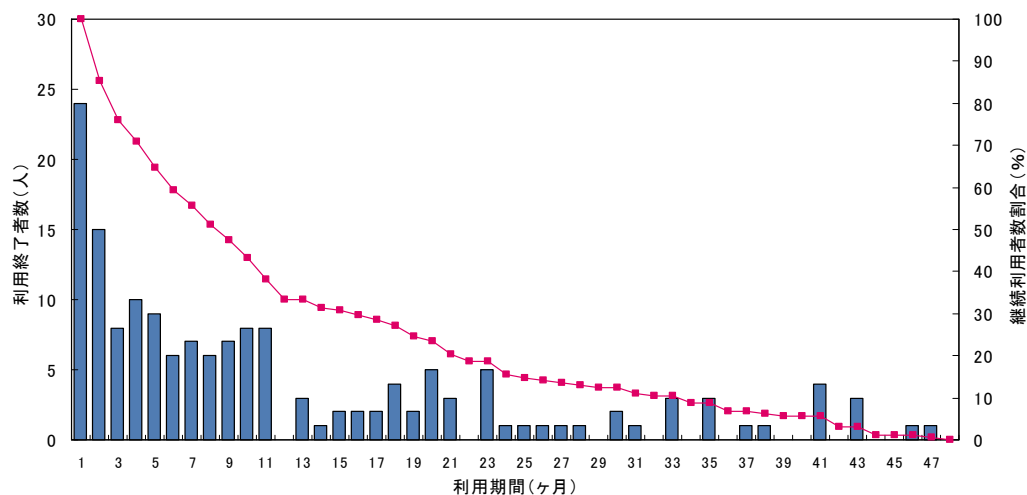


2003年5月利用開始者数 : 222人 歩行車(要介護4)
 平均利用期間 : 9.2ヶ月



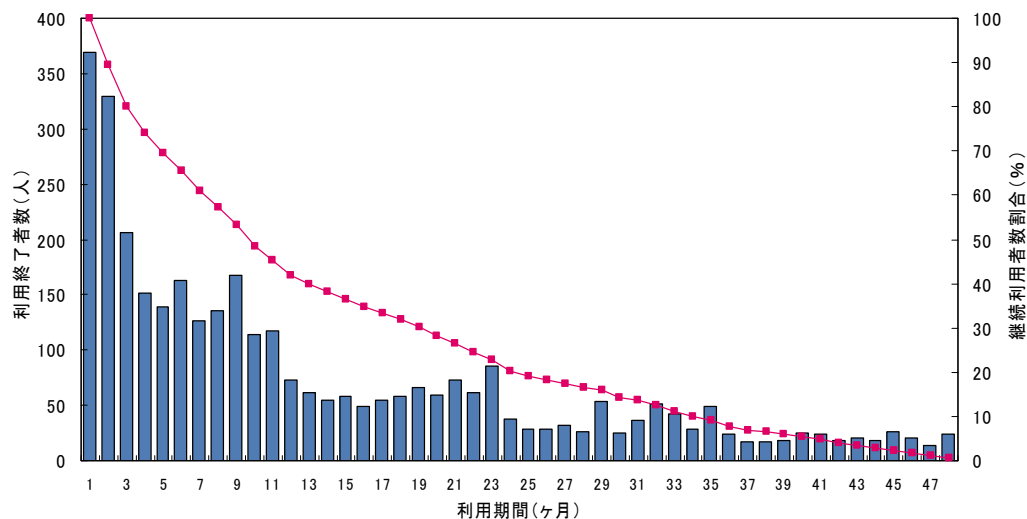
2003年5月利用開始者数 : 162人
平均利用期間 : 11.7ヶ月

四脚杖(要介護4)



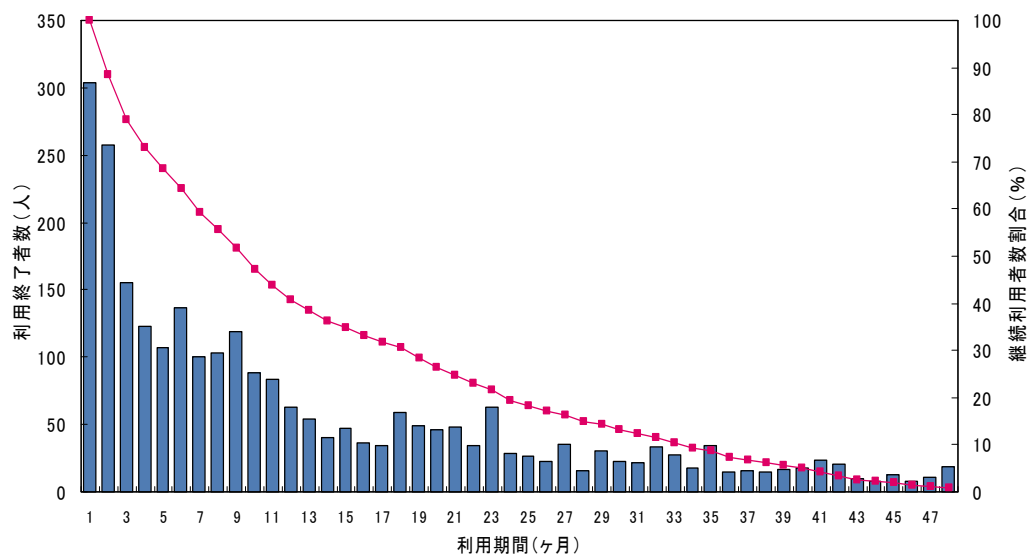
2003年5月利用開始者数 : 3476人
平均利用期間 : 13.1ヶ月

電動ギャッチベッド(要介護4)



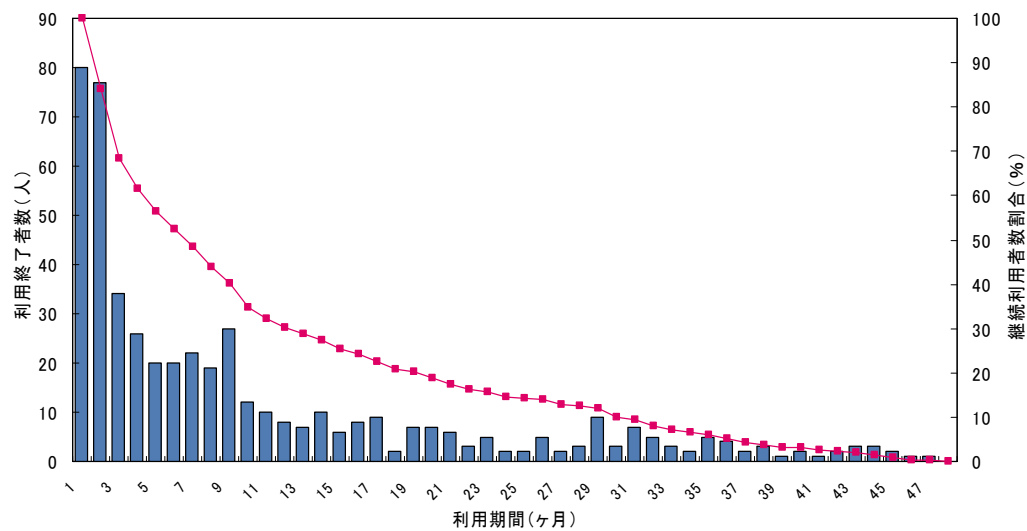
2003年5月利用開始者数 : 2664人
平均利用期間 : 12.6ヶ月

マットレス(要介護4)



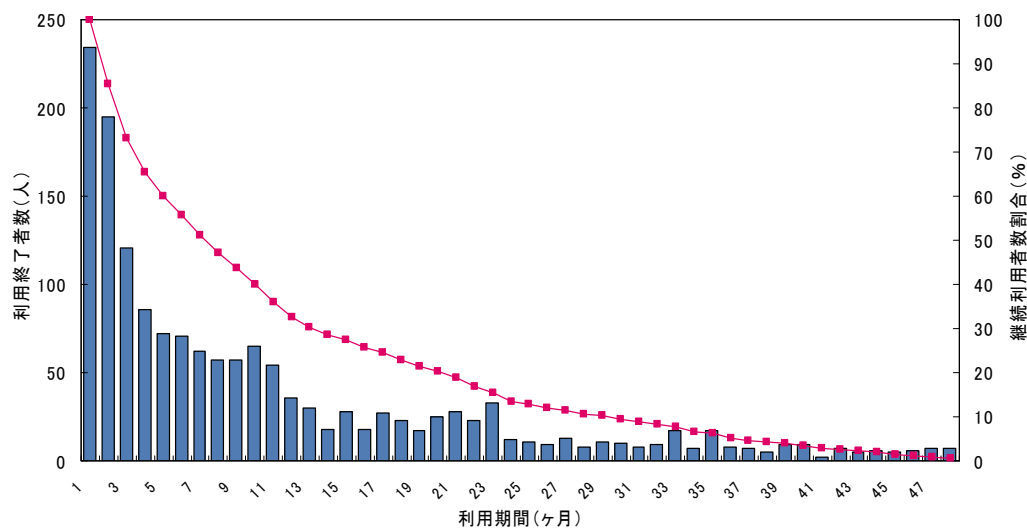
2003年5月利用開始者数 : 498人
平均利用期間 : 10.4ヶ月

褥瘡予防マットレス及びカバー(要介護4)



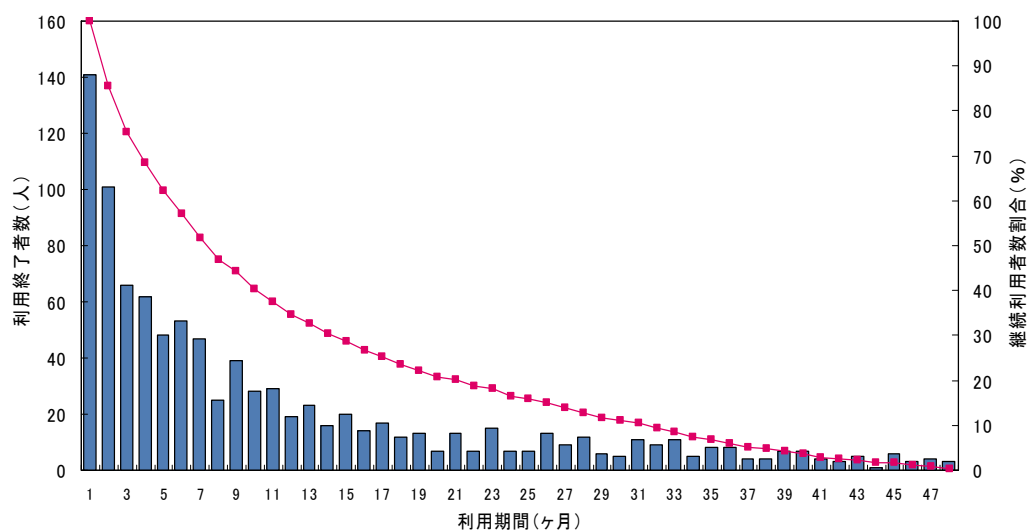
2003年5月利用開始者数 : 1595人
平均利用期間 : 10.5ヶ月

特殊な褥瘡予防装置(要介護4)



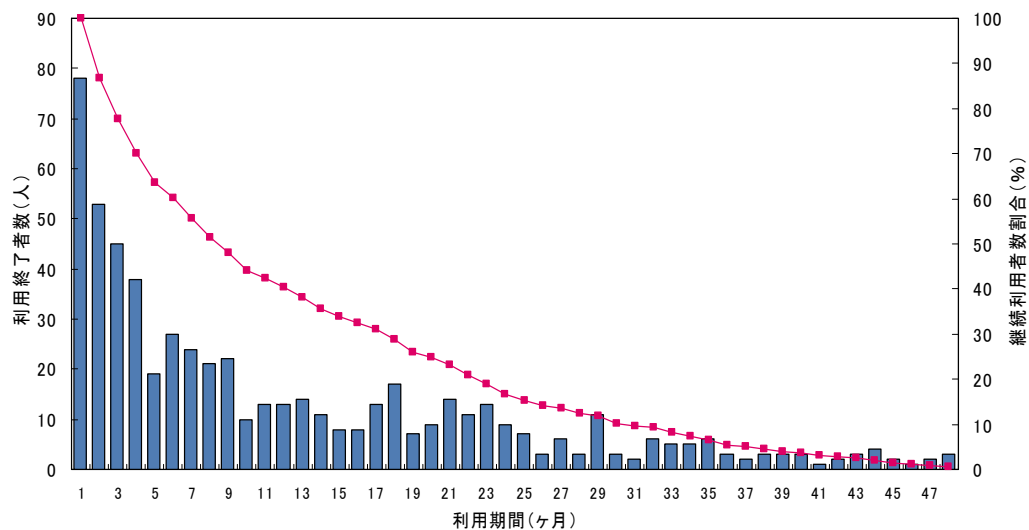
2003年5月利用開始者数 : 977人
平均利用期間 : 11.1ヶ月

介助用車いす(要介護5)



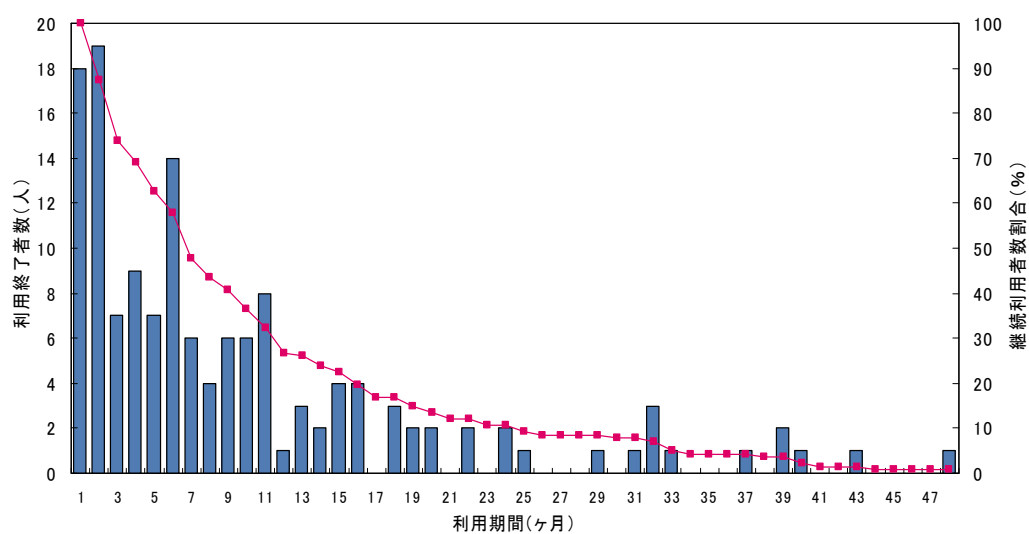
2003年5月利用開始者数 : 586人
平均利用期間 : 11.8ヶ月

後輪駆動式車いす(要介護5)

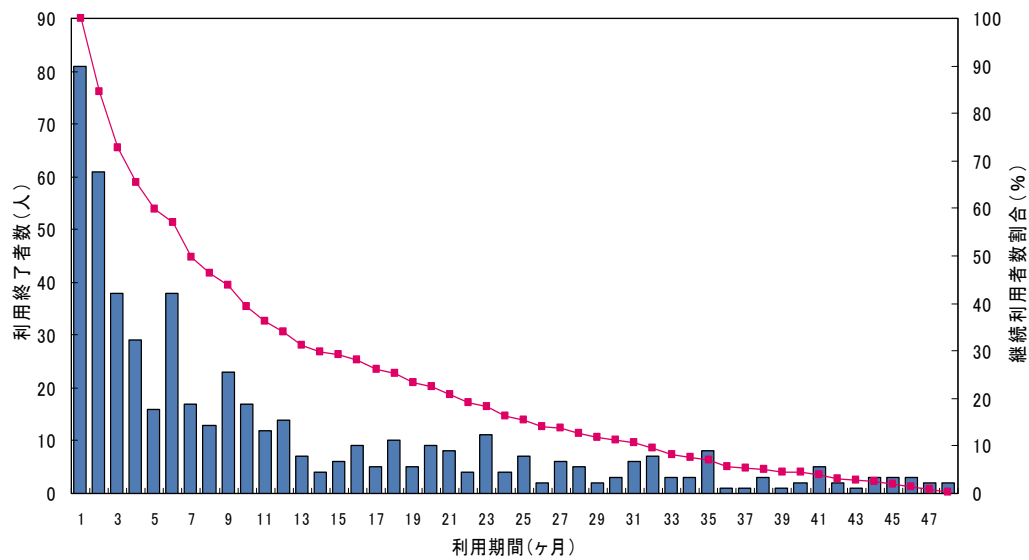


2003年5月利用開始者数 : 142人
平均利用期間 : 9.5ヶ月

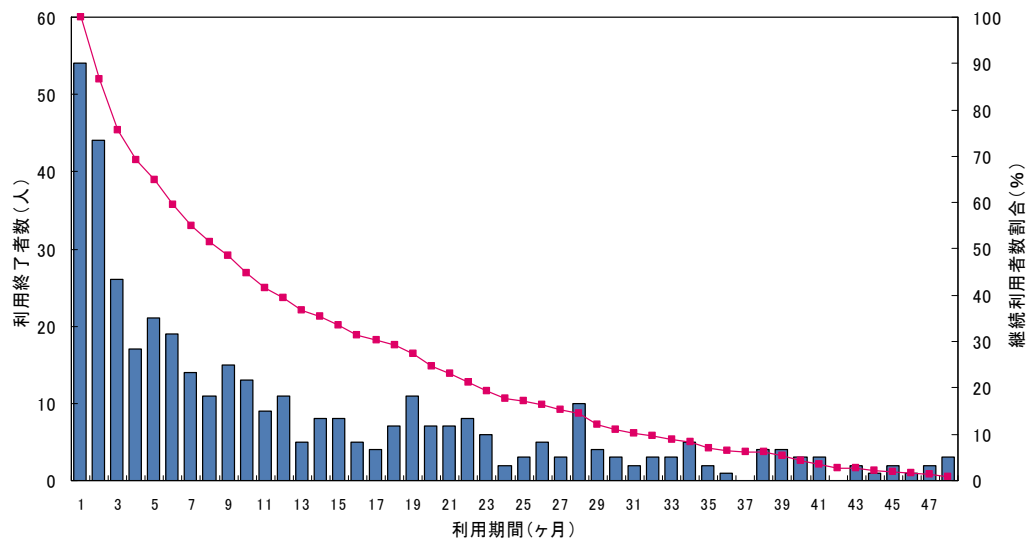
モジュラ車いす(要介護5)



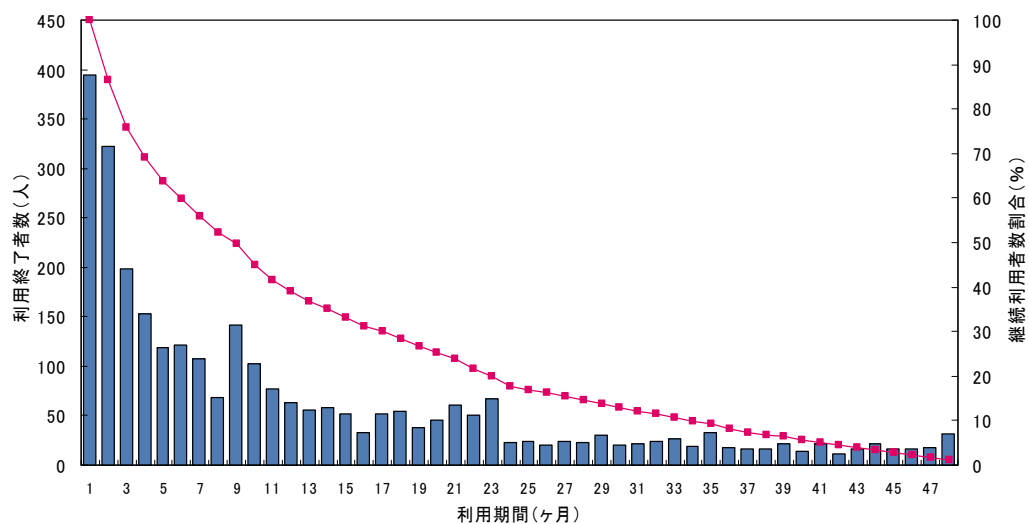
2003年5月利用開始者数 : 522人
 平均利用期間 : 11.1ヶ月
 姿勢変換機能付き車いす(要介護5)



2003年5月利用開始者数 : 401人
 平均利用期間 : 11.8ヶ月
 携帯用スロープ(要介護5)

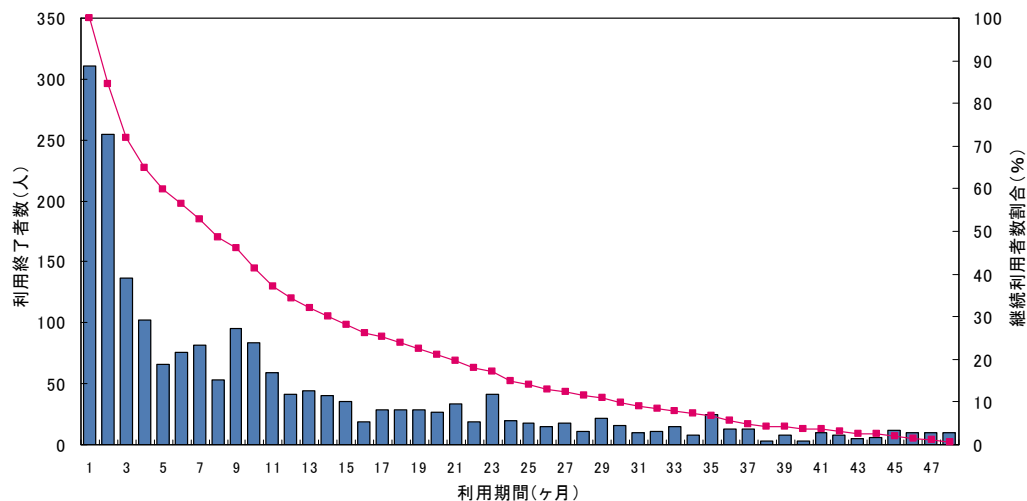


2003年5月利用開始者数 : 2958人
 平均利用期間 : 11.9ヶ月
 電動ギャッチベッド(要介護5)



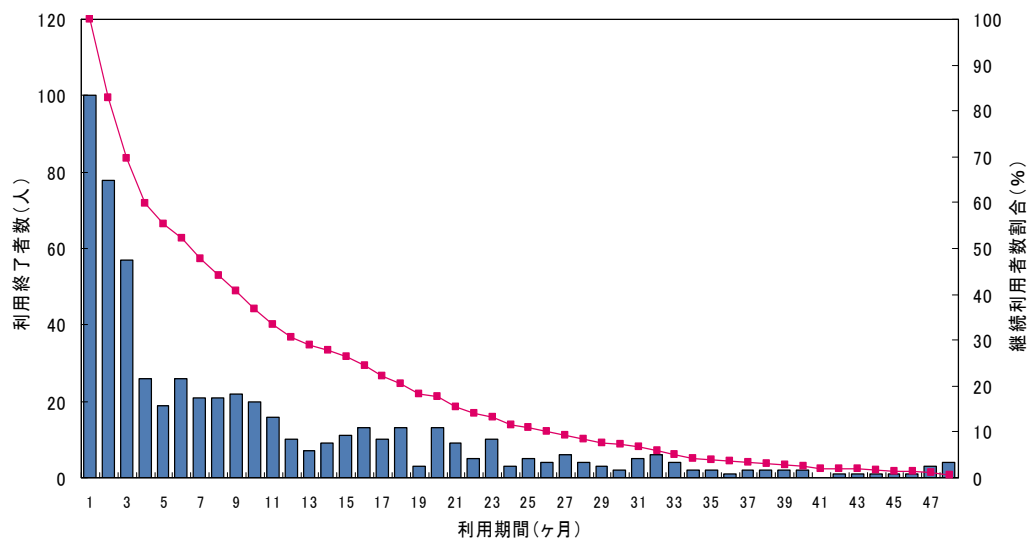
2003年5月利用開始者数 : 2006人
平均利用期間 : 10.8ヶ月

マットレス(要介護5)



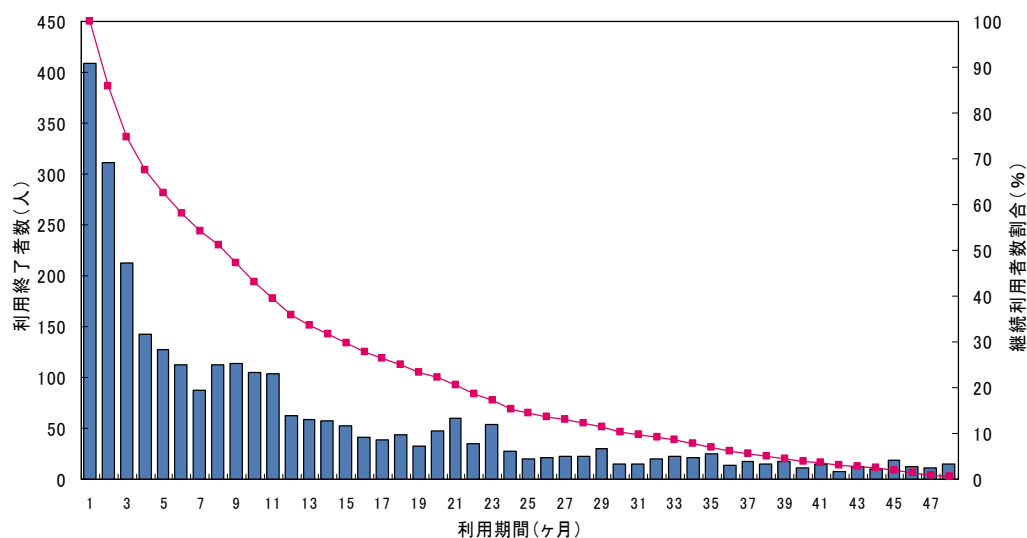
2003年5月利用開始者数 : 586人
平均利用期間 : 9.4ヶ月

褥瘡予防マットレス及びカバー(要介護5)



2003年5月利用開始者数 : 2863人
平均利用期間 : 11.3ヶ月

特殊な褥瘡予防装置(要介護5)



◎福祉用具利用者数

(単位：人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介助用車いす	168	1,255	1,341	1,241	1,402	977	6,384
後輪駆動式車いす	172	1,265	1,436	1,301	1,158	586	5,918
モジュラ車いす	10	95	114	116	186	142	663
姿勢変換機能付き車いす	3	37	32	67	171	522	832
電動車いす	10	37	39	26	24	7	143
電動三輪車・電動四輪車	327	615	202	76	22	4	1,246
褥瘡予防クッション	6	47	50	46	66	87	302
駆動ユニット	1	17	9	6	3	0	36
携帯用スロープ	11	105	176	284	446	401	1,423
歩行車	252	1,168	784	452	222	75	2,953
四脚杖	144	608	413	256	162	38	1,621
電動ギャッチベッド	1,450	5,448	4,305	3,500	3,476	2,958	21,137
ハイ・ロー・ベッド	0	3	0	2	0	1	6
マットレス	1,141	4,428	3,446	2,782	2,664	2,006	16,467
褥瘡予防マットレス及びカバー	45	244	238	368	498	586	1,979
特殊な褥瘡予防装置	30	216	381	682	1,595	2,863	5,767
体位変換用クッション	0	0	1	0	0	1	2
握りバー、握り	8	40	46	32	20	12	158
吊り上げ式床走行リフト	4	6	4	7	15	21	57
機器用設置型リフト	4	9	11	33	36	27	120
段差解消機	0	7	13	21	34	31	106
起立・着座補助機構付き座・椅子	33	190	153	85	56	19	536
トイレ用簡易手すり（背もたれ付きを含む。）	32	221	228	176	126	43	826
徘徊老人監視システム	0	0	7	10	4	2	23

◎福祉用具の平均利用期間

(単位：月)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介助用車いす	12.6	14	12.7	12.4	12.1	11.1	12.5
後輪駆動式車いす	12	13.9	14.1	13.5	13.1	11.8	13.4
モジュラ車いす	19.3	13.2	13.5	9.8	10.8	9.5	11.3
姿勢変換機能付き車いす	0.7	8.6	12.1	7	9.2	11.1	10.3
電動車いす	4.7	12.8	11.8	10.1	9.1	20.9	11.2
電動三輪車・電動四輪車	19.5	18.6	16.2	11.8	13	11.8	17.9
褥瘡予防クッション	10.8	14.5	12.9	12.4	13	11.4	12.6
駆動ユニット	6	9.5	5.3	16.2	8.3	0	9.4
携帯用スロープ	6.9	11.5	11.2	11.2	12.1	11.8	11.6
歩行車	15.6	13	11	10.5	9.2	8.1	11.9
四脚杖	13.8	12.2	12.3	11.3	11.7	12.4	12.2
電動ギャッチベッド	20.1	18.7	15.9	13.7	13.1	11.9	15.5
ハイ・ロー・ベッド	0	18.7	0	7.5	0	2	12.2
マットレス	20.1	18.3	15.4	13.4	12.6	10.8	15.2
褥瘡予防マットレス及びカバー	11	11.3	10.1	10.2	10.4	9.4	10.2
特殊な褥瘡予防装置	8.3	7.7	8.2	8.9	10.5	11.3	10.4
体位変換用クッション	0	0	7	0	0	7	7.0
握りバー、握り	13.3	14	10.6	15.7	14.7	11	13.2
吊り上げ式床走行リフト	17.5	14.2	11.5	7.3	9.8	13.7	12.1
機器用設置型リフト	8.5	10.4	18.8	9.8	10.5	10.8	11.1
段差解消機	0	9.1	12.2	16.9	15.9	17.4	15.6
起立・着座補助機構付き座・椅子	15.8	15.6	14.5	12.8	11.5	10.8	14.3
トイレ用簡易手すり（背もたれ付きを含む。）	19.7	15.4	14.4	11.9	11.5	11	13.7
徘徊老人監視システム	0	0	5.6	9.7	2.8	5	6.8

2. 3. 2 用具に着目した集計

個々の用具に着目した集計における主要な用具の平均利用期間は概ね以下の状況である。

- 介助用車いす 11.4 ヶ月、後輪駆動式車いす 12.0 ヶ月、車いす全体 11.7 ヶ月、電動ギャッチベッド 13.9 ヶ月である。
- 利用者に着目した主計結果と比較すると、いずれの用具も 1.1 ヶ月から 1.6 ヶ月程度、利用期間が短縮されている。

主要用具の平均利用期間（利用者ベース集計との比較）

種目名		①用具ベース集計 (A)	②利用者ベース集計 (B)	(A)－(B)
介助用車いす	利用者数	6,900	6,382	-1.1
	平均利用期間	11.4	12.5	
後輪駆動式車いす	利用者数	6,698	5,918	-1.4
	平均利用期間	12.0	13.4	
(車いす 計)	利用者数	13,595	12,300	-1.3
	平均利用期間	11.7	13.0	
電動ギャッチベッド	利用者数	23,593	21,137	-1.6
	平均利用期間	13.9	15.5	

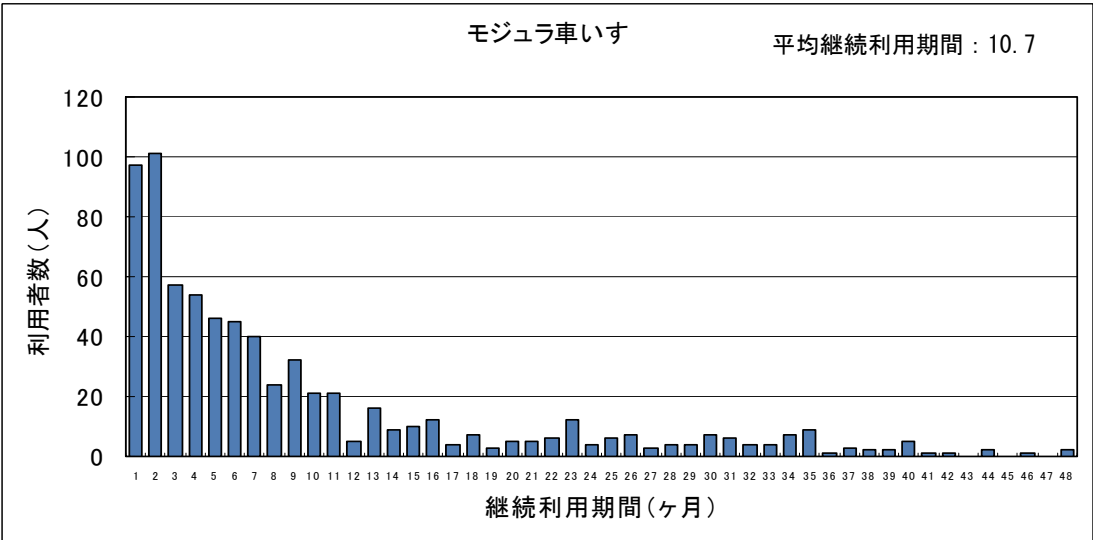
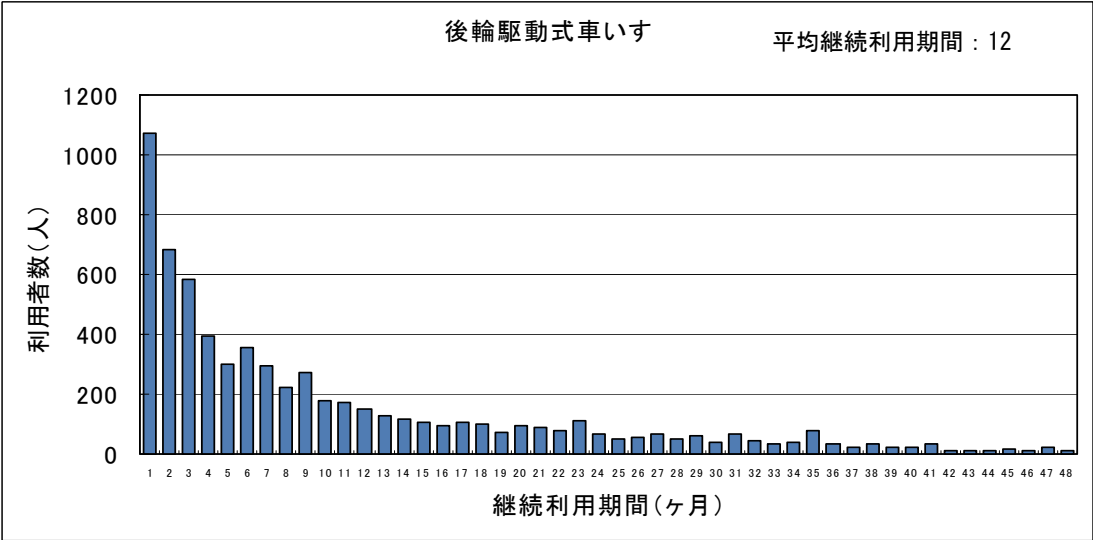
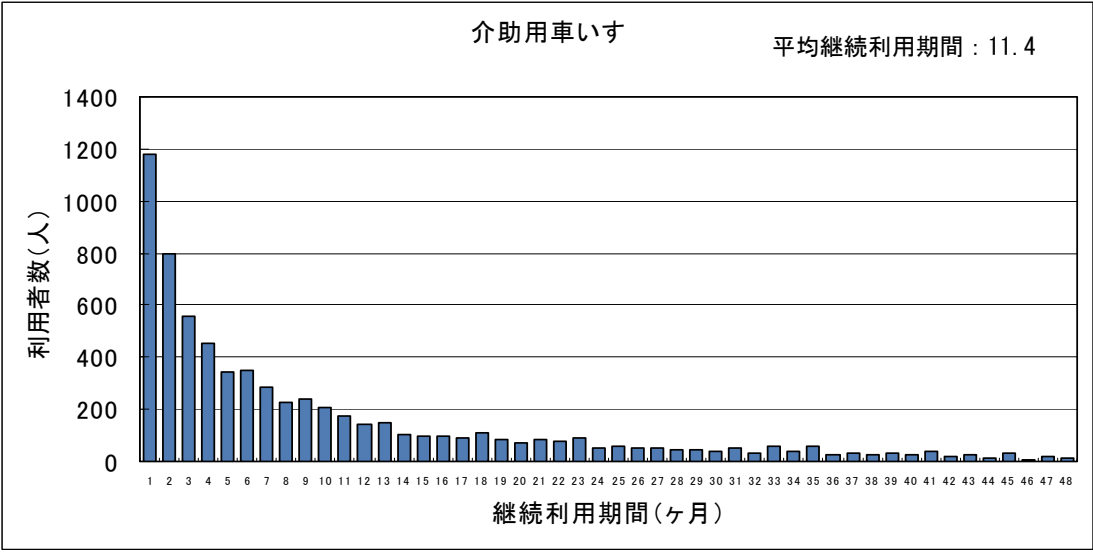
用具別の利用期間の集計結果を次頁以降に示す。

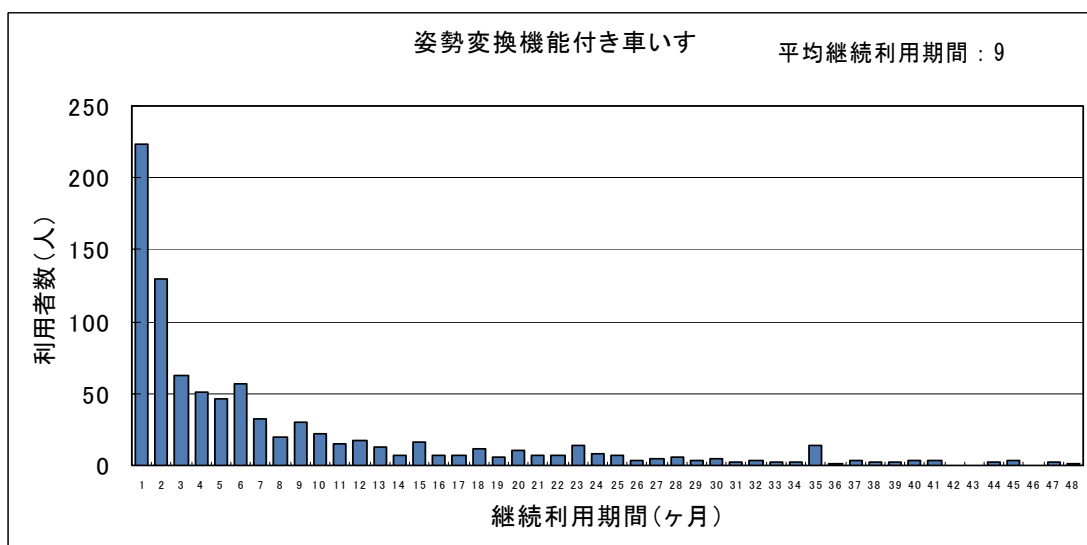
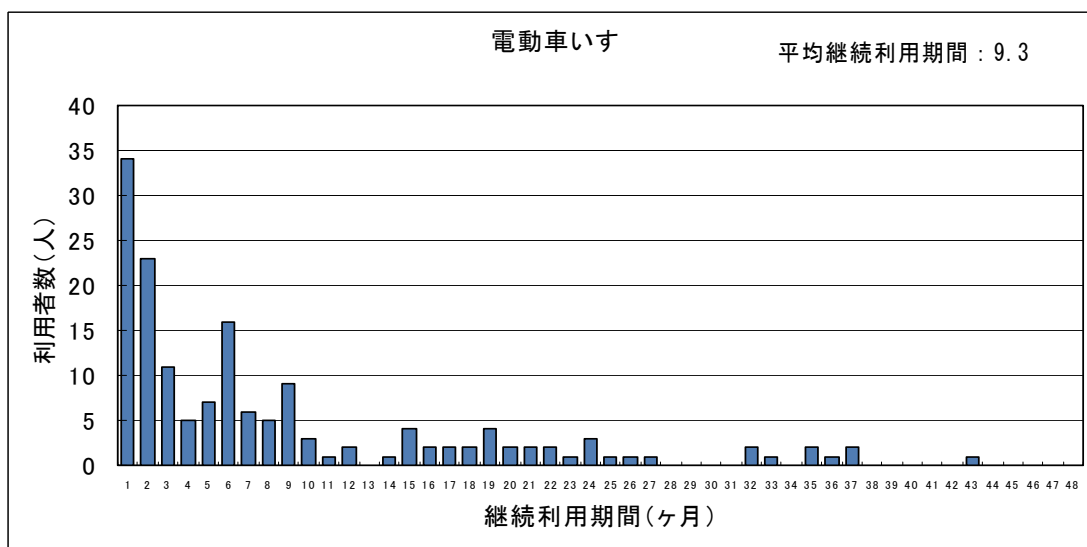
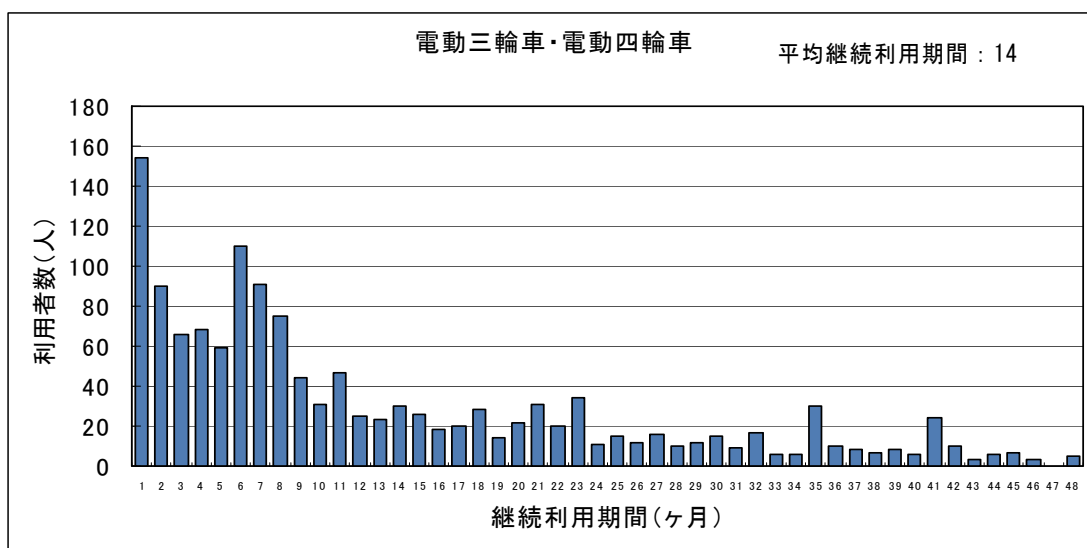
主な傾向として以下の 3 点が指摘できるが、これは利用者に着目した集計で把握された結果と同じである。

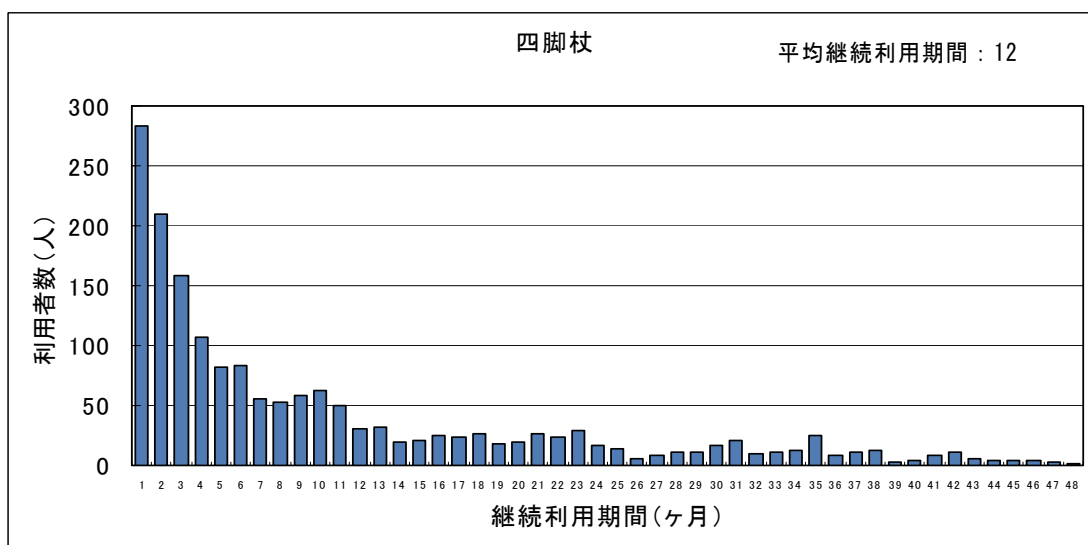
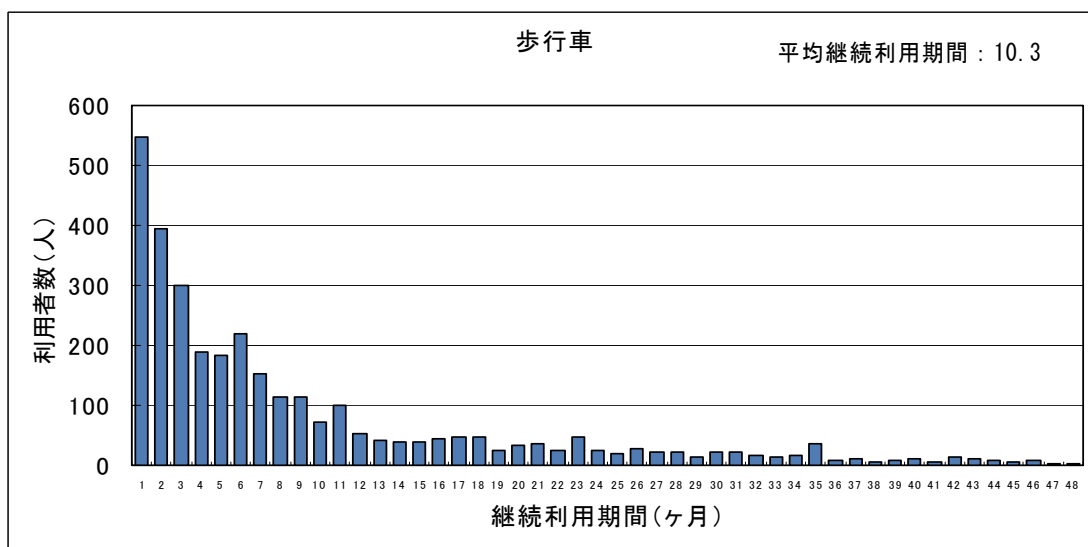
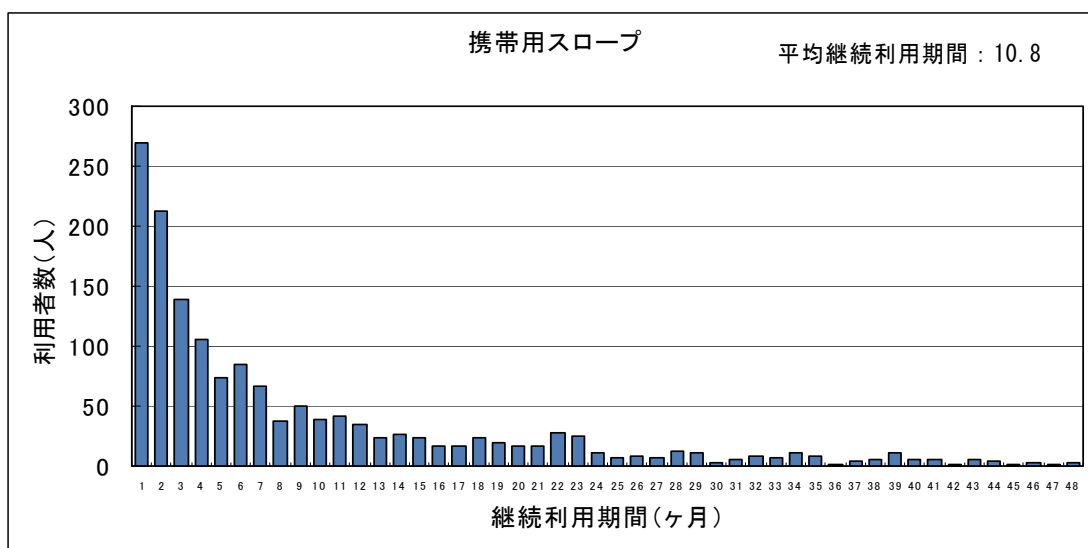
- ほとんどの用具は、3 ヶ月程度までの短期利用にピークがあり、以降は利用期間の経過に従って継続利用者が漸減する傾向を示している。
- 電動三輪車・電動四輪車、電動車いすについては、6 ヶ月前後にも小さいピークがある。
- 電動ギャッチベッド、マットレスについては、41 ヶ月の利用にも小さいピークが見られる。

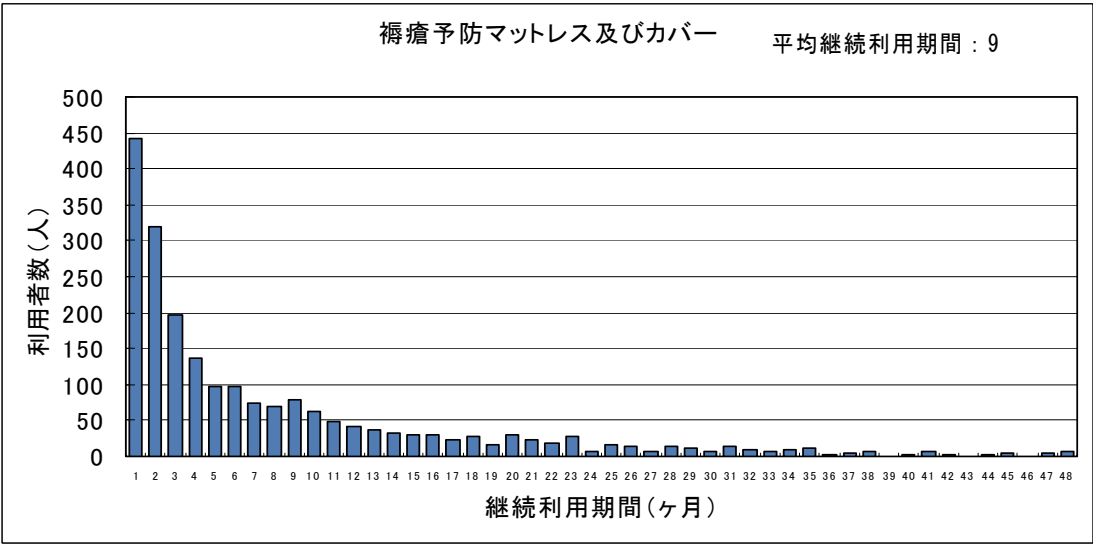
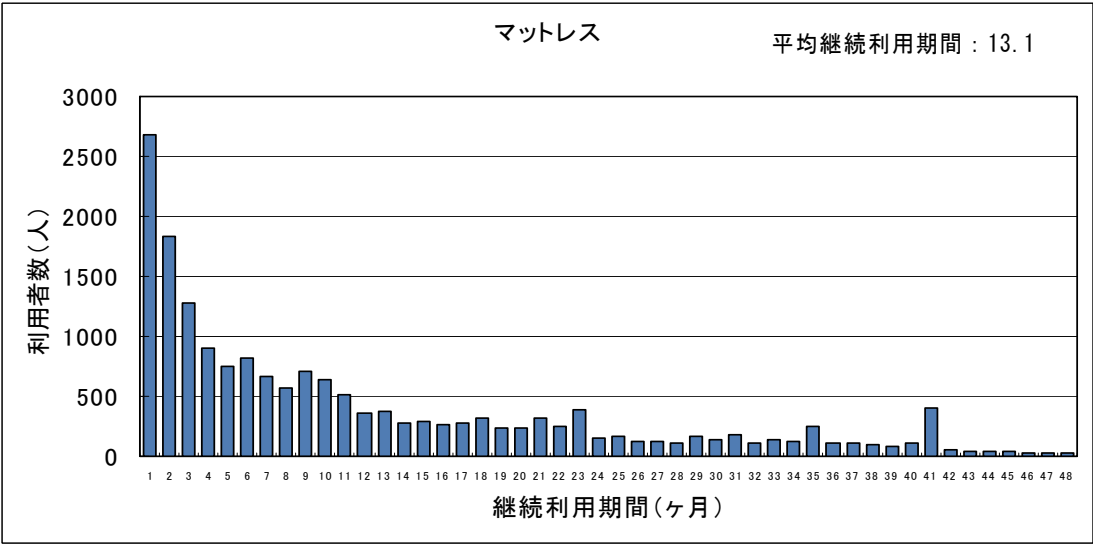
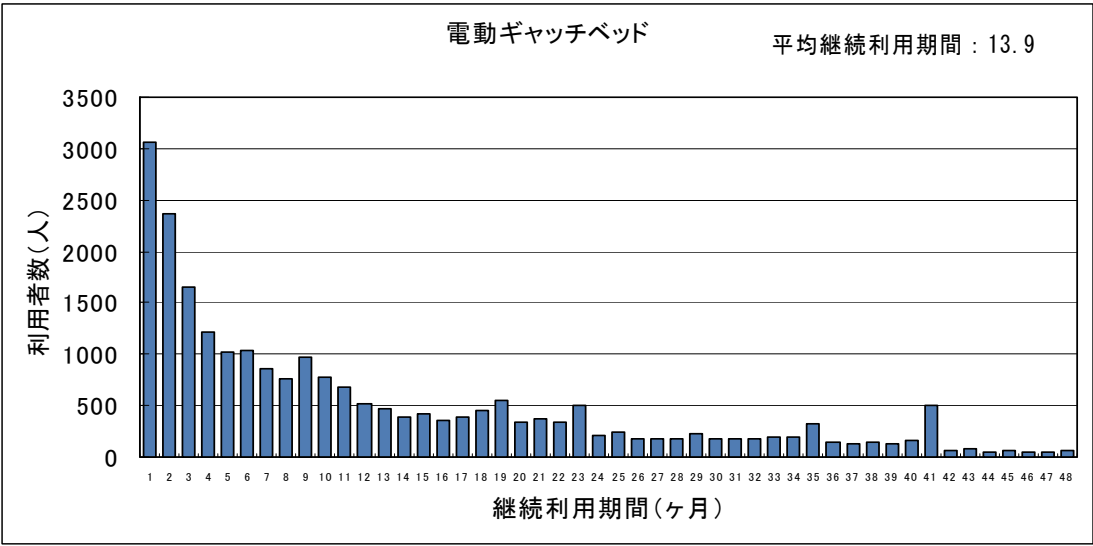
用具別の利用期間の傾向については、下記の点が指摘できる。

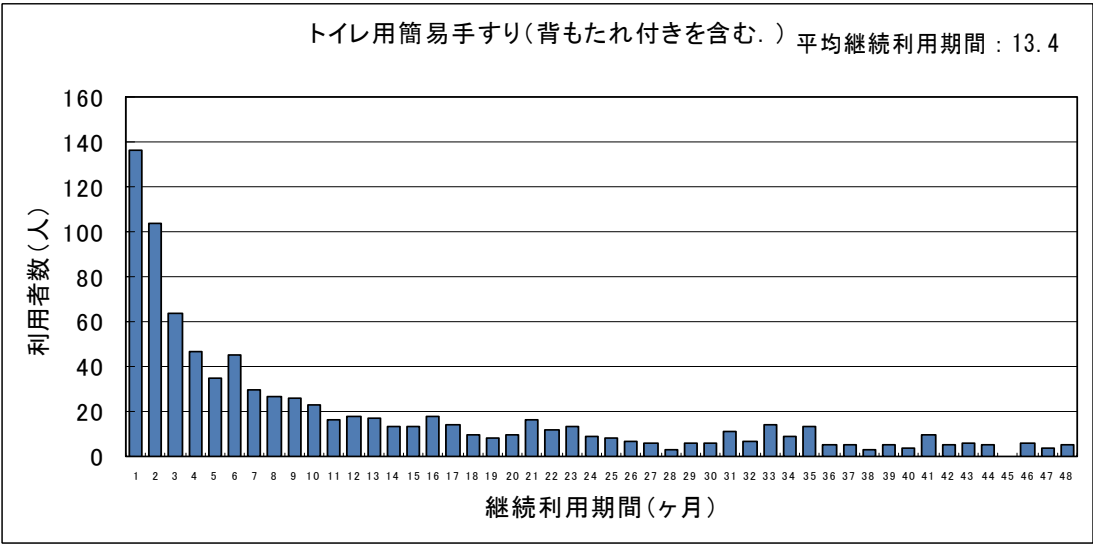
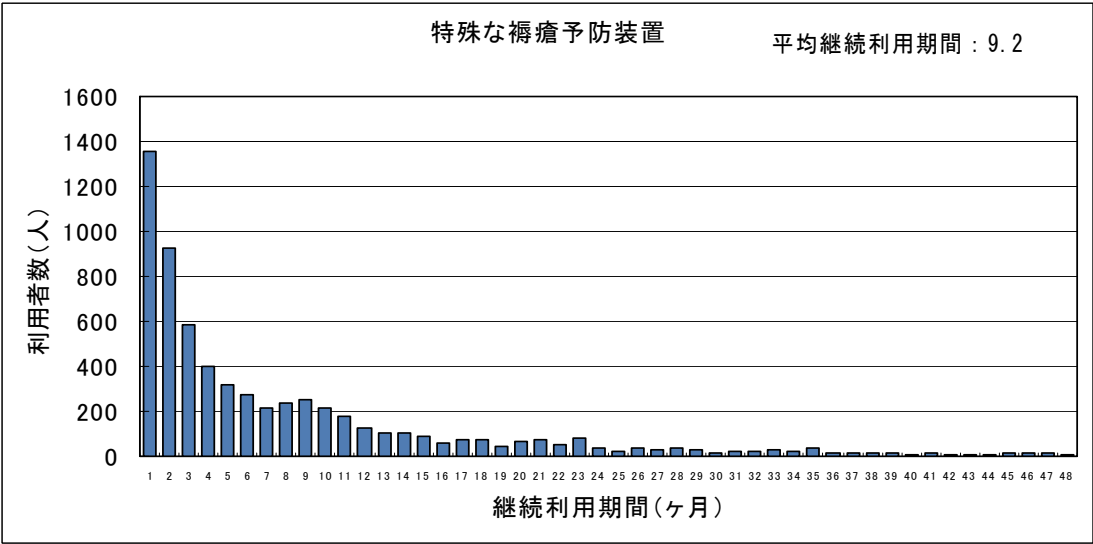
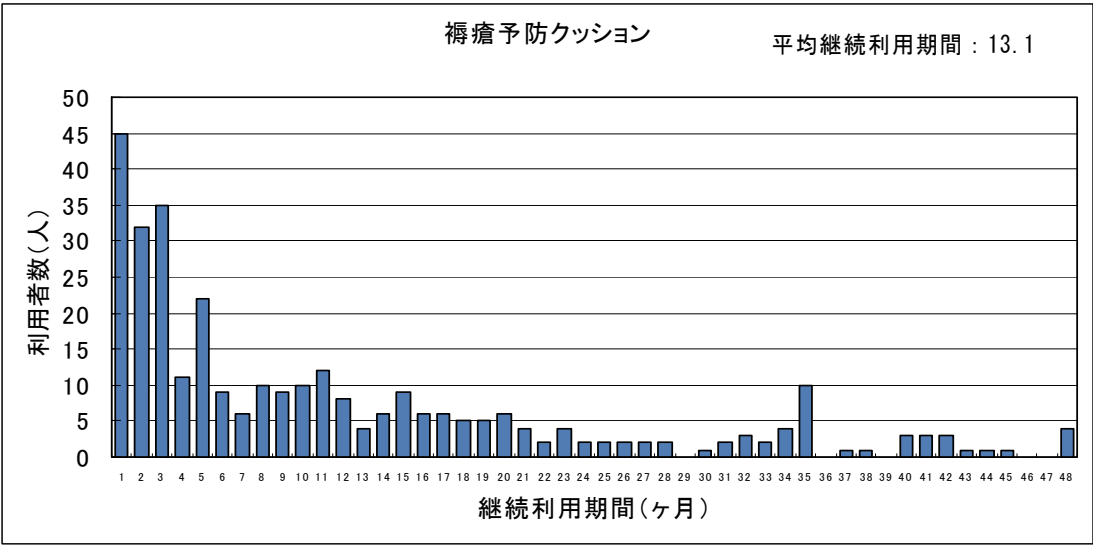
- 集計対象となる利用件数がある程度確保されている用具の平均利用期間を見ると、最も期間が長いのは電動三輪車・電動四輪車の 14 ヶ月、最も期間が短いのは姿勢変換機能付き車いす及び褥瘡予防マットレス及びカバーの 9.0 ヶ月で、概ね 10～12 ヶ月くらいの範囲に収まる用具が多い。
- 用具分野別での利用期間の長短の傾向は見られない。
- ほとんどの用具の利用において、利用開始時のピーク利用者に対して 20%程度の利用者まで減少するのはほぼ 10 ヶ月程度であり、利用継続期間の経過に応じた利用者の中期的減少ペースはほぼ共通している。
- 従って、平均利用期間の長短の差は初期の短期利用者の割合に影響される部分が多い。

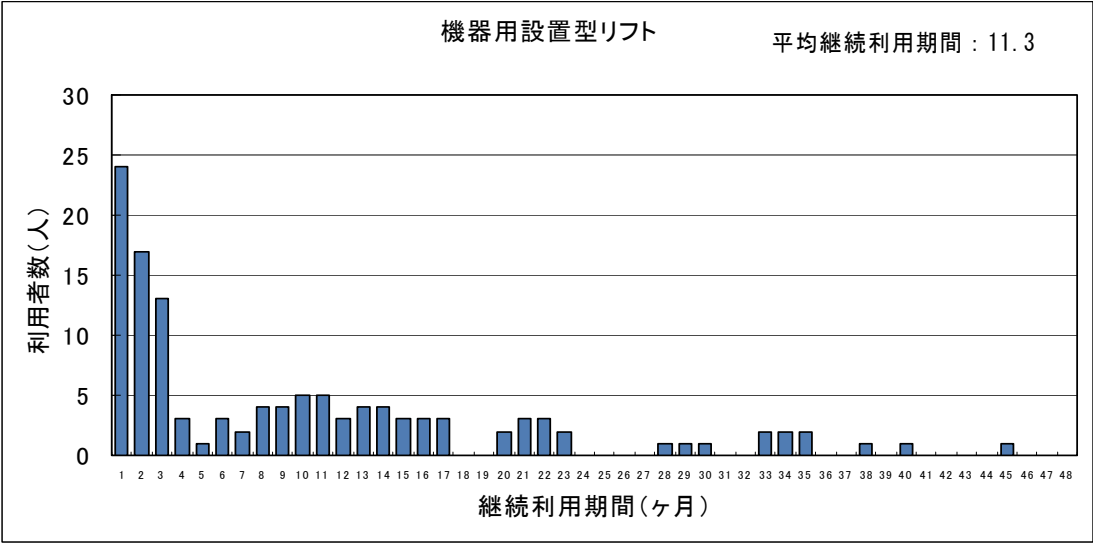












2. 4 全国における貸与価格の状況

福祉用具の種類別に、給付額シェアの概ね第3位までの商品について、シェア、価格（単位数）の分布、受給者別のレンタル価格¹（給付単位数）の十分位数²を算出した。算出された福祉用具種類別の貸与価格分散の傾向は、H19年度に実施した2005年4月～2006年3月までのデータ集計の結果と基本的に変わりはなかった。

主な福祉用具の平均貸与価格及び分散状況については、以下に示す。

2. 4. 1 車いす

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
介助用車いす	00***-000***	8095	6.7	6.1	634	500	600	800
	00***-001***	8144	6.4	6.2	567	400	600	700
	00***-002***	6321	5.2	4.8	583	514	600	600
後輪駆動式車いす	00***-003***	9844	7	6.7	614	500	600	800
	00***-004***	8223	5.7	5.6	584	485	600	700
	00***-005***	6196	4.8	4.2	633	500	600	800
	00***-006***	6010	4.8	4.1	673	600	700	700
前輪駆動式車いす	00***-007***	2	100	100	175	75	175	275
片手駆動式車いす	00***-008***	30	55.3	42.3	894	500	800	1320
	00***-009***	35	34.6	49.3	727	440	800	800
	00***-010***	4	6.8	5.6	688	345	800	940
モジュラ車いす	00***-011***	1039	5.6	5.7	710	600	700	800
	00***-012***	323	5.2	1.8	2341	1500	2500	2500
	00***-013***	951	5.2	5.2	786	600	800	900
	00***-014***	1105	5.1	6.1	662	588	600	800
	00***-015***	864	5.1	4.7	780	700	800	800
姿勢変換機能付き車いす	00***-019***	1713	13.1	14.5	769	600	800	800
	00***-020***	1322	9.3	11.2	748	600	700	808
	00***-021***	741	6.8	6.3	846	800	800	1000
電動三輪車・電動四輪車	00***-022***	6255	22.7	23.1	2185	2000	2200	2500
	00***-023***	4499	15.3	16.6	2139	1900	2200	2400
	00***-024***	2503	8.9	9.3	2221	2000	2300	2500
電動車いす	00***-025***	543	15.3	14.4	2447	2300	2500	2600
	00***-026***	418	11.2	11.1	2343	2000	2300	2600
	00***-027***	369	10.2	9.8	2200	2000	2300	2500

¹ 受給者が当該商品を利用している期間中の平均給付単位数をレンタル価格として定義を行った。

² 受給者別のレンタル価格（給付単位数）を昇順に並べ替え、件数を10等分したときの境界にあたる価格。レンタル価格（給付単位数）が安いほうから10%に位置する値を第1十分位、20%に位置する値を第2十分位、・・・、90%に位置する値を第9十分位、最大値を第10十分位と呼ぶ。

2. 4. 2 車いす付属品

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
褥瘡予防クッション	00***-000***	6480	70.6	69.9	203	190	200	200
	00***-001***	1644	17.6	17.7	200	173	200	200
	00***-002***	296	2.5	3.2	186	150	200	200
シート（座）・背もたれ・車いす用パッド・クッション	00***-003***	5673	12.3	11.9	230	150	200	300
	00***-004***	2097	8.8	4.4	415	300	400	500
	00***-005***	3668	6.5	7.7	196	150	200	250
シート、シートクッション、外転防止ブロックシー	00***-006***	700	61.4	62.2	264	200	300	300
	00***-007***	227	21.5	20.2	202	100	180	400
	00***-008***	31	5.5	2.8	297	300	300	300
駆動ユニット	00***-009***	649	83.5	80.4	2116	1700	2200	2500
	00***-010***	33	4.3	4.1	2176	1500	2500	2500
	00***-011***	31	3.4	3.8	1989	1500	1900	2500
トレイ・車いす用テーブル	00***-012***	738	57.6	51.4	155	100	200	200
	00***-013***	272	15.7	18.9	118	80	100	200
	00***-014***	275	13.1	19.2	100	50	100	200
ブレーキ	00***-015***	323	48.9	60.3	56	50	50	50
	00***-016***	128	16.5	23.9	51	50	50	50
	00***-017***	18	12.4	3.4	318	10	250	730
ステアリング装置・コントロール装置	00***-018***	19	100	100	103	100	100	100
タイヤ・車輪	00***-019***	45	33.4	40.2	119	100	100	150
	00***-020***	27	23.4	24.1	100	100	100	100
	00***-021***	10	13.4	8.9	240	100	100	370
バッテリー・充電器	00***-022***	43	80.7	70.5	445	200	300	500
	00***-023***	6	8.8	9.8	292	100	275	500
	00***-024***	4	5.7	6.6	200	95	225	285

2. 4. 3 特殊寝台・特殊寝台付属品

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
褥瘡予防ベッド	00***-000***	50	58.2	19.1	2144	2099	2200	2200
	00***-001***	212	41.8	80.9	375	190	200	880
電動ギャッチベッド	00***-002***	68023	13.2	13.4	925	700	900	1100
	00***-003***	50076	12	9.8	1224	1029	1200	1400
	00***-004***	54788	10.5	10.8	962	800	1000	1100
ハイ・ロー・ベッド	00***-005***	849	19	18.5	688	500	700	800
	00***-006***	922	16.7	20.1	524	500	500	650
	00***-007***	565	13.2	12.3	691	600	700	800
ベッド用テーブル	00***-008***	31016	34.3	20	311	200	300	400
	00***-009***	11283	10.7	7.3	241	100	250	360
	00***-010***	5163	5.8	3.3	309	200	300	400
マットレス	00***-011***	89252	18.9	20.2	221	200	200	300
	00***-012***	63897	14.6	14.5	230	200	200	300
	00***-013***	54262	12.8	12.3	239	200	200	300
ベッド用サイドレール、 ベッド固定式起き上がり手 すり	00***-014***	93614	27.9	14.5	197	100	200	263
	00***-015***	116954	12.5	18.2	65	48	50	100
	00***-016***	22046	6.7	3.4	208	100	200	400
スライディングボード・ス ライディングマット	00***-017***	657	36.7	61.4	131	90	100	200
	00***-018***	235	28	22	236	150	210	300
	00***-019***	60	24	5.6	694	200	800	850
作業用テーブル	00***-020***	15806	93.4	92.9	356	250	400	500
	00***-021***	680	3.6	4	311	200	300	400
	00***-022***	293	1.6	1.7	398	300	400	500
特殊いす	00***-023***	72	100	100	657	500	700	800
ベッド延長装置 その他	00***-024***	306	48.5	42.6	435	100	200	1000
	00***-025***	115	22.8	16	446	50	400	983
	00***-026***	160	19.1	22.3	245	100	200	400
	00***-027***	2326	33.7	50.9	65	20	50	100
	00***-028***	339	20.8	7.4	335	50	333	600
	00***-029***	694	12.2	15.2	82	50	50	100
脚延長装置	00***-030***	203	77.4	51.7	314	50	500	500
	00***-031***	112	10.6	28.5	68	50	50	100
	00***-032***	37	5	9.4	98	50	50	200

2. 4. 4 床ずれ防止用具・体位変換器

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
褥瘡予防マットレス及びカバー	00***-000***	8267	12.7	12.2	626	500	600	800
	00***-001***	5911	9.8	8.7	629	500	600	800
	00***-002***	2938	5.7	4.3	640	500	600	800
特殊な褥瘡予防装置	00***-003***	23664	28.8	24.4	936	800	1000	1200
	00***-004***	25011	21.1	25.8	603	500	600	700
	00***-005***	8360	12.8	8.6	1233	1000	1200	1600
体位変換用クッション	00***-006***	451	21	25.2	101	100	100	100
	00***-007***	405	20	22.6	103	100	100	100
	00***-008***	98	13.6	5.5	196	100	200	300
体位変換用シーツ	00***-009***	30	43.7	69.8	157	100	125	300
	00***-010***	4	25.6	9.3	300	100	300	500
	00***-011***	3	13.1	7	200	200	200	200
簡易リフト	00***-012***	10	72.7	34.5	3540	3480	3500	3800
	00***-013***	14	14.8	48.3	579	500	500	700
	00***-014***	3	10	10.3	1000	840	1000	1160

2. 4. 5 手すり・スロープ

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
平行棒・立位保持具	00***-000***	3284	69.1	64.2	458	400	400	500
	00***-001***	932	15.4	18.2	392	200	400	500
	00***-002***	683	11.7	13.4	412	300	400	500
床置き式起き上がり用手すり	00***-003***	5917	93.7	94.3	267	200	250	350
	00***-004***	163	2.3	2.6	146	100	133	200
	00***-005***	100	2.1	1.6	246	200	200	400
手すり、支持用手すり	00***-006***	143	20.9	26.5	394	300	400	450
	00***-007***	106	19.1	19.7	403	367	400	480
	00***-008***	36	16.2	6.7	664	600	700	700
握りバー、握り	00***-009***	13150	76.7	74.2	399	200	350	600
	00***-010***	4328	22.4	24.4	442	200	481	500
	00***-011***	163	0.8	0.9	333	225	250	540
携帯用スロープ	00***-012***	18902	40.9	39.6	726	596	700	900
	00***-013***	9899	22	20.8	682	500	700	800
	00***-014***	2253	5.5	4.7	769	672	800	840
固定用スロープ	00***-015***	39	12.2	12.6	232	100	150	500
	00***-016***	18	10.1	5.8	300	50	100	800
	00***-017***	33	8.8	10.6	138	50	100	200

2. 4. 6 歩行器・歩行補助つえ

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
歩行器	00***-000***	7205	32.8	31.5	248	200	200	400
	00***-001***	3529	16.4	15.4	264	150	300	400
	00***-002***	3168	13.4	13.9	240	150	200	300
歩行車	00***-003***	7062	10.8	9.1	359	300	400	400
	00***-004***	6921	8.8	9	305	200	300	400
	00***-005***	4685	7.2	6.1	405	300	400	500
ロフトストランドクラッチ	00***-006***	474	28.4	20.3	182	100	150	300
	00***-007***	540	21.6	23.1	145	100	150	200
	00***-008***	288	1.1	12.3	129	99	100	200
腋窩支持クラッチ	00***-009***	377	21.2	21.2	141	100	150	200
	00***-010***	470	20.8	26.4	109	100	100	100
	00***-011***	136	8.6	7.6	162	50	100	213
三脚杖	00***-012***	54	64.3	62.8	135	100	100	200
	00***-013***	32	35.7	37.2	137	100	150	195
四脚杖	00***-014***	5796	16.6	14.2	129	100	100	200
	00***-015***	5796	16.5	14.2	138	100	130	200
	00***-016***	6247	13.7	15.3	102	100	100	100

2. 4. 7 認知症老人徘徊感知機器

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
徘徊老人監視システム	00***-000***	458	25.7	26.2	886	790	800	1000
	00***-001***	403	21.1	23.1	867	720	800	1200
	00***-002***	263	17.4	15.1	925	800	833	1200

2. 4. 8 移動用リフト

CCTA95	TAISコード	件数	シェア		単位数			
			単位数	件数	平均	第1十分位	第5十分位	第9十分位
吊り上げ式床走行リフト	00***-000***	538	68.5	62.8	1549	1300	1600	1600
	00***-001***	133	11.4	15.5	1470	1300	1500	1600
	00***-002***	53	6.7	6.2	1456	1140	1500	2000
台座式床走行リフト	00***-003***	1973	84.5	88.3	1218	800	1200	1600
	00***-004***	74	4.5	3.3	1980	1800	2000	2200
	00***-005***	55	3.3	2.5	2204	2000	2000	2500
椅子式リフト、椅子式移動機器	00***-006***	402	100	100	1192	1000	1200	1300
住宅用設置型リフト	00***-007***	164	33.7	34.3	3234	2200	3500	3500
	00***-008***	101	22.8	21.1	3160	1800	3500	4000
	00***-009***	94	19.3	19.7	3387	3000	3500	3500
機器用設置型リフト	00***-010***	3206	74.9	77.3	1452	1200	1400	1800
	00***-011***	468	15	11.3	1860	1600	1800	2000
	00***-012***	124	2.9	3	1275	1235	1300	1300
据置型リフト	00***-013***	1004	63.2	68.5	1774	1500	1800	1800
	00***-014***	198	14.5	13.5	1882	1500	1800	2290
	00***-015***	113	9.4	7.7	2029	1800	2000	2500
簡易リフト	00***-016***	10	72.7	34.5	3540	3480	3500	3800
	00***-017***	14	14.8	48.3	579	500	500	700
	00***-018***	3	10	10.3	1000	840	1000	1160
段差解消機	00***-019***	2768	37	37.8	2146	2000	2200	2500
	00***-020***	597	9.8	8.2	2427	2000	2300	2800
	00***-021***	489	7.2	6.7	2521	1980	2550	2800
起立・着座補助機構付き座・椅子	00***-022***	8597	33.3	38.5	977	800	1000	1200
	00***-023***	4257	16.8	19.1	977	800	1000	1300
	00***-024***	1564	10.6	7	1534	1100	1500	1800
トイレ用簡易手すり（背もたれ付きを含む。）	00***-025***	10041	39.4	37.4	319	200	300	500
	00***-026***	4711	15.2	17.6	265	150	200	500
	00***-027***	2385	9.6	8.9	308	200	300	500

3. サービス提供の実態把握

3. 1 サービス実態把握の目的

本研究は、平成 18 年度に当協会で実施した「介護保険における福祉用具貸与の実態調査 A 票¹及び B 票²」の調査結果を踏まえて実施するものであり、厚生労働省において行われている「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、検討・整理する必要な事項として論点抽出された事項について、実態把握することを主な目的として実施するものである。

調査する内容については、昨年度の調査では把握できなかった事項を中心に、具体的には以下に掲げる項目について、ヒアリング調査により実態把握することとした。

なお、調査実施時に使用した「ヒアリング調査票」と、その「実施要領」については、本報告書「Ⅱ. 資料編」を参照されたい。

主な調査内容

- ① 貸与サービス事業所の事業概要
 - ・ サービスの実施状況（介護保険サービスとその他の事業）
 - ・ 店舗の設置状況
 - ・ レンタル卸の利用状況
 - ・ 在庫、配送、消毒の実施状況
 - ・ 営業エリアの状況
 - ・ 従業員の状況
 - ・ 貸与サービスの内訳（平成 19 年 11 月の請求内訳）
- ② 福祉用具サービスと他の事業を切り分けた事業構造
 - ・ 収益構造
 - ・ 事業構造（従業員・用具の確保・支出構造）
- ③ 専門相談員の役割とサービス提供の状況
 - ・ アセスメントや利用計画、モニタリング等の実施状況
 - ・ 選定理由の説明や機能、使用方法等の説明
 - ・ 試用期間の有無
- ④ 利用期間と利用者像の把握
 - ・ 短期利用者の終了理由と主な事例
 - ・ 長期利用者の継続理由と主な事例

¹ 「介護保険における福祉用具貸与の実態調査（A 票）」は、貸与サービス事業所の損益や費用構造を把握するために行ったもの。発送数 4,502 カ所、有効回答数 195 カ所、有効回答率 4.7%。

² 「介護保険における福祉用具貸与の実態調査（B 票）」は、貸与サービス事業所の価格設定に関する意識等を把握するために行ったもの。発送数 4,502 カ所、有効回答数 1,145 カ所、有効回答率 25.4%。

3. 2 サービス実態把握の方法

3. 2. 1 調査対象事業所の選定

調査対象事業所の選定にあたっては、昨年度の調査での確な報告がなされた事業所の中から抽出することを前提にした。

選定は、事業所を幾つかの事業形態のパターンに整理し、地域性を加味しながら、年間の貸与サービス件数の多い事業所から、全 18 カ所を決定した。

抽出した事業所の事業形態別の内訳は以下のとおりである。

調査対象事業所の抽出（全 18 カ所）

	レンタル卸の利用	専門相談員の役割	設備コスト	抽出企業
A	あり	事務処理含む	自社	中国・四国（2カ所）
B	あり	事務処理含む	外注	関西（2カ所）
C	あり	特化	自社	東海・九州（2カ所）
D	あり	特化	外注	中国・四国（2カ所）
E	なし	事務処理含む	自社	北海道・関東・北陸・東北（4カ所）
F	なし	事務処理含む	外注	北陸（1カ所）
G	なし	特化	自社	関東・九州・離島（3カ所）
H	なし	特化	外注	関東・関西（2カ所）

3. 2. 2 調査方法

調査は、対象となった事業所へ実際に出向き、聞き取りながら行う、ヒアリング調査の形をとった。

各事業所とも、各設問の意図している事項が正確に汲み取れるよう、ヒアリング担当者が設問の内容と意味をきちんと説明の上で、回答戴くこととした。

また、各設問に対する回答は、当該事業所の責任者（収支の状況や人材の確保、福祉用具の管理状況等について、回答できる者）に回答戴くこととした。

さらにアセスメントやモニタリングの実施状況等の確認については、実際に当該事業所で使用しているもの、或いは、様式化されているものの添付を義務づけ、その内容を十分に確認のうえ、適切な実態把握に留意することとした。

3. 2. 3 調査期間

平成 20 年 1 月 28 日（月）～2 月 8 日（金）

3. 3 事業所の概要

3. 3. 1 サービスの実施状況

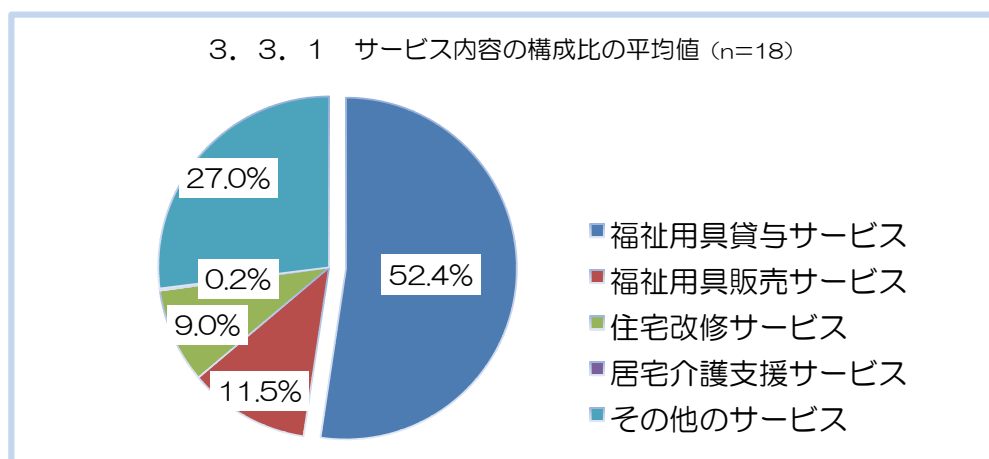
年間の収入額をベースにして、「福祉用具貸与サービス等の占める割合」について把握することとした。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ．資料編」を参照。

- 福祉用具貸与と、販売、住宅改修、居宅介護支援を併設している事業所の割合は73%であった。
- 事業所毎の結果では、最も貸与の比率の高いところで91%、逆に最も低いところは26%であった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- 併設を行っている事業所の特性としては、「全般的に福祉用具の関連サービスを行っている場合」が多く見られた。しかしながら、居宅介護支援サービスと併せて行う事業所は3事業所と極めて少なかった。
- 一方、福祉用具貸与には依存せず、障害者への補装具製作や日常生活用具の販売、あるいは、病院・診療所へ治める衛生材料や健康関連用具を扱う業務を主体とする事業所も見られた。
- その他、生命保険や損害保険の取扱店が福祉用具サービスを行っている事業所や、都心部にある事業所では、百貨店への卸販売や一般来店客への販売実績が多い事業所もあった。

サービス内容の構成比の平均値（n=18）

サービス内容	構成比	
福祉用具貸与サービス	52.4%	73.0%
福祉用具販売サービス	11.5%	
住宅改修サービス	9.0%	
居宅介護支援サービス	0.2%	
その他のサービス	27.0%	27.0%
計	100.0%	

*その他のサービスには、介護保険外の事業も含めている。



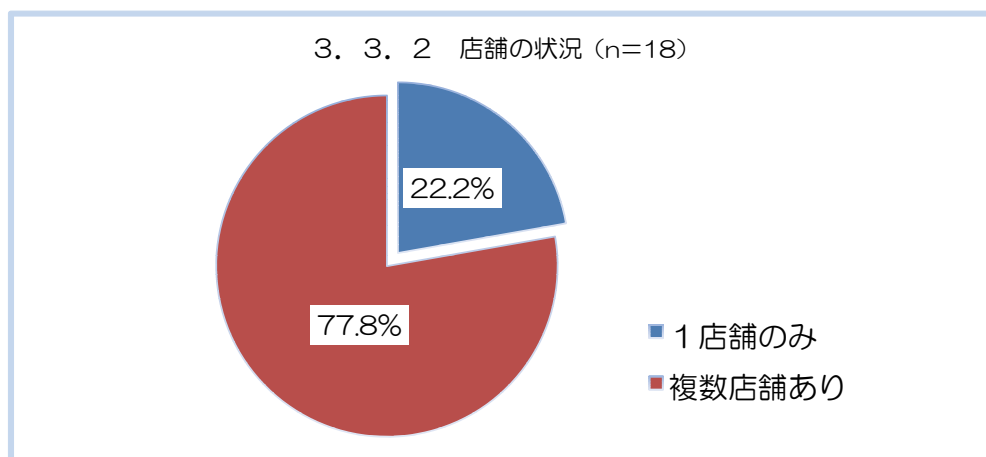
3. 3. 2 店舗の状況

同一法人下における「店舗の設置状況」について把握することとした。

- 複数店舗ありと回答した事業所の割合は 77.8% (14 カ所) であった。
- 県内を中心に事業展開しているところから、全国展開しているところまであった。
- また本社としての機能を有している事業所の割合は 33.3% (6 カ所) であった。
このような事業所では、本社で一括して、商品の仕入れや保管・消毒等の業務を行っているとのことであった。また労務管理やパンフレット等の作成業務についても、本社で一括して行っているとのことであった。
- またフランチャイズ契約により経営している事業所もあった。

店舗の状況 (n=18)

設置状況	件数・構成比	
1 店舗のみ	4	22.2%
複数店舗あり	14	77.8%
(本社としての機能)	(6)	(33.3%)
計	18	100.0%



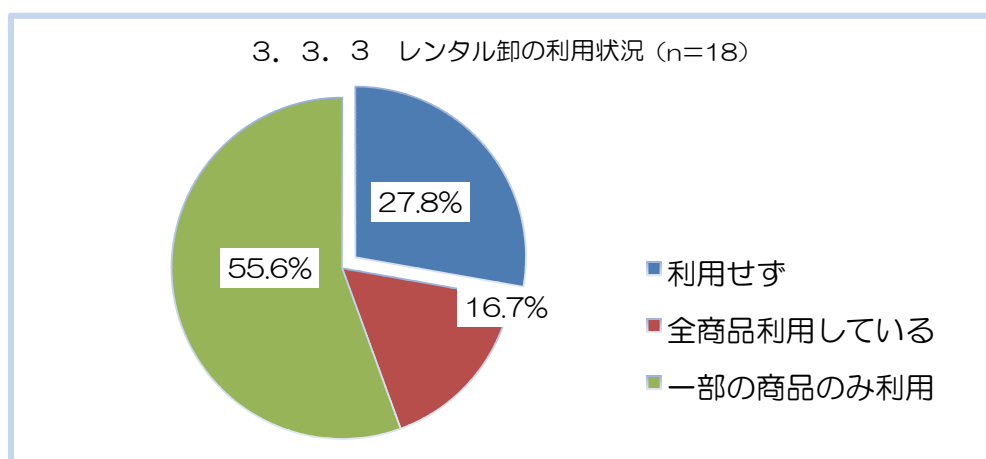
3. 3. 3 レンタル卸の利用状況

レンタル卸の利用状況について把握することとした。

- 一部の商品のみレンタル卸を利用しているとした割合が **55.6%**（10 カ所）であった。しかしながら、その利用率となると最小 **5%**～最大 **86%**と大きな幅があった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- レンタル卸を利用している理由としては、資金面や消毒メンテナンス等の管理面において利便性が高いとする意見が多く見られた。
- また、貸与サービス事業に必要なアセスメントやモニタリング等の帳票まで、卸元が提供してくれる為、レンタル卸を採用するに至ったとの意見も聞かれた。
- さらに、季節的な要因から利用頻度が低くなる商品も、レンタル卸を利用する理由として挙げられた。
- 一方、全く利用していない事業所は **27.8%**（5 カ所）であった。
- 逆に、全ての商品をレンタル卸先から賄っている事業所は **16.7%**（3 カ所）であった。
- 自己保有の福祉用具を貸与した方が、事業所にとってより利幅が大きいとの判断から、レンタル卸から自己保有の福祉用具に順次切り替えを行っている事業所もあった。

レンタル卸の利用状況（n=18）

利用状況	件数・構成比	
利用せず	5	27.8%
全商品利用している	3	16.7%
一部の商品のみ利用	10	55.6%
計	18	100.0%

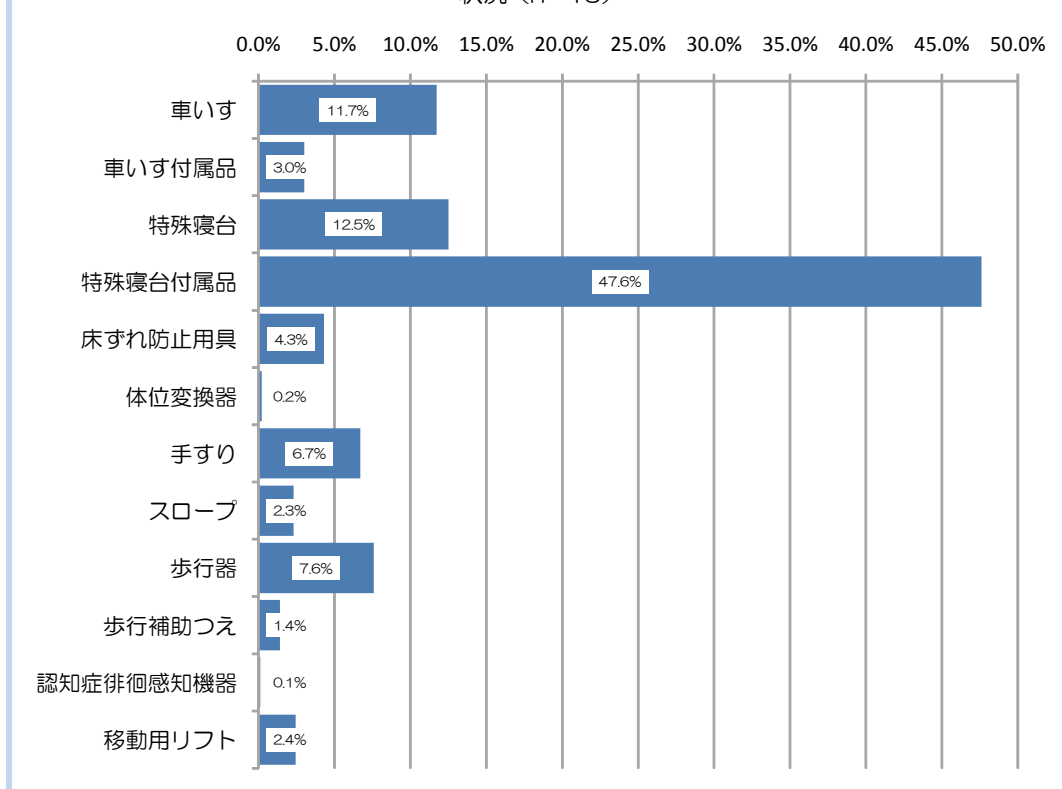


- レンタル卸を利用している種目は、付属品を除き、特殊寝台、車いす、歩行器、手すりの順に多かった。
- 一方、少ない種目には、認知症徘徊感知機器、体位変換器、歩行補助つえ、スロープなどが挙げられた。

レンタル卸利用事業所におけるレンタル卸の「種目別」利用状況（n=13）

種目	件数・構成比	
車いす	1,631	11.7%
車いす付属品	420	3.0%
特殊寝台	1,741	12.5%
特殊寝台付属品	6,618	47.6%
床ずれ防止用具	600	4.3%
体位変換器	29	0.2%
手すり	933	6.7%
スロープ	323	2.3%
歩行器	1,056	7.6%
歩行補助つえ	196	1.4%
認知症徘徊感知機器	17	0.1%
移動用リフト	340	2.4%
計	13,904	100.0%

3. 3. 3 レンタル卸利用事業所におけるレンタル卸の「種目別」利用状況（n=13）



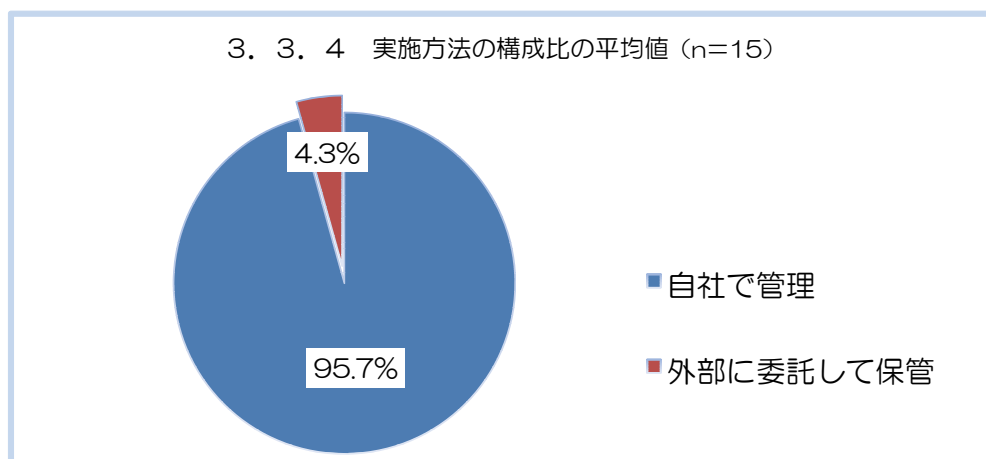
3. 3. 4 在庫管理の方法

自己所有している商品の在庫管理の方法について把握することとした。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ．資料編」を参照。

- 在庫を自社管理している事業所の割合は **95.7%**であった。
- ほとんどの事業所が、自己所有の倉庫や借地に建てた倉庫等にて、保管しているとのことであった。
- また複数店舗を有する事業所では、本社に併設する倉庫で一括保管するケースが多く見られ、さらに大規模法人では、エリアの拠点としてサービスセンター的なものを設置し、消毒業務と保管業務を一括実施しているとのことであった。
- 制度の改正により在庫過多の状態となり、通常の倉庫では保管しきれなくなり、外部に委託して保管しているとした事業所がわずかながらあった。

実施方法の構成比の平均値 (n=15)

実施方法	構成比
自社で管理	95.7%
外部に委託して保管	4.3%
計	100.0%



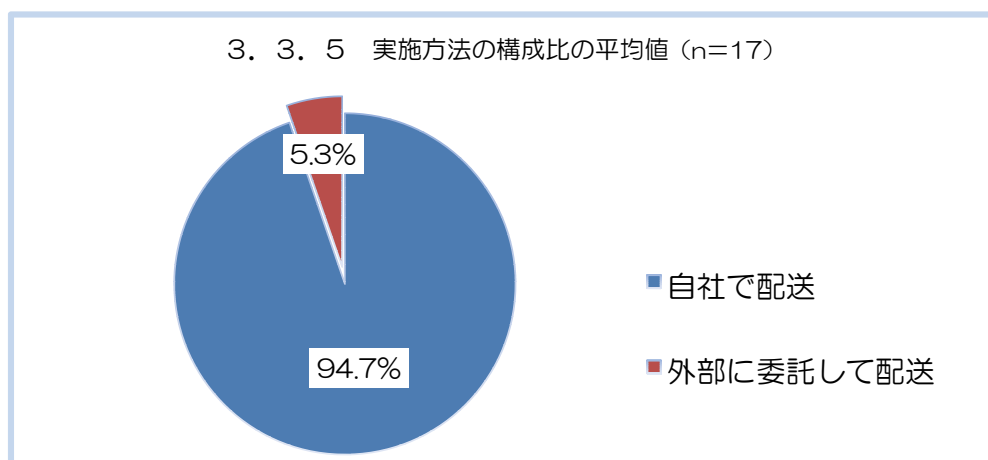
3. 3. 5 配送業務の状況

商品の配送方法について把握することとした。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ. 資料編」を参照。

- 福祉用具を自社で配送している事業所の割合は 94.7%であった。
- 営業担当者が直接利用者宅まで配送する事業所もあれば、配送の専用担当者が配送する事業所もあった。
- またレンタル卸を利用している事業所では、卸元と店先納品の契約を結んでいるケースが多く、店先から利用者宅までは、営業担当者が配送していることが殆どだった。
- 電動車いすや段差解消機など、一部の大型福祉用具については、レンタル卸元から利用者宅へ配送してもらっているとした事業所があった。

実施方法の構成比の平均値 (n=17)

実施方法	構成比
自社で配送	94.7%
外部に委託して配送	5.3%
計	100.0%



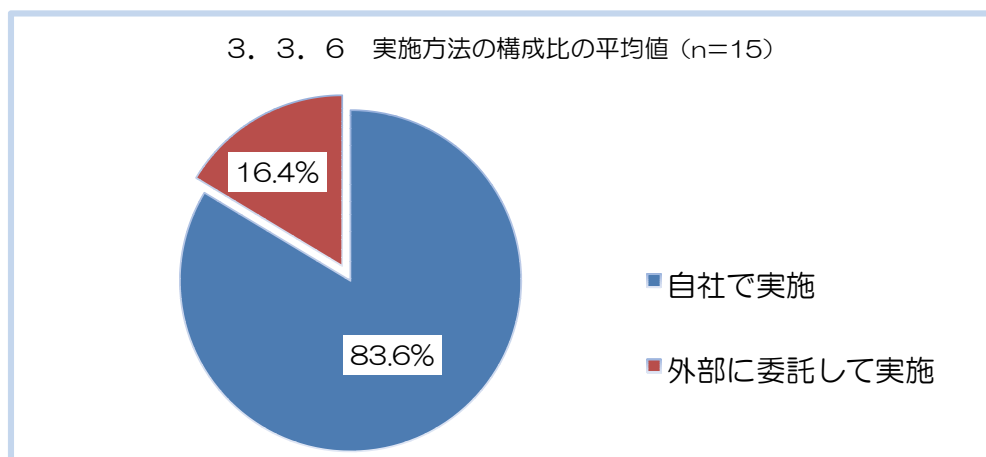
3. 3. 6 消毒業務の状況

自己所有している商品の消毒方法について把握することとした。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ．資料編」を参照。

- 消毒を自社で実施している事業所の割合は 83.6%であった。
- マットレスや電動車いすなど、消毒に一定の設備や技術が必要なものに限って外部委託するケースが見られた。
- また大規模事業所では、エリアの拠点としてサービスセンター的なものを設置し、消毒業務と保管業務を一括して効率的に行っているとのことであった。
- またレンタル卸を利用している事業所では、通常、店舗へ引上げ後、直ちに卸元に回収してもらっているとのことであった。

実施方法の構成比の平均値 (n=15)

実施方法	構成割合
自社で実施	83.6%
外部に委託して実施	16.4%
計	100.0%



3. 3. 7 営業エリア

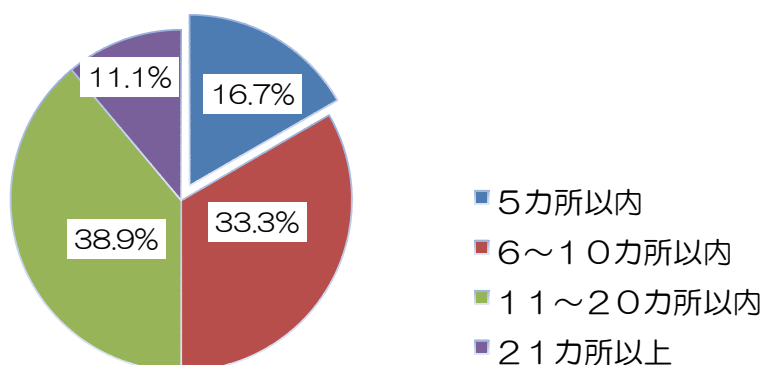
直近 6 ヶ月以内に報酬の請求実績のある市町村の数及び、事業所から利用者宅までの最大の移動時間について把握することとした。

- 営業エリアを「11～20 力所以内の市町村」とする割合が 38.9%（7 力所）と最も多く、続いて「6～10 力所以内」とする割合が 33.3%（6 力所）であった。
- 人口規模や地域特性により単純比較はできないものの、請求実績のある市町村数は 1～41 力所とかなりのひらきがあった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- 事業所から利用者宅までの最大の移動時間についても、地域事情などの理由から単純比較はできないものの、概ね 1～3 時間程度であった。
- 営業エリアに離島を有する事業所では、島嶼までの船便の便数が極めて少なかったり、出発時刻に制約があったりすることから、通常の陸路とは、かなりかけ離れた移動時間を要するとのことであった。
- また島嶼への船便については、天候によって左右されることが多く、移動時間に一定の目処が立たない状況があることもわかった。
- 同様に降雪地域の事業所でも、天候に左右されることが多く、移動時間に一定の目処が立たないとの意見が聞かれた。

営業エリア（請求実績のある市町村数）（n=18）

6ヶ月以内実績	件数・構成比	
5力所以内	3	16.7%
6～10力所以内	6	33.3%
11～20力所以内	7	38.9%
21力所以上	2	11.1%
計	18	100.0%

3. 3. 7 営業エリア（請求実績のある市町村数）（n=18）



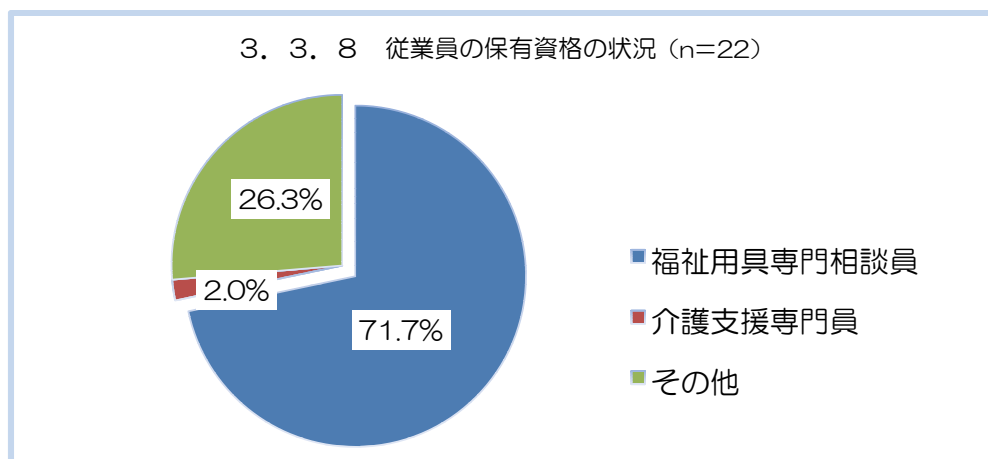
3. 3. 8 従業員の状況

従業員の保有資格の状況について把握することとした。

- 従業員の状況では、福祉用具専門相談員の占める割合が71.7%であった。
- 貸与サービス事業者の人員基準では、常勤換算で2名以上の専門相談員の配置が定められているが、どの事業所でもその基準を大幅に上回る数の専門相談員が配置されていた。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- 雇用上の考え方としては、どの事業所においても、殆どの社員に専門相談員の資格を取得するよう働きかけているとのことであった。
- またその他の資格として、より専門性を高める意味から「福祉用具プランナー」や「福祉用具選定技能士」、「福祉住環境コーディネーター」等の資格取得も推奨しているとの意見が多く聞かれた。
- 住宅改修サービスに積極的に取り組む事業所では、住宅改修の知識や技術を深めるための社員教育にも力を注いでいることが分かった。
- また介護報酬の請求業務については、一定の経験を有する者が必要とされていることが分かった。

従業員の保有資格の状況（n=22）

主な資格	全体・構成比		1事業所あたりの人数
福祉用具専門相談員	218	71.7%	9.9
介護支援専門員	6	2.0%	0.3
その他	80	26.3%	3.6
計	304	100.0%	13.8



3. 4 事業構造

調査対象とした地域の人口規模や地域特性が異なること等の理由から、単純比較するのではなく、ここではヒアリング調査によって得られた全体的な傾向、或いは個別的な事項について記述することとする。

3. 4. 1 貸与サービスの内訳

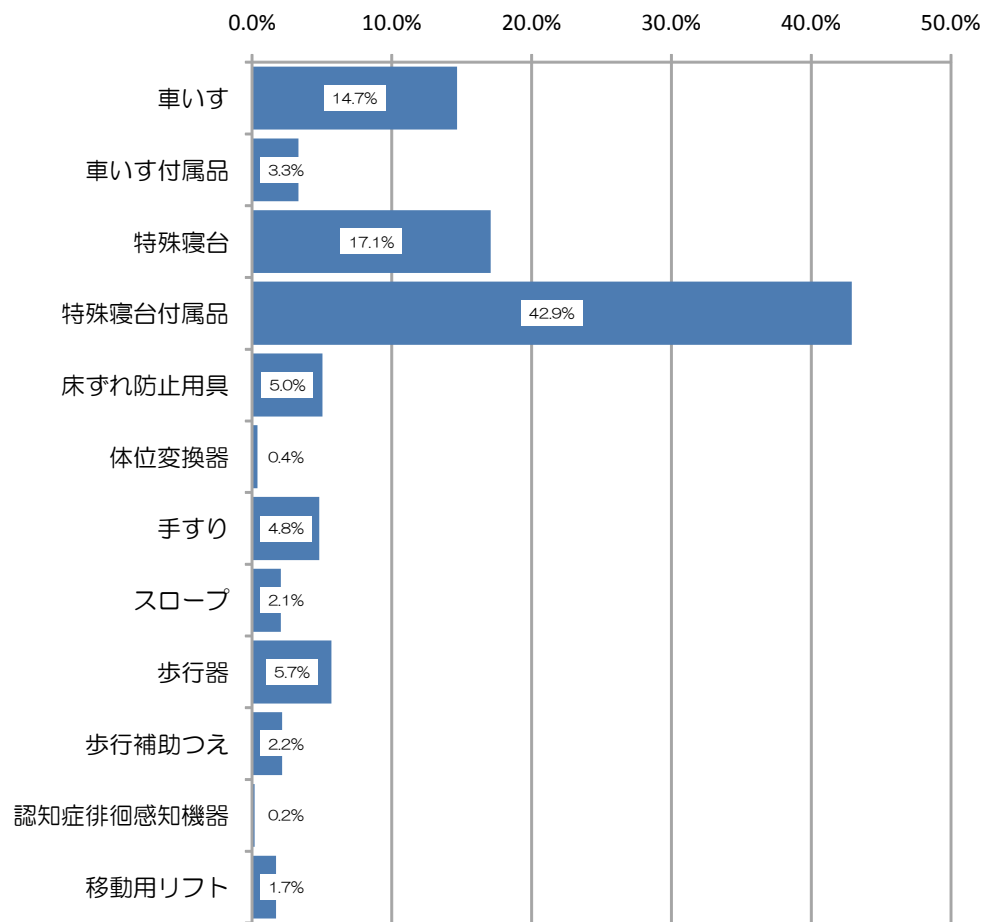
各事業所における平成 19 年 11 月請求実績を基に、貸与サービスの種目別件数を把握することとした。

- 請求件数が多い種目は、付属品を除き、「特殊寝台」、「車いす」、「歩行器」の順であった。
- 一方、請求件数が少ない種目は、「認知症徘徊感知機器」、「体位変換器」、「移動用リフト」、「スロープ」であった。
- 一人あたりの貸与件数では、2.1 件から 4.7 件と約 2 倍のひらきがあった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- 収入の変動要因としては、季節によって利用者が増減すること、ターミナルケアに伴う一時利用の増加、継続入院するための一時帰宅に伴う一時利用等が挙げられた。
- 利用者の季節変動については、北日本の降雪地域では冬場に減少する傾向があり、逆に暖かい地域では、夏場に減少することが確認できた。
- また制度改正に伴い、利用期間が全体的に短期化しているとの意見も多数聞かれた。

貸与サービスの内訳 (n=18)

種目	件数・構成比	
車いす	6,126	14.7%
車いす付属品	1,392	3.3%
特殊寝台	7,132	17.1%
特殊寝台付属品	17,930	42.9%
床ずれ防止用具	2,109	5.0%
体位変換器	164	0.4%
手すり	2,011	4.8%
スロープ	858	2.1%
歩行器	2,377	5.7%
歩行補助つえ	901	2.2%
認知症徘徊感知機器	72	0.2%
移動用リフト	716	1.7%
計	41,788	100.0%

3. 4. 1 貸与サービスの内訳 (n=18)



3. 4. 2 雇用形態

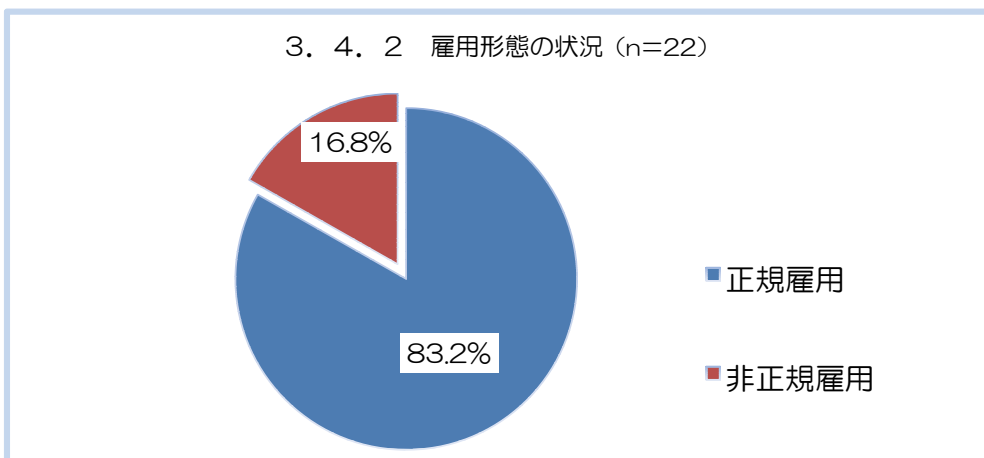
従業員の雇用形態及び、正規雇用者における国家資格の取得状況について把握することとした。

なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ．資料編」を参照。(但し、H・2については、同一法人 5 事業所分のデータである)。

- 全体の 83.2%が正規雇用であった
- 国家資格取得者の配置については、社会福祉士や介護福祉士等の福祉系の国家資格を有している者の割合が 9.5%であった。
- その他の資格には、建築士が挙げられた。
- また今回の調査では、作業療法士や理学療法士を配置している事業所は見られなかった。

雇用形態の状況 (n=22)

雇用形態	全体・構成比		1事業所あたりの人数
正規雇用	253	83.2%	11.5
非正規雇用	51	16.8%	2.3
計	304	100.0%	13.8



正規雇用者における国家資格の取得状況 (n=22)

国家資格の取得	全体・構成比		1事業所あたりの人数
取得していない	226	89.3%	10.3
福祉系資格	24	9.5%	1.1
医療系資格	1	0.4%	0.0
その他の資格	2	0.8%	0.1
計	253	100.0%	11.5

*福祉系資格には、社会福祉士、介護福祉士が含まれる。

*医療系資格には、看護師、作業療法士、理学療法士などが含まれる。

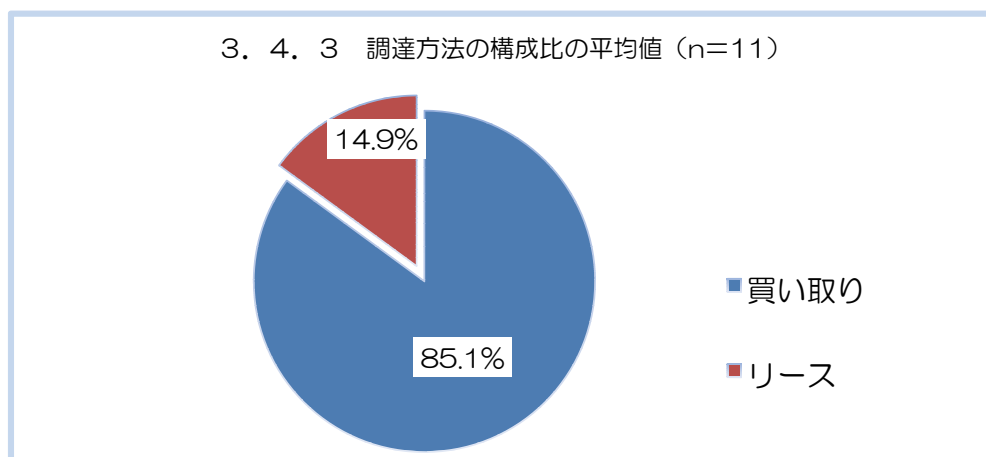
3. 4. 3 福祉用具の調達方法

自己所有している商品の調達方法について把握することとした。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ. 資料編」を参照。

- 買い取りにより福祉用具を調達している割合が 85.1%であった。
- 特殊寝台や車いすなどの主力商品はリースを活用し、その他の商品はレンタル卸を利用しているという事業所もあった。
- また、その逆に杖などの小物は自社で調達し、他はレンタル卸を活用しているところもあった。

調達方法の構成比の平均値 (n=11)

調達方法	構成比
買い取り	85.1%
リース	14.9%
計	100.0%



3. 4. 4 支出項目について

支出費用の構成比の平均値は、以下のとおりであった。なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ. 資料編」を参照。

支出費用の構成比の平均値 (n=17)

支出費用	構成比
給与費	36.5%
[正規雇用	32.6%
非正規雇用	4.0%
減価償却費	3.5%
[福祉用具	2.5%
その他	1.0%
賃借料	17.1%
[福祉用具	9.9%
その他	7.3%
物件費	22.7%
[福祉用具	16.5%
その他	4.9%
本社経費	4.5%
その他	15.7%
[広告宣伝費	1.5%
燃料費	2.2%
光熱水料費	0.9%
研修会参加費	0.5%
健康診断費	0.2%
消耗品費	1.5%
その他	9.5%
計	100.0%

給与費の内訳

正規雇用	89.1%
非正規雇用	10.9%
計	100.0%

減価償却費の内訳

福祉用具	70.6%
その他	29.4%
計	100.0%

賃借料の内訳

福祉用具	57.4%
その他	42.6%
計	100.0%

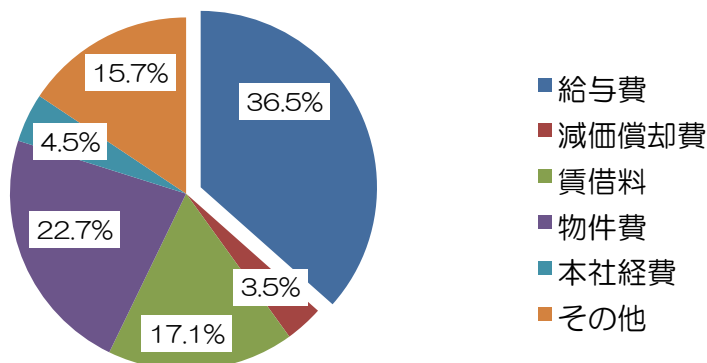
物件費の内訳

福祉用具	77.1%
その他	22.9%
計	100.0%

その他の内訳

広告宣伝費	9.0%
燃料費	13.6%
光熱水料費	5.6%
研修会費	3.1%
健康診断費	1.2%
消耗品費	9.2%
その他	58.4%
計	100.0%

3. 4. 4 支出費用の構成比の平均値 (n=17)



各費用に含まれている主要内容は、以下のとおりであった。

- ✚ 「給与費」には、事業主が負担する社会保険料や退職のための引当金等が計上されている。
- ✚ 「減価償却費」には、貸与するための福祉用具の他、建物や設備、車両等に係る費用が計上されている。
- ✚ 「賃借料」には、福祉用具のリース料からレンタル卸利用分の他、事務所や事務機器の借料等が計上されている。
- ✚ 「物件費」には、販売するための福祉用具、住宅改修のための部材、店舗を装飾するための費用などが計上されている。
- ✚ 「本社経費」には、役員報酬やシステム運用の費用、研修の開催やカタログを作成する為に必要な店舗負担金、またフランチャイズ店については、フランチャイズ料なども計上されている。
- ✚ 「その他」には、駐車場代、保険料、車両や機器等の整備料、税金などが挙げられ、事業所によっては、サービスセンターで有する費用を按分して計上されている。
- ✚ 離島の営業所では、島嶼への移動に係る交通費は、島嶼を持たない事業所に比べ約 5 倍もの費用が必要であるとの意見が聞かれた。

3. 5 サービス提供の状況と福祉用具専門相談員の役割

3. 5. 1 心身状況等の確認方法について

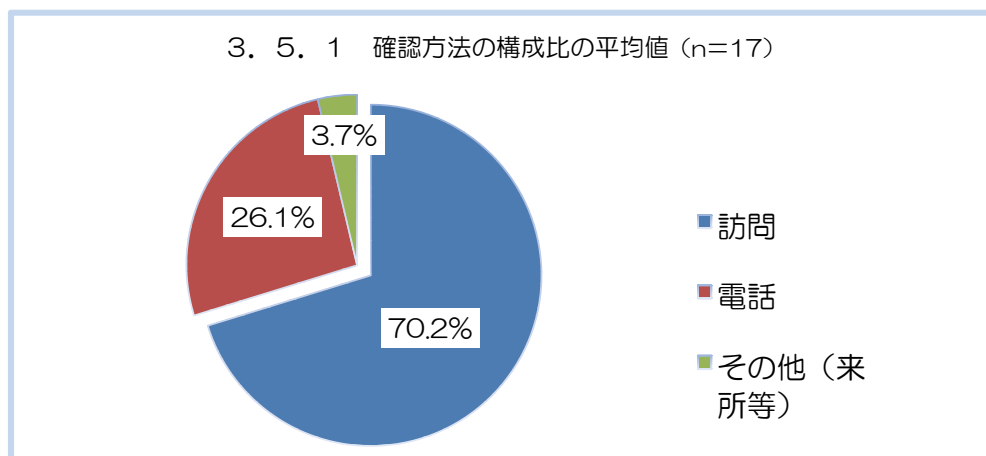
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 199 条第 1 項）」に規定される、利用者の心身状況等の確認方法について把握することとした。

なお、事業所毎の詳細な結果は「Ⅱ. 資料編」を参照。

- 訪問して確認している割合は 70.2%であった。
- ほとんどの事業所が利用者宅を訪問して確認する方式を採用しているものの、電話による確認が 90%以上の事業所も 1 カ所あった。（「Ⅱ. 資料編」を参照。）
- 電話により確認している事業所では、ケアマネジャーと連携を図ることにより、必要な情報を得ているとのことであった。
- 島嶼部については、過大な移動コストを要することから、ケアマネジャーや他のサービス担当者と効果的に連携し、アセスメントと納品を同時に行いながら利用者の心身状況を把握しているとのことであった。

確認方法の構成比の平均値（n=17）

確認方法	構成比
訪問	70.2%
電話	26.1%
その他（来所等）	3.7%
計	100.0%



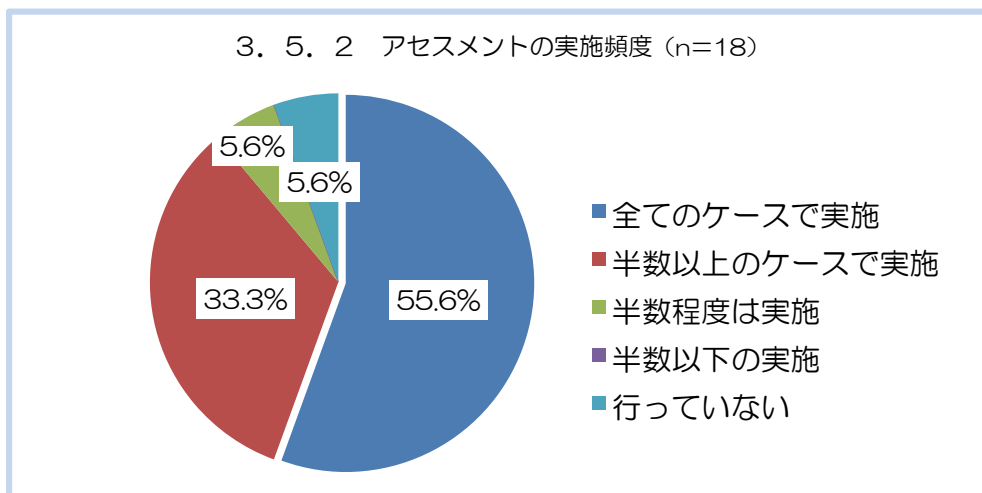
3. 5. 2 福祉用具アセスメント³の実施状況等について

福祉用具アセスメントの実施状況等については、実施頻度や専用シートの有無、アセスメント時に把握している内容等について把握することとした。

- 実施頻度について「全てのケースで実施」と回答した割合は 55.6%（10 カ所）であった。
- さらに「半数以上のケースで実施」の 33.3%（6 カ所）を含めると、80%を超える結果となった。
- 一方「行っていない」と回答した事業所も 1 カ所あった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）

アセスメントの実施頻度（n=18）

実施頻度	件数・構成比	
全てのケースで実施	10	55.6%
半数以上のケースで実施	6	33.3%
半数程度は実施	1	5.6%
半数以下の実施	0	0.0%
行っていない	1	5.6%
計	18	100.0%



- アセスメントシートの有無については、「作成している」と回答した事業所の割合が 88.9%（16 カ所）であった。
- しかしながら、その活用状況となると「100%内部資料に留めている」とした事業所が 16 カ所中 8 事業所（44.4%）であった。

³ 「アセスメント」とは、専門相談員が行うことを想定しており、利用者の状態や置かれている介護環境等を客観的に評価することを指し、特に福祉用具の効果的な利用を検討するための基礎情報に位置づけられるもの。ケアマネジャーが居宅介護支援計画策定のために行うアセスメントとは視点が異なるものである。
また「アセスメントシート」とは具体的に様式化されたものを指す。

アセスメントシートの有無 (n=18)

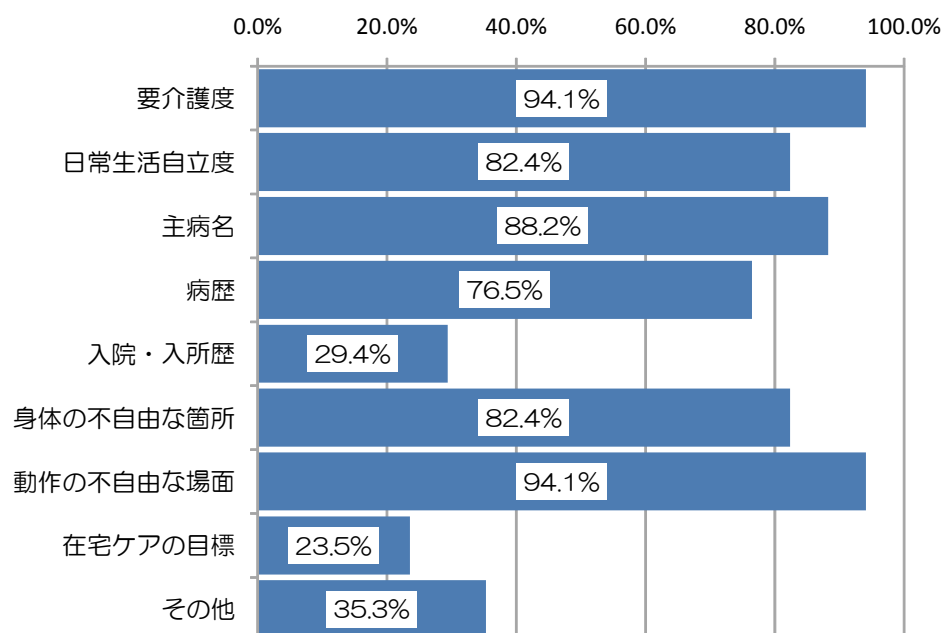
設置状況	件数・構成比	
あり	16	88.9%
なし	2	11.1%
計	18	100.0%

- アセスメントシートに記録している項目としては、利用者の身体状況では、「要介護度」・「日常生活自立度」・「主病名」・「動作の不自由な場面」・「動作の不自由な場面」の項目が 80%を超える結果となった。
- 逆に少なかった項目は「入院・入所歴」・「在宅ケアの目標」が挙げられる。
- しかしながら、収集している件数が少なかった「入院・入所歴」・「在宅ケアの目標」については、ケアマネジャーから情報を得ているとのことであった。
- アセスメントにおいては、福祉用具を安全・快適に使用するにあって必要なニーズを把握したり、適合性を判断する上で必要な情報収集を行っているとのことであった。

アセスメント時に把握している事項〔身体状況〕（n=17）

確認事項	件数・実施率	
要介護度	16	94.1%
日常生活自立度	14	82.4%
主病名	15	88.2%
病歴	13	76.5%
入院・入所歴	5	29.4%
身体の不自由な箇所	14	82.4%
動作の不自由な場面	16	94.1%
在宅ケアの目標	4	23.5%
その他	6	35.3%

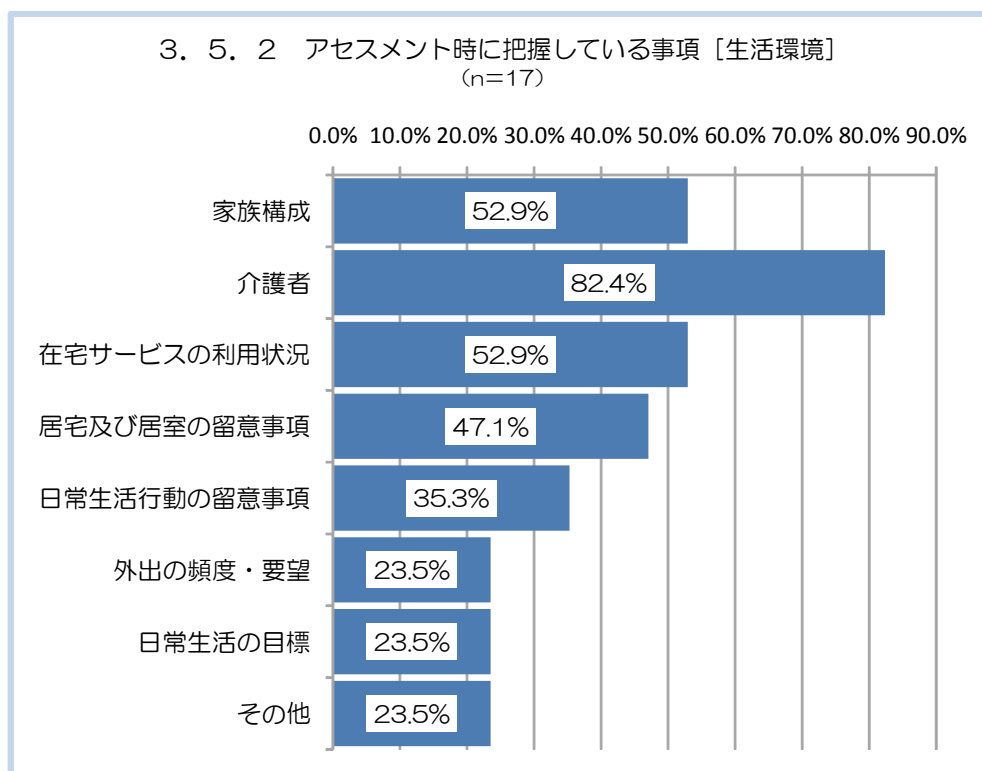
3. 5. 2 アセスメント時に把握している事項〔身体状況〕
（n=17）



- また、利用者の生活環境に関する項目では、「介護者」・「家族構成」・「在宅サービスの利用状況」の項目の割合が多かった。
- 逆に「外出の頻度・要望」・「日常生活の目標」は少なかった。
- しかしながら、収集している件数が少なかった「外出の頻度・要望」や「日常生活の目標」については、ケアマネジャーから情報を得ているとのことであった。
- また、生活環境の把握については、使用を想定する福祉用具が在宅環境に適しているかどうかの視点が重要視されることから、訪問して行うことが欠かせないとの意見が一部の事業所から聞かれた。

アセスメント時に把握している事項〔生活環境〕（n=17）

確認事項	件数・実施率	
家族構成	9	52.9%
介護者	14	82.4%
在宅サービスの利用状況	9	52.9%
居宅及び居室の留意事項	8	47.1%
日常生活行動の留意事項	6	35.3%
外出の頻度・要望	4	23.5%
日常生活の目標	4	23.5%
その他	4	23.5%



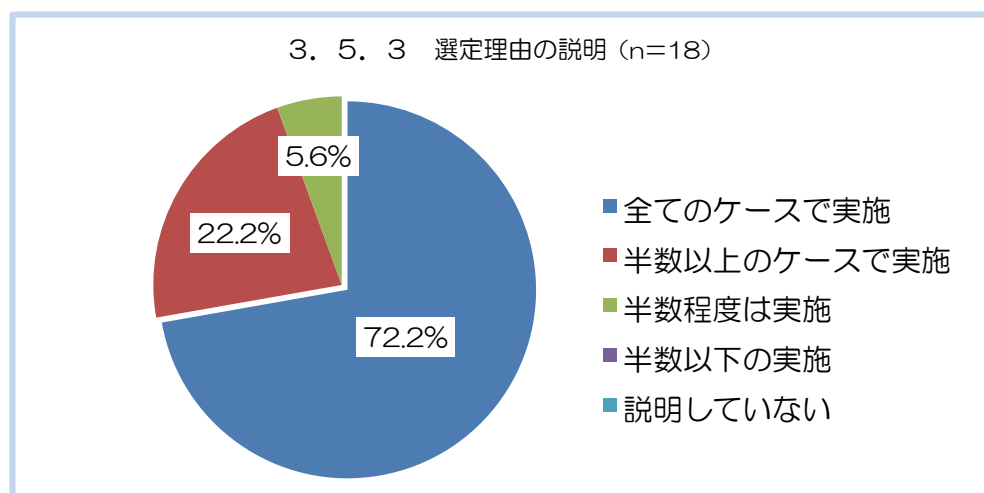
- アセスメント時に重要視する事項としては、利用者の自立支援や QOL の向上など、生活全般の提案が行えるような情報収集に努めているとの意見が多く聞かれた。
- 義肢装具士を配置し、障害者自立支援法に基づく補装具や日常生活用具の相談にも対応できる事業所が確認された。
- 事業所によっては、ケアマネジャーへ控えを提出し情報を共有化したり、サービス担当者会議に提出したりして活用しているところもあった。
- また離島の事業所では、ケアマネジャー等との連携が必要不可欠なことから、100%ケアマネジャーへ情報提供し、サービス担当者会議において活用しているとのことであった。

3. 5. 3 選定理由の説明について

- 実施頻度について「全てのケースで実施」と回答した割合が 72.2%（13 カ所）であった。
- さらに「半数以上のケースで実施」の 22.2%（4 カ所）を含めると、90%を超える結果となった。
- 福祉用具の選定理由は、アセスメントシートに記述することが多いとの意見が多数を占めた。

選定理由の説明（n=18）

実施頻度	件数・構成比	
全てのケースで実施	13	72.2%
半数以上のケースで実施	4	22.2%
半数程度は実施	1	5.6%
半数以下の実施	0	0.0%
説明していない	0	0.0%
計	18	100.0%



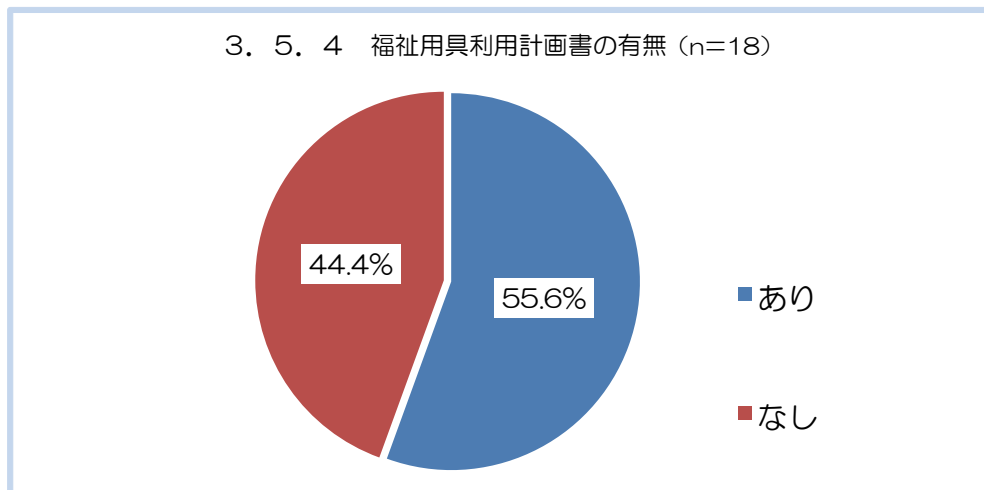
3. 5. 4 福祉用具利用計画書⁴の作成状況等について

福祉用具利用計画書の作成状況等については、利用計画書の有無や利用者への提示状況、記録している項目について把握することとした。

- 福祉用具利用計画書の有無については、「作成している」と回答した事業所の割合は55.6%（10カ所）であった。
- そのうち「全てのケースで利用計画書を作成している」と回答した事業所の割合は22.2%（4カ所）に留まった。

福祉用具利用計画書の有無（n=18）

設置状況	件数・構成比
あり	10 55.6%
なし	8 44.4%
計	18 100.0%



- また計画書を「どのような時に作成するか？」については、「生活目標をしっかり立て、福祉用具を利用して何をしたいのか」・「ご本人が福祉用具利用の目的を描いている場合」には、作成しているとの意見が聞かれた。
- 利用者への提示状況については、「行っている」と回答した事業所と、「行っていない」と回答した事業所が相半ばする結果となった。

利用者に対する提示状況の構成比の平均値（n=10）

提示状況	構成比
行っている	46.7%
行っていない	53.3%
計	100.0%

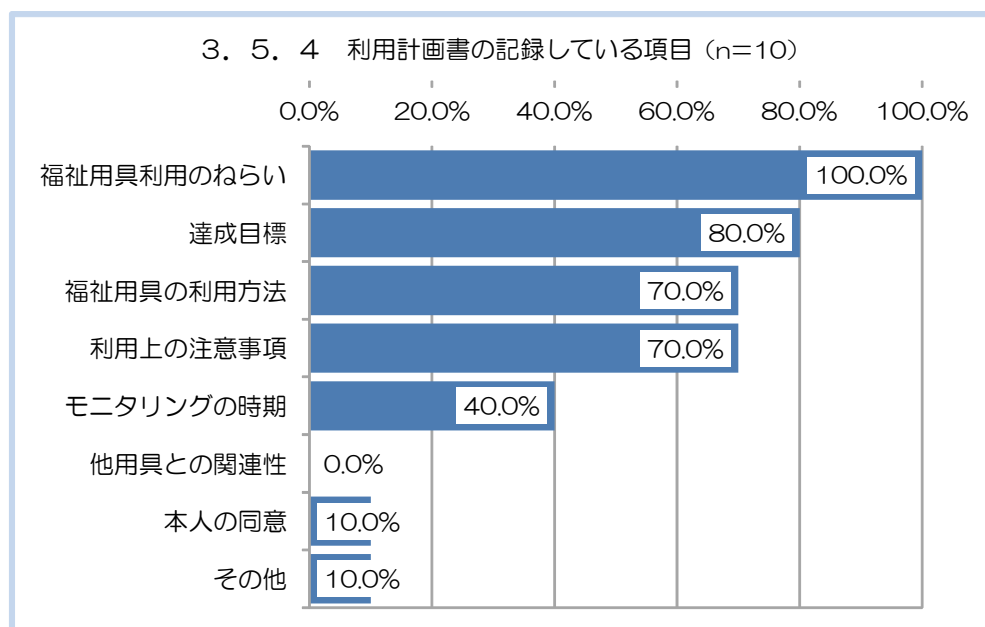
*利用計画書が「あり」と回答した事業所の結果。

⁴ 「福祉用具利用計画書」とは、福祉用具利用の目的や留意事項、モニタリングの時期、また福祉用具を導入することにより達成したい「短期目標」や「長期目標」を盛り込んだ、利用にあたっての計画書を指す。

- 記載している項目としては、「福祉用具利用のねらい」・「達成目標」・「利用上の注意事項」等を記載する事業所が多かった。
- 利用計画書を作成することで「選定の過程を明確にし、どのような目的を達成するために商品を選んだのか明確にすること。」ができ、また「事業所内での申し送りを機能させる為、他の担当者が関わる時にもその書類を見て選定時の様子が確認できる」等の意見が聞かれた。
- 利用計画書の有無にかかわらず、導入の目的、その評価を通して適正な利用を重視しているとの意見も聞かれた。
- 活用状況については、内部資料としてのみ活用している事業所もあれば、ケアマネジャーへ報告している事業所もあった。
- 利用計画書の作成及び活用方法等について、現在、各事業所で模索している状況が窺えた。その必要性は認識しているものの業務量の増加から積極的には行えないとする事業所も確認された。

利用計画書に記録している項目 (n=10)

項目	件数	実施率
福祉用具利用のねらい	10	100.0%
達成目標	8	80.0%
福祉用具の利用方法	7	70.0%
利用上の注意事項	7	70.0%
モニタリングの時期	4	40.0%
他用具との関連性	0	0.0%
本人の同意	1	10.0%
その他	1	10.0%



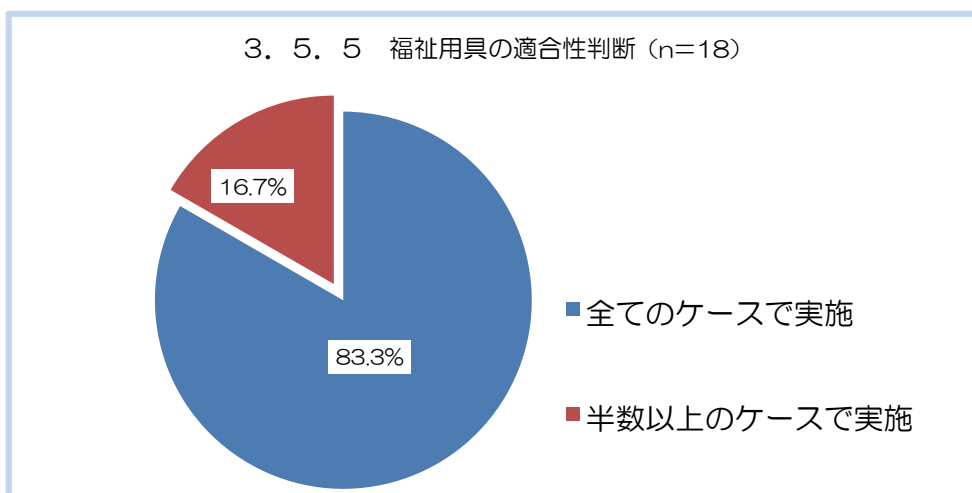
3. 5. 5 福祉用具の適合性判断⁵⁾について

福祉用具の適合性判断の実施状況について把握することとした。

- 適合性判断について「全てのケースで実施」と回答した事業所の割合は 83%（15カ所）であった。
- さらに「半数以上のケースで実施」と回答した 16.7%（3カ所）の事業所も含めると、100%に達する結果となった。

福祉用具の適合性判断（n=18）

実施状況	件数・実施率	
全てのケースで実施	15	83.3%
半数以上のケースで実施	3	16.7%
半数以下の実施	0	0.0%
説明していない	0	0.0%
計	18	100.0%



- 適合性判断については、納品時に行うことが多く、身体状況に合わせた福祉用具の調整は勿論のこと、操作方法や留意事項、用具の配置と動線の確認等までも専門相談員が行っていると回答した事業所が多数を占めた。
- またケアマネジャーと同行して実施している事業所や、理学療法士等の立ち会いの下、適合性を確認している事業所も確認できた。
- また都市部の事業所では、事前に利用者宅へ訪問し適合性を判断したり、店舗に来店してもらい店頭で適合性判断をしたりすることもあるとのことであった。

⁵ 「適合性判断」とは、福祉用具を設計意図に則して適切に利用する観点から、利用者の身体状況と利用目的に対して、使用する用具が選定・調整されている状態の適切性を判断することを意味しており、居宅介護支援計画で設定された ADL 目標との適合性とは視点が異なるものである。

例えば「車いすの場合」、背張り調整や座幅・座奥行き、フットサポートやアームサポートの高さ調節、フットレスト角度の調整、座位保持するためのクッション等の適合チェックを指す。

3. 5. 6 機能や使用方法等の説明について

- 福祉用具は利用者だけではなく、家族や介護者が頻繁に取り扱うものでもあり、商品の使用方法に関する説明は、そうした人たちにも欠かせないものであることが強調された。
- また電動車いすについては、特に屋外での注意も必要なことから、実際に試乗しながら安全性を確認しているとの意見も聞かれた。
- 事業所の中には、自社基準で定めた様式に基づいて、品目毎に漏れがないよう的確に実施しているところもあった。

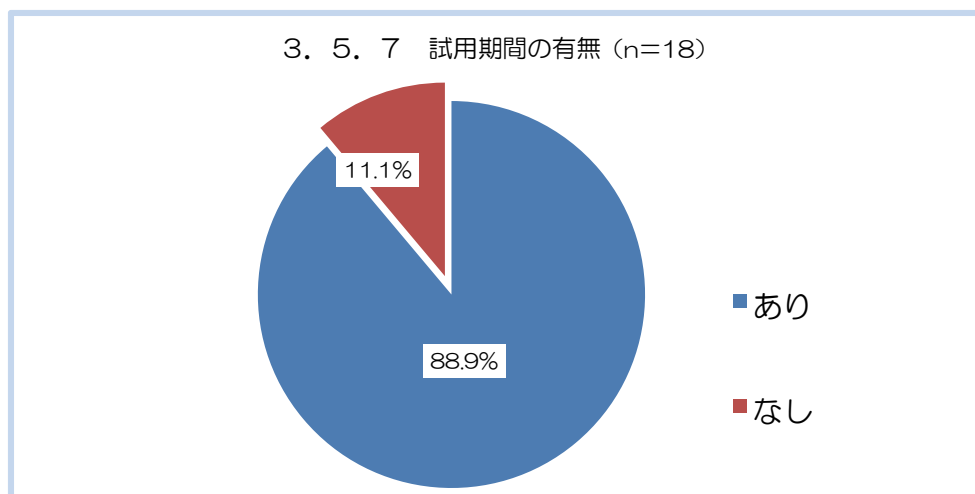
3. 5. 7 試用期間の有無について

貸与サービス開始前における試用期間設定の有無について把握することとした。

- 商品の「試用期間あり」と回答した事業所の割合は 88%（16 カ所）であった。利用可能日数は、3～7 日間とその程度に若干の幅があった。（「Ⅱ．資料編」を参照。）
- また「試用期間なし」と回答した 11.1%（2 カ所）の事業所では、営業エリアの保険者からの指導により、実施していないとの報告があった。地域によって異なることが推測される結果となった。

試用期間の有無（n=18）

設定状況	件数・実施率	
あり	16	88.9%
なし	2	11.1%
計	18	100.0%



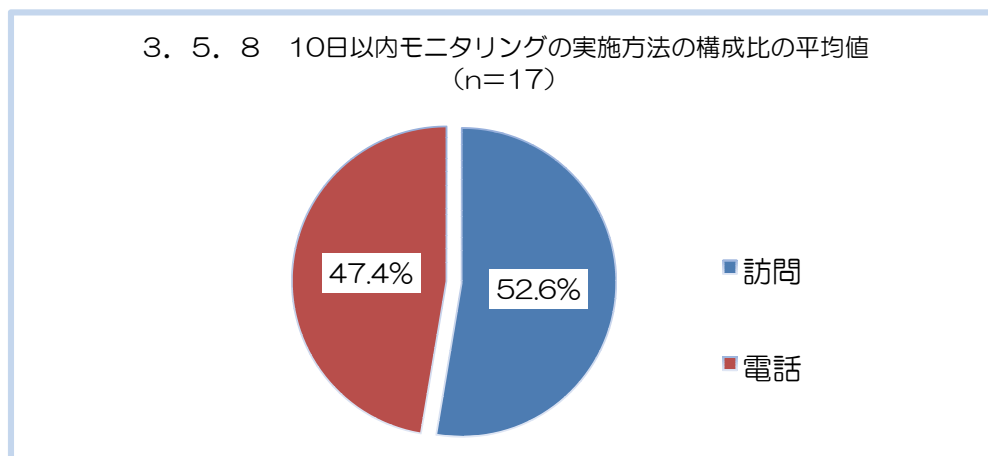
3. 5. 8 「10日以内」に行うモニタリング⁶について

「介護サービス情報の公表」制度⁷において確認事項とされている、10日以内のモニタリングの具体的な実施方法等について把握することとした。

- 実施方法については、訪問して行う事業所と、電話で確認する事業所と相半ばする結果となったが、実施頻度については、各事業所によって、かなりばらつきのある結果となった。
- 毎週月曜日をモニタリング専任者による電話確認の日として設定している事業所があれば、モニタリング専従班を設け、効率的なモニタリングを行うよう心がけている事業所もあった。

10日以内モニタリングの実施方法の構成比の平均値 (n=17)

実施方法	構成比
訪問	52.6%
電話	47.4%
計	100.0%



⁶ 「モニタリング」とは、福祉用具を設計意図に則して適切に利用する観点から、利用者の身体状況と利用目的に対して適切な利用状況であるか、また用具が適切な状態であるかを確認する行為を意味している。

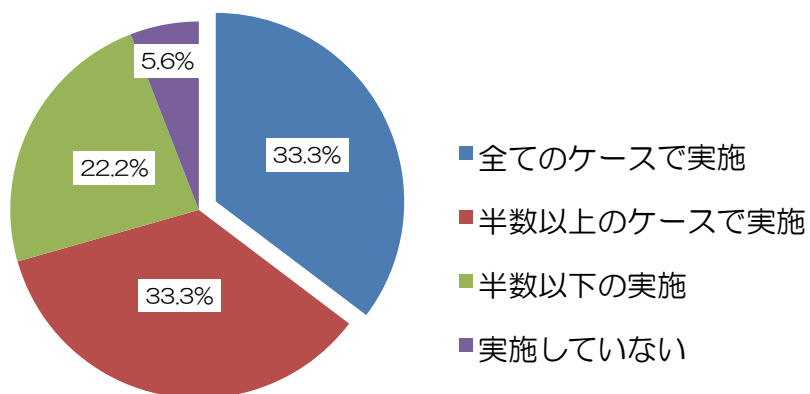
⁷ 「介護サービス情報の公表」制度は、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法 115 条の 29 第 1 項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の公表を義務付けるものである。

- 実施状況について「全てのケースで実施」と回答した事業所の割合は 33.3%（6カ所）であった。
- 一方、「実施していない」と回答した事業所も 5.6%（1カ所）あった。

10日以内のモニタリング（実施状況）（n=17）

実施状況	件数・実施率	
全てのケースで実施	6	33.3%
半数以上のケースで実施	6	33.3%
半数以下の実施	4	22.2%
実施していない	1	5.6%
計	17	94.4%

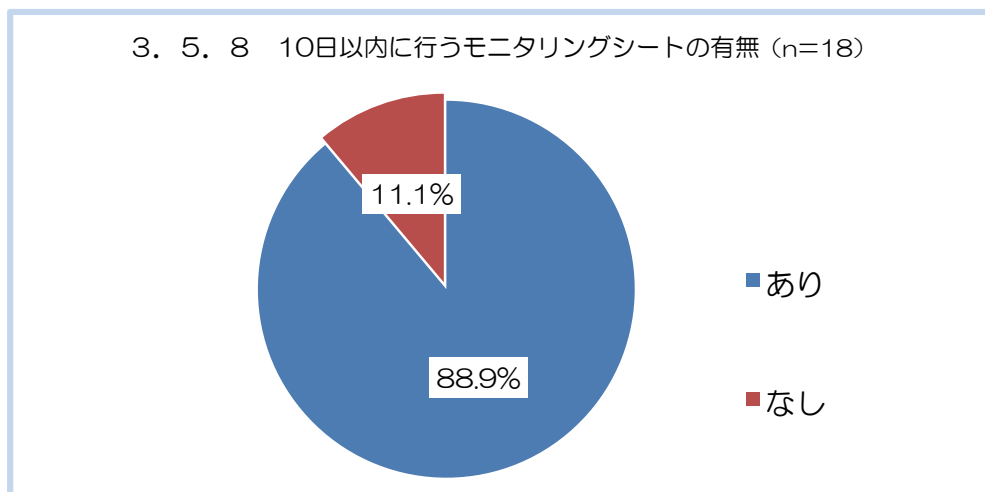
3. 5. 8 10日以内のモニタリング（実施状況）（n=17）



- モニタリングシート⁸の有無について、何らかの様式が「有る」と回答した事業所の割合は88%（16カ所）であった。
- モニタリング時における具体的な確認事項としては、「使い始めた福祉用具に不安は無いか」「福祉用具はきちんと使用できているか」、さらには「利用者の急な状態像の変化に対応できているか」等について確認しているとの回答が多数を占めた。
- モニタリング専用の社内電算システムを構築し、利用者の履歴等を的確に管理している事業所も確認された。

10日以内に行うモニタリングシートの有無（n=18）

設置状況	件数・実施率	
あり	16	88.9%
なし	2	11.1%
計	18	100.0%



⁸ モニタリングシートの中には、利用している福祉用具の動作状況を確認するマニュアル又はチェックシートも含めることとした。

3. 5. 9 標準的なモニタリングについて

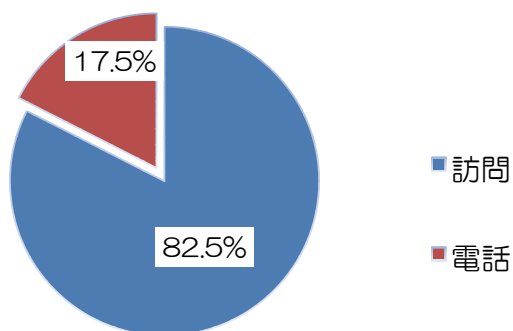
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 199 条第 5 項）」において、少なくとも 6 月に 1 回行うこととされている必要性の検討状況について把握することとした。各事業所の結果は、「Ⅱ．資料編」を参照されたい。

- 標準的なモニタリングについて「訪問して行っている」と回答した事業所の割合は 82.5%であった。
- 中には利用者や家族からの希望により、訪問より電話での実施を求められるケースもあるとの意見が聞かれた。

標準的モニタリングの実施方法の構成比の平均値（n=18）

実施方法	構成比
訪問	82.5%
電話	17.5%
計	100.0%

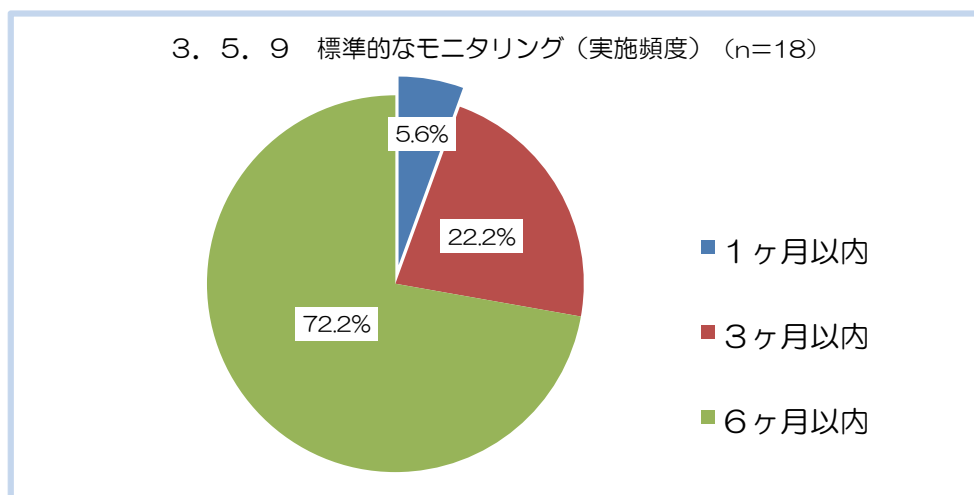
3. 5. 9 標準的モニタリングの実施方法の構成比の平均値
(n=18)



- 実施頻度として「6ヶ月以内に行う」とした事業所の割合は72%（13カ所）と最も多かった。
- また「3ヶ月以内」、「1ヶ月以内」とした事業所もあった。

標準的なモニタリング（実施頻度）（n=18）

実施頻度	件数・実施率	
1ヶ月以内	1	5.6%
3ヶ月以内	4	22.2%
6ヶ月以内	13	72.2%
計	18	100.0%



- モニタリングシートの有無については、全事業所で「ある」と回答された。
- モニタリング時における具体的な確認事項としては、福祉用具そのものについては「使用上、福祉用具に不具合（動作確認、ネジの緩み等を確認）はないか」・「異音・異臭はないか」・「摩耗や部品を交換する必要はないか」など、また利用者や家族に関する事項としては「使用頻度」・「身体状況に変化はないか」・「使用方法に変化はないか」等について、詳細な確認を行っているとのことであった。
- 利用している品目や件数によって異なるものの、概ね1時間程度は要するとのことであった。特に車いすの場合、現場で再調整する必要が生じた場合には2時間以上要することもあるとの意見が聞かれた。

標準的モニタリングシートの有無（n=18）

設置状況	件数・実施率	
あり	18	100.0%
なし	0	0.0%
計	18	100.0%

3. 5. 10 その他、サービスの実施状況について

- 介護保険に限らず、利用者の状態像に最も適した提案や対応が出来るよう「補装具」や「日常生活用具」も視野に入れたサービス展開をしている事業所があった。
- 退院等に伴い在宅環境を早急に整える必要があることから、即日納品を求められるケースがあること、またその逆に即日返却を求められるケースもあることから担当者等の予定が立てづらい状況下にあることがわかった。
- 車いすの利用にあたっては、事業所の負担により対人賠償保険に加入しているところがあった。
- 福祉用具についての正しい知識や理解を深めるため、近隣の関係者を対象とした研究会を企画したり、展示会や研修会等を開催したりしている事業所があった。

- 島嶼部は人口が少なく、訪問系サービスの供給も少ないため家族介護が中心となっており、このような地域では、福祉用具の果たす役割が本土と比較して大きいとのことであった。
- 島嶼部への移動は、定期便ではなくチャーター船を使用することもあり、移動に係る交通費は、島嶼を持たない事業所に比べ約 5 倍の費用がかかるとのことであった。このことから訪問系サービスでは採算が合わないことが窺える。
- また、船舶は天候によって左右されることが多く、容易に欠航することがあり、そうした場合には現地で宿泊するになり、移動コストの増加要因が変動的なものであることもわかった。

3. 6 レンタル卸利用の有無に伴うサービスの実施状況

本項ではレンタル卸利用の有無による事業の実施状況について、比較することとする。

なお本集計は、全体の母集団が少数なため、これをもって全体の傾向とは言い難いことに留意する必要がある。

3. 6. 1 サービスの実施状況

- 「福祉用具貸与サービス」の実施状況については、「レンタル卸を利用していない事業所」の方が進んで行われているのに対し、「福祉用具販売サービス」や「住宅改修サービス」の実施状況となると、「全てレンタル卸を利用している事業所」や、「80%以上レンタル卸を利用している事業所」の方が高い結果となった。
- 貸与サービスの内訳では、「全てレンタル卸を利用している事業所」では、「歩行器」や「歩行補助つえ」の比率が高い一方、「床ずれ防止用具」の比率が低い傾向にあり、軽度者への貸与が多いことが窺える。
- 「一事業所あたりにおける契約者数」の状況については、「レンタル卸を利用していない事業所」の方が多い結果となったものの、「一人あたりの貸与件数」となると「レンタル卸を利用している事業所」の方が多かった。

レンタル卸利用の有無に伴うサービスの実施状況

	全て レンタル卸		80%以上 レンタル卸		レンタル卸 利用せず	
サービスの実施状況						
福祉用具貸与サービス	39.0%	68.8%	50.0%	77.3%	62.3%	70.6%
福祉用具販売サービス	12.2%		12.0%		4.8%	
住宅改修サービス	17.6%		15.0%		3.0%	
居宅介護支援サービス	0.0%		0.3%		0.4%	
その他のサービス	31.2%	31.2%	22.7%	22.7%	29.4%	29.4%
計	100.0%		100.0%		100.0%	
福祉用具貸与サービスの内訳						
車いす	140件	13.1%	397件	12.1%	743件	17.6%
車いす付属品	31件	2.9%	72件	2.2%	182件	4.3%
特殊寝台	145件	13.6%	554件	16.8%	780件	18.5%
特殊寝台付属品	414件	38.8%	1,531件	46.5%	1,679件	39.8%
床ずれ防止用具	28件	2.7%	141件	4.3%	236件	5.6%
体位変換器	2件	0.2%	15件	0.5%	13件	0.3%
手すり	64件	6.0%	185件	5.6%	180件	4.3%
スロープ	16件	1.5%	83件	2.5%	70件	1.6%
歩行器	146件	13.7%	197件	6.0%	167件	4.0%
歩行補助つえ	49件	4.6%	60件	1.8%	83件	2.0%
認知症徘徊感知機器	1件	0.1%	5件	0.1%	6件	0.1%
移動用リフト	30件	2.8%	52件	1.6%	80件	1.9%
計	1,065件	100.0%	3,292件	100.0%	4,217件	100.0%
契約者数	305.7人		970.7人		1,469.3人	
貸与件数	1,065件		3,364件		4,217件	
一人あたり貸与件数		3.5件		3.5件		2.9件
契約者／従業員		41.8人		69.5人		44.4人
契約者／相談員		65.5人		104.0人		53.9人

3. 6. 2 職員配置の状況

- 専門相談員の設置割合は、「レンタル卸を利用していない事業所」の方が「全てレンタル卸を利用している事業所」よりも高かった。
- 雇用形態では、「全てレンタル卸を利用している事業所」の4割以上が非正規雇用であった。
- ヒアリング調査でよく聞かれた、正規雇用者には、できるだけ専門相談員の資格を取得させるようにしているとの意見を表す結果が、レンタル卸利用の有無に関わらず確認された。

レンタル卸利用の有無に伴う職員設置の状況

	全て レンタル卸		80%以上 レンタル卸		レンタル卸 利用せず	
福祉用具専門相談員の配置						
専門相談員	4.7人	60.9%	9.3人	73.7%	27.3人	83.8%
介護支援専門員	.0人	0.0%	.3人	2.6%	.8人	2.3%
その他	3.0人	39.1%	3.0人	23.7%	4.5人	13.8%
計	7.7人	100.0%	12.7人	100.0%	32.5人	100.0%
職員の雇用形態						
正規雇用者	4.3人		11.7人		28.3人	
非専門職	4.3人		8.3人		24.8人	
福祉系専門職	.0人	56.5%	3.3人	92.1%	3.5人	86.9%
医療系専門職	.0人		.0人		.0人	
その他の専門職	.0人		.0人		.0人	
非正規雇用者	3.3人		1.0人		4.3人	
派遣	.3人	43.5%	.0人	7.9%	1.5人	13.1%
パート	3.0人		1.0人		2.3人	
契約等	.0人		.0人		.5人	
計	7.7人	100.0%	12.7人	100.0%	32.5人	100.0%

3. 6. 3 モニタリング等の実施状況

モニタリング等の実施状況については、下記のとおりとなった。

レンタル卸利用の有無に伴うモニタリング等の実施状況

	全て レンタル卸		80%以上 レンタル卸		レンタル卸 利用せず	
心身状況等の確認方法						
■実施方法						
訪問	63.3%		83.3%		78.5%	
電話	30.0%		16.7%		20.8%	
その他	6.7%		0.0%		0.8%	
アセスメントの実施頻度						
■実施頻度						
全てのケースで実施	1カ所	33.3%	2カ所	66.7%	3カ所	75.0%
半数以上のケースで実施	1カ所	33.3%	1カ所	33.3%	1カ所	25.0%
半数程度は実施	1カ所	33.3%		0.0%		0.0%
選定理由の説明						
■実施頻度						
全てのケースで実施	2カ所	66.7%	3カ所	100.0%	4カ所	100.0%
半数以上のケースで実施	1カ所	33.3%	—	—	—	—
10日以内のモニタリング						
■実施方法						
訪問	40.0%		60.0%		47.5%	
電話等	60.0%		40.0%		52.5%	
■実施頻度						
全て実施	—	—	2カ所	66.7%	1カ所	33.3%
半数以上で実施	—	—	1カ所	33.3%	2カ所	66.7%
半数以下の実施	2カ所	66.7%	—	—	—	—
実施していない	1カ所	33.3%	—	—	—	—
標準的なモニタリング						
■実施方法						
訪問	63.3%		86.7%		90.0%	
電話等	36.7%		13.3%		10.0%	
■実施頻度						
3ヶ月以内	—	—	1カ所	33.3%	1カ所	25.0%
6ヶ月以内	3カ所	100.0%	2カ所	66.7%	3カ所	75.0%

3. 7 事業構造とサービス提供の関係

福祉用具貸与サービス事業所は、介護保険制度における保険給付の基準に従ったサービスを提供していることは共通している。しかし、3.4 及び 3.5 の分析に示されるとおり、サービスを提供するための事業構造（経営資源確保の方法およびコストのかけ方）は各事業所によってかなり異なっている。また同時にサービス提供の方法と内容にもかなりの差が生じていることがわかった。

本項では、前項までの結果を踏まえて、事業構造の違いがサービス提供の違いとどのような関係にあるかについて分析することとする。

3. 7. 1 調査対象事業所の事業構造

今回の調査対象となった福祉用具貸与サービス事業所の設立形態は、18 事業所中、17 事業所が株式会社であった。

また、それぞれ事業所における月間の貸与件数が、数百件以上の規模を有しており、貸与サービス事業所として比較的事業規模の大きな事業所ばかりであった。

しかし、事業所としての売上全体に占める福祉用具貸与サービスの比率は、必ずしも高くなく、最も貸与サービスの比率の高い事業所は 91%であるが、低い事業所では 20%台が 2 事業所、30%台も 2 事業所、40%台が 4 事業所あり、18 事業所の平均は、52.4%であった。

貸与サービスの売上比率の低い事業所は、販売あるいはレンタル卸利用の比率が比較的高く、また住宅改修の比率が非常に高いところもあった。

中には、保険代理業など介護保険サービスとは異なる分野の売上比率が高い事業所もあるが、こうしたケースは例外的であり、多くは福祉用具の販売や住宅改修、あるいは障害者向けの給付事業など、福祉用具を主軸とした事業を展開する事業所が大勢を占めた。

このように、ある程度事業規模の大きな貸与事業所であっても、必ずしも貸与サービスが事業の中核というわけではないことから、以下の分析に関しても、純粋な福祉用具貸与事業所の分析ではなく、あくまでも近似的な特性把握であることに留意する必要がある。

各事業所の事業を福祉用具貸与事業に限ってみた場合、事業資源の基本的な構成要素として、「①人材確保（正規雇用、非正規雇用）」、「②福祉用具確保（自社調達、レンタル卸）」、「③消毒・配送等の手段の確保（自社調達、外注）」が考えられる。

各事業所における経営資源の状況については、以下のとおりであった。（「別添 1」参照）

各事業所の詳細な結果は、「Ⅱ．資料編」を参照されたい。

事業所の事業構造と事業構成

事業所 記号	福祉用具貸与 サービス売上 比率	レンタル卸の 利用状況 (レンタル調達 比率)	事業構成							配送	消毒等設備
			人材構成		用具調達			理由			
			正規雇用率	考え方	レンタル比率						
A-1	50.0%	一部のみ利用 84%	85.7%	・正社員には福祉用具専門相談員を取得させている。 ・社員の資質向上のために、福祉用具プランナー・福祉用具選定技能士等を含め研修を受けさせている。	一部利用	84.0%	・金銭面が筆頭に挙げられる。(自社レンタルでやっていくための売上をあげるだけのキャパシティ(人口)がない。(庄原市は西日本一面積は広いのだが…。) ・本来は自社レンタルで貸与事業ができるのがいいとは思っている。しかし、商品を仕様変更のたび毎など、新規に頻繁に導入するのは経営上極めて苦しい。 ・メンテナンスや介護保険サービスを実施するにあたり必要なこと(帳票の用意等)を総合的に判断して、レンタル卸を採用するに至った。	・全て社員にて配送を行っている。(レンタル卸とは、店先納品の契約。) ・道が細く道路の整備状況も悪く、利用者宅まで近づけないケースがある。 ・雪が降ると予定が狂ってしまう。(会社としては雪が降ろうが嵐が来ようが配送はできる。するつもりだが、「他所に住んでいる娘が来られなくなった」とか「天候不良のため日程の延期を」と申し出る方がいる等先方の都合で日程変更が発生する。)	・レンタル卸のものはレンタル卸先に依頼している。 ・自社所有の商品は自社にて消毒・メンテナンスを行っている。(メンテナンス要員はいない。)		
A-2	72.0%	一部のみ利用 50%	80.0%	・全ての者に専門相談員の資格はもたせるようにしている ・義肢装具士1名、介護支援専門員2名を配置している	一部利用	50.0%	・資金力がなくても新商品への対応が迅速にできる ・長い目で見た場合には、購入したいと思っている。 ・最近では保管庫を設けて、できるだけ自己保有に切り替えているところである。	・保管庫は隣接する借地にある。レンタル卸分もそこへ納品してもらっている。 ・居宅へは必ず当社の福祉用具専門相談員が配送している。	・すべて外部に委託している。 ・最低でも年に1度は現場を視察に行っている。		
B-1	48.0%	全商品利用	57.1%	・事務担当を時間性で2人体制をとっているが、理想は専属の事務をフルタイムで1名・モニタリング担当(現状は営業が行っている)を1名の体制で雇いたい。	全商品	100.0%	・フランチャイズ店であるため。	・本社配送センターに依頼している。(車いす・歩行器は営業が行くことが多い。センター納品時も契約を結ぶ必要があり、営業は立ち会う。)(引上げは、配送センターが直接利用者宅へ引上げることもあるが、営業が引き上げて店舗で一時商品を預かり、後日配送センターで店舗に回収してもらうこともある。)	・本社配送センターに依頼している。		
B-2	41.0%	全商品利用	57.1%	・営業は福祉用具専門相談員の資格を取らせ、また個人のスキルUPとして福祉住環境コーディネーターの資格を取るようになっている。 ・会社では新人研修をはじめ人材育成の研修や、また福祉用具、住宅改修事例の研修会等も行っている。 ※独自のシステムとしては、本部から住環境プランナー(建築士)を派遣し、住宅改修のプランニングを行っている。	全商品	100.0%	・商品管理やメンテナンスの面で対応できないと判断した為。 ・在庫をおくスペースが無い為。	・東大阪市(レンタル配達が多い)と奈良市内(別レンタル配達が多い)に配送センターがあり、近畿圏内にある店舗(FC店を含む)をまかなっている。 ・組み立てが必要な主にベッド等は配送担当者が利用者宅へ配送を行う(卸会社が行う。消毒費、配送費、商材費に別れ請求される。)。その際には営業マンも伺い、商品の取扱い説明や適合判断を行います。時間が合わないときには配送担当者が商品説明を行い、後に営業マンが適合判断を行う。	・東大阪市と奈良市内に消毒センターがあり近畿圏内にある店舗(FC店含む)をまかなっている。		
C-1	35.0%	一部のみ利用 80%	83.3%	・社員全員は福祉用具専門相談員はもちろん、福祉住環境コーディネーターほかの資格は必須でとります。ほかにどんどんチャレンジして新しい資格をとることを応援しています。 ・資格取得については給与体系で支援可能なようにしている。 ・多分野の資格取得を通じて社員の人間性に幅を持たせることも目的としている。	一部利用	80.0%	商品のバリエーションを増やし、利用者さんの選択に対応できるようにするため。消毒における初期投資を減らすため(マットレス洗浄器は高額)即日の納品対応の必要の無いものをレンタル卸とし、その場で納品希望は、在庫で持つようにしている	配送は原則、営業担当者が自宅などに配送をするようにしている。配送時に利用者への契約行為や家族、本人への説明、注意事項を説明して案内します。当然資格を持った人間で対応します。 事業所から1時間以上離れた顧客は居ないため、即日配送も出来る限り応えられるようにしています。	自社物件の一部は、自社の消毒センターで対応します。仕事の合間を見つけて、男性職員、パート従業員が不定期で仕事がまとまった時点で対応します。車いすの大半はメーカーの消毒施設へメンテナンスも含めて委託をしています。 レンタル卸の商品は、一次保管場所に保管の後、そのまま卸元に返却します。		
C-2	27.9%	全商品利用	55.6%	正規雇用者には専門相談員の資格を取らせるようにしている。	全商品	100.0%	消毒設備を整えることが難しいため。	基本は卸先に自社まで商品を持ってきてもらい、そこからは自社配送し、フィッティングする。 特殊寝台は利用者宅まで卸先が配送し、フィッティング、説明、契約は自社で行う。	卸先に返却。		
D-1	65.0%	一部のみ利用 86%	100.0%	レンタル営業部門・住宅改修部門・商品管理部門等の外勤者(15名)は全員福祉用具専門相談員の資格を所有。 福祉用具選定技能士(8名)、福祉用具プランナー(2名)、福祉住環境コーディネーター2級(2名)3級(1名)、建築士2級(2名)、増改築相談員(2名) 住宅改修は建築の専門家が設計監理・施工を実施	一部利用	86.0%	特殊寝台・車いすの主力商品はリース(自社商品)、その他はレンタル卸を利用 介護制度改定の1年半前に新規投資(リースでの特殊寝台の仕入れ)を中止し、レンタルの増加分は100%レンタル卸の利用に切り替えた。	100%自社配送・自社納品で品質を確保	自社商品は自社で、レンタル卸は卸元で消毒する。		
D-2	40.0%	一部のみ利用 50%	92.9%	・福祉用具専門相談員の資格は、基本的に営業担当は全員取らせるようにしている。	一部利用	50.0%	・特殊寝台と付属品については、消毒設備や管理面・資金面等を考慮してグループ企業より賃借している。	・営業担当者が兼務している。 ・卸商品は、納品・回収時ともに卸元まで取りに行っている。	・特殊寝台以外については、自社でメンテナンス担当者が消毒・管理している。エアマット等、より細やかな洗浄が必要な商品はグループ企業に委託している。 ・レンタル卸の福祉用具はそのまま卸元に返却している。		
E-1	70.0%	一部のみ利用 10%	100.0%	・当店舗では、社員全員に福祉用具専門相談員の資格を採らせるようにしている。 ・最近住宅改修を希望される利用者が増えており、建築について知識をもっている者を採用したいと考えている。 ・メンテナンス、モニタリング等の強化を要求されており、増員を検討している。(現在福祉住環境コーディネーター1人)	一部利用	10.0%	・季節要因や利用頻度が少ない為、在庫を持ちたくない。 ・管理やメンテナンスが複雑で、自己保有すべきでないと判断したもの。	・洗浄・消毒センター、倉庫のある事業所より県内の店舗に配送している。 ・即日、休日納品、引上げを希望される方もおり、各店舗には小規模な倉庫を併設している。 ・利用申し込みに応じて、基本的には担当営業が配達・設置・フィッティング等を行い、適合判定を行っている。	・県内にある同一店舗を一つの消毒センターでまかなっている。 ・レンタル卸の福祉用具は、そのまま卸元に返却している		
E-2	26.0%	一部のみ利用 10%	75.0%	・資格取得を目指す。(福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー(全社員の目標)、福祉住環境コーディネーター、ヘルパー等) ・入社後3ヶ月ほどの研修を経て、社会人としての必要最低限の学習をし、各部門へ配属となる。(車いす部門は採寸等の技術の取得が必要であるため3ヶ月以上の研修期間になる。)	一部利用	10.0%	・商品ラインアップの充実化を図る。	・利用申し込みに応じて担当営業が配達・回収する。(本社に中央倉庫があり、当支店には保管庫的なものがある。)	・回収した商品は、一時当支店保管庫にて預かり、本社の消毒センターへチャーター便で送る。 ・当支店では消毒を行っていない。		
E-3	65.0%	一部のみ利用 5%	50.0%	・社員の雇用にあたっては、原則契約社員を採用し、福祉サービス経験者を優先している。 ・住宅改修の知識・技術向上のため、福祉住環境コーディネーター2級以上取得を目指すよう教育指導している。	一部利用	5.0%	経営改善を図るため、小額資産(10万円以下)についてはレンタル卸を優先している。	営業所内の地域については、1つの配送センター(営業所併設)で行っている。 基本的に専門相談員(外回り担当)が配達・適合を行っているが、緊急性の高い場合、もしくは担当者不在の場合は、配送センター(商品管理・消毒担当)が行う。	レンタル品は自社消毒(センター)で行っている。 レンタル卸品は卸元に返却している。		
E-4	40.0%	利用せず	88.6%	ほぼ全員中途採用 ・事業拡大に応じて業歴・資格を有する人材を採用する。住宅改修担当として建築士など。 ・貸与事業は、経験・経歴問わず、やる気や熱意で採用。	利用せず			・県内にある各営業所の配送については本社配送にて対応している。 ・配送車両数は20台程度(ハイエース15・バン5)を保有している。 ・納品(フィッティング含む)、モニタリングについて全て専門相談員の資格者が対応している。	県内にある各営業所の消毒については、本社物流センターにて一括で対応している。 物流センターは本社併設施設として整備した。		
F-1	57.0%	一部のみ利用 16%	66.7%	・弊社では、社員全員に福祉用具専門相談員の資格を採らせるようにしている ・福祉住環境コーディネーター2級を取得させる ・上記資格取得を推進するため、入社後の教育機会の提供を積極的に行っている。	一部利用	16.0%	・標準形以外は自社在庫としない ・貸与頻度の少ない商品は在庫としない	・利用申し込みに応じて、基本的には、配送担当者が居宅へ配送を行う。その際には、担当営業マンも居宅で落ち合い、適合判定を行っている ・時には、即日納品を希望される方もおり、配送担当者が現地まで届ける ・引き上げ時も納品と同様に配送担当者、担当営業マンのペアで対応する。	・レンタル卸の福祉用具は、そのまま卸元に返却している ・定められた保管場所で保管する ・消毒業務は本社一括で管理している		
G-1	91.0%	利用せず	95.1%	質の高いサービスを提供することを基本方針としている。そのため、質の高いスタッフを安定的に確保するために雇用関係の制度を整備している。 例えば育児休業制度など女性の雇用継続制度を全社で制度整備している。 事業所スタッフ58名中、女性が18名を占めている。	利用せず			自社の専用配送車両で行っている。1車両2人配送担当者体制(駐車禁止対応)で運行。 配送担当者も利用者にフィッティング・説明等をするため専門職と位置づけており、16区別をエリア別に分け担当としている。	全て自社設備で処理している。事業所1Fフロアーが衛生管理センターとなっており、電解水消毒設備を有している。 シルバーサービス振興会の消毒管理認定マークを全国で最初に取得している。 衛生管理センターは全国に9箇所あるが、東京東営業所は1事業所対応で衛生管理センターを有している。 7月には四国に進出し、10センター体制となる。		
G-2	62.4%	利用せず	91.5%	・福祉用具専門相談員は正規雇用者全員が取得することになっている。 ・工場の消毒担当者(専従)は専門相談員の資格を持たない。 ・定着率は良好(150人中3～4人の退職に留まる) ・営業担当者は一人当たり200～300名の利用者を担当することもある。平均でも150名を超える担当利用者を持つ。そのため、モニタリング担当は専従のチームを置き、営業担当とは分離している。	利用せず			・自社で配送している。 ・在庫は本社集中化を進めており、適宜各事業所へ配送している。	・消毒設備は各事業所に設置されているが、在庫の集中管理を進めており、消毒も本社で集中的に行うようになっている。		
G-3	62.7%	利用せず	87.5%	・福祉用具専門相談員は正規雇用者全員が取得することになっている。 ・工場の消毒担当者(専従)は専門相談員の資格を持たない。 ・定着率は良好(150人中3～4人の退職に留まる) ・モニタリング担当は専従のチームを置き、営業担当とは分離している。	利用せず			・コンテナにつめて鹿児島の本社とやりとりをしている。名瀬営業所から利用者宅までは自社配送。 ・小物は名瀬に在庫。大型商品は都度本社とやり取りする。(人気商品は少数在庫があるので即日対応可能) ・奄美大島よりさらに遠隔の離島については定期航路船舶や海上タクシー等を活用して配送を行う。	・同左。 ・消毒設備、スタッフを名瀬でも持っているため、小物については名瀬で対応可能。		
H-1	33.2%	利用せず	35.7%	・正規、非正規を問わず全員が福祉用具専門相談員の資格を取得。 ・営業担当には、福祉用具プランナーを取得させている。	利用せず			・東京サービスセンターで配送(納品、引上)を一括して対応。(センターの配送エリアは、東京、山梨、埼玉の一部。) ・東京サービスセンター全体では40人程度が配置されている。 ・当事業所所管地区の要員は5～6名。	・東京サービスセンターで消毒を一括して実施。 ・サービスセンターは全国に20箇所配置されている。大都市は営業所と別に拠点センター、地方では営業所と併設の形。		
H-2	56.9%	一部のみ利用 14%	75.0%	・当社では、営業内勤者や物流担当社員にも福祉用具専門相談員の資格を採らせるように考えている ・最近住宅改修を希望される利用者が増えており、福祉住環境コーディネーターの資格取得をすすめている ・介護報酬の請求業務は、ある程度の経験とトータルの知識が必要	一部利用	14.0%	・電動車いすは、メンテが専門的で高い技術を要するため ・リフトには大型品があり、搬入や搬出に苦慮するため ・手すりとは自社保有するより、レンタル卸の方が効率的と判断したため	・全ての店舗(5店舗)の在庫は、本社併設の中央倉庫で一括管理している ・必要に応じて各店舗の支店倉庫に移送している ・各店舗では利用申し込みに応じて、支店倉庫から営業担当者が直接居宅へ搬入し、その場で適合判定を行っている ・即日納品を希望する人もおり、専門相談員の資格をもつ商品管理の担当者が居宅へ搬入することもある	・消毒業務はA店舗に併設する消毒室で一括して行っている ・但し、車いすは専門的なメンテが必要で、対応が困難なため外部委託している ・またレンタル卸の福祉用具は、そのまま卸元に返却している		

（人材の確保）

- 「人材確保」については、18 事業所中 13 事業所で正規雇用者比率が 65%を超えており、50%未満の事業所は 1 カ所のみであった。
- 「レンタル卸の活用度合いと正規雇用者比率の高低との関係」については、全てレンタル卸の事業所は、非正規雇用者の比率が高いのに対して、レンタル卸を利用しない事業所は正規雇用者の比率が高かった。
- 各事業所とも専門相談員の資格取得に注力しており、さらに福祉用具プランナー、福祉住環境コーディネーターなど、より専門性の高い資格取得を奨励している事業所も多いことが分かった。

（福祉用具の確保）

- 「福祉用具の確保」については、部分的にレンタル卸を利用する事業所が多く、レンタルによる調達比率は、100%～5%までとバリエーションがあり、レンタル卸利用型・非利用型と明確に分けることは難しい状況にある。またレンタル卸を積極的に活用する事業所では、レンタル卸導入の理由として、初期投資負担の回避だけでなく、消毒・メンテナンスの設備投資削減、商品管理ノウハウの補完、最新モデルの調達確保などを指摘している。
- 一方、自社調達を主としながらもレンタル卸を併用する事業所では、管理やメンテナンスが複雑で自社で対応しにくい用具、利用頻度が低い用具、季節変動が大きい用具など、コストに対して稼働率が低く、自社対応では利益が確保しにくい用具の調達手段として、レンタル卸を活用していることがわかった。

（消毒や配送の実施）

- 「消毒設備・配送」については、レンタル卸を活用している事業所でも、利用者宅までは自社のスタッフと車両で配送する事業所が多いものの、中には商品によってはレンタル卸に利用者宅まで配送してもらう、あるいはレンタル卸とは異なる配送事業者へ外注するなど、分業を進めている事業所も見られた。
- また、レンタル卸を活用しない事業所でも、自社内の別組織となるサービスセンターや物流センターなどに分業を進めている形態も見られた。

サービスを提供するための経営資源確保について、全体を見渡してみると、経営資源ごとに調達方法のバリエーションがあり、さらにそれが組み合わせられて業務の遂行体制が組み立てられていることがわかる。

従って、サービス提供体制の組み立て方に貸与事業所としての定型のパターンがあるわけではなく、各事業所それぞれの考え方、あるいは経営環境に応じた資源確保の方法が組み合わせられていると考えられる。

3. 7. 2 支出構造の傾向

各事業所におけるサービス提供体制の違いを支出構造面から捉えるため、事業経費を①給与費、②減価償却費、③賃貸料、④物件費、⑤本社経費、⑥その他費用の6分類で内訳構成比を把握することとした。各費目別構成比の傾向については、以下のとおりである。（「別添2」参照）

各事業所の詳細な結果は、「Ⅱ．資料編」を参照されたい。

（給与費）

- 給与費比率の平均は、36.5%であるが、最大 68.0%～最小 14.9%とかなり幅がある。レンタル卸を積極的に活用している（レンタル調達比率 50%以上：類型 A～D）事業所では、例外的な1事業所を除き、給与費比率は、概ね 30%以下に留まる結果となった。
- 一方、レンタル卸をあまり使わず自社調達している事業所（レンタル調達比率 20%以下：類型 E～H）では、給与費比率が 40%を超えている事業所が多かった。
- レンタル卸の利用割合の低い事業所では、福祉用具の消毒やメンテナンス、在庫管理、履歴管理などを担当する人材を抱える必要があり、その分の給与費が拡大するためと考えられる。

（減価償却費）

- 減価償却費比率の平均は、3.5%であり、支出全体に占める割合は小さい。レンタル卸を積極的に活用している事業所グループでは、減価償却費はほとんど発生していない。また自社調達の事業所グループでは、20%を超えている事業所は1事業所のみであり、それ以外は 10%以下であった。

（賃貸料）

- 賃貸料比率の平均は、17.1%であり、最大 43.0%～最小 5.0%とかなり幅がある。レンタル卸を積極的に活用する事業所グループでは、3事業所で 30%を超えているなど賃貸料比率が高くなる傾向が見られる。
- 一方、自社調達事業所グループでは 20%を超える事業所が 2事業所、その他の事業所はいずれも 16%以下となっている。

（物件費）

- 物件費比率の平均は、22.7%であり、給与費に次ぐ大きさを占めている。最大 60.8%～最小 0.0%とかなり幅がある。事業所によっては販売用の福祉用具の購入費が大きな割合を占めており、レンタル卸を積極的に活用する類型 C、D の事業所での比率が高い。

（本社経費）

- 本社経費比率の平均は 4.5%であり、支出全体に占める割合は小さい。企業規模が大きくなり、本社機能が分離していない事業所では発生しない費用であるため、

事業所の支出構造

事業所 記号	福祉用具貸与 サービス売上 比率	レンタル卸の 利用状況 (レンタル調達 比率)	支出構造											
			給与費	構成内容	減価償却費	構成内容	賃貸料	構成内容	物件費	構成内容	本社経費	構成内容	その他	構成内容
A-1	50.0%	一部のみ利用 84%	68.0%	役員報酬・給与手当・雑給・賞与・法定福利費・福利厚生費	0.0%		9.0%	リース料・地代家賃	3.0%	発送運賃・事務用品費・車輛維持費(燃料費は除く)・雑費	0.0%	なし	20.0%	その他内訳科目:通信費、交際費、保険料、租税公課、支払手数料、諸会費。新聞図書費
A-2	72.0%	一部のみ利用 50%	25.0%	社会保険料事業主負担分を含む	0.0%		30.0%	その他は、倉庫の借料	25.0%	その他は、介護保険貸与と販売以外のもの	0.0%		20.0%	駐車代、福利厚生費(制服、会議費等)、交際費等を含む
B-1	48.0%	全商品利用	27.0%		2.0%		0.0%		13.0%		6.0%		52.0%	
B-2	41.0%	全商品利用	30.7%	事業主の負担。社会保険料や労災保険料、退職のための引当金等もここに含めている。	0.0%		43.0%	ほとんどはレンタル卸費用。 ○福祉用具＝商材費額を記載。 ○その他＝消毒費(2.59%)、配送費(5.66%)	0.0%		9.9%	研修、カタログ・チラシ制作費、各種支援、経理等も加味。 本社経費→FCはロイヤリティ支払いが発生する	16.4%	カタログやチラシなどの広告宣伝費。事務所の電気、ガス、水道代。消耗品費。福利厚生費等。無料サービスの保険料も加筆健康診断は毎年夏期に実施。駐車場代、ガソリン代、事務所賃借料、コピー機リース料。車いす保険料(1.7%)等含む。
C-1	35.0%	一部のみ利用 80%	17.3%		1.3%	その他は車両、建物、備品類等の減価償却費	40.6%		30.6%		5.3%		4.9%	
C-2	27.9%	全商品利用	14.9%		0.4%	以前購入した訪問入浴機材の減価償却費分。	16.7%	福祉用具賃借料としての卸先への支払い分。 その他は車両やOA機器のリース料。	60.8%	販売用の福祉用具等の購入費。 その他は家賃・地代等。	0.0%		7.2%	広告宣伝費にはカタログ購入費が含まれる。 その他には通信費・車両整備費・諸会費・保険料等を含む。
D-1	65.0%	一部のみ利用 86%	25.0%	給与・賞与・法定福利費・福利厚生費の4項目	0.0%	給与・賞与・法定福利費・福利厚生費の4項目	14.0%	レンタル商品のリース料、その他車両等のリース料	47.0%	販売する為の仕入れ商品を計上	0.0%		14.0%	健康診断事業者負担分は1%以下。
D-2	40.0%	一部のみ利用 50%	21.0%	事業主負担の社会保険料・労働保険料等を含めている。	3.0%	電動車いす等の減価償却費を計上。建物・設備等の減価償却費も含めている。	10.0%	福祉用具のレンタル卸の費用を計上。また、事務機器・営業車両のリース料を計上。	51.0%	販売に伴うオムツ等衛生材料仕入れや、住宅改修に伴う材料仕入れを計上。	10.0%		5.0%	燃料費には車両のガソリン代を含む。 消耗品にはメンテナンスに伴う工具・備品が含まれる。 その他にはカタログ作成費・カタログ購入費含む。
E-1	70.0%	一部のみ利用 10%	31.0%	事業主が負担している、社会保険料や労災保険料、退職のための引当金等もここに含めている。	9.0%	特殊寝台と消毒用乾燥機、さらに購入した車両の減価償却費を計上している。	16.0%	福祉用具は、レンタル卸に伴う費用で、その他には、事務所の賃借料、営業に使用する車両及び、コピー、FAX機などの事務機器に係る賃借料を計上している。	32.0%	大部分は販売するための福祉用具、住宅改修用の部材、おむつ等の衛生材料品である。	7.0%		5.0%	広告宣伝費…カタログ・パンフレット作成費やタウンページなどの掲載費を含む。 燃料費…車両のガソリン、オイル代を含む。 その他…電話・FAXの使用料、展示会や説明会、勉強会等の開催経費を含む。 光熱水費…電気、ガス、水道、暖房用灯油など。 消耗品費…福祉用具調整用の工具、営業車両の消毒器具が含まれる。
E-2	26.0%	一部のみ利用 10%	52.0%	・社会保険料、労災保険料を加味。	0.0%	・リースを利用しているため、資産の償却はない。	16.0%	・福祉用具調達の他は、車両のリース料、パソコンのリース料。	12.0%	・少額の貸与用福祉用具の購入費、部品包装消耗品等。	13.0%		7.0%	・広告宣伝費はカタログ代を含む。 ・燃料費は軽油税を含む。
E-3	65.0%	一部のみ利用 5%	44.0%	給与・退職給付金・賞与・福利厚生費など含む。	22.0%		9.0%	福祉用具はレンタル卸費用 その他は家賃・事務機器リース料含む。	3.0%	福祉用具は販売するための貯蔵品 その他は福祉用具収納用備品(台車・テナー)購入	5.0%		17.0%	・広告宣伝費(カタログ制作費及び購入費)・燃料費(ガソリン・車両レンタル費)・光熱費(水道・灯油費)・研修費(会議・諸会費等)・消耗品費(事務用具・消毒費用)・その他(配送料・振込手数料)
E-4	40.0%	利用せず												
F-1	57.0%	一部のみ利用 16%	64.0%	事業主が負担している、社会保険料や労災保険料、退職のための引当金等もここに含めている。	3.0%	現在、特殊寝台(14台)と電動車いす(5台)について減価償却期間中であり、費用は按分している。(富山営業所は12.8%) その他には、アルミパーテーション間仕切りの減価償却費を計上している。	10.0%	福祉用具は、レンタル卸に伴う費用で、その他には、営業に使用する車両及び、電話機などの事務機器に係る賃借料を計上している。	7.0%	販売するための福祉用具、おむつ等の衛生材料品がある。 その他には、台車、店舗を装飾するための物件購入	2.0%		14.0%	燃料費には、車両のガソリン代が含まれる。 その他には、電話やFAXの使用料、展示会や説明会、勉強会などの開催経費も含まれている。 消耗品費には、福祉用具調整用の工具、事務用品、名刺印刷代が含まれる
G-1	91.0%	利用せず	43.0%	事業者負担分の保険料含む	6.0%	建物付属設備	27.0%	営業車両 事務機器、建物賃貸料	8.0%	販売用福祉用具 レンタル用品(福祉用具以外)		他の費目に分散して入っている	16.0%	広告宣伝費は、全社分の分担が主。 一般管理費含む
G-2	62.4%	利用せず	32.0%		2.0%	消毒設備、配送車両等	5.0%	事務所費(親会社から借用)	40.0%		4.0%	役員報酬、営業本部費用(一般管理費を売り上げで按分)等	17.0%	
G-3	62.7%	利用せず	56.0%		3.0%	消毒設備、配送車両等	8.0%	事務所費(親会社から借用)	0.0%		7.0%	役員報酬、営業本部費用(一般管理費を売り上げで按分)等	26.0%	その他には旅費・交通費が含まれており、島嶼部を持たない事業所の5倍程度のコストがかかっている。
H-1	33.2%	利用せず	43.4%	法定福利費、賞与引当金、退職給付引当金と厚生費を含んでいます。	6.8%	貸与のための福祉用具の減価償却費(これが大半を占める)と店舗の内装等の減価償却を計上。	24.0%	貸与のための福祉用具のリース取組み分のリース料、営業車両や事務機器のリース料のほか、店舗の家賃を計上。	0.0%		5.2%	システム運用費が大きな割合を占めている。	20.6%	広告宣伝費…は、カタログ費用が大半を占める。 燃料費…車両ガソリン代。熱光熱費…店舗の電気代。 その他…商品の納品・引上げ等の運賃保管料、事務用品、通信費、店舗の修繕費、雑費を計上。 健康診断…6月または7月に実施。 福祉用具プランナー資格の取得推進など。東京サービスセンターへの支払。売上ベースで費用を配分している。
H-2	56.9%	一部のみ利用 14%	27.0%	事業主が負担している、社会保険料や労災保険料、退職のための引当金等もここに含めている。	1.0%	レンタル品の原価償却費	13.0%	レンタル卸からの仕入、建物の賃借料、車両、消毒用機器、事務機器等のリース料	53.0%	10万円以下のレンタル品の仕入もここに含めている	2.0%	役員報酬	4.0%	

最大 13%～最小 0%までの幅がある。本社経費の大きなケースでは、一般管理費的な営業本部費用、役員報酬の配賦、情報システム運用費、研修・営業資料作成費などが計上されている。

(その他費用)

- その他費用の比率の平均は 15.7%であり、最大 52.0%～最小 4.0%までとかなり幅がある。それぞれ共通して含まれているのは、広告宣伝費、水道光熱費、燃料代などであるが、事業所によっては福利厚生費や交際費などが含まれているなど、事業所間の経費分類に関する考え方の違いが現れた形となった。

経費の構成比の傾向について、事業所全体で見ると、設備投資の大きさを反映する減価償却費の構成比は小さく、支出項目としての構成比が大きいのは、給与費比率と物件費比率、賃借料比率であった。レンタル卸による調達割合の大きさが給与費と賃借料のバランスに反映され、事業構造の違いを表す結果となった。

3. 7. 3 事業構造とサービス提供

貸与サービス事業所のサービス内容の違いを、①導入時のアセスメント、②適合性判断、③モニタリング、④利用計画書の作成状況の4点で比較することとした。（「別添3」参照）

各事業所の詳細な結果は、「Ⅱ. 資料編」を参照されたい。

（アセスメント）

- アセスメントについては、18事業所中10事業所が「全てのケースで実施」と回答している。レンタル卸利用状況との対比で見ると、積極的に活用している事業所グループ（類型A～類型D）では、「全てのケースで実施」は8事業所中4事業所であり、1事業所は「行っていない」との回答であった。
- 一方、自社調達事業所グループ（類型E～類型H）では、10事業所中6事業所が「全てのケースで実施」であり、アセスメント実施率は自社調達グループの方が高い傾向が見られた。

（適合性判断）

- フィッティング（適合性判断）については、18事業所中15事業所が「全てのケースで実施」と回答しており、レンタル卸を積極的に活用している事業所グループ（類型A～類型D）と、自社調達事業所グループ（類型E～類型H）との差は見られない。

（モニタリング）

- 10日以内のモニタリングについては、総ての事業所が高い割合で実施している。モニタリングの方法としては、いずれの事業所も訪問が望ましいとしながらも、訪問実施率80%との回答は5事業所にとどまった。これに関しては事業所類型での傾向も見られない。
- 6ヶ月以内の標準モニタリングについては、訪問実施率80%との回答は13事業所、65%以上は16事業所となり、初期モニタリングに比べ大幅に増加している。
- その一方で、初期モニタリングで100%、標準モニタリング80%が、電話対応という事業所もあり、訪問によるモニタリングは、順調に利用されているケースでは、利用者側からわずらわしいと評価される場合も多い。
- 訪問モニタリングが必ずしもサービスの質の高さを示すものではないとの指摘もあり、訪問モニタリングの実施率は、モニタリングに対する事業所の考え方の違いが現れていると考えられる。

（利用計画書）

- 利用計画書の作成については、作成割合100%の事業所が4事業所あったが、いずれもレンタル卸を積極的に活用している事業所グループ（類型A～類型D）であった。
- 自社調達事業所グループ（類型E～類型H）でも作成している事業所は、6事業所は

事業所の事業構造とサービス提供

事業所 記号	福祉用具貸与 サービス売上 比率	レンタル卸の 利用状況 (レンタル調達 比率)	アセスメント				フィッティング		モニタリング				利用計画書		事業構成 人材構成 正規雇用率		
			実施状況	把握項目 数	身体状況 把握項目	生活環境 把握項目	重要視項目	適合性 判断	具体的な実施方法	①10日以内	モニタリング シート	②標準	モニタリング シート	内容		利用割合	
A-1	50.0%	一部のみ利用 84%	全ての ケースで 実施	8	5	3	・ケアマネとの連携をはかり、本人・家族の意向を重視して福祉用具の提案を行っている。 ・本人の残存機能や住環境に見合う福祉用具を提案し、デモ利用をしていただいた結果を家族にも説明を行い、同意を得るようにしている	全ての ケースで 実施	・車いすの場合、納品時に背張り調整や座幅、フットレスト 角 度の調整、またクッションの適合状態など適合性の最終 確認を行う。 ・ベッドの場合、配置の確認、起居動作から導線の確認、リ モコン操作が可能か否か確認している。	訪問100%	あり	訪問100%	あり	①・自社基準により作成した「モニタリング報告書」を用いて実施してい る。 ②・自社基準により作成した「モニタリング報告書」を用いて実施してい る。			85.7%
A-2	72.0%	一部のみ利用 50%	全ての ケースで 実施	7	4	3	・自社基準により作成し「受付(お客様情報)・適合 状況」を用いて、身体状況と使用環境に注視してい る。 ・福祉用具単体ではなく生活全般のコーディネイト の提案に努めている。 ・身障制度の活用も視野に入れ利用者からの相談 に対応している。	全ての ケースで 実施	・福祉用具の納品時には、次のことを必ず行っている。そ の時点で何か問題があれば別の福祉用具を再検討し たり、調整できる場合はその場に対応することにして いる。 ・適合性の判断事項(1設置場所 2取付場所 3操作確認 4適合状況 5説明把握 6その他留意事項) ・以上の事項については、自社基準により作成した「受付 票(お客様情報)・適合状況票」を用いて記録保管してい る。	訪問80% 電話20%	なし	訪問100%	あり	①・安全に利用できているか確認するとともに、再度、使用方法の説明を 行うようにしている。 ②・「福祉用具貸与モニタリング・報告書」(自社基準により作成)を用いて 品目毎に使用状況の確認を行っている。 ・特殊寝台と車いすについては、「チェックシート」(自社基準により作 成)も活用し、特に不具合がないか注視している。 ・その他の事項についても、「介護支援経過票」(自社基準により作成) に記録している。	作成して いる 100%	自社基準により作成した「福祉用具導入計 画書」を用いて、基本的には全件で作成し ている	80.0%
B-1	48.0%	全商品利用	半数以上 のケース で実施	12	7	5	・キーパーソンの連絡先を把握し、緊急時に備え る。 ・身体状況を把握する。	半数以上 のケース で実施	・使用方法の説明、車いすの背張り・フットレスト調整、歩 行器の高さ調整。 ・納品時・納品場所にて行う。	訪問80% 電話20%	あり	訪問80% 電話20%	あり	①・使用方法に誤りがないかどうか。 ・継続して安全に使用可能かどうか。 ②・使用環境を確認。 ・安全に使用できているか。現在の身体状況、生活環境に用具が適合 しているかどうか。			57.1%
B-2	41.0%	全商品利用	半数程度 は実施	15	8	7	福祉用具、住宅改修といった総合的な住環境改善 サービスの提供により、いかにQOLを高められるか を重視。	全ての ケースで 実施	・車いすの場合、納品時にフィッティングを行い各部位の適 合確認を行っている。 ・歩行器や杖など身体状況に応じ高を調整する場合使用 状況、身体状況を確認し調整する。(納品時、デモ) ・ベットは配置場所、身体状況に適合しているか、起居動 作から動線の確認、リモコン操作の確認を行っている。(事 前訪問、納品時)	電話100%	あり	訪問20% 電話80%	あり	①・長期、短期の援助目標立て何を目標に福祉用具を利用してい るか？。 ・問題なく使用されているか？・新たなニーズが(課題)ないか？ ②・利用頻度の確認、身体状況に変化は無いか。使用上問題なく福祉用 具が利用できているかどうか。 ・不具合、異音異臭は無いか。修理・メンテナンスの必要があればその 場で即時対応している。	作成して いる 100%	・援助目標立て、何を目標に福祉用具を利用 しているか？ ・問題なく使用されているか？ ・新たなニーズ(課題)がないか？ 生活目標をしっかりと立て、福祉用具を利用 して何をしたいのか？。ご本人が福祉用具 利用の目的を描いている場合には、てぎ るだけ協力する。	57.1%
C-1	35.0%	一部のみ利用 80%	全ての ケースで 実施	13	8	5	利用者本人の生活スタイル、利用者本人の屋内、 屋外の導線把握 介助者のキーマンの存在。またそのかわり 本人、介護者の希望	全ての ケースで 実施	納品後1週間とその後3カ月おきに訪問。 原則は自宅での確認を行います。利用状況に応じて、 ディ先やショート先などで行うこともあります。その場合、出 来る限り家族や、担当職員に立ち会っていただき、日ごろ の様子、使い方などを聴取します。	訪問50% 電話50%	あり	訪問80% 電話20%	あり	①お客様の選定時の様子(初めての利用や施設で同じものを使ってい た)などにより訪問か電話での対応かを営業ごとで判断して行っている。 先方と時間がうまく合わず、自宅ではなくてディ先などで行うことも多い。 ②全てにおいて実施しており、現在の頻度平均は96日。お客様事由で訪 問させていただけない現場を除くと平均80日代です。	作成して いる 100%		83.3%
C-2	27.9%	全商品利用	半数以上 のケース で実施	6	5	1	アセスメントシートにある項目は全て。	全ての ケースで 実施	納品時にフィッティング、適合性の確認をする。	実施して いない	なし	訪問90% 電話10%	あり	②福祉用具の不具合、及び使用状況の確認。 福祉用具の継続・変更の必要性の確認。	作成して いる 99%	現在新規の方はすべて作成している。2年 程前から作成を開始しており、それ以前の 利用者の計画書はないので、現利用者で の作成状況の割合は不明。	55.6%
D-1	65.0%	一部のみ利用 86%	半数以上 のケース で実施	11	5	6	利用者本人の生活環境、身体状況を踏まえて最良 な福祉用具の提案を行なうこと。	全ての ケースで 実施	納品時に可動部は実際に可動させ目視にて最終確認を行 なう。電動商品は必ず、通電させてから操作可能かどうか を確認している。ケアマネと同行して実施している。	訪問30% 電話70%	あり	訪問80% 電話20%	あり	①取付け状況、操作状況、身体との適合状況の確認。 ②身体状況の変化の有無。福祉用具の使用状況の本人、介護者の満足 度の確認。福祉用具の状況、点検結果を本人、家族、ケアマネ事業者へ の報告。	作成して いる	生活目標をしっかりと立て、福祉用具を利用 して何をしたいのか？。ご本人が福祉用具 利用の目的を描いている場合には、てぎ るだけ協力する。	100.0%
D-2	40.0%	一部のみ利用 50%	行ってい ない	0	0	0		全ての ケースで 実施	・福祉用具の配置、動線の確認、身体に合わせた調整を 納品時に行っている。	訪問30% 電話70%	あり	訪問90% 電話10%	あり	①・用具の使用に際しては機能的に適格であるかどうかの確認。 ・身体状況の変化はないか、できるだけご家族の方に立ち会ってもらっ ての確認を実施。 ②・使用上の問題点はないかどうか、使用頻度の確認。 ・用具の不具合・メンテナンスの必要性の確認。(必要があれば即時対 応し、その場での対応が難しい場合、代替品を用意している。) ・商品の取扱説明のとおり適格に使用されているかどうかの確認。			92.9%
E-1	70.0%	一部のみ利用 10%	全ての ケースで 実施	11	7	4	・本人の日常生活での目標を重視している。それに 基づき、福祉用具の提案を行っている。 ・家族の意向も大切にしている。時には本人と家族 の意向が異なる場合がある。この場合できるだけ本 人の残存機能に見合う福祉用具を提案し、家族にも しっかりと説明を行い、同意を得るようにしてい る。	全ての ケースで 実施	車いすの場合、納品時に背張り調整や座幅、フットレスト角 度の調整、またクッションの適合状態など適合性の最終確 認を行っている。 ベッドの場合、配置の確認、起居動作から導線の確認、リ モコン操作が可能か否か確認している。	訪問65% 電話35%	あり	訪問65% 電話35%	あり	①・機器に不安は無いか。機能はきちんと使用できているか。他のご家族 の反応等をうかがっている。 ・利用している福祉用具が、利用者の急な状態像の変化に対応でき ているかどうか確認するようにしている。 ・夜間時に使用する場合、問題ないかお聞きしている ②・利用頻度の確認、当初意図していたとおりに福祉用具が利用でき ているかどうか。身体状況に変化は無いか。使用上問題ないか。 ・用具の不具合、異音異臭など修理・メンテナンスの必要があれば即時 対応している。	作成して いる 10%		100.0%
E-2	26.0%	一部のみ利用 10%	半数以上 のケース で実施	8	6	2	・本人の日常生活での目標を重視している。それに 基づき、福祉用具の提案を行っている。 ・家族の意向も大切にしている。本人と家族の意向 が異なる場合は、できるだけ本人の残存機能に見 合う福祉用具を提案し、しっかりと説明を行い、 同意を得るようにしている。 ・ベッドの利用により寝たきりになる等、福祉用具の 導入・利用によって体調が悪化しないよう意識して いる。	半数以上 のケース で実施	・納品時、納品場所でも口頭で説明したり、利用者・介護者に 実際に体を動かしてもらいながら説明している。	訪問20% 電話80%	あり	訪問100%	あり	①・毎週月曜日は、コミュニティスタッフによる電話確認の日。			75.0%
E-3	65.0%	一部のみ利用 5%	半数以上 のケース で実施	13	7	6	生活環境及び身体状況に合わせた福祉用具の提 案モニタリングを重視している。 介助者の身体状況及び介助力についても重視して いる。	全ての ケースで 実施	1ヶ月もしくは3ヶ月の定期訪問時に、機能点検及び適 合状況(身体・住環境)を判断している。	訪問60% 電話40%	あり	訪問100%	あり	①福祉用具の機能点検をし、使用状況や使用しての不安等を聞き取りし ている。 理解度の低い利用者には、使用方法を再度説明している。 ②福祉用具を使用している見解(本人・家族・専門相談員)の聞き取りをし ている。 機能点検を行い、異音等がないか、また、再度説明を行い、誤った使用 をしていないか確認している。 床ずれ防止用具などは1ヶ月サイクルでモニタリングを実施。	作成して いる 10%	特定疾患・進行性疾患の方の場合には作 成するようにしている。	50.0%

事業所 記号	福祉用具貸与 サービス売上 比率	レンタル卸の 利用状況 (レンタル調達 比率)	アセスメント				フィッティング		モニタリング					利用計画書		事業構成	
			実施状況	把握項目 数	身体状況 把握項目	生活環境 把握項目	重要視項目	適合性 判断	具体的な実施方法	①10日以内	モニタリング シート	②標準	モニタリング シート	内容	利用割合		人材構成 正規雇用率
E-4	40.0%	利用せず	半数以上の ケースで 実施	11	7	4	基本的に項目はもれなく埋めるが、特に利用者・家族の要望、ADLは重視している。	半数以上の ケース で実施	ケースによるが、ショールームに来店されたとき、納品時、モニタリング時のいずれかで実施している。 歩行器などは納品時に複数持っていき、適合を見ながら適切なものを選んでもらうこともある。	訪問100%	あり	訪問50% 電話50%	あり	①訪問して利用状況を確認するとともに、利用者、家族のコメントを聞く。 ②3ヵ月単位で、訪問と電話を交互に行っている。			88.6%
F-1	57.0%	一部のみ利用 16%	全ての ケースで 実施	6	4	2	・目標に基づき、ケアマネージャー、本人及び家族とも相談の上福祉用具の提案をしている、 ・家族の意向も大切にしている。時には本人と家族の意向が異なる場合がある。この場合できるだけ本人の残存機能に見合う福祉用具を提案し、家族にもしっかりとした説明を行い、同意を得るようにしている。	全ての ケースで 実施	・車椅子の場合、納品時に背張り調整や座幅、フットレスト角度の調整、またクッションの適合状態など適合性の最終確認を行っている。操作の状況を確認している。 ・ベッドの場合、配置の確認、起立動作から動線の確認、リモコン操作が可能か否か確認している。 ・アセスメント、納品時、モニタリング時それぞれの時点で適合性を見極めている。 ・退院に伴う在宅への移行時などの場合は病院のPT立会いの下で適合性判断をすることもある。	訪問10% 電話90%	あり	訪問100%	あり	①・使用状況を確認し、身体に影響がないか、機能的に問題ないか確認している。 ②・利用頻度の確認、当初意図していたとおりに福祉用具が利用できているかどうか、身体状況に変化は無い。使用上問題ないか。 ・また、用具に不具合はないか。異音異臭は無い。修理・メンテナンスの必要があればその場で即時対応している。			66.7%
G-1	91.0%	利用せず	半数以上の ケース で実施	11	6	5	・ケアプランの目標、導入理由、本人・家庭意向を重視している。 ・福祉用具導入で自立度、QLO向上が図れることーそのためのアフターサービスを重視している。	全ての ケースで 実施	選定、適合判断・フィッティングに関しては、選定時約1時間、納品時も約1時間を目安にしている。	訪問90% 電話5% その他5%	あり	訪問90% 電話5% その他5%	あり	①訪問してモニタリングシートにより利用状況を確認し、利用者、家族のコメントを聞く ②訪問してモニタリングシートにより利用状況を確認し、利用者、家族のコメントを聞く。 3カ月のモニタリングは、ケアプランの見直して合わせて訪問する。 本年はケアプランの短期あるいは長期目標に従って状態を確認すべきだが、現状では支援目標が回収されていないケースがある。	作成している 1%	生活目標をしっかりと立て、福祉用具を利用して何をしたいのか？。ご本人が福祉用具利用の目的を描いている場合には、できるだけ協力する。ケアマネから求められるケースがまれにある。CMがエビデンスを筆おうする場合など。	95.1%
G-2	62.4%	利用せず	全ての ケースで 実施	11	8	3	・身体状況、介護状況等は当然ながら、用具選定の経緯、合理性を説得的に書くことが必要と考えている。 ・アセスメントシートの詳細化や利用計画書の作成については、当社としては必要と考えているが、他事業者から「仕事を増やすな」といわれることもある。	全ての ケースで 実施	・フィッティング等利用者の上程像に対する用具の適合性以外にも生活動線の把握とそれに対する用具の適合性を判断し、ケアマネに情報提供している。 ・ケアマネからの要求水準は高くなっており、貸与事業者側の自己研鑽も必要となっている。 ・情報提供はアセスメント時、納品時、モニタリング時など、必要に応じて行っている。	訪問70% 電話30%	あり	訪問70% 電話30%	あり	①・利用者の状況に合わせ、用具の使用状況をモニタリングしている。 ・モニタリング専従班を設け、効率的なモニタリングを行うよう心がけている。 ②・モニタリング専従スタッフが営業所ごとに置き、訪問を行っている。必要に応じて営業担当が同行する場合もある。担当者会議への出席も可能な限り行っている。 ・モニタリング専従はヘルパー2級以上の資格保有を条件としているので、担当者会議でも充分な役割を果たすことが出来る。	作成している 5%	・枚数は減らしてもサービスを提供するための書式は整える必要があるとの考えの下、現在試験的に作成を開始したところ。ケアプラン作成の大変さを知ることの意味でも有意義と考えている。 ・アセスメントシートで充分な機能を発揮できるという意見もある。	91.5%
G-3	62.7%	利用せず	全ての ケースで 実施	11	8	3	* 身体状況(リスク面は要注意)。	全ての ケースで 実施	・納入前アセスメント(ご自宅・病院等)。 ・10日以内モニタリング(ご自宅・通所先等)。 ・6ヶ月毎モニタリング(ご自宅・通所先等)。 ・安全性、動線等、実際の利用状況を観察し、ケアマネに情報を上げるなど、現場レベルで積極的に対応している。 ・用具と利用者のフィッティングだけではなく、利用状況(環境等)との適合性を判断することも重要な仕事。	訪問30% 電話70%	あり	訪問100%	あり	①・利用状況の確認。 ・取り扱い方の再確認。 ・適合性の確認。 ②・必要性の評価。 ・新たなニーズの発生有無の確認。 ・目標達成への意思確認。	作成している 5%	・枚数は減らしてもサービスを提供するための書式は整える必要があるとの考えの下、現在試験的に作成を開始したところ。ケアプラン作成の大変さを知ることの意味でも有意義と考えている。 ・アセスメントシートで充分な機能を発揮できるという意見もある。	87.5%
H-1	33.2%	利用せず	全ての ケースで 実施	7	5	2	日常生活自立度の把握、用具の必要性の確認を重視している。 即日納品求められた場合に利用者の状況の十分な把握ができないケースもある。 退院してすぐの用具が必要として利用者から直接依頼を受けるケースもある。	全ての ケースで 実施	事前の利用者宅等への訪問により適合性を確認。 選定時(納品前)に訪問するケースが90%以上。 レアケースでは、店舗に来店されて転倒で適合性判断するケース、納品時に複数の候補を持参し、現場で適合性判断しながら選定するケースなどがある。	電話100%	あり	訪問100%	あり	①用具の適合状況や利用方法等の不具合の有無を主に確認。 専用システムにて管理しているためモニタリングシートはなし。 専用システムはH17年9月から導入している。全社で利用する大きなシステムであり、初期モニタリングは納品担当が行う。 ②チェック項目等は別紙モニタリング報告書を参照。 現状では、主に納品した用具の不具合等のチェックを行っている。利用者の状況については、必要に応じて自由記入している。	作成している 10%	介護予防は全件作成。(新宿区の方針) その他は介護支援専門員の求めに応じて作成。	35.7%
H-2	56.9%	一部のみ利用 14%	全ての ケースで 実施	5	4	1	・福祉用具利用に先立ち、自社基準により作成した様式(受付票(お客様情報)兼、面談票)を用いて日常生活動作等を確認 ・利用者の希望と家族の意向を聞き、最も適した福祉用具の提案を行い同意を得るようにしている	全ての ケースで 実施	・ベッドであれば、納品時に本人の導線や起居動作を確認、マットの硬さ、リモコンが適正に機能するか等について確認 ・車いすでは寸法(座幅等)の確認、背張りやフットレスト角度の調整、クッションの適合状況など最終の確認を行っている	訪問40% 電話60%	あり	訪問70% 電話30%	あり	①・自社基準で定めた様式(福祉用具点検表)を用いて、特に福祉用具の機能面を中心に確かめている ・利用者に適合しているか、特に導入直後からの状態変化等については家族からも意見を聞いている ・本人の導線上に問題はないか、また危険箇所は無いかなど再度確認している ②・アフターサービスの履歴を電算化している ・身体状況の変化はないか、当初の使用目的に合致しているか、満足度に使用の頻度、機器の具合、要望、点検結果について電算化している ・特に車いすの場合、空気圧、タイヤの磨耗、ブレーキの効き			75.0%

どあるが、作成比率となるといずれも 10%以下であった。

- 作成比率が 100%の事業所の中には、正規雇用率が 60%以下の事業所も 2 事業所あった。ただし、現時点では利用計画書作成に関する指針や、定型的な様式が定められている訳ではないことから、作成している例でも、その内容は事業所によってかなり異なっている。
- 基本的な利用者情報はケアマネジャーとの共有ツールにとどまるものもあり、利用計画の作成が、必ずしもサービスの質の高さを示すものではないがサービスへの取り組み姿勢を示すものとは考えられる。

全体的なサービスの実施状況を見ると、アセスメントに関して自社調達グループの実施率がやや高く、利用計画書の作成率については、レンタル卸活用グループが高いなどの傾向が見られるが、事業構造の違いがサービス内容を規定するような大きな違いは見られなかった。

事業所ごとのサービス内容の違いは、貸与サービスに関する各事業所の考え方の違いと見ることができる。

3. 8 まとめ

3. 8. 1 福祉用具貸与サービス事業所の業態

レンタル卸利用の有無によって、アセスメントやモニタリング等の実施状況に大きな違いは見られなかったものの、一事業所あたりの契約者数となるとレンタル卸を利用していない、自社保有の福祉用具を貸与している事業所の方が、その件数が多く、大規模事業化が進んでいることが想定される。

自社保有している福祉用具の保管や消毒など業務は、外部へ委託することは少なく、特に多くの事業所をもつ法人においては、地域の拠点としてサービスセンターを設置し、より合理的にこれらの業務を行っていることがわかった。

また、このことは人事労務管理やカタログ・パンフレットの作成等についても同様に、本社で一括して行っているところが殆どであった。

このような事業形態であることから、事業所単体を抜き出して収支や事業構造を調査することの難しさが窺われた。

雇用形態について、レンタル卸を利用している事業所では、非正規雇用の比率が高いことが確認できた。また、正規雇用の社員には、専門相談員の資格を取得させるよう働き掛けていることが確認できた。

3. 8. 2 サービス提供の状況等

福祉用具導入時における「利用者の心身状況等の確認（アセスメント）」や「福祉用具適合性の判断」、「選定理由の説明」。また「導入後のモニタリング」等については、実施方法や実施時に使用している様式（自社基準により作成）は異なるものの、概ね実施されていることがわかった。

しかしながら、検討会の中で議論されている「個別サービス計画書（今回の調査では「福祉用具利用計画」としている。）」の設置状況や作成頻度、またその活用方法については、かなりバラツキがあり、各事業所とも必要性は感じているものの、必ずしも積極的に行われている状況でなかった。この理由として、専門相談員の知識レベルにかなりの差が生じていること、ケアマネジャーとの連携が図られていないこと、また業務負担が増加することなどの理由が挙げられ、利用計画書を作成することの難しさが指摘された。

継続的に行われる福祉用具のモニタリングでは、「使用上、福祉用具に不具合（動作確認、ネジの緩み等を確認）はないか」、「摩耗や部品を交換する必要はないか」など、また利用者や家族については「使用頻度」・「身体状況や使用方法に変化はないか」などの確認を行い、安全して利用できる環境の確保にも役立っていることが確認された。

4. 福祉用具貸与サービスの利用期間と利用者像の把握

4. 1 利用者像把握の目的

昨年度に行った当協会の調査研究では、介護給付費実態調査のデータ¹を基に、利用者をベースにした平均利用期間を集計したものの、短期利用や、長期利用の具体的な理由の把握には至らなかった。

そこで、本調査では、介護保険福祉用具貸与サービスにおける「短期利用」と「長期利用」の実情把握に主眼を置き、どのような状態の人が、どのような理由で短期利用となっているのか、或いは長期利用に至っているのかなどについて、調査することとした。また実際の事例についても提出を求め、その内容把握を行うこととした。

また主要な種目の平均利用期間の集計については、今年度も行っており、その結果は、本報告書「2. 利用期間と貸与価格のマクロ的把握」を参考にされたい。

4. 2 利用者像把握の方法

4. 2. 1 調査方法

前章に記述した、ヒアリング調査対象の福祉用具貸与サービス事業所に協力を要請し、実態把握を行うこととした。

4. 2. 2 調査期間

平成 20 年 1 月 28 日（月）～2 月 8 日（金）

但し、この期間中に集計できない事業所については、この期間を超えての確認作業を行った。

4. 2. 3 短期利用者及び長期利用者の定義

調査実施あたって、短期及び長期利用者の条件設定を以下のとおり設定することとした。

【短期利用者】

介護報酬の対象とならない、選定をする為の試用や調整に要した期間を除き、介護報酬の請求を 1 ヶ月分だけした利用者とする。

【長期利用者】

用具の消耗・故障等による部品及び用具の交換については継続していると見なし、同一の用具で報酬の請求が 36 ヶ月以上なされている（或いは、なされた）利用者とする。

¹ 厚生労働省の介護給付費実態調査の個票データより、2003 年 4 月～2006 年 3 月に貸与を受けた分が集計可能であるが、2003 年 4 月以前から貸与を受けている場合には、利用期間が過小となるため、2003 年 5 月より貸与を開始したものについてのみ集計を行っている

4. 2. 4 調査内容

短期利用の終了理由及び、長期利用の継続理由について、種目別及び状態別に集計することとした。

また、状態や種目を限定せず、実際の事例を提出戴くこととした。

なお、実際の調査実施時に使用した「調査票」及び「実施要領」については、本報告書「Ⅱ. 資料編」を参考にされたい。

4. 2. 5 集計期間

平成 19 年 4 月～直近までの事業所における利用者のデータを基準にして、集計することとした。

また、事例の抽出については、利用者の状態や種目を予め設定するのではなく、事業所の任意により抽出して、短期及び長期利用それぞれ、概ね 5 事例程度を提出戴くことにした。

4. 3 短期利用者の状況

回答のあった短期利用の主な理由は、以下のとおりであった。

福祉用具貸与サービス 短期利用（1ヶ月のみ貸与）の主な理由

【種目別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他(ADLの向上)	把握できていない	合 計
車いす	73 15.8%	40 8.7%	48 10.4%	4 0.9%	17 3.7%	56 12.1%	22 4.8%	201 43.6%	461 100.0%
車いす付属品	5 5.8%	4 4.7%	4 4.7%	0 0.0%	4 4.7%	6 7.0%	2 2.3%	61 70.9%	86 100.0%
特殊寝台	103 18.0%	19 3.3%	6 1.0%	4 0.7%	8 1.4%	87 15.2%	31 5.4%	315 55.0%	573 100.0%
特殊寝台付属品	130 27.3%	13 2.7%	29 6.1%	3 0.6%	23 4.8%	130 27.3%	3 0.6%	145 30.5%	476 100.0%
床ずれ防止用具	80 29.2%	6 2.2%	29 10.6%	1 0.4%	8 2.9%	105 38.3%	5 1.8%	40 14.6%	274 100.0%
体位変換器	10 32.3%	0 0.0%	4 12.9%	0 0.0%	0 0.0%	9 29.0%	3 9.7%	5 16.1%	31 100.0%
手すり	26 12.0%	9 4.2%	13 6.0%	1 0.5%	14 6.5%	17 7.9%	27 12.5%	109 50.5%	216 100.0%
スロープ	32 28.8%	9 8.1%	10 9.0%	2 1.8%	0 0.0%	9 8.1%	9 8.1%	40 36.0%	111 100.0%
歩行器	18 9.3%	13 6.7%	27 13.9%	0 0.0%	18 9.3%	10 5.2%	21 10.8%	87 44.8%	194 100.0%
歩行補助つえ	3 4.6%	2 3.1%	4 6.2%	0 0.0%	1 1.5%	2 3.1%	5 7.7%	48 73.8%	65 100.0%
徘徊感知機器	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
移動用リフト	13 22.4%	5 8.6%	3 5.2%	0 0.0%	2 3.4%	9 15.5%	14 24.1%	12 20.7%	58 100.0%
合 計	494 件 19.4%	120 件 4.7%	177 件 6.9%	15 件 0.6%	95 件 3.7%	440 件 17.3%	142 件 5.6%	1,064 件 41.8%	2,547 件 100.0%

【状態別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他(ADLの向上)	把握できていない	合 計
軽度者 要支援～要介護1	49 12.5%	25 6.4%	55 14.0%	6 1.5%	15 3.8%	20 5.1%	73 18.6%	150 38.2%	393 100.0%
中度者 要介護2～3	120 15.0%	23 2.9%	55 6.9%	2 0.3%	8 1.0%	112 14.0%	30 3.8%	448 56.1%	798 100.0%
重度者 要介護4～5	207 25.7%	18 2.2%	27 3.4%	1 0.1%	4 0.5%	149 18.5%	12 1.5%	387 48.1%	805 100.0%
合 計	376 件 18.8%	66 件 3.3%	137 件 6.9%	9 件 0.5%	27 件 1.4%	281 件 14.1%	115 件 5.8%	985 件 49.3%	1,996 件 100.0%

- 全体的な傾向として「把握できていない」件数を除いた、終了理由の内訳では「入院・入所」が最も多く、続いて「死亡」・「フィッティングの見直し」・「その他(ADLの向上等)」の順となった。
- また「付属品」の件数を除いた、種目別の件数では「特殊寝台」が最も多く、続いて「車いす」、「床ずれ防止用具」、「手すり」、「歩行器」の順となった。
- 上位3種目の終了理由を見ると、全体的な傾向と同様、「入院・入所」、「死亡」が終了理由の上位を占めた。しかし、3番目に多かった理由では、「特殊寝台」が「その他(ADLの向上等)」なのに対し、「車いす」「床ずれ防止用具」では、「フィッティングの見直し」であった。逆に「特殊寝台」では、「フィッティングの見直し」があまり理由として挙げられなかった。
- 「手すり」については、全体的な件数は多くはないが、「その他(ADLの向上等)」の件数が最も多かった。
- 「歩行器」については、「フィッティングの見直し」が最も多く、続いて「その他(ADLの向上等)」となった。

- 状態別の結果、中・重度者以上では「入院・入所」「死亡」の件数が多かったものの、軽度者では「その他(ADLの向上等)」「フィッティングの見直し」の件数が多い結果となった。
- その他の理由として最も多く挙げられたのが、「ADLの向上した為」であったが、それ以外の理由としては、「在宅生活への慣れ」「住宅改修にて対応」「購入した為」「家族の希望」などの理由が挙げられた。

事例の中から代表的なものを以下に掲載する。なお、確認できた全ての事例については、本報告書「Ⅱ．資料編」を参考にされたい。

【重度者】

(重度者・特殊寝台・入院入所のため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護5	寝たきり状態。	介護者がギャジアップ・ハイロー機能 を介護時に使用。	退院したが、すぐに再入院。
要介護4	在宅酸素。定期的に訪問看護が入り 「バイタルチェック」「服薬管理」が 必要であった。介護レベルの高い状態 にあった。在宅と病院のボーダーライン にあった。	週3回の訪問介護による「バイタル チェック」「服薬管理」を実施。ベッド 上での全介護状態や床ずれ予防用具や室 内移動の為に車いす等も利用していた状 態。高い使用頻度。	入院。
要介護4	脳梗塞による片麻痺・筋力低下がある ため、在宅での生活にはベッド・車い すが必要な状態である。	本人の希望により在宅生活を行うが、在 宅でのリハビリ意欲も少なく、奥さんの 介護負担も大きいので続けるのは難しい 状態。	冬場入所して筋力アップとその間に引越 しをして住環境を整えるため回収。
要介護4	寝返りは自身で出来るが起き上がり、 立ち上がりは全介助が必要。歩行は車 椅子を利用し自走がようやく出来る状 況。食事・排泄は自力で可能である。	ベッドの背上げ機能を使用することで食 事介助が楽になり、本人の負担も軽減で きる。ベッドを利用することで立ち上 がりの離床動作がスムーズに行える。	体調を崩し医療機関へ入院。
要介護4	起き上がりが難しく畳の上では、ト イレ、食堂等への移動が困難。座保持 は、何かにつかまれば可能で膝に少し の浮腫がある。介護ベッドがあれば立 ち上がれ歩行もできると判断できる。 又就寝時膝を上げれば楽になるのでは との状態。	居室は、日当たりの良い部屋で通気も良 く申し分のない環境。畳の上での生活か らベッドへの生活に移行。貸与日数27 日。	体調崩し医療機関へ入院。

(特殊寝台・死亡)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護5	脳梗塞・誤嚥性肺炎・吐血・MRSA 発症と次々に合併症を併発。生命の危 機を脱した症状が安定したところで在宅 へ。経口摂取が出来ない全介護状態。	特殊寝台・床ずれ予防用具等使用。病院 と近い状態での全介助。床ずれ予防と介 助者の介護負担軽減を主たる目的とする 福祉用具導入。使用頻度は高レベル。	死亡。
要介護5	ターミナルケア。体調の変動が激しく 全身に痛みもあり床ずれの心配があっ た。立位・歩行共に不安定な状態に あった。	床ずれ予防用具としてエアマットも検討 したが、波動に対して皮膚が敏感すぎて 好ましくないとの判断で静止型マットレ スを選定。立位歩行の困難によりベッド サイドテーブルとポータブルトイレも選 定。	死亡。

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護5	末期がんの方で寝たきり。ADLは全般的に全介助である。経口摂取は出来ず、注射の管理。	ギャッチアップは、楽な姿勢をとるために低角度におさえ使っていた。高さ調節を主に使用しており、おむつ交換などのために介護者側が使用。	死亡。
要介護5	外傷性硬膜下出血、出血後、能へのダメージもあり、ADLの低下や嚥下状態の悪化などが見られ、ほぼ寝たきり状態。	日常生活動作の介助者の負担軽減の為に、起き上がり・食事介助等のための背上げ機能、立ち上がり・オムツ交換等のためのハイロー機能を活用。移動の為に車いすは必要不可欠。	死亡。
要介護4	心疾患（心筋梗塞）による発作を繰り返しており、起き上がり・立ち上がり・歩行は困難で、全介助状態。	家族の希望により、新築の家（バリアフリー）に少しでも長く生活させたい。日常生活動作の介助者の負担軽減の為に、起き上がり・食事介助等のための背上げ機能、立ち上がり・オムツ交換等のためのハイロー機能を活用。	死亡。
要介護4	末期がん。	特殊寝台は中古で購入しておいたものを利用。そこに床ずれ防止用のエアマットを入れた。日中は以前購入した車いすに移乗することもあるが、ほぼベッド上での生活。車いす移乗時にギャッチアップ・ハイロー機能使用。エアマットは常時体圧分散状態。	死亡。

（特殊寝台・状態や環境の変化から福祉用具を変更）

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護5	寝たきり状態。	機能は常時使用。	身体状況の悪化で、2Mから3Mに変更。

【中度者】

(特殊寝台・入院入所のため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護3	もともと自分でお持ちの折りたたみベッドを使用されていたが、体調を崩され介助で何とかされていた部分が、ほぼ全介助状態となられ急遽特殊寝台と入れ替えた。	ポータブルトイレへの移乗も難しくなられ、おむつ対応となった。介護負担も大きくなった。	体調が良くならず医療機関へ入院された。
要介護3	認知症・変形性脊椎症・廃用症候群・高血圧症。動作によっては全介助・一部介助。	起き上がりや咳き込みや痰が絡む事もあり、誤嚥防止の為に背上げ機能、立ち上がりや車いすへの移乗の為にハイロー機能を活用。	入所（在宅介護困難）。
要介護3	認知症。布団からの起居動作が難しい。	特殊寝台のハイ・ロー機能で利用者が立ち上がりしやすい高さにベッドの高さを合わせ、起き上がり動作が難しい場合はギャッチアップ機能を使い、ベッドから離床する。	認知症がひどくなり、ベッドから転落する危険も高まってきた。家族の判断により在宅介護は難しいとグループホームへ入所することになり回収。

(車いす・入院入所のため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護3	杖歩行をしていたが、歩行が難しくなってきた。	介護負担軽減のため、介護者が車いすを使用を希望。	入院のため。
要介護3	起き上がりは出来るが、歩行困難のため、移動は介助必要。食事は胃ろうからで、ベッドから離れて行っている状態。	リクライニング式車いすを使用。ベッドから離れて食事を摂る（胃ろう）ため、なめらかな角度をとるためにリクライニング式を使用。	一時的な退院のために使用したが、入院のため終了。

(特殊寝台・死亡)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護3	在宅酸素が必要な状況となり体調管理の為に必要な状態。	週3回の訪問介護と長男の嫁とで本人の介護に当たっている。	死亡。
要介護3	左肺に体液排出のためのドレーン装着。臥床時には常に安定した姿勢の保持が必要。ベッド上での生活を訪問看護・在宅医療により保持している。ターミナルケア。	姿勢保持に自宅のタオルや毛布を使用していたが上手くゆかずオーセントパットを使用。食事はベッド上で摂る為、ベッドサードテーブルや短時間・短距離の室内移動に立つちあつぷを使用。	死亡。
要介護2	医学的な管理（点滴・腹腔ドレーン・薬剤管理）が常に必要な状態。喉頭に痛みもあり、疼痛コントロールが必要。	経口摂取出来ず点滴が必要。腹水も毎日抜かなければならない状態にあり。特殊寝台無しではどうにもならない状態。	死亡。
要介護2	肝臓ガンで余命幾日もないと聞いていました。体調思わしくなく導入時には寝た状態。	家族と暮らしており看取りは自宅での希望。福祉用具は、家族が操作、食事と身体介護時に使用。	死亡。

(車いす・状態や環境の変化から福祉用具を変更)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要介護3	ほぼ全介助状態だが、座位もとれ日中車いすで過ごされることが多い。食事、排泄、入浴などは全介助。	車いす利用時におしりの痛みの緩和と座り心地の良いものをデモをし導入したが、後日、姿勢が崩れやすくなれたため他商品を再デモをし交換した。	フィッティングの見直しによる交換。

（歩行器・状態や環境の変化から福祉用具を変更）

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要支援2	リュウマチ。	トイレと浴室までの移動に使用している。	4輪タイプから6輪タイプへの機種変更。

【軽度者】

（歩行器・ADLの向上）

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
要支援2	歩行不安定に加えて、午前中の低血圧や一過性意識障害（自律神経失調症）。	室内環境を整え（スロープ）、本人の体型にあった歩行器を選定し、身体症状が改善されるまで、居室内移動を安全に行なう為に活用。	不要（ADLの向上）。
要介護2	転倒し臀部打撲、歩行困難。つかまり立ち可能なため、歩行器を選定。	屋内での移動に終日使用。（2週間程度使用した）	身体機能回復、本人が判断。

【その他の理由による短期利用】

種目	要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	終了理由
車いす	要支援2	両膝・両股関節痛があり、長距離の歩行が困難である。買い物等での外出時は電動カーが必要な状態である。	杖歩行にて短い距離ならば移動できるが、長距離の歩行が難しく、買い物・通院等で使用したいとのことで導入。	レンタル開始が冬場であったため、使用頻度が少なく、暖かくなってから利用したいとのことで回収。
特殊寝台	要介護2	立ち上がりや移動が困難。一人暮らしのため少しでも楽をしたいとの希望。	ベッド導入により、起居動作、移動が楽にできるようになった。	転居。
歩行器	要介護1	股関節の骨折にて入院。約2ヶ月の入院。退院時には自立歩行可。ただし、歩行器使用で、歩幅を狭くして歩くのかやつの状態。	退院後、2週間ほど使用。在宅生活に慣れるところまで使用される。	在宅生活に慣れたため。
移動用リフト	要介護5	パーキンソン病。頸椎損傷により可動域制限がある。	自宅入浴の希望があったため、訪問入浴スタッフ・ケアマネジャー・家族立会いの下で動作確認を行った上で契約となる。	家族入浴時のスペースが狭くなる。（孫同居）冬季はデイサービスの入浴を利用する。
歩行補助つえ	要介護1	多発性脳梗塞、変形性膝関節症。歩行困難。	屋内での移動に終日使用。	購入したいとの要望あり。
手すり	要介護3	卵巣ガン術後、ADLが低下して起居動作等が困難。	トイレからの立ち座りに使用。	住宅改修で手すりを設置した為。
手すり	要介護2	視力低下で見えない状況。トイレに行く際に壁を伝って歩いている。ADLは自立。	こたつの手前の座椅子に手すりを導入し、立ち座りの際に使うようにした。あってもなくても変わらない状況ではあったが、しばらく様子を見ることにした。	導入してもあまり意味がないことから終了。

4. 4 長期利用者の状況

回答のあった長期利用の主な理由は、以下のとおりであった。

福祉用具貸与サービス 長期利用（36ヶ月以上貸与）の主な理由

【種目別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしているため	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない	合 計
車いす	207 52.5%	144 36.5%	43 10.9%	0 0.0%	0 0.0%	394 100.0%
車いす付属品	31 52.5%	10 16.9%	18 30.5%	0 0.0%	0 0.0%	59 100.0%
特殊寝台	260 44.4%	293 50.0%	33 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	586 100.0%
特殊寝台付属品	486 69.0%	135 19.2%	83 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	704 100.0%
床ずれ防止用具	61 60.4%	34 33.7%	6 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	101 100.0%
体位変換器	7 46.7%	6 40.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
手すり	75 61.5%	40 32.8%	7 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	122 100.0%
スロープ	27 44.3%	25 41.0%	9 14.8%	0 0.0%	0 0.0%	61 100.0%
歩行器	86 56.2%	48 31.4%	19 12.4%	0 0.0%	0 0.0%	153 100.0%
歩行補助つえ	34 45.3%	30 40.0%	11 14.7%	0 0.0%	0 0.0%	75 100.0%
徘徊感知機器	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動用リフト	27 49.1%	25 45.5%	3 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	55 100.0%
合 計	1,301 件 56.0%	790 件 34.0%	234 件 10.1%	0 件 0.0%	0 件 0.0%	2,325 件 100.0%

【状態別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしているため	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない	合 計
軽度者 要支援～要介護1	148 43.7%	151 44.5%	40 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	339 100.0%
中度者 要介護2～3	323 49.6%	277 42.5%	51 7.8%	0 0.0%	0 0.0%	651 100.0%
重度者 要介護4～5	293 58.3%	175 34.8%	35 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	503 100.0%
合 計	764 件 51.2%	603 件 40.4%	126 件 8.4%	0 件 0.0%	0 件 0.0%	1,493 件 100.0%

- 本来、福祉用具貸与サービス事業所においては、サービス継続の理由を確実に把握しケアマネジャーへ情報提供しているものの、今回の調査では、時間的な制約もあり、全ての個別のファイルを確認することのできない事業所もあった。
- 全体的な傾向を見ると、「状態が安定しているため」が最も多く、続いて「必要な機能を満たしているため」「慣れ親しんだ用具で本人が希望」の順となった。「その他」は一件もなかった。
- 種目別に見ると「特殊寝台」のみ「必要な機能を満たしているため」が最も多い結果となり、他の種目は「状態が安定しているため」が最も多かった。
- 状態別の結果、中・重度者については「状態が安定しているため」の件数が多かったものの、軽度者では「必要な機能を満たしているため」の件数が多い結果となった。

事例の中から代表的なものを以下に掲載する。なお、確認できた全ての事例については、本報告書「Ⅱ．資料編」を参考にされたい。

【重度者】

(特殊寝台・必要な機能を満たしているため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
要介護5	多発性の脳梗塞や肺炎により寝たきり状態になる。	安楽な姿勢保持、寝返り支援等での家族の負担軽減ができる。	介護者にかかる負担軽減の為に他のサービスを利用しながら継続中。
要介護5	脳梗塞後遺症により左片麻痺。全介助状態。認知症。	食事介助、起居、おむつ交換、保清など生活全般にわたり特殊寝台の活用とご主人やヘルパー、訪問看護などの介護負担軽減が認められる。	介護負担軽減に必要不可欠。
要介護5	脳出血後遺症のため意思疎通は不明確であり、日常生活動作は、ほぼ全介助。	食事介助・車いす移乗・更衣・オムツ交換等、介助者の負担軽減のために、背上げ機能・ハイロー機能・足上げ機能をフルに活用。	必要な機能を満たしており、介助者の負担軽減になっている為。
要介護5	認知症であり、重度の状態。尚、動作レベルは自立。排泄はおむつ介助である。床からの立ち上がりは困難である。	機能を使用することがないが、安全確保のために使用している。	本人の安全確保のために使用。
要介護5	脳梗塞による麻痺により、日常は殆んどベッド上で寝たきり状態。この状態から床ずれ予防対策必要と考えられる。	寝返り、食事時に背上げギャッジの活用によって、家族介護ができる状態。又、ヘルパーにも週のうち何回か介助を受けている。貸与月数37ヶ月。	在宅生活維持の為、ベッド、床ずれ予防マットは欠かせない。
要介護5	脳出血後遺症・変形性脊椎症・左大腿骨頸部骨折。片麻痺があり、主治医と連携し排泄コントロール・胃ろう管理・体調管理に努める。	介助者の娘さんも仕事があり、介護負担が大。注入食・起き上がり時のために背上げ機能、オムツ交換・清拭等のためにハイロー機能を活用。	必要な機能を満たしており、介助者の負担軽減になっている為。
要介護5	老衰による廃用症候群にて寝たきり状態。	ご本人と娘さん（病弱）とお孫さんの三世帯同居家族。お孫さんの介護負担が大きく、オムツ交換・清拭等、介護負担軽減のために活用。	必要な機能を満たしており、介助者の負担軽減になっている為。
要介護4	筋ジストロフィによる全身の筋肉低下が進行している。起き上がり、立ち上がりが不自由。座ることも同様。体も大きく体重もある。	家族とのマンション住まいで日当たりは悪くない。部屋の広さは少し狭い状態。ベッドからの車いすへの移乗も自力で確保。ただマットレスの厚めを希望。貸与月数40ヶ月。	現状維持の日常生活に欠かすことはできない。用具をはずすことは状態の悪化につながる。

(特殊寝台・状態が安定しているため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
要介護5	高齢であるため、各機能の低下が見られ、寝たきりの状態である。 娘さんの熱心な介護により現状の維持が図られている。	ベッド・エアマットを使用。 本人は寝たきり状態なので、オムツ交換・食事等の介護負担の軽減ができています。	本人の体調がここ数年安定しており、変化があまりたいため。
要介護5	加齢による上肢・下肢の筋力低下により、自力での立ち上がり、起き上がり、寝返り、移動、排泄、入浴等は全て介助が必要。	エアーマットを導入することによって介助者の負担を軽減する。	現在も使用中。身体的に大きな変化が無く福祉用具を充分に利用されている。
要介護5	脳梗塞にて寝たきりの状態。動作は全介助である。ベッドから起き上がり、離床することはない。病状は安定している。	3モーターのベッドを使用しているが、関節の拘縮が見られる面もあることから、介護者が時間を見てギャッチアップを行ったり、足元を上げたりして使用している。	状態が安定しており、用具を変更する必要がない。

(車いす・必要な機能を満たしているため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
要介護4	歩行困難 血圧変動 体調が不安定 パニック障害あり入浴 食事など介助が必要。	介護者である夫も身体障害者であるので立ち上がりの介助がスムーズにできるベッソレンタル継続。又通院時 車椅子は必要であり、介助の安楽につながっている。	現在も使用中。モニタリングでも異常なし判断した。 必要な機能を満たしていると考えられる。
要介護4	両膝関節症、疼痛あり。	屋内外終日使用。	必要な機能であり、状態も安定。
要介護5	最初は室内を歩いていたが、そのうち這って歩くようになる。	特に身体機能にあわせたモジュール型の車いすでなくても良く、移動手段のための車いすとして使用。	外出時は車いすがなければ移動ができないため。

【中度者】

(特殊寝台・必要な機能を満たしているため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
要介護3	腰部骨折、狭心症など複数の疾患があり歩行や起居動作に介助を要する。	ベッド上でのリハビリなどにも有効活用。起居時はご自身でリモコン操作され離床時は介護者であるご主人が一部介助され安全が確保されている。	起居・離床動作時の自立支援と介護負担軽減に効果が認められる為。
要介護3	認知症。大腿骨頸部骨折などの既往歴があり、下肢筋力低下が著しい状態。	夫と二人の高齢者世帯。起き上がり時に背上げ機能、立ち上がりは立ちやすい高さに調節し、固定して活用。	必要な機能を満たしており、使い慣れた用具の為。
要介護3	高齢による下肢の筋肉低下及び視力も弱い。家族と同居であるが、家族介護は見込めない。自分でトイレへの移動はできているが、立ち上がるには何かにつかまらねば無理である。	家族の介護もえられず、食事は給食サービスでのまかない。二階での生活で外出することはまずなし。終日ベッドでの生活であり余り環境は良くない。貸与月数36ヶ月。	日常生活を送る為には欠かすことはできない。
要介護2	加齢による下肢の筋力低下もあり、何かにつかまらなると立ち上がり・起き上がり等ができない。また、起き上がり動作などで時間がかかり排泄の失敗も見られた。	起き上がり・立ち上がりをスムーズにし自立した移動を安全に行う。	現在も使用中。定期モニタリング及び担当者会議で必要となり継続となった。
要介護2	屋内では杖歩行。外出時は車椅子を利用。左マヒがある。入浴はデイスサービスを利用。	毎日使用。	特殊寝台の利用がないと起き上がり・離床が困難になると思われる。
要介護2	関節リュウマチ。	痛みがあり、特に起き上がりに難あり。背上げ操作、高さ調節することで痛みの緩和。安全でスムーズな移動ができる。	起居動作を安楽にできるため。
要介護2	脳梗塞後遺症により左片麻痺があり、通院や家事全般など日常生活に援助が必要。糖尿病。	起居動作において特殊寝台を活用して自立が図られている。出来ない部分を援助をもらい在宅生活が維持されている。	安全な起居動作の自立に大きく貢献。

(車いす・状態が安定しているため)

要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
要介護3	脳梗塞後遺症により、左マヒが残る。	散歩や通院などで出かけられることが多く、また家の周りに坂が多いので、転倒の防止のためにご利用。	ご本人様も気に入られており、また状態が安定しているため。
要介護2	脳梗塞による片麻痺の後遺症がある。歩行は困難であり、デイスサービス・通院・外出等には車いすの利用が必要。	本人の状態はここ数年変化なし。外出時には車いすを必ず使用している。車いすの利用により安全な移動ができている。	状態の変化もなく、特に不都合もないため。

(移動用リフト、歩行器、手すり・状態が安定しているため)

種目	要介護度	利用者の身体状況	利用の状況（使用環境と使用頻度）	継続理由
移動用リフト（車いす）	要介護2	腎障害・高血圧症にて下肢筋力の低下。	リハビリに意欲的で、モジュール車いすを活用する事により、自力で移動。車椅子昇降機にて安全に外出が出来、本人の気分転換や社会との繋がりを維持・継続する事が出来る。	状態が安定しており、必要な機能を満たしている為。
歩行器	要支援2	脳梗塞による片麻痺があり、歩行には支えが必要な状態。杖歩行は可能であるが、長い距離になると不安である。	室内では杖歩行をすることが多いが、夜間トイレ移動や食卓までの移動に使用して安全性が保たれている。	状態に変化がなく、杖と歩行器をうまく使い分けているので継続。
手すり	要介護1	しりもちをついてからずっと腰の痛みがあり、立ち座りに負担がある状態。歩行は杖・押し車にて可能。	自宅の洋式トイレへ簡易手すりを取付。立ち座り時の腰への負担の軽減ができています。	本人の状態も変化がなく、現在も安心して使っているため。

4. 5 まとめ

4. 5. 1 終了及び継続の理由について

- 短期利用者の主な終了理由については、その理由まで正確に「把握できていない」と回答した件数が最も多かった。
- また、利用終了は、ケアマネジャーから一方的に引上げの指示があることも少なからずあり、その具体的な理由まで事業所に報告されないケースもあるとのことであった。
- しかし今回調査で得られた全体の件数については、どの事業所においても商品を的確に管理（貸出・返却・消毒・保管等）する為の電算化が進められていることから、正確に把握できたものといえる。

（短期利用の状況について）

- 短期利用の中で、回答が多かった種目は、「特殊寝台」、「車いす」、「床ずれ防止用具」の順であった。
- 検討会において指摘される「軽度者が使用しているものは、販売種目としてもよいのではないか。」との問いに対して、「歩行器」と「歩行補助つえ」の終了理由を見ると「フィッティングの見直し」や「その他（ADLの向上等）」の件数が多く、適切な福祉用具の選定や適合の重要性が窺える結果となった。
- また「継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入できるようにしてもよいのではないか。」との問いについては、貸与サービスは、モニタリング等を適切に行うことにより利用期間中の安全性の確保や、メンテナンスを保証するものであることから、継続していることだけをもって、利用者に適したものと見なすことは、必ずしも適切な判断とは言えない。事業所が果たしている現行の役割をもって、継続利用に至っていることを考え合わせた上で議論されることが望ましい。
- また、特殊寝台や車いすについては、「入院・入所」、「死亡」により、短期利用となるケースが顕著であった。

（長期利用の状況について）

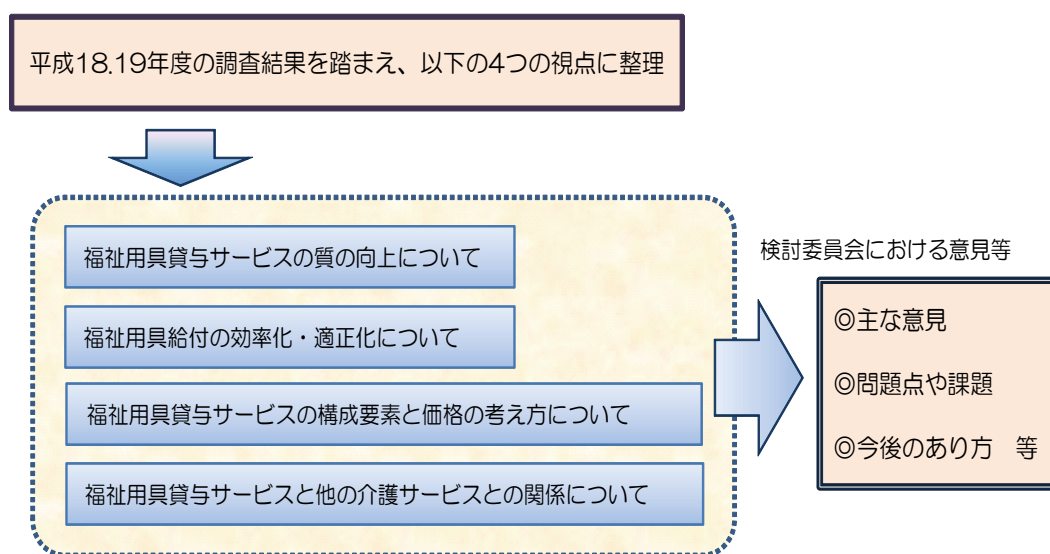
- 長期利用の回答が多かった種目の上位2種目については、短期利用の種目と同様「特殊寝台」、「車いす」の順であった。
- 継続利用している理由を事例から見ると、「重度者」については、在宅生活をおくる上で、欠くことの出来ないものとなっていることが確認でき、また「中軽度者」については、起居や離床のための補助、或いは身体状況の現状維持や回復を目指して使用していることが窺えた。

5. 貸与サービスのあり方に関する各委員からの意見等

昨年度調査の結果及び本年度のヒアリング調査等の結果に基づき「福祉用具貸与サービスのあり方について」以下に示す4つの視点から整理することとした。

本年度の検討委員会では、各項目に掲げた【議論の出発点】に沿って、意見交換等を行った。

そこで、本項では検討委員会において、各委員から出された主な意見等を整理して記述することとする。



5. 1 福祉用具貸与サービスの質の向上について

ヒアリング調査の結果、福祉用具導入時における「利用者の心身状況等の確認（アセスメント¹⁾」や「福祉用具の適合性判断²⁾」、「選定理由の説明」。また「導入後のモニタリング³⁾」等については、実施方法や実施時に使用している様式（自社基準によ

¹ 「アセスメント」とは、専門相談員が行うことを想定しており、利用者の状態や置かれている介護環境等を客観的に評価することを指し、特に福祉用具の効果的な利用を検討するための基礎情報に位置づけられるもの。ケアマネジャーが居宅介護支援計画策定のために行うアセスメントとは視点が異なるものである。
また「アセスメントシート」とは具体的に様式化されたものを指す。

² 「適合性判断」とは、福祉用具を設計意図に則して適切に利用する観点から、利用者の身体状況と利用目的に対して、使用する用具が選定・調整されている状態の適切性を判断することを意味しており、居宅介護支援計画で設定されたADL目標との適合性とは視点が異なるものである。
例えば「車いすの場合」、背張り調整や座幅・座奥行き、フットサポートやアームサポートの高さ調節、フットレスト角度の調整、座位保持するためのクッション等の適合チェックを指す。

³ 「モニタリング」とは、福祉用具を設計意図に則して適切に利用する観点から、利用者の身体状況と利用目的に対して適切な利用状況であるか、また用具が適切な状態であるかを確認する行為を意味している。

り作成)は異なるものの、概ね実施されていることがわかった。

しかしながら、国の検討会の中で議論されている「個別サービス計画⁴ (今回の調査では「福祉用具利用計画書⁵」(以下「利用計画書」)とした。)」の有無や作成頻度、またその活用方法については、かなりバラツキがあり、各事業所とも必要性は感じているものの、現行では必ずしも積極的に行われている状況でなかった。

この理由として、福祉用具専門相談員(以下「専門相談員」)の知識レベルにかなりの差が生じていること、ケアマネジャーとの連携が図られていないこと、また業務負担が増加することなどの理由が挙げられ、利用計画書を作成することの難しさが指摘された。

以上のことから「福祉用具貸与サービスの質の向上について」、以下に掲げる【議論の出発点】を抽出するに至った。

【議論の出発点】

- ① 福祉用具貸与サービスの標準的なサービス水準をどのように考えるべきか。
- ② サービス提供時におけるケアマネジャーとの役割分担、具体的な業務の調整をどのように考えるべきか。
- ③ 福祉用具専門相談員の資質向上の目標をどのように考えるべきか。また、ケアマネジャーとの連携をどう図るべきか。

上記を出発点として、各委員から出された主な意見を以下に記述することとする。

5. 1. 1 福祉用具利用計画書の必要性和位置づけ

(利用計画書の必要性について)

- そもそもなぜ福祉用具貸与サービスには、個別サービス計画が位置づけられていないのか。介護保険は人的サービス優先の考え方で組み立てられているとも考えられるが、近年の介護人材不足の現状から考えると問題がある。利用者の自主、自立を支援するという視点に立てば、福祉用具の有効性は非常に期待されるものであり、それに対応したシステムを考えるべきではないか。
- 介護保険制度においては、必要な人に、必要な時に、必要な介護サービスを計画するものとして既にケアプランがある。それなのに何故これとは別にこのような利用計画書が必要なのか。
- ケアマネジャーと専門相談員が連携(十分話し合いを)して、計画内容を具体化

⁴ ケアマネジャーが作成したケアプランを具体化するために各サービス事業所が個別に作成するサービス提供の計画書。そのサービスを利用する目的、いつまでにどのような利用者の生活を実現するかなど、ケアマネジャーおよび他職種との目標共有のために必要となるが、現行制度では居宅療養管理指導、訪問入浴、福祉用具貸与については作成義務がない。

⁵ 「福祉用具利用計画書」とは、福祉用具利用の目的や留意事項、モニタリングの時期、また福祉用具を導入することにより達成したい「短期目標」や「長期目標」を盛り込んだ、利用にあたっての計画書を指す。

していけば不要ではないか。

- また、福祉用具の導入検討の段階で、医療専門職もきちんと参加してアセスメントできていればそれでよいが、現実はそうでない。サービス担当者会議にきちんとした利用の考え方を示す意味で、利用計画書は必要である。

（利用計画書作成の業務負担について）

- 一律に利用計画書を義務づけることは、貸与サービス事業所にとって、相当の手間を増やすことになる。
- サービス担当者会議で医療的な見解も踏まえた検討がきちんとできれば、利用計画書作成の費用負担もなくケアマネジメントが進むのでそれが望ましいが、現実にはそれができていない。

（ケアプランと利用計画書の相違、作業の重複）

- たとえばまずケアプランで移動用具が必要と判断され、次の段階として実際にどのような機種・機能を有した福祉用具を使用することが、利用者にとって本当に効果的か検討する。そうしたディテール（detail：詳細，細部）が必要であり、これが利用計画書にあたる。
- ケアプランと利用計画書に重なる部分があるものの、同じ項目に双方が異なる視点から検討することは、ある意味必要なことで、そうすることによって、サービスのクォリティ（quality：質）が向上し、よい人材が育成されていく。
- 同じ個別計画を立てるにしても、全く視点を違えて立てる必要がある。ケアマネジャーは介護支援の目標とそのために必要なプロセスを計画するが、専門相談員にはそれを実現するための具体的な機種、利用方法を計画する役割がある。
- ケアマネジャーのスキルにはバラツキがあるし、また同様に専門相談員にもスキルにバラツキがあると指摘されている。こうした意味からもディスカッションや連携が保たれた、共同作業が必要ではないか。

5. 1. 2 利用計画書以外のサービスの質の向上の課題

（アセスメントの質の確保について）

- ヒアリング結果によれば、現在貸与サービス事業所で行われているアセスメント項目では「在宅ケアの目標」や「日常生活の目標」を確認しているケースが少ない結果となった。一方、ケアプランでは、在宅ケアの目標や日常生活の目標があって始めて検討できるものであり、この結果を見ても、現状では福祉用具貸与ありきのアセスメントになっているのではないか。
- 利用計画書の議論も、ケアマネジャーによる最初のアセスメントが不十分なために生じているのではないか。

- ケアマネジメントというのは、そこに医療系も含め専門職が参加していることを前提に、そのコーディネートをするのが最大の役割と考えるが、現実ではそのような環境になっていない。
- ヒアリング結果を見ると、現実には、具体的な目標設定がないまま曖昧な福祉用具選定がなされている状況が読みとれる。それであれば利用計画書の作成を義務づけするなりして、目標に則した具体的な福祉用具、利用方法まで議論をしていくような方向に誘導したほうがよいのではないか。

（利用者と事業所の相互理解）

- 事故を起こさないよう福祉用具を安全に使用するという観点からも、福祉用具の利用に先立ち、最初に想定した使用目的や使い方、使用頻度等の内容をきちんと明らかにしておくことが重要である。こうした意味からも利用計画書を作成することは、事業所にとって極めて重要なことである。
- またケアプランに記載されない（利用目的や選定理由など）、こうした福祉用具に関する詳細なアグリーメント（agreement: 合意。協定。契約。）を利用者と事業所で交わしておくことは、非常に大きな意味がある。
- また利用計画書にきちんと記録を残すことによって、モニタリングも有効に機能するものとなり、重要な意味をなすものとなる。

（福祉用具利用に関する情報の共有化）

- 何故この福祉用具を選定し、利用しているのかなど、仮に営業担当者が不在であっても、誰でも対応できることが望まれる。こうした意味からも利用計画書を作成することは、事業所内の情報の共有化にも役立つものである。
- またケアマネジャーと専門相談員は、それぞれにその役割が異なり、福祉用具は様々な人たち（家族やヘルパー等）が使用する道具でもあることから、利用計画書は、介護に携わるチームの全員が共通理解するためにも必要である。

（選定判断の質の向上）

- 例えば車いすを例にとっても、ごく標準的なものから、ティルトやリクライニングの機能、あるいは調整機能まで有している製品があり、そうした個々の製品の詳細情報を得ることによって、利用者に真に必要な福祉用具選びが可能となり、ひいては QOL の向上に繋がる。
- ケアマネジャーには、こうした知識を有している人が少なく、専門相談員から個々の製品の機能や性能の違いをきちんと提示することが重要である。

5. 1. 3 サービスの質向上に向けて挙げられた総括的意見

- アセスメント項目としては、ケアマネジャーと貸与サービス事業所で共通の項目も出てくるが、それぞれの専門的視点で評価・提案し、その考え方をつきあわせて共有することが重要である。
- こうしたことも含め、福祉用具の導入・選定のプロセスと検討レベルを明確にする必要がある、視点・評価・考え方をきちんと形にして、サービス担当者全員で共有できるようにすることが重要である。
- ケアプランと利用計画書は、それぞれ異なる専門的視点と役割を有するものであり、考え方をきちんと分けた利用計画にしておくことが重要である。
- 利用計画書は、ケアマネジャーと専門相談員などが連携して情報を共有化するためにも作成すべきものであり、また利用計画書はケアプランと同様に、サービス担当者会議において合意・共有されることが重要である。
- また、利用計画書が位置づけられることにより、導入後のフィッティング、モニタリングも明確な評価基準を得ることとなる。確実に福祉用具貸与サービスの質を高めることに繋がるような運用ルールの明確化が重要である。
- また、利用計画書が求められる役割に応じたレベルで作成されるためには、専門相談員の専門性の向上が課題となる。福祉用具プランナー研修などの既存の人材育成プログラムを活用するなど、専門性を育成する仕組みの検討が求められる。
- また制度運営面では、業務負担を軽減するためにも2元的で重複する計画策定にならないような仕組みにする必要がある。様式を標準化し、利用者に対しても公表する形が望ましい。専門相談員からケアマネジャーに対して提案するような仕組みも検討されてよいのではないか。

5. 2. 福祉用具貸与サービスの効率化、給付の適正化について

福祉用具貸与サービスの利用期間については、3年、4年と長期間に及ぶケースがあるものの、1ヶ月、2ヶ月で終了するケースも少なくない。

短期利用は、利用者の多様な利用形態ニーズに対応する意味から貸与サービスならではのサービス価値を提供しているものの、事業所にとっては採算が合わないサービスとなっているとの指摘があった。

また状態が安定していることや、必要な機能を満たしている事などの理由から、長期利用に繋がっているケースについては、短期利用の不採算を穴埋めする形で、事業所としてはコスト回収できるサービスとなっている。しかしその一方で、あまりにも長期化した貸与サービスについては、総コストが購入金額を上回っているのではないかと指摘もなされているところである。

以上のことから「福祉用具給付の効率化、給付の適正化に関する事項」として、以下に掲げる【議論の出発点】を抽出するに至った。

【議論の出発点】

- ① 福祉用具給付の効率性を検討する中で、利用者の状態変化に対応した用具の変更、利用期間中における安全性確保の為にメンテナンスや調節、さらには衛生面への配慮などをどのように評価すべきか。
- ② 具体的には短期利用時の納品・回収、消毒等のコスト、長期利用時のモニタリング、メンテナンスをどのように評価すべきか。

上記を出発点として、各委員から出された主な意見を以下に記述することとする。

5. 2. 1 福祉用具貸与サービスの構成要素

(貸与価格の理由付け、モノとサービスの分離)

- モニタリング、メンテナンスなどは、貸与サービス事業所として、当然行わなければならないサービスであり、それは明確に評価されるべきである。
- 利用者の選択肢を拡大する意味から云えば、サービスの中に含まれているソフトとハードの面を別々に買うという選択肢もあってもよい。
- 将来的には、貸与か購入かを利用者が選択できる仕組みの検討も必要ではないか。
- 既にあるベッドも活用するという観点からは、ソフトのサービスだけが欲しいということもありうる。利用者が選択できる選択肢を増やすという観点では、こういったサービス提供も重要である。

5. 2. 2 介護保険制度運営の全体的視点からのコストの評価

(全体的コストと選択肢の拡大)

- 現実論として、モノとサービスの分離等が給付管理等を含めて介護保険の実務としてどう対応できるかが重要である。ソフトの価格とハードの価格を分けると、今度は管理事務で大きなコストが発生する可能性もある。グロス（運営事務費用も含めた全体）でどれが一番効率的なのかを検討する必要がある。
- ほんとうに状態が安定していて、3年ぐらい使えるのではないかと判断できたら、レンタルではなく購入というマネジメントもあってよいのではないか。
- 選択肢を増やすことは、考え方としてはよいが、現実の要介護者の趨勢を見ると、3年といった長期の利用者は急速に減少する方向にある。そうした状況では購入を設定するメリットは無いのではないか。

(利用者ニーズへの対応と効率性の向上)

- 利用者のニーズが変わってきているという点を認識する必要がある。例えば、最後の看取りとか、緩和ケアの段階での利用となると、最初から短期を想定している。通常の介護認定の場合であれば、最初から長期を考えての話なので、そこは切り分ける必要がある。
- 統計資料をみると、短期利用にピークがあり、以後は漸減していくという現状を制度としてどのように受け止めるかが課題である。
- また短期の理由で一番多いのが入院・入所となっているが、制度としてはもともと入院・入所のケースをどう想定していたのか。現状では、病院や施設へそのまま引き続き持っていけないのであれば、制度の見直しも検討課題となる。
- 最初から短期利用が相当数想定されるのであれば、レンタル期間を最初から3カ月単位ぐらいで再契約を繰り返すやり方も考えられる。評価のほうも3カ月単位で評価をしていくことにすれば、実態にかなり合ってくるのではないか。
- 入院・入所した場合には、介護保険の貸与サービスが受けられないため、施設に依存した車いすとなってしまう。在宅で1カ月だけ利用して、その後入院・入所となったとき、どう取り扱うべきかが大きな検討課題となっている。

(状況変化に対する経営リスクの考慮)

- 貸与価格の検討に際しては、事業所の経営リスクもある程度考慮されるべきである。健全なよいサービスを継続的に提供しようとするれば、それなりの健全な経営努力と状況変化への対応力が必要である。その結果として、例えば4年、10年使ったということがあっても、結果だけで利用期間を判断されると、その後はリスクが取りにくくなる面もある。
- レンタカーの料金が、同一車種であれば新車も1、2年使用した車も変わらない

のと同じ議論である。

5. 2. 3 効率的かつ適切な福祉用具貸与の在り方の方向性

- 個々のケース対応の効率性だけでなく、制度運用全体での効率性を高めることが重要である。
- 利用者のニーズの多様化に対応できる、柔軟な運用を考慮する必要がある。
- 事業所側の経営リスクについても考慮する必要がある。

5. 3 福祉用具貸与サービスの構成要素と価格の考え方について

福祉用具貸与サービスは、福祉用具自体を供給するとともに、安全・安心、適切な利用を継続するために、アセスメント、モニタリング等の人的サービス、さらには消毒やメンテナンス等の作業を行っている。

これらのサービス・作業は、事業所ごとにその内容が異なり、その方法と費用の構成も異なっている状況にある。

以上のことから「福祉用具貸与サービスの構成要素と価格の考え方について」、以下に掲げる【議論の出発点】を抽出するに至った。

【議論の出発点】

- ① サービス内容の違いを利用者が容易に評価できるよう、モノの価格とサービスの価格を明確にすべきではないか。

上記を出発点として、各委員から出された主な意見を以下に記述することとする。

5. 3. 1 サービスの構成要素と価格に関する考え方

(モノの価格とサービスの価格に関する意見)

- 介護保険制度検討の初期の段階では、配送費用と消毒費用、さらにレンタル費用を別にすべきという議論があった。
- しかし、制度上、衛生面で貸与品目として問題があるものを購入対象にして、給付管理とは別枠にしているため、レンタルの方はわかりやすい価格にしないと非常に使いにくい制度になるとの議論もあり、現在の形になった経緯がある。
- 現行制度では、貸与サービスに必要な「配送費」「消毒費」などを平均化して貸与価格に含める想定となっている。
- 「配送費用」や「消毒費用」を平均化した現在の貸与価格を実際のコストの出方と対比すると、例えば1カ月だけ利用のケースでは事業所は丸々赤字になっている。逆に2年連続して利用するようなケースはかなり利益が出ている。
- 医療保険の世界でも、モノとサービスの分離論がずっと続いており、制度の中でモノの価格とサービスの価格は、統合されたり分離されたりの曲折を経ている。保険制度全体の中で一方の保険ではモノ代、サービス代分離で、他方は一緒となると制度的な不整合となるので、介護保険だけで決められない側面もある。またその中で、事務費まで含めたトータルのコストを考慮することで整理している側面もある。

(福祉用具貸与におけるサービスの価格の考え方)

- 保険者として最大の関心事は、サービスがもたらす機能の価格である。福祉用具貸与サービスに関して言えば、レンタルの価格の構成要素とその適切性が重要である。
- 価格の構成要素から見て、短期利用では価格以上のコストがかかるということであれば、当然それは価格に反映されるべきである。逆に、長期ではそれほどコストがかからないということであれば、当然、価格を低減させることも必要である。
- モノをレンタルしている部分と、レンタルそのものでないサービスの部分の価格とは、別立てになったほうが利用者にとっては判りやすいのではないか。
- 加えて言えば、サービスの価格に保険外のサービスをオンしてもいいという考え方もある。
- モノのコストとサービスのコストをきちっと明確に分けてそれぞれに対応すべきという考え方をつきつめると、福祉用具のレンタルも長期にわたる場合は、モノのコストの部分は、ゼロにしてしまってもよいのではないか。
- モノについては、陳腐化を価格に反映する意味で一物二価の考え方もある。

5. 3. 2 サービスの構成要素と価格設定に関する方向性

- 利用者にとって、サービス内容のわかりやすさと、利用しやすさを両立できる仕組みであることが重要である。
- サービスに効率性と適切性の確保を一体的に検討することが重要である。

5. 4 福祉用具貸与サービスと他の介護サービスとの関係について

福祉用具をより効果的に使用する為には、利用者の身体状況や使用目的、使用環境や介護環境等を適切に把握した上で、人的サービスに偏ることなく適正な福祉用具の適用・選定が行われることが望ましい。

また、人的サービス分野での人材確保が問題になっている状況下では、福祉用具を活用することにより、人的サービスの負担軽減を期待する議論も出されている。

こうした背景も踏まえ、「福祉用具貸与サービスと他の介護サービスとの関係について」以下に掲げる【議論の出発点】を抽出するに至った。

【議論の出発点】

- ① 利用者の置かれている環境を総合的に判断した上で、福祉用具の有効性に留意しつつ他のサービスとバランスの取れたサービスが提供される仕組みが必要ではないか。

上記を出発点として、各委員から出された主な意見を以下に記述することとする。

5. 4. 1 望ましい環境と現状のギャップ

- 基本的には利用者の環境整備の観点から、まず、福祉用具サービスを導入する考え方でよいと思われるが、リハビリテーションの立場から言うと、第1に機能訓練などをしてその人の機能をアップする、あるいは介護の仕方でうまく効率よくやる。それでできないところを福祉用具や環境整備で対応する。それでできなかったら人的サービス導入を検討することとなる。
- ただし、現実には人的サービスとの同時進行はあり得るということを考慮しておく必要がある。
- 医師、PT、OT などが利用者の機能・能力を適切に評価することが前提となる。ここまでリハをやったらこうなるけれども、そのためにこの部分で福祉用具は必要だといった判断が重要となる。その前提条件があって、このプロセスが動かないと現実には機能しない。また現状ではそれができていない。
- 医師、PT、OT の間で、全体としてこういう支援が必要だからこの部分は福祉用具による支援で確保する、というような情報が共有されることが前提となる。
- 特に後期高齢者医療制度で退院時調整に際しては、やはり医療スタッフから身体状況の判断、ADL 目標などのデータが入ってきて、福祉用具の支援としては何が必要かということをデータとして出す必要がある。
- 介護保険制度は契約が前提なので、利用者本人あるいは責任をとれる人がまず前面に出るという仕組みで動くということに留意する必要がある。

5. 4. 2 今後の方向性

- 初期段階で医療スタッフがどこまで参画・関与することを前提にするか。
- 利用者本人が主体となる契約を前提とした時、福祉用具利用に伴う、環境整備の重要性をどのように本人に理解してもらうか。

6. 今後の検討課題

福祉用具貸与サービスのあり方について、昨年度および本年度の調査結果に基づき、かなり具体的なレベルの意見が出された。

介護保険における福祉用具貸与サービスが提供しているサービスの内容（構成要素）、それらサービスが提供されるべき水準（ケアマネジャーとの役割分担）、またそのサービスを効率的かつ適切に行うための仕組みづくりの必要性和仕組みを整えるに際しての課題等が指摘された。

しかし最終的に議論を集約しなくてはならないのは、福祉用具貸与サービスの実態を踏まえた上で、サービス水準を担保できるサービスのあり方と、それを支える貸与価格の仕組み（体系）、さらにその水準を明らかにすることにある。

そのためには、本調査で整理した個別の課題に対応しつつ、貸与サービスのあり方と価格の体系・水準に集約する方向で、さらに議論を進める必要があり、これらの観点に基づき、今後の検討課題について、以下に整理することとする。

6. 1 ケアマネジメントサイクルにおける福祉用具貸与の位置づけと 専門相談員の役割

福祉用具貸与サービスは、あくまで介護保険制度における居宅介護サービスの一環である。またケアマネジメントの観点からも、他の介護サービスと相互連携して機能するサービスである。

従って、貸与サービスが提供されるべきサービスの水準と内容を確定するためには、貸与サービス側だけでなく、介護サービス全体の中での位置づけと役割を明確にする必要がある。特に福祉用具の導入判断と導入すべき機種選定のプロセス、それを行うための条件の整理に関する議論を詰める必要がある。

具体的には、アセスメント段階において確認すべき項目、福祉用具利用の目標と具体的実現方法に関する項目の整理が必要である。さらに、その項目をサービス提供関係者間で確認し、共有する仕組み（例えば福祉用具利用計画作成など）を明確にする必要がある。

サービス提供の全体的なコストを抑制する観点も重要であり、これらのプロセスを一定の様式や計画書を作成する形で行うか、あるいは実質的な検討のレベルを確保しつつより簡便な方法が可能か、といった実務レベルでのアイデアも合わせて検討されることが望まれる。

また、継続的なケアマネジメント体制として、ケアマネジャーと専門相談員（および

その他のサービスの担当者) との継続的な連携・バックアップ関係の構築についても、広域支援センター等の機能をモデルにするなど具体的な方法を検討することが望まれる。

福祉用具貸与サービスの位置づけと専門相談員の役割に関する今後の検討課題

- ① ケアマネジメントのプロセスの中での福祉用具貸与サービスの位置づけを明確にする。
- ② その上で、福祉用具貸与サービス提供に関する以下のプロセスを明確にする。
 - ・ 福祉用具の導入判断に関するプロセスと求められる条件の整理
 - ・ 福祉用具利用計画作成の導入の是非
 - ・ アセスメント・利用計画作成に関するプロセスと条件の整理
 - ・ これらプロセスの具体的な進め方と、最小限必要なツールの整理
 - ・ これらのプロセスを前提として、以降のモニタリング、利用指導、利用継続の判断など考え方の整理
- ③ 介護支援専門員と福祉用具専門相談員（およびその他のサービスの担当者）との継続的な連携とバックアップの方法を検討する。

6. 2 福祉用具貸与サービスの内容、水準とコストの整理

福祉用具貸与サービスの位置づけと役割が整理されることを前提に、サービスの内容・水準と対応するコストの関係を整理する必要がある。

介護保険制度における福祉用具貸与に係る介護報酬は、「現に福祉用具貸与に要した額」とされており、指定貸与事業者ごとに貸与額が設定されている。

しかし本年度の実態調査で、提供されている貸与サービスのうち、福祉用具導入時における「利用者の心身状況等の確認（アセスメント）」や「福祉用具適合性の判断」、「選定理由の説明」、また「導入後のモニタリング」等の福祉用具以外の「サービス部分」については、事業所間で内容、方法がかなり異なることがわかった。

この「用具（ハード）以外」の「サービス部分」は、貸与サービスの質を左右する重要な要素であり、福祉用具利用に際しては、利用者もこの部分の質を評価できるようにすることが重要である。

サービスの質を確保するための枠組み検討については、6. 1 で指摘したとおりであるが、介護保険制度が前提としている利用者による主体的な選択を実効的なものとするためには、貸与サービスの事業者間でのサービス内容の違いを認識し、その違いを評価できるようにすることが重要である。そのためにはサービス内容を横並びで比較できるような共通の枠組み、さらにサービス内容の違いが利用者にとってどのようなメリットの違いとなるのかを評価する枠組みを整理することが重要である。

介護保険制度の枠組みで給付されるサービスとしては、単にサービス内容を把握し、評価する枠組みを検討するだけでなく、保険給付サービスとしてのあるべき水準についても整理する必要がある。保険給付としてのサービスの共通性を確保する観点からは、サービスの標準化という方向も考えられる。

福祉用具貸与サービスの内容、水準とコストの整理に関する今後の検討課題

- ① サービスの実態に則した福祉用具貸与サービスの内容把握の枠組み検討
- ② 項目ごとにサービスの水準を評価する枠組みの検討
- ③ 介護保険制度におけるサービスの標準化の検討
- ④ 上記枠組みに則してコストを評価する手法の検討

6. 3 福祉用具貸与サービスの価格のあり方

サービスの質を確保するための枠組み検討については6. 1で、そのサービスの内容と水準については6. 2で指摘したとおりであるが、介護保険制度が前提としている利用者による主体的な選択を実効的なものとするためには、福祉用具貸与サービスのサービス内容の違いと、それに応じた価格の違いを一体的に把握できるようにすることが重要である。

「用具本体」については、一部の用具で中古品販売、流通経路上での廉売など複数の流通ルートがみられるなど福祉用具調達の選択肢が広がり、同じ機種であっても価格の幅が広がる可能性もでてきている。また、長期間利用した場合の機能の陳腐化等による商品価値の変動を価格に反映すべきとの意見もあり、「用具本体」の価格のあり方について整理する必要がある。

また、単に長期利用による陳腐化だけでなく、「その製品の利用履歴情報（トレーサビリティ情報）」も商品価値を評価する重要な要素であり、情報提供とともに価格に反映させることも検討課題となる。

こうした状況を踏まえ、利用者の主体的サービス選択を担保する観点から、福祉用具貸与サービスの内容・水準、利用履歴情報などと、価格にそれらが適切に反映されているかを把握しやすくすることが重要である。そのためのサービス・商品の情報と価格を一体的に提供する具体的な方法などが検討課題となる。

介護保険における貸与サービスの価格のあり方に関する今後の検討課題

- ① 一物二価など福祉用具本体の価格のあり方の検討
- ② サービス内容の評価と福祉用具本体に関する情報を反映した価格情報提供手法の検討

6. 4 福祉用具貸与サービスの利用効果の検証

6. 3 では、サービスの内容の違いを把握できる仕組みの整備を今後の検討課題として整理したが、利用者の主体的なサービス選択を担保する観点からは、サービスの利用効果に関する情報を提供することがより望ましい。

しかし、現時点では福祉用具の利用効果を評価する手法は定まっていない。利用者のより適切なサービス選択を担保するためには、貸与サービスの利用効果を検証し、その情報を提供する手法の開発が課題となる。

6. 5 福祉用具の安全利用の確保

本調査では福祉用具貸与サービスの実態を把握するとともに、あるべきサービスの内容と価格の関係について検討してきたが、高齢者は身体状況に変化が生じやすいこと、また現在多様の福祉用具が開発・普及していることなどから、利用者の安全性の確保も合わせて検討されることが重要である。

近年、福祉用具利用に関する事故事例情報が報道される機会も多く、安全利用に関する関心が高まっている。福祉用具利用における安全の確保については、製品自体の安全性確保は製造事業者が責任を負うべき領域であるが、利用者が適切な状態で利用することについては貸与サービス事業者が果たすべき役割は極めて大きい。今後の検討でもこうした点にも充分配慮し、サービスの効率性に偏った議論とならないよう留意する必要がある。

II. 資 料 編

第1回及び第2回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
情報に関する事項		
価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測される外れ値が存在しているのではないか。 論点1		・全く同じ製品でありながらレンタル料が異なるのは適当ではないのか。 ・介護保険制度において平均値から著しく高い、あるいは低い外れ値が存在することは不適切。現行制度においても、何らかの対応が必要ではないか。 ・都道府県や市町村は、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と原因について調査すべきではないか。 ・どれくらい平均と乖離した場合、外れ値として判断するのか。 ・外れ値の要因を分析すべき。価格が高くなる要因については、抑止するための方針を作り、指導する必要があるのではないか。更に要因等の分析結果から、どこから外れ値が解析する必要がある。 ・都道府県や市町村は、事業者に対し、外れ値について適切な意見を述べるなど、速やかに指導を行い、適正化を図るべきではないか。 ・価格の実態をその原因も含めて公表すべきではないか。 ・外れ値として公表することは有効だが、著しく高いものだけでなく、著しく低いものについても何故低いのか理由が見えてこない。 ・事業者団体自らが外れ値を調査し、公表してもよいのではないか。 ・国保連合会介護給付適正化システムを用いる場合、保険者のみならず、利用者への選定相談を行うケアマネジャーが情報を確認できる仕組みが必要ではないか。 ・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。 ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。 ・適正価格といわれるものを決めるのは難しく、利用者の判断で決められるようにすべきではないか。 ・価格について十分市場原理が働いていないのではないか。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区分		委員発言内容
論点	課題	
情報に関する事項		・ケアマネジャー、利用者に情報が少ないことは不適切ではないか。 ・ケアマネジャーが価格把握に努力していないことは問題ではないか。 ・ケアマネジャーが賃与価格に認識を持つようガイドライン等の策定が必要ではないか。 ・情報を提供するだけでなく、ケアマネジャー等が関わり、効果的に活用されるよう、利用者に対する援助の仕組みが必要ではないか。 ・利用者が自由価格であることを知らないなど、情報の非対称性についての対策が必要ではないか。 ・利用者やケアマネジャーを含め、誰でもIT技術を活用して情報を得られるシステムづくりが必要ではないか。 ・利用者には、価格による選択があまり働かず、品質や人的サービスのによって選択するのではないか。 ・利用者の選択のためには、価格・品質・事業者のサービスの情報がバランスよく提供されることが必要ではないか。 ・利用者が情報を生かすためには、ケアマネジャーの役割が重要である。 ・そもそも、利用者にとっては自己負担が1割のため、価格について関心がないのではないか。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
給付方法に関する事項	平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式にならないか。 論点3	・軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売種目としてもよいのではないか。(再掲) ・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないか。(再掲) ・歩行器は、再認定の期間でも適応の条件が動く種目である。本来、定期的なチェックは必要であるが事実上困難である。そのため、予後が分かる専門家が認定に関わることが必要である。 ・状態像の変化についての予後予測が必要である。 ・移動器具の中には危険性を伴うものもあり、状態像の変化に応じて細かく用具を変える必要がある。価格だけを以て介護保険制度上の購入とすることは不適切ではないか。 ・貸与種目と購入種目は、フレキシブルに選べるようすべきではないか。 ・自由価格制なのに、同じ種類のものや同じ品目のものを何ヶ月使ってもレンタル料が変わらないことは課題のひとつではないか。 ・メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものを貸与種目として認めているため、必要以上の給付費が長期にわたって費やされているのではないか。 ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲) ・貸与の際の手間賃、コストは商品価格の高低に関わらずほぼ同じである。貸与種目のうち、価格の安い商品の安価であり、本人の所有物になっても問題ないものは販売としたほうがむしろ適切ではないか。 ・歩行補助つえ、歩行器、手すりなどは購入種目に移行してよいのではないか。 ・初回の選定が重要で、きちんと選定相談が行われていれば、利用者責任で使えるものとして販売してもよいのではないか。 ・利用者の利便や給付費の重点化の観点からみて、軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売としてもよいのではないか。 ・歩行補助車は、軽度者の利用が多く、少ない機種交換で継続して使用することが可能なことから、結果として長期の利用となる。これらは貸与ではなく販売としても良いのではないか。 (次頁へつづ)

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
論点3	平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式になじまないのではないか。	【販売に移行する上での留意点】 (前頁のつづき) ・貸与から販売への種目の移行は、保険給付の負担割合、福祉用具の定額制、上限制とも結びついてくため、留意する必要がある。 ・制度改正に当たっては、利用者・事業者の状況を踏まえて例えば3年程度の経過措置といったことを考える必要があるのではないか。 ・クーリングオフの考えを整理する必要がある。 ・試用、適切な選定、メンテナンス、何かあったときの対応等、PDCAを担保する必要がある。 ・貸与されている福祉用具がどこまで適切に使用されているか疑問。適切な選定はレンタルでも購入でも必要ではないか。 ・販売種目としても製造物責任は残るため、責任の所在を明確化し、売りっぱなしとしないよう留意する必要がある。 ・安全性の担保が重要。例えば、シルバーカーは、比較的軽度の者が介護保険外で購入し利用しているが、事故があることは放置できない。よって適切な選定をだれがどの範囲まで行う必要があるのか検討する必要がある。 ・製品の経年劣化や、保守点検の不備による事故が発生すると問題。レンタルは、貸与事業者が保守点検、製品の安全性について責任を持って実施する仕組みになっているが、販売にはそのような仕組みがないため、新たに保守点検、製品の不備へのチェックをする仕組みが必要となる。利用者が分からないところで事故が起きないよう担保する必要がある。 ・利用者には製品の経年劣化のチェックは不可能。一定期間貸与した後で本人の納得を得た上で販売としてはどうか。 ・製品の経年劣化の問題のみではなく、利用者の使用方法が十分注意されていないことに起因する故障や事故も多い。 ・事業所によっては、レンタルの際、利用者に合うよう柔軟に試用期間を設定している場合がある。販売の場合でも、同様に考えられるのではないか。 ・販売とした場合、利用者に製品の所有権が移る。製品が不要になった場合、貸与であれば貸与事業所において産業廃棄物として処分されるが、販売種目であると、家庭のゴミとなる点に留意する必要がある。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容	
論点			
価格に関する事項			
論点4	○現に賃与に要した費用の中に不明瞭なコストが存在しているのではないか。 ○提供するサービスに對する価格は適切かどうか。	・価格競争における自然淘汰の原理が働かないのは、なぜか。 ・適正価格の設定、上限額の設定等一定の制約のような仕組みを導入してはどうか。 ・一定期間連続して利用している用具は、価格を下げるよう指導してもよいのではないか。 ・利用者にとってのメリットと価格が対応しているかどうかは評価が難しいので、検証する必要があるのではないか。(再掲) ・自由価格を維持するべきであり、よい商品の価格が高いことを必ずしも否定すべきではない。(再掲) ・納品・引き上げ送料全て毎月のレンタル料に含めることは無理がある。別立てとすべき。	
	○人的サービス、物的サービス両方を分ける必要があるのではないか。	・貸与方式については、人的サービスの価格と物の価格を合わせた構造であることを加味して検討すべきではないか。 ・人的サービス、物的サービスは分けるべきではないか。 ・ハードとソフトを分離することは理論的には合理的であるが、質の評価など更に新たな基準を加えたサービス価格構成要素を見るべきではないか。	

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
サービスの質の向上に関する事項		
論点4	○サービスの質の内容は確保されているか。	・福祉用具のマネジメントが不適切なのではないか。導入時にきちんとしたマネジメントを行い、利用者の状態が将来的にどうなるのかを時間的視点で把握する必要があるのではないか。 ・介護保険制度はレンタルが原則であり、個別のマネジメントが重要。福祉用具の利用に当たっては利用者の状態像や家族の介護度、住宅の環境要因も加味し、個別アセスメント、プランニングといったPDCAが行われる必要がある。 ・福祉用具貸与には、個別援助計画の作成が定められていない。そのため、だれがどのような福祉用具を何のために選定するのか曖昧。今のマネジメントにおいて、その人の状態に合った用具が提供されるよう個別に検討する仕組みが必要ではないか。 ・福祉用具の提供に当たっては、適切なケアマネジメントが必要である。更にOT、PTを初めとして、多くの者と連携を取りつつ適切な用具を選定する必要があるのではないか。 ・サービス担当者会議とモニタリングの活用を行うべきではないか。 ・福祉用具専門相談員や、ケアマネジャーの力量にあまり左右されないようにモニタリング実施の際の、チェック基準を標準化すべきではないか。 ・モニタリングの機能の活用によって、福祉用具の適切な流通や正しい利用が望まれる。 ・モニタリングとして、福祉用具専門相談員等の訪問により、福祉用具の安全性を担保することは重要ではないか。 ・福祉用具の利用の効果は、必要な福祉用具が適切に提供されているかどうか。導入時に支援計画が無く、また、福祉用具専門相談員は、初心者レベルを超えていない人もいる。福祉用具は体の一部とも考えられるため、フィッティングが重要であるが、その部分が非常に足りない。効果を測る際にはその視点も必要。 ・福祉用具を導入する際にその効果を評価し、計画的に使用することは理想。但し、多大なサービスの費用がかかり、利用者にとっても使い勝手が不便。よって、福祉用具の選定に当たり、福祉用具専門相談員やケアマネジャーが困った時に相談できる、更正相談所等の活用など、重層的なバックアップシステムを活用してはどうか。 ・貸与されている福祉用具がどこまで適切に使用されているか疑問。適切な選定はレンタルでも購入でも必要ではないか(再掲) ・個別援助計画等で、福祉用具・住宅改修を導入する目的を明確にし、さらにモニタリングを行うことが必要ではないか。 ・福祉用具の効用を評価する際に、できるだけ自宅や住み慣れた地域で生活をすることにより、自立の生活に役立つという視点を入れる必要があるのではないか。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
給付方法に関する事項		・軽度者が使っているもので、比較的安価なものは販売種目としてもよいのではないかと。(再掲) ・継続してレンタルしているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではないかと。(再掲) ・歩行器は、再認定の期間でも適応の条件が動く種目である。本来、定期的なチェックは必要であるが事実上困難である。そのため、予後が分かる専門家が認定に関わることが必要である。 ・状態像の変化についての予後予測が必要である。 ・移動器具の中には危険性を伴うものもあり、状態像の変化に応じて細かく用具を変える必要がある。価格だけを以て介護保険制度上の購入とすることは不適切ではないかと。 ・貸与種目と購入種目は、フレキシブルに選べるようすべきではないかと。
その他		
利用者の状態像の予後に応じた用具の給付が行われているのか。		
論点5		
論点6	現行の告示種目の整理	・使う人が求める機能や使用される状態像の異なるものが同じ種目になっているのではないかと。 ・ISOの分類で異なっている種目が特殊寝台付属品として、歩行器では目的の異なるものが同一種目内に存在していることは問題ではないかと。 ・実態に即した種目の整理が行えるような制度にする必要があるのではないかと。 ・本来であればそれぞれが自己負担で購入するものまで福祉用具とすべきではない。介護者の負担軽減を含め、要介護状態に適した固有なサービス・福祉用具を提供することが原則。 ・現行の貸与種目は老人日常生活用具給付等事業がベース。法施行からの7年を踏まえ、現行の種目で妥当か、フレキシブルに制度を使えるようにするのか長期的に検討することが必要ではないかと。(再掲) ・軽度者の福祉用具の利用については、「状態像の悪化」の不安を解消し、中・重度者は「生活を利用し、負担が少なくなる」ために福祉用具を使用している。クラブデイス、ナーシングデイ等のように福祉用具の分類を行うべきではないかと。 ・できるだけ自宅や住み慣れた地域で生活をするため、福祉用具には自立生活に役立つという視点を入れるべきではないかと。(再掲)

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
論点7	施設における福祉用具の利用について	・施設へ入所した際も、居宅の時と同様に利用に当たってのアセスメントや、選定相談等適切に福祉用具を利用できるようにすべきではないか。
論点8	介護支援専門員、福祉用具専門相談員の質の向上	・福祉用具の決定は介護支援専門員にほぼ依っている。 ・介護支援専門員、福祉用具専門相談員は研修会の実施とともに、多くの職種の方々とともに、補完しながら行うべきではないか。 ・福祉用具の利用の効果は、必要な福祉用具が適切に提供されているかどうか。導入時に支援計画が無く、また、福祉用具専門相談員は、初心者レベルを超えていない人もいる。福祉用具は体の一部とも考えられるため、フィッティングが重要であるが、その部分が非常に足りない。効果を測る際にはその視点も必要。(再掲) ・現行の介護支援専門員及び福祉用具専門相談員の福祉用具にかかる研修内容は不十分。教育として、福祉用具情報システムの利用が考えられる。介護支援専門員や福祉用具専門相談員等はこのようなツールを活用し、さらに共有できる事例を幅広く集められる方策をとってはどうか。
論点9	自己負担割合	・公定価格化すると、メーカーの開発意欲は減退し、品質も下がることとなるのではないか。一定の給付上限額を設定し、超えたら利用者の自己負担率を上げる等、多様な方策を検討する必要があるのではないか。 ・医療における議論で、利用者の負担割合を1割から3割とすることで議論の方向が変わってきた。介護保険制度においても1割負担での議論には限界があると考える。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
論点10 (新) 貸与・販売の選択制		・介護保険制度はレンタルが原則。よって、レンタルを前提にしながら、購入を選択できるような方向性が望ましいのではない。 ・継続してレンタルし続けているものは、利用者に適したものと見なし、途中で購入を選択できるようにしてもよいのではない。 ・現行の貸与種目は老人日常生活用具給付等事業がベース。法施行からの7年を踏まえ、現行の種目で受当か、フレキシブルに制度を使えるようにするか長期的に検討することが必要ではないか。(再掲) ・貸与→販売の移行に当たっては、軽度者の利用が多いつえ等から始め、捨てることと考えると、どちらか選べる仕組みにしたらどうか。 ・軽度者の利用があるものから貸与と販売の選択制にする場合は、障害者自立支援法の補装具に該当するもの、例えば歩行器等は慎重でなければならぬ。また、補装具を販売にて取り扱う場合は、医師等の関与が必要。例えば、一定期間使用後に販売する仕組みや、ケアマネジャー等が判断できる条件等をつくり、その上で医師の意見書を入れる仕組みはどうか。販売するにあたっては、ある程度責任を持って判断すること、耐用年数を勘案することが必要である。
論点11 (新) 介護者の負担軽減		・老人が老人の面倒を見る時代に、介護者である老人の負担軽減を図る種目も検討すべきではないか。 ・介護される者の症状に対応するとともに、腰痛予防等、介護者の労力の軽減に配慮した福祉用具の開発が望ましい。 ・本来であればそれぞれが自己負担で購入するものまで福祉用具とすべきではない。介護者の負担軽減を含め、要介護状態に適した固有なサービス・福祉用具を提供することが原則。(再掲) ・福祉用具の利用を判断する際は、介護者の負担との関係を整理する必要があるのではないか。その際、医療のカンファレンスの結果を利用することはできるのではないか。

第1回及び第2回検討会における主な意見

区 分		委員発言内容
論点	課題	
(新) 福祉用具の有用性に関する調査について 論点12		・2005年の改正及びその後の介護報酬改定により、要支援・要介護1の者の状態像が福祉用具を使ってどう変化したのかわかるべきではないか。 ・福祉用具の利用による介護度の改善状況を見るには、ヘルパーの利用等複合的に考えるため、1人毎に見ないと分らないのではないか。 ・福祉用具は治療器具ではないので、進行性の病気にに対して福祉用具の有効性を測ることは難しい。調査の際は、地理状況等も踏まえた公正な情報が必要。 ・福祉用具の利用により状態像の悪化に影響した例を調べる必要があるのではないか。 ・福祉用具の必要以上の給付は、状態を悪化すると調査上言えるのではないか。 ・介護保険制度はレンタルが原則であり、個別のマネジメントが重要。福祉用具の利用に当たっては利用者の状態像や家族の介護度、住宅の環境要因も加味し、個別アセスメント、プランニングといったPDCAが行われる必要がある。(再掲)
(新) 医師等の専門家の関与 論点13		・福祉用具を導入する際、医師の関与は必要。また、OT、PTの関与をPDCAサイクルの中に位置づけるべきではないか。
(新) その他 論点14		・後期高齢者医療制度について、入院したときから、療養の状況だけでなく、退院後の生活状況に合わせた評価が必要である。そのため、福祉用具や住宅改修等もカンファレンスの中に議論が入るように、老健局振興課の方から保険局医療課の方に申し入れして欲しい。 ・3モーターのベッドのハイ・ローの部分は転落等の事故防止及び立ち上がりを補助する役目がある。 ・平成18年の4月改正により、貸与事業者は2割の減収になった。一方、メーカーは1/3(66%の減収)になった。 ・混合医療の認められない医療制度とは異なり、介護保険では混合介護が認められている。基本的には、介護保険制度はローリスクローリターンで収益は見込めない。その上でハイクオリティサービスによりどうやって市場を活性化していくかが問題ではないか。 ・自由価格に弾力性があるかどうかの検証をする必要があるのではないか。

当面の課題に関する論点整理（案）

（第1回検討会、第2回検討会において出された意見を事務局において整理したもの）

1. 福祉用具の情報提供に関する事項

① いわゆる「外れ値」への対応について

- 同一福祉用具の貸与価格について、過大な差は生じず、事業所の規模や製品の経済的価値等の低下を要因とはしがたい外れ値が存在していることは不適切であり、何らかの対応が必要ではないか。
- 都道府県および市町村は、事業者に対し、外れ値について適切な意見を述べる等の指導を行い、適正化を図るべきではないか。
- 都道府県及び市町村は、国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、外れ値の実態と要因を調査し、公表すべきではないか。
- 国保連合会適正化システムを用いる場合、保険者のみならず、利用者やケアマネジャーが情報を確認できる仕組みが必要ではないか。

② 情報提供の方法について

- 利用者が適切な福祉用具サービスを選択するためには、価格の情報、多様な機能等の情報、事業所のサービス内容の情報が適切に提供される必要があるのではないか。
- 利用者やケアマネジャーを含め誰でも、価格情報が効果的に提供されるよう、事業所毎の福祉用具の貸与価格等について、IT技術を活用した情報提供システムの構築が必要ではないか。
- 利用者が、現に利用している福祉用具の価格について、自ら関心を持ち点検・比較できるよう、国保連合会介護給付適正化システムを活用し、利用者へ通知してはどうか。

- ケアマネジャー等には、福祉用具の貸与価格について理解し、利用者にその情報が効果的に活用させるよう、援助する役割が重要ではないか。

2. サービスの適正化・効率化に関する事項

① サービスの質の向上について

- 福祉用具については、導入時にきちんとしたアセスメントを行い、利用者の状態像を考慮したマネジメントを適切に行う必要があるのではないか。
- 福祉用具貸与事業者は、福祉用具の導入理由を明確にした居宅サービス計画書の目標を踏まえたサービスの実施、および定期的な使用状況の確認を行う必要があるのではないか。
- モニタリングの機能を活用して、福祉用具の正しい利用や、その安全性を担保することが重要ではないか。
- 福祉用具専門相談員がモニタリングを行う際に、その力量に左右されないようチェック基準を標準化すべきではないか。
- 福祉用具の提供に当たっては、適切なケアマネジメントとともに、OT・PTなど専門職との連携や、更生相談所などのバックアップシステムを活用してはどうか。

② 給付方法の適正化について

- 貸与種目には、メンテナンスの必要性が低く販売価格も低いものが含まれているため、必要以上の給付費が長期に渡って費やされているのではないか。
- 軽度者からの利用が多く、結果的に長期間の利用となるものや選定がきちんと行われたもの、比較的安価なものなどについては貸与から販売としてもよいのではないか。
- 販売においても、適切な選定、試用期間、メンテナンス、何かあった時の対応等が行える体制を担保するとともに、責任の所在を明確にすべきではないか。

- 販売においても、利用者の不注意な使用や、保守点検の不備による事故の発生を防ぐため、安全性を担保する必要があるのではないか。
- 貸与種目から販売種目とする場合には、一定の経過措置期間の設定等が必要ではないか。

部外秘

福祉用具貸与サービスの実態に関する調査

- ◎所要時間は、概ね90分～120分とします。
◎本調査は、実施要領に沿って行うこととします。
◎各設問の特に留意すべき事項は、調査票に※印で記載しております。

…「○」又は「数値」、「自由記述」欄となります。
※印 … 他の設問と関連性があるなど、留意事項を記載しております。
欄外「その他」欄は、調査担当者がその詳細をお聞きし記述すること。
事業所様において、様式化されたものがあれば了解を得て頂いて下さい。

調査対象事業所			
住 所		電 話	
ご担当者		メー ル	
調査の実施日時	平成20年 月 日 () 時 分～ 時 分		

本調査の結果は、調査目的の為にのみ使用するものとし、他の目的に使用することは致しません。
また、記載された内容につきましても、秘密の保護に遺漏なきよう嚴重に注意致します。

財団法人テクノエイド協会

福祉用具貸与サービスの実態に関する調査

1. 貴事業所の概要について

事業所名				電話番号			
調査票回答者	氏名	:		役職	:		

(1) 業態

サービスの状況

福祉用具貸与サービス			%	※構成比率は、年間の収入額等を参考に100%になるよう記入 ※上記4サービスは介護保険に限定しますが、その他にはそれ以外全てを含めて下さい
福祉用具販売サービス			%	
住宅改修サービス			%	
居宅介護支援サービス			%	
その他のサービス			%	

店舗の状況

単独店舗			
複数店舗あり			→ 貴店以外に何店舗ありますか？
			店

レンタル卸の利用状況 ※ 貴店舗が取り扱っている商品アイテムの状況

全商品			
一部利用			→ 全体のどのくらいを利用していますか？
利用せず			%

在庫の保管状況 ※ この欄は、上記質問で「一部利用」「利用せず」と回答された方のみです
※ 把握しやすい月を基準にして「モノ」ベースで回答下さい

自社管理（他店舗と共同管理も含める）			件	又は		%
外部委託			件			%
その他			件			%

配送業務の状況 ※ 把握しやすい月を基準にして「モノ」ベースで回答下さい

自社実施（他店舗と共同実施も含める）			件	又は		%
外部委託			件			%
その他			件			%

消毒の実施状況 ※ 把握しやすい月を基準にして「モノ」ベースで回答下さい

自社実施（他店舗と共同実施も含める）			件	又は		%
外部委託			件			%
その他			件			%

(2) 営業エリアの状況

営業エリア（市町村数）		市町村	※ 6ヶ月以内に請求実績のある市町村の数	
離島の有無	有り		無し	
最大移動時間		時間		分
※目的地までの片道の所要時間				

(3) 従業員の状況

従業員数

福祉用具専門相談員		人	※ 貴店舗の状況（介護保険貸与サービスに従事していない職員も含めて下さい） ※ 介護支援専門員と、福祉用具専門相談員の両方の資格を有している場合、主たる業務の方にカウントして下さい。
介護支援専門員		人	
その他		人	
総数		0 人	

(4) 福祉用具貸与の状況 「11月請求分の状況」 ※ 平成19年10月の利用実績

契約者数（サービス利用者）		人	※ 介護保険の利用状況のみ記入
貸与福祉用具総数（品目数）		品目	

事業所名及びご担当者名は、一切公表致しません。

2. 事業構造について

(1) 収益構造について

福祉用具貸与サービスにおける介護報酬の内訳について

車いす		件	手すり		件	※ この欄は、1 の（４）の内訳 を記入して下さい
車いす付属品		件	スロープ		件	
特殊寝台		件	歩行器		件	
特殊寝台付属品		件	歩行補助つえ		件	
床ずれ防止用具		件	認知症徘徊感知機器		件	
体位変換器		件	移動用リフト		件	

収入の変動要因について

(2) 事業構造について

※この欄は介護保険事業に限定しないで下さい

従業員の構成

※ この欄は、1の（3）欄の内訳となります

※ 当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい

◆雇用形態

正規雇用者	0 人					※ この欄は、正規雇用者の内訳となります ※ また、福祉系専門職（社会福祉士や介護福祉士等）及び、 医療系専門職（看護師やOT、PT等）の欄には、国家資格取得者の人数を記入します。
非専門職		人				
福祉系専門職		人				
医療系専門職		人				
その他専門職		人				※ この欄は、非正規雇用者の内訳となります
非正規雇用者	0 人					
派遣		人				
パート		人				
契約 他		人				

◆雇用上の考え方について

貸与用具の確保

※ この欄は、1の（1）の業態を踏まえてご回答下さい

◆全て自社保有の福祉用具

※ 当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい

買い取り		%	その他		%
リース		%			

◆レンタル卸を利用している福祉用具の割合

車いす		件	手すり		件	
車いす付属品		件	スロープ		件	
特殊寝台		件	歩行器		件	
特殊寝台付属品		件	歩行補助つえ		件	
床ずれ防止用具		件	認知症徘徊感知機器		件	
体位変換器		件	移動用リフト		件	

↓ レンタル卸を利用している主な理由

配送及び消毒の具体的な方法について

配送業務について

消毒業務について

(3) 支出構造について

※この欄は介護保険事業に限定しないで下さい

主要支出項目の構成

※ 支出項目の構成比は、1の(1)「サービスの状況」に対応するものです
※ 主要な構成内容には、状況に応じて項目の解説をお願いします

支出項目	構成比	主要な構成内容
給与費	%	
（ 正規雇用	%	
（ 非正規雇用	%	
減価償却費	%	
（ 福祉用具	%	
（ その他	%	
賃借料	%	
（ 福祉用具	%	
（ その他	%	
物件費	%	
（ 福祉用具	%	
（ その他	%	
本社経費	%	
その他	%	
・ 広告宣伝費	%	
・ 燃料費	%	
・ 光熱水料費	%	
・ 研修会等参加費	%	
・ 健康診断事業者負担分	%	
・ 消耗品費	%	
・ その他	%	
合計	0 %	

貸与サービス事業として、特筆すべき事項

※ 自由記述です。介護保険の他サービスと異なると思われる事項についてご記入ください

3. 貸与サービスの実施状況について

(1) 福祉用具専門相談員の役割とサービス提供の状況

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた福祉用具の選定

◆利用者の心身状況等の確認（アセスメントの実施方法）

訪問	-----	%	ここである「アセスメント」とは、利用者の状態や置かれている介護環境等を客観的に評価することを指し、特に福祉用具の効果的な利用を検討するための基礎情報に位置づけされるものです。また「シート」とは様式化されたもの。
電話	-----	%	
その他	-----	%	

◆アセスメントの実施状況

全てのケースで実施	-----	半数以下の実施	-----
半数以上のケースで実施	-----	行っていない	-----
半数程度は実施	-----		

◆アセスメントシートの有無

有り

無し

（利用者の身体状況）把握・記録している項目

※ 以下の設問は「有り」の場合に回答

要介護度	-----	病歴	-----	動作の不自由な場面	-----
日常生活自立度	-----	入院・入所歴	-----	在宅ケアの目標	-----
主病名	-----	身体の不自由な箇所	-----	その他	-----

（利用者の生活環境）把握・記録している項目

家族構成	-----	居宅及び居室の留意事項	-----	日常生活の目標	-----
介護者	-----	日常生活行動の留意事項	-----	その他	-----
在宅サービス利用状況	-----	外出の頻度・要望	-----		

中でも特に重要視している項目について

アセスメントシートの活用状況（利用者へ提示する以外の活用）

介護支援専門員へ提供	-----	%
上記＋サービス担当者会議で活用	-----	%
内部資料として活用	-----	%
その他	-----	%

■お願い：貴店舗において様式化したものがあれば、同調査票に添付して下さい

◆本人家族に対する選定理由の説明

全てのケースで実施	-----	半数以下の実施	-----
半数以上のケースで実施	-----	選定理由の説明はしない	-----
半数程度は実施	-----	※ 該当するものに○印	

◆福祉用具利用計画書の有無

有り

無し

利用計画書の利用割合

作成している	-----	%
作成していない	-----	%
その他	-----	%

本人への提示

している	-----	%
していない	-----	%
その他	-----	%

記載している項目

福祉用具利用のねらい	-----	利用上の注意事項	-----	本人の同意	-----
達成目標	-----	モニタリングの実施時期	-----	その他	-----
福祉用具の利用方法	-----	他用具との関連性	-----		

中でも特に重要視している項目について

利用計画書の活用状況について		
介護支援専門員へ提供		%
上記＋サービス担当者会議で活用		%
内部資料として活用		%
その他		%

■お願い：貴店舗において様式化したものがあれば、同調査票に添付して下さい

◆福祉用具の適合性判断

全てのケースで実施		半数以下の実施	
半数以上のケースで実施		行っていない	
半数程度は実施			
具体的な実施方法（時期、場所、具体的な方法）			

◆福祉用具の機能や使用方法の説明について（時期、場所、具体的な方法）

--	--	--	--

◆試用期間の有無

報酬に算定しない試用期間	有り	無し	
利用可能な日数	日間		

利用期間中のモニタリング

◆納品してから10日以内のモニタリングについて

実施方法			実施頻度		モニタリングシートの有無	
訪問		%	全て実施		あり	
電話		%	半数以上で実施		なし	
その他		%	半数程度は実施		モニタリングシートの中には、福祉用具の動作状況を確認するマニュアル又はチェックシート等も含めます	
			半数以下の実施			
			実施していない			
具体的な内容（利用者の状態や用具の安全性等に着目した具体的な事項）						

■お願い：貴店舗において様式化したものがあれば、同調査票に添付して下さい

◆標準的なモニタリングの実施状況

実施方法		実施頻度		モニタリングシートの有無	
訪問	%	1ヶ月以内		あり	
電話	%	3ヶ月以内		なし	
その他	%	6ヶ月以内			
		その他			
具体的な内容（利用者の状態や用具の安全性等に着目した具体的な事項）					

■お願い：貴店舗において様式化したものがあれば、同調査票に添付して下さい

（2）その他貸与事業者として、特筆すべきサービスの事項

--	--	--	--

4. 短期利用と長期利用の事例について

短期利用(1ヶ月以内)の状況

介護報酬の対象とならない選定をする為の試用や調整に要した期間は、除きます
介護報酬の請求を1ヶ月分だけなされた利用者としてします

◎短期利用者の終了理由（平成19年4月から現在）

【種目別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他	把握できていない
車いす	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
車いす付属品	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特殊寝台	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特殊寝台付属品	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
床ずれ防止用具	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
体位変換器	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
手すり	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
スロープ	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
歩行器	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
歩行補助つえ	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
徘徊感知機器	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
移動用リフト	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計								0件

【状態別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他	把握できていない
軽度者 要支援～要介護1	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
中度者 要介護2～3	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
重度者 要介護4～5	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計								0件

◎事例抽出

抽出事例	利用状況報告			
事例1：（ ）	← 貸与している種目			
要介護度		TAISコード		
利用者の身体状態				
利用の状況（使用環境と使用頻度）				
終了理由				

長期利用(3年以上)の状況

機器の消耗・故障等による部品及び用具の交換については、継続していると見なします
同一の用具で報酬の請求を36ヶ月以上なされている(或いは、なされた)利用者としてします

◎長期利用者の継続理由（平成19年4月から現在）

【種目別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしている為	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない
車いす	件	件	件	件	件
車いす付属品	件	件	件	件	件
特殊寝台	件	件	件	件	件
特殊寝台付属品	件	件	件	件	件
床ずれ防止用具	件	件	件	件	件
体位変換器	件	件	件	件	件
手すり	件	件	件	件	件
スロープ	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件
徘徊感知機器	件	件	件	件	件
移動用リフト	件	件	件	件	件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計					0 件

【状態別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしている為	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない
軽度者 要支援～要介護1	件	件	件	件	件
中度者 要介護2～3	件	件	件	件	件
重度者 要介護4～5	件	件	件	件	件
合 計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合 計					0 件

◎事例抽出

抽出事例	利用状況報告			
事例6：（	） ← 貸与している種目			
要介護度		TAISコード		
利用者の身体状態				
利用の状況（使用環境と使用頻度）				
継続理由				

5. 福祉用具貸与のあり方について(自由回答)

(1) 介護保険貸与サービス事業者に求められるサービスのあり方について
(2) 介護保険貸与サービス事業者における現状の課題について
(3) その他

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

財団法人テクノエイド協会 企画部

3. 福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査票（実施要領）

別添

福祉用具貸与サービスに関するヒアリング調査 実施要領について

1. 調査の目的

本『福祉用具貸与サービスに関するヒアリング調査（以下「本調査」）』は、厚生労働省から研究費の補助を受けて、財団法人テクノエイド協会が実施するものです。

介護保険における福祉用具貸与の価格及び報酬の在り方につきましては、社会保障審議会・介護給付費分科会による答申書の中で、価格差などの実態について調査や研究を行い、これを踏まえた報酬の在り方の検討が求められているところであります。

また昨年9月には、厚生労働省内に「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」が設置され、介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び、技術的な事項についての検討がなされているところであります。

本調査は、昨年協会で実施した調査研究を踏まえて実施するものであり、検討会等において現在までに掲げられている課題等を整理する上で必要な基礎的で実態的な状況把握を主な目的としております。

本調査で得られる基礎的なデータは、今後、介護保険における福祉用具のあり方が検討されていく中で、大変重要なものに位置づけられます。本調査の趣旨をご理解戴き、正確な回答がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査にお答え頂いた事業所名やご担当者名は、一切公表致しませんので申し添えます。

2. 調査内容

➤ 貴事業所の概要について	4項目
➤ 事業構造について	3項目
➤ 貸与サービスの実施状況	2項目
➤ 短期利用と長期利用の事例について	
➤ 福祉用具貸与のあり方について	

3. 調査対象貸与サービス事業所の選定

調査対象事業者の選定につきましては、昨年度に実施した「介護保険福祉用具貸与サービス事業所調査（アンケート調査）」による結果を基に、各事業所における事業形態を幾つかのパターンに整理し、各パターンのうち毎月の貸出件数が高い事業所を調査対象として選定致しました。

4. 調査の実施方法

本調査は、財団法人テクノエイド協会の担当者或いは、委託先である三菱総合研究所の担当者が貴社へお伺いし、本調査の趣旨、各設問の詳細等についてご説明の上、聴き取り調査をさせて戴きます。

本調査への参加は複数人でも構いませんが、できれば当該店舗の責任者の方にはお入り戴きますようお願いいたします。

【調査にあたっての基本的事項】

- ◇ 所要時間は、概ね90分から120分を予定しております。
- ◇ 他の場所で行われる調査との整合性を図るため、各設問の意図する事項が正確に反映されるよう調査担当者が聴き取りながら進行させて戴きます。
- ◇ 事前に埋められる事項がありましたら、ご用意戴けると大変助かります。この場合調査票は電子メールでお送りさせて戴きますので下記担当までご用命下さい。
- ◇ また、調査当日にお答えできない事項は、大変恐縮ですが、調査票の電子ファイルを当日最後にお渡し致しますので、後日電子メールにて担当までご送信下さい。
- ◇ 調査の結果は、調査目的の為にのみ使用するものであり、他の目的に使用することは一切致しません。
- ◇ また、記載された内容につきましても、秘密の保護に遺漏なきよう厳重に注意致します。

【本調査の担当者】

財団法人テクノエイド協会 企画部 ごしまきよくに 五島清国・ふるやくにあき 古谷邦晃・よしおかそういちろう 吉岡聡一郎

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
電話 03(3266)6883 F A X 03(3266)6885
電子メールアドレス：goshima@techno-aids.or.jp

三菱総合研究所 社会システム研究本部 はしもとまさひこ 橋本政彦・みやしたともみ 宮下友海

〒100-8141 東京都千代田区大手町2-3-6
電話 03(3277)0569 F A X 03(3277)3460
電子メールアドレス：hasimoto@mri.co.jp

5. 各設問の留意点について

1. 貴事業所の概要について

(1) 業態

・サービスの状況

「福祉用具貸与サービス」から「居宅介護支援サービス」までは、介護保険事業に限定しています。

貴店舗において、その他の介護保険サービスや、それ以外の事業を展開している場合、「その他のサービス」欄にも○印を付けます。

「構成比率(%)」欄には、年間の収入額等を参考に全体が100%になるよう記入します。

なお、この設問は「2. 事業構造について(3) 支出構造について」の設問に対応するものです。

・店舗の状況

法人下における貴店舗の設置状況をお伺いします。

1 店舗のみの場合、「単独店舗」を選択し、他にも店舗がある場合「複数店舗あり」を選択の上、貴店以外に何店舗あるかその数を記入します。(県外の数も含めます。)

なお、店舗の数には、貸与サービス業務の一部を行わせるような、代理店や取次店等は含めないことにします。

・レンタル卸の利用状況

この設問はレンタル卸の利用状況をお伺いします。

貴店舗がレンタル卸を他事業所へ行っている状況ではありませんので、注意してください。

「一部利用」を選択した場合、貴店舗が取り扱う福祉用具アイテム数のうちレンタル卸の占める割合%を記入します。

なお、この設問は「2. 事業構造について(2) 事業構造について 貸与用具の確保」の設問に関連します。

・在庫の保管状況

在庫の保管方法をお伺いします。

把握しやすい月を基準にして「モノ」をベースした「件数」又は、「比率(%)」で記入します。年間の費用を基準に比率で記入しても構いません。

「自社管理」とは自社保有の倉庫で管理しているものであり、「外部委託」とは貸倉庫等を借用している場合です。

・配送業務の状況

配送業務の実施形態をお伺いします。

把握しやすい月を基準にして「モノ」をベースした「件数」又は、「比率(%)」で記入します。年間の費用を基準に比率で記入しても構いません。

「自社実施」とは自社で配送を行う場合であり、「外部委託」とは委託する場合です。

なお、この設問は「2. 事業構造について(2) 事業構造について 配送及び消毒の具体的な方法について」の設問に関連します。

・消毒の実施状況

消毒業務の実施形態をお伺いします。

把握しやすい月を基準にして「モノ」をベースした「件数」又は、「比率%」で記入します。年間の費用を基準に比率で記入しても構いません。

「**自社実施**」とは自社で消毒を行う場合であり、「**外部委託**」とは委託する場合です。

なお、この設問は「**2. 事業構造について（2）事業構造について 配送及び消毒の具体的な方法について**」の設問に関連します。

（2）営業エリアの状況

・営業エリア（市町村数）

貴店舗の営業エリアをお伺いします。

6ヶ月以内に介護報酬請求の実績がある「**市町村数**」を記入します。

・離島の有無

営業エリア内の「**離島の有無**」をお伺いします。

・最大移動時間

営業エリア内における最大の移動時間をお伺いします。

貴店舗又は倉庫から通常自動車（フェリーも含める）を利用して、片道に要する概ねの時間を記入します。

（3）従業員の状況

・従業員数

この設問では介護保険事業に従事している人に限定していません。

算出の根拠は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にいただいても構いません。

介護支援専門員と福祉用具専門相談員の両方の資格を有している場合、主たる業務の方でカウントして下さい。

なお、この設問は「**2. 事業構造について（2）事業構造について 従業員の構成**」の設問に関連します。

（4）福祉用具貸与の状況

・契約者数（サービス利用者）

この設問では、平成19年11月請求分（10月分利用実績）における、介護保険福祉用具貸与サービスの「**実契約者数**」を記入します。

なお、11月請求月分ではなく、既に集計できている別の月のデータがあればその月の人数を記入しても構いません。

・貸与福祉用具総数（品目数）

この設問は、上記実利用契約者のうち、利用者へ実際に貸し出している福祉用具の「**品目数**」を記入します。

なお、この設問は「**2. 事業構造について（1）収益構造について 福祉用具貸与サービスにおける介護報酬の内訳について**」の設問に関連します。

2. 事業構造について

(1) 収益構造について

・福祉用具貸与サービスにおける介護報酬の内訳について

この設問では、「1. 貴事業所の概要（4）福祉用具貸与の状況」でカウントした品目を介護保険の貸与種目に置き換えた件数で記入します。

・収入の変動要因について

記載例を参考に、介護保険貸与サービス事業の特徴を現すような、収入の変動要因を列挙して下さい。

(2) 事業構造について

・従業員の構成

◆雇用形態

この設問は介護保険事業に従事している人に限定していません。

また、この設問は「1. 貴事業所の概要（3）従業員の状況」に関連させたものです。「正規雇用」及び「非正規雇用」の状況を記入します。

◆雇用上の考え方について

貴店舗又は本社における雇用上の考え方、方針についてお伺いします。

介護保険貸与サービス事業者の実態や状況が把握できるよう、記載例を参考に記入します。

・貸与用具の確保について

◆全て自社保有の福祉用具

この設問は「1. 貴事業所の概要（1）業態 レンタル卸の利用状況」において、「利用せず」と回答された方のみ、記入します。

調査の基準は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい。

◆レンタル卸を利用している福祉用具の割合

この設問は「1. 貴事業所の概要（1）業態、レンタル卸の利用状況」において、「全商品」「一部利用」と回答された方のみ、記入します。

調査の基準は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい。

↓レンタル卸を利用している主な理由

この設問は「1. 貴事業所の概要（1）業態、レンタル卸の利用状況」において、「全商品」「一部利用」と回答された方のみ、記入します。

・配送及び消毒の具体的な方法について

介護保険貸与サービス事業者の実態や状況が把握できるよう、記載例等を参考にできるだけ具体的に記入します。

(3) 支出構造について

・支出構造について

主要支出項目の構成

この設問は介護保険事業に限定していません。

またこの設問は「1. 貴事業所の概要（1）サービスの状況」に対応した「比率（%）」を記入します。

「主要な構成内容」欄には、主要な支出の内容が把握できるよう、記載例を参考に記入します。

この設問は介護保険事業に従事している人に限定していません。

貴店舗において、介護保険貸与サービス事業が特に他の保険サービスと異なると思われる事項を記入します。

3. 貸与サービスの実施状況について

(1) 福祉用具専門相談員の役割とサービス提供の状況

・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた福祉用具の選定

◆利用者の心身状況等の確認

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第199条）」に規定される、利用者の心身状況等の確認方法についてお伺いします。

調査の基準は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい。

◆アセスメントシートの有無 他

ここでいう「アセスメント」とは、利用者の状態や置かれている介護環境等を客観的に評価することを指し、特に福祉用具の効果的な利用を検討するための基礎情報に位置づけられるものとします。

また「アセスメントシート」とは、様式化されたもののことを指します。

この設問では、そのアセスメントシートの設置状況を確認するとともに、把握・記録している項目、特に重要視している事項、さらには活用状況について、お伺いします。

また、この設問では貴店舗におけるシートの有無をお聞きしていますが、介護支援専門員等から同等の情報提供を受けている場合には、それに基づいて記入します。

なお、貴店舗において、様式化されたものがあれば、ご提供をお願いします。

◆本人家族に対する選定理由の説明

この質問では説明の頻度をお聞きします。

本人からの同意書があれば、それらを参考に該当するものを選んで下さい。

◆福祉用具利用計画書の有無 他

ここでいう「福祉用具利用計画書」とは、福祉用具の利用目的、留意事項、短期目標や長期目標を盛り込んだ利用にあたっての計画書を指します。

この設問では、その福祉用具利用計画書（或いはそれに類するもの）の整備状況を確認するとともに、記載している項目、特に重要視している事項、さらには活用状況等について、お伺いします。

なお、貴店舗において、様式化されたものがあれば、ご提供をお願いします。

◆福祉用具の適合性判断

この設問では福祉用具の適合性判断の実施頻度をお聞きします。

本人からの同意書があれば、それらを参考に該当するものを選んで下さい。

また「具体的な実施方法」欄には、時期や方法について、貸与サービス事業者の実態や状況、さらには福祉用具専門相談員の専門性が具体的に把握できるよう記入します。

・利用期間中のモニタリング

◆納品してから10日以内のモニタリングについて

「実施方法」及び「実施頻度」、「モニタリングシートの有無」等について、お伺いします。

調査の基準は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい。

モニタリングシートの中には、福祉用具の動作状況を確認するマニュアルやチェックシートなども含めて下さい。

なお、貴店舗において、様式化されたものがあれば、ご提供をお願いします。

また「具体的な実施方法」欄には、利用者の状態と機器の適合状況や、機器の安全性確認などに着目して、貸与サービス事業者の実態や状況、さらには福祉用具専門相談員の専門性が具体的に把握できるよう記入します。

◆標準的なモニタリングの実施状況

上記同様「実施方法」及び「実施頻度」、「モニタリングシートの有無」等について、お伺いします。

調査の基準は、当月の状況又は、把握しやすい時点の月を基準にして下さい。

モニタリングシートの中には、福祉用具の動作状況を確認するマニュアルやチェックシートなども含めて下さい。

なお、貴店舗において、様式化されたものがあれば、ご提供をお願いします。

また「具体的な実施方法」欄には、上記と同様とします。

(2) その他貸与事業者として、特筆すべきサービスの事項

いままでの設問以外のサービスの実施状況について、何か特筆する事項があれば記入します。

4. 短期利用と長期利用の事例について

◆短期利用（1ヶ月以内）の状況

本調査では、短期利用者の定義を

〔 介護報酬の対象とならない、選定をする為の試用や調整に要した期間を除き、
介護報酬の請求を1ヶ月分だけなされた利用者としてします。 〕

と設定致しました。

◎短期利用者の終了理由について

平成19年4月から現在までの貴店舗における福祉用具利用者を基準にして、短期利用者の終了理由を把握可能な範囲で、「種目別」と「状態別」に分けて記入します。

◎事例抽出

上記のうち特に多く見られるケースを抜き取り、その事例を記入します。

◆長期利用（36ヶ月以上）の状況

本調査では、長期利用者の定義を

〔 用具の消耗・故障等による部品及び用具の交換については、継続していると見なし、
同一の用具で報酬の請求が36ヶ月以上なされている（或いは、なされた）利用者としてします。 〕

と設定致しました。

◎長期利用者の継続理由について

平成19年4月から現在までの貴店舗における福祉用具利用者を基準にして、長期利用者の継続理由を把握可能な範囲で、「種目別」と「状態別」に分けて記入します。

◎事例抽出

上記のうち特に多く見られるケースを抜き取り、その事例を記入します。

5. 福祉用具貸与のあり方について(自由記述)

この設問は、自由記述欄です。

貴店舗や運営法人が考える「介護保険貸与サービス事業に求められるサービスのあり方」や「現状の課題」等について、自由に記述して下さい。

6. 調査協力のお礼

本調査にご協力戴きました貸与サービス事業所の皆様には、本研究の成果を取り纏めた調査研究報告書ができ次第ご送付させて頂けます。

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査

【事業所の概要及び事業構造 編】

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態パターン 対象地域	1. 事業所の概要															
	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国								
A. サービスの実施状況																
福祉用具貸与サービス	福祉用具販売サービス	50.0%	72.0%		48.0%		41.0%		35.0%		27.9%		65.0%		40.0%	
	福祉用具販売サービス	4.0%	15.0%		15.0%		18.0%		10.0%		3.5%		22.0%		3.0%	
	福祉用具販売サービス	7.0%	1.0%		8.0%		41.0%		25.0%		3.9%		13.0%		7.0%	
	住宅改修サービス	0.0%	1.0%		0.0%		0.0%		1.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
	その他のサービス	39.0%	11.0%	29.0%	0.0%	29.0%	64.7%	0.0%	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	
B. 店舗の状況																
単独	○	○	○ (FC)	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
複数店舗	—	—	—	○	○	—	○	○	1か所	—	—	○	2か所	○	—	
同一法人下の店舗	—	—	—	—	—	—	12か所	—	—	—	—	—	—	—	—	
本社としての機能	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	あり	—	あり	
C. レンタル卸の利用状況																
利用せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
全商品利用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一部のみ利用 (%)	○ (84%)	○ (50%)	— (0%)	— (0%)	— (80%)	— (0%)	—	○ (36%)	○ (50%)	—	—	○ (36%)	○ (50%)	○ (50%)	—	
D. 在庫の保管状況																
自社管理	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	—	100.0%	—	—	35.0%	—	100.0%	—	
外部委託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	65.0%	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
E. 配達業務の状況																
自社実施	100.0%	100.0%	—	34.6%	100.0%	90.0%	—	100.0%	100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	
外部委託	—	—	—	65.4%	—	10.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
F. 消毒業務の状況																
自社実施	100.0%	—	—	—	62.7%	—	—	—	35.0%	—	—	70.7%	—	—	—	
外部委託	—	100.0%	—	100.0%	37.3%	29.3%	—	—	65.0%	—	—	29.3%	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
G. 営業エリア																
市町村数	7か所	11か所	7か所	13か所	13か所	10か所	—	41か所	—	—	—	11か所	—	—	—	
離島の有無	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
最大移動時間	1時間	2時間	50分	1時間10分	1時間	1時間	—	2時間半	—	—	—	50分	—	—	—	
E. 従業員の状況																
専門相談員	6人	85.7%	4人	66.7%	4人	57.1%	5人	71.4%	10人	83.3%	5人	55.6%	12人	63.2%	8人	
介護支援専門員	0人	0.0%	2人	33.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	8.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	
その他	1人	14.3%	0人	0.0%	3人	42.9%	2人	28.6%	1人	8.3%	4人	44.4%	7人	36.8%	5人	
計	7人	100.0%	6人	100.0%	7人	100.0%	7人	100.0%	12人	100.0%	9人	100.0%	19人	100.0%	13人	
F. 貸与サービスの状況																
契約者数	345人	386人	241人	495人	785人	181人	—	1,782人	—	—	—	794人	—	—	—	
貸与件数	1,082件	806件	1,126件	1,485件	2,970件	585件	—	6,040件	—	—	—	2,608件	—	—	—	
一人あたり貸与件数	3.1件	2.1件	4.7件	3.0件	3.8件	3.2件	—	3.4件	—	—	—	3.3件	—	—	—	
契約者／従業員	49.3人	64.3人	34.4人	70.7人	65.4人	20.1人	—	93.8人	—	—	—	61.1人	—	—	—	
契約者／相談員	57.5人	96.5人	60.3人	99.0人	78.5人	36.2人	—	148.5人	—	—	—	99.3人	—	—	—	

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

事業パターン 対象地域		E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
1. 事業所の概要									
A. サービスの実施状況									
福祉用具貸与サービス	福祉用具販売サービス	70.0%	26.0%	65.0%	40.0%	57.0%	91.0%	62.4%	62.7%
	福祉用具販売サービス	20.0%	10.0%	10.0%	10.0%	43.0%	9.0%	3.3%	5.2%
	住宅改修サービス	10.0%	4.0%	20.0%	5.0%	0.0%	0.0%	6.5%	2.6%
	居宅介護支援サービス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他のサービス	0.0%	60.0%	5.0%	45.0%	0.0%	0.0%	27.8%	29.5%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
B. 店舗の状況									
単独 複数店舗	同一法人下の店舗	3か所	6か所	2か所	4か所	2か所	45か所	11か所	11か所
	本社としての機能	—	—	あり	あり	—	—	あり	—
	レンタル卸の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
利用せず 全商品利用	一部のみ利用 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—
	一部のみ利用 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—
	一部のみ利用 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—
D. 在庫の保管状況									
自社管理 外部委託 その他	自社管理	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	外部委託	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
E. 配送業務の状況									
自社実施 外部委託 その他	自社実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	外部委託	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
F. 消毒業務の状況									
自社実施 外部委託 その他	自社実施	92.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	外部委託	8.0%	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
G. 営業エリア									
市町村数 離島の有無 最大移動時間	市町村数	4か所	10か所	12か所	13か所	4か所	16か所	8か所	7か所
	離島の有無	—	—	—	—	—	—	—	—
	最大移動時間	1時間	1時間半	2時間半	2時間	1時間	1時間半	3時間半	1時間40分
E. 従業員の状況									
専門相談員 介護支援専門員 その他	専門相談員	4人	4人	8人	17人	3人	58人	33人	7人
	介護支援専門員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	0人	4人	0人	18人	0人	3人	14人	1人
	計	4人	8人	8人	35人	3人	61人	47人	8人
F. 貸与サービスの状況									
契約者数 貸与件数 一人あたり貸与件数 契約者／従業員 契約者／相談員	契約者数	184人	263人	546人	517人	129人	2,936人	1,894人	336人
	貸与件数	655件	980件	1,157件	1,738件	506件	9,455件	4,285件	742件
	一人あたり貸与件数	3.6件	3.7件	2.1件	3.4件	3.9件	3.2件	2.3件	2.2件
	契約者／従業員	46.0人	32.9人	68.3人	14.8人	43.0人	48.1人	40.3人	42.0人
	契約者／相談員	46.0人	65.8人	68.3人	30.4人	43.0人	50.6人	57.4人	48.0人

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西
1. 事業所の概要			
A. サービスの実施状況			
福祉用具貸与サービス	33.2%		56.9%
福祉用具販売サービス	1.9%	39.5%	3.6%
住宅改修サービス	3.0%		4.5%
居宅介護支援サービス	1.5%		0.0%
その他のサービス	60.5%	60.5%	35.0%
計	100.0%		100.0%
B. 店舗の状況			
単独	—		—
複数店舗	○		○
同一法人下の店舗	55か所		4か所
本社としての機能	—		あり
C. レンタル卸の利用状況			
利用せず	○		—
全商品利用	—		—
一部のみ利用 (%)	— (0%)		○ (14%)
D. 在庫の保管状況			
自社管理	100.0%		100.0%
外部委託	—		—
その他	—		—
E. 配送業務の状況			
自社実施	100.0%		85.7%
外部委託	—		14.3%
その他	—		—
F. 消毒業務の状況			
自社実施	100.0%		94.1%
外部委託	—		5.9%
その他	—		—
G. 営業エリア			
市町村数	1か所		36か所
離島の有無	—		○
最大移動時間	40分		2時間
E. 従業員の状況			
専門相談員	11人	78.6%	19人 52.8%
介護支援専門員	3人	21.4%	0人 0.0%
その他	0人	0.0%	17人 47.2%
計	14人	100.0%	36人 100.0%
F. 貸与サービスの状況			
契約者数	711人		1,007人
貸与件数	2,384件		3,401件
一人あたり貸与件数	3.4件		3.4件
契約者／従業員	50.8人		28.0人
契約者／相談員	64.6人		53.0人

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態パターン 対象地域		A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国								
2. 事業構造																	
A. 貸与サービスの内訳																	
重いす 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症徘徊感知機器 移動用リフト	重いす	99件	9.1%	103件	12.8%	123件	10.9%	215件	14.5%	428件	15.5%	81件	13.8%	664件	11.0%	437件	16.8%
	重いす付属品	12件	1.1%	22件	2.7%	21件	1.9%	54件	3.6%	103件	3.7%	19件	3.2%	101件	1.7%	89件	3.4%
	特殊寝台	146件	13.5%	112件	13.9%	109件	9.7%	232件	15.6%	404件	14.7%	94件	16.1%	1,113件	18.4%	359件	13.8%
	特殊寝台付属品	545件	50.4%	325件	40.3%	276件	24.5%	671件	45.2%	1,086件	39.4%	294件	50.3%	2,961件	49.0%	1,006件	38.6%
	床ずれ防止用具	41件	3.8%	21件	2.6%	37件	3.3%	28件	1.9%	125件	4.5%	20件	3.4%	258件	4.3%	166件	6.4%
	体位変換器	5件	0.5%	2件	0.2%	1件	0.1%	2件	0.1%	11件	0.4%	3件	0.5%	30件	0.5%	27件	1.0%
	手すり	41件	3.8%	76件	9.4%	32件	2.8%	146件	9.8%	244件	8.9%	14件	2.4%	271件	4.5%	195件	7.5%
	スロープ	25件	2.3%	27件	3.3%	18件	1.6%	14件	0.9%	88件	3.2%	16件	2.7%	136件	2.3%	72件	2.8%
	歩行器	117件	10.8%	91件	11.3%	334件	29.7%	75件	5.1%	158件	5.7%	28件	4.8%	316件	5.2%	181件	6.9%
	歩行補助つえ	20件	1.8%	16件	2.0%	117件	10.4%	23件	1.5%	58件	2.1%	7件	1.2%	101件	1.7%	40件	1.5%
	認知症徘徊感知機器	1件	0.1%	1件	0.0%	1件	0.0%	2件	0.1%	8件	0.3%	1件	0.0%	5件	0.1%	3件	0.0%
	移動用リフト	30件	2.8%	11件	1.4%	58件	5.2%	23件	1.5%	41件	1.5%	9件	1.5%	84件	1.4%	36件	1.4%
	計	1,082件	100.0%	806件	100.0%	1,126件	100.0%	1,485件	100.0%	2,754件	100.0%	585件	100.0%	6,040件	100.0%	2,608件	100.0%
B. 雇用形態																	
正規雇用者 「非専門職 福祉系専門職 医療系専門職 その他の専門職」 非正規雇用者 派遣 パート 契約等	正規雇用者	6人		5人		4人		4人		10人		5人		19人		13人	
	「非専門職	6人		4人		4人		4人		0人		5人		19人		13人	
	福祉系専門職	0人	85.7%	0人	83.3%	0人	57.1%	0人	57.1%	10人	83.3%	0人	55.6%	0人	100.0%	0人	100.0%
	医療系専門職	0人		1人		0人		0人		0人		0人		0人		0人	
	その他の専門職	0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人	
	非正規雇用者	1人		1人		3人		3人		2人		4人		0人		0人	
派遣 パート 契約等	派遣	0人		0人	16.7%	1人	42.9%	0人	42.9%	0人	16.7%	0人	44.4%	0人	0.0%	0人	0.0%
	パート	1人	14.3%	1人		2人		3人		2人		4人		0人		0人	
	契約等	0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人	
計	7人	100.0%	6人	100.0%	7人	100.0%	7人	100.0%	12人	100.0%	9人	100.0%	19人	100.0%	13人	100.0%	
C. 貸与用具の確保																	
買い取り リース その他	買い取り	—		—	100.0%	—		—		100.0%		—		5.0%		100.0%	
	リース	—		—		—		—		—		—		95.0%		—	
	その他	—		—		—		—		—		—		—		—	
計	0.0%		100.0%		0.0%		0.0%		100.0%		0.0%		100.0%		100.0%		
D. レンタル卸利用の内訳																	
重いす 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症徘徊感知機器 移動用リフト	重いす	97件	9.0%	51件	6.3%	123件	10.9%	215件	14.5%	313件	11.4%	81件	13.8%	612件	10.1%	件	0.0%
	重いす付属品	12件	1.1%	10件	1.2%	21件	1.9%	54件	3.6%	91件	3.3%	19件	3.2%	130件	2.2%	件	0.0%
	特殊寝台	146件	13.5%	60件	7.4%	109件	9.7%	232件	15.6%	336件	12.2%	94件	16.1%	393件	6.5%	359件	13.8%
	特殊寝台付属品	541件	50.0%	162件	20.1%	276件	24.5%	671件	45.2%	936件	34.0%	294件	50.3%	2,738件	45.3%	950件	36.4%
	床ずれ防止用具	41件	3.8%	10件	1.2%	37件	3.3%	28件	1.9%	125件	4.5%	20件	3.4%	305件	5.0%	件	0.0%
	体位変換器	5件	0.5%	1件	0.1%	1件	0.1%	2件	0.1%	11件	0.4%	3件	0.5%	6件	0.1%	件	0.0%
	手すり	36件	3.3%	38件	4.7%	32件	2.8%	146件	9.8%	198件	7.2%	14件	2.4%	319件	5.3%	件	0.0%
	スロープ	25件	2.3%	13件	1.6%	18件	1.6%	14件	0.9%	31件	1.1%	16件	2.7%	182件	3.0%	件	0.0%
	歩行器	36件	3.3%	45件	5.6%	334件	29.7%	75件	5.1%	114件	4.1%	28件	4.8%	390件	6.5%	件	0.0%
	歩行補助つえ	件	0.0%	8件	1.0%	117件	10.4%	23件	1.5%	10件	0.4%	7件	1.2%	31件	0.5%	件	0.0%
	認知症徘徊感知機器	1件	0.1%	1件	0.0%	1件	0.0%	2件	0.1%	8件	0.3%	1件	0.0%	6件	0.1%	件	0.0%
	移動用リフト	30件	2.8%	5件	0.6%	58件	5.2%	23件	1.5%	41件	1.5%	9件	1.5%	112件	1.9%	件	0.0%
	計	970件	89.6%	403件	50.0%	1,126件	100.0%	1,485件	100.0%	2,214件	80.4%	585件	100.0%	5,224件	86.5%	1,309件	50.2%

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態パターン 対象地域		E－1 北陸		E－2 東北		E－3 北海道		E－4 関東		F－1 北陸		G－1 関東		G－2 九州		G－3 離島	
2. 事業構造																	
A. 貸与サービスの内訳																	
車いす		30件	4.6%	90件	9.2%	189件	16.3%	188件	10.8%	48件	9.5%	1,730件	18.3%	779件	18.2%	129件	17.4%
車いす付属品		4件	0.6%	52件	5.3%	20件	1.7%	56件	3.2%	22件	4.3%	446件	4.7%	215件	5.0%	9件	1.2%
特殊寝台		125件	19.1%	181件	18.5%	238件	20.6%	279件	16.1%	88件	17.4%	1,530件	16.2%	973件	22.7%	200件	27.0%
特殊寝台付属品		344件	52.5%	485件	49.5%	476件	41.1%	866件	49.9%	248件	49.0%	4,270件	45.2%	1,068件	24.9%	214件	28.8%
床ずれ防止用具		29件	4.4%	67件	6.8%	35件	3.0%	109件	6.3%	34件	6.7%	491件	5.2%	274件	6.4%	49件	6.6%
体位変換器		件	0.0%	1件	0.1%	11件	1.0%	3件	0.2%	件	0.0%	29件	0.3%	19件	0.4%	1件	0.1%
手すり		32件	4.9%	18件	1.8%	43件	3.7%	53件	3.1%	9件	1.8%	250件	2.6%	329件	7.7%	34件	4.6%
スロープ		8件	1.2%	18件	1.8%	18件	1.6%	38件	2.2%	19件	3.8%	133件	1.4%	108件	2.5%	26件	3.5%
歩行器		59件	9.0%	43件	4.4%	60件	5.2%	61件	3.5%	22件	4.3%	257件	2.7%	272件	6.3%	52件	7.0%
歩行補助つえ		5件	0.8%	21件	2.1%	25件	2.2%	58件	3.3%	5件	1.0%	174件	1.8%	91件	2.1%	16件	2.2%
認知症徘徊感知機器		1件	0.2%	件	0.0%	30件	2.6%	1件	0.1%	件	0.0%	14件	0.1%	4件	0.1%	件	0.0%
移動用リフト		18件	2.7%	4件	0.4%	12件	1.0%	25件	1.4%	11件	2.2%	131件	1.4%	153件	3.6%	12件	1.6%
計		655件	100.0%	980件	100.0%	1,157件	100.0%	1,737件	100.0%	506件	100.0%	9,455件	100.0%	4,285件	100.0%	742件	100.0%
B. 雇用形態																	
正規雇用者		4人		6人		4人		31人		2人		58人		43人		7人	
「非専門職		4人		6人		4人		29人		2人		45人		43人		7人	
福祉系専門職		0人	100.0%	0人	75.0%	0人	50.0%	0人	88.6%	0人	66.7%	13人	95.1%	0人	91.5%	0人	87.5%
医療系専門職		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人	
「その他の専門職		0人		0人		0人		2人		0人		0人		0人		0人	
非正規雇用者		0人		2人		4人		4人		1人		3人		4人		1人	
派遣		0人	0.0%	1人	25.0%	0人	50.0%	0人	11.4%	0人	33.3%	3人	4.9%	2人	8.5%	0人	12.5%
パート		0人		1人		0人		4人		1人		0人		2人		1人	
契約等		0人		0人		4人		0人		0人		0人		0人		0人	
計		4人	100.0%	8人	100.0%	8人	100.0%	35人	100.0%	3人	100.0%	61人	100.0%	47人	100.0%	8人	100.0%
C. 貸与用具の確保																	
買い取り		90.0%		－		－		100.0%		85.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
リース		10.0%		－		－		－		15.0%		－		－		－	
その他		－		－		－		－		－		－		－		－	
計		100.0%		0.0%		0.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
D. レンタル卸利用の内訳																	
車いす		1件	0.2%	5件	0.5%	9件	0.8%	件	0.0%	8件	1.6%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
車いす付属品		件	0.0%	1件	0.1%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
特殊寝台		件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	2件	0.4%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
特殊寝台付属品		3件	0.5%	2件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	5件	1.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
床ずれ防止用具		件	0.0%	2件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	1件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
体位変換器		件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
手すり		6件	0.9%	件	0.0%	27件	2.3%	件	0.0%	11件	2.2%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
スロープ		5件	0.8%	3件	0.3%	12件	1.0%	件	0.0%	1件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
歩行器		件	0.0%	件	0.0%	10件	0.9%	件	0.0%	1件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
歩行補助つえ		件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
認知症徘徊感知機器		件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
移動用リフト		3件	0.5%	1件	0.1%	件	0.0%	件	0.0%	1件	0.2%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%
計		18件	2.7%	14件	1.4%	58件	5.0%	件	0.0%	30件	5.9%	件	0.0%	件	0.0%	件	0.0%

業態パターン 対象地域		H-1 関東		H-2* 関西	
2. 事業構造					
A. 貸与サービスの内訳					
車いす	335件	14.1%	458件	13.5%	
車いす付属品	58件	2.4%	89件	2.6%	
特殊寝台	416件	17.4%	533件	15.7%	
特殊寝台付属品	1,163件	48.8%	1,632件	48.0%	
床ずれ防止用具	128件	5.4%	197件	5.8%	
体位変換器	2件	0.1%	17件	0.5%	
手すり	106件	4.4%	118件	3.5%	
スロープ	11件	0.5%	83件	2.4%	
歩行器	87件	3.6%	164件	4.8%	
歩行補助つえ	50件	2.1%	74件	2.2%	
認知症徘徊感知機器	4件	0.2%	2件	0.1%	
移動用リフト	24件	1.0%	34件	1.0%	
計	2,384件	100.0%	3,401件	100.0%	
B. 雇用形態					
正規雇用者	5人		27人		
「非専門職	4人		27人		
福祉系専門職	1人	35.7%	0人	75.0%	
医療系専門職	0人		0人		
その他の専門職	0人		0人		
非正規雇用者	9人		9人		
「派遣	1人		0人	25.0%	
パート	6人	64.3%	9人		
「契約等	2人		0人		
計	14人	100.0%	36人	100.0%	
C. 貸与用具の確保					
買い取り	55.7%		—		
リース	44.3%		—		
その他	—		—		
計	100.0%		0.0%		
D. レンタル卸利用の内訳					
車いす	件	0.0%	116件	3.4%	
車いす付属品	件	0.0%	82件	2.4%	
特殊寝台	件	0.0%	10件	0.3%	
特殊寝台付属品	件	0.0%	40件	1.2%	
床ずれ防止用具	件	0.0%	31件	0.9%	
体位変換器	件	0.0%	件	0.0%	
手すり	件	0.0%	106件	3.1%	
スロープ	件	0.0%	3件	0.1%	
歩行器	件	0.0%	23件	0.7%	
歩行補助つえ	件	0.0%	件	0.0%	
認知症徘徊感知機器	件	0.0%	件	0.0%	
移動用リフト	件	0.0%	57件	1.7%	
計	件	0.0%	468件	13.8%	

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態パターン 対象地域		A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
E. 支出構造									
F. 主要な構成内容等	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	その他	20.0%	20.0%	52.0%	16.4%	4.9%	7.2%	14.0%	5.0%
	広告宣伝費	3%	3%	1%	11%		6%	4%	8%
	燃料費	18%	20%	1%	1%		11%	13%	20%
	光熱水料費	6%	13%	1%	2%		4%	3%	17%
	研修会参加費	5%	1%	1%	0%		1%	8%	0%
	健康診断費	1%	0%	0%	0%		0%	0%	2%
	消耗品費	8%	30%	3%	7%		0%	7%	5%
計	給与費	59%	33%	93%	80%	100.0%	78%	65%	40%
	減価償却費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	賃借料	12%	7%		13%		6%	9%	2%
	物件費								
	福祉用具								
	その他								
	本社経費								
	その他								
	広告宣伝費								
	燃料費								
計	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	その他	20.0%	20.0%	52.0%	16.4%	4.9%	7.2%	14.0%	5.0%
	広告宣伝費	3%	3%	1%	11%		6%	4%	8%
	燃料費	18%	20%	1%	1%		11%	13%	20%
	光熱水料費	6%	13%	1%	2%		4%	3%	17%
	研修会参加費	5%	1%	1%	0%		1%	8%	0%
	健康診断費	1%	0%	0%	0%		0%	0%	2%
	消耗品費	8%	30%	3%	7%		0%	7%	5%
計	給与費	59%	33%	93%	80%	100.0%	78%	65%	40%
	減価償却費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	賃借料	12%	7%		13%		6%	9%	2%
	物件費								
	福祉用具								
	その他								
	本社経費								
	その他								
	広告宣伝費								
	燃料費								
計	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	その他	20.0%	20.0%	52.0%	16.4%	4.9%	7.2%	14.0%	5.0%
	広告宣伝費	3%	3%	1%	11%		6%	4%	8%
	燃料費	18%	20%	1%	1%		11%	13%	20%
	光熱水料費	6%	13%	1%	2%		4%	3%	17%
	研修会参加費	5%	1%	1%	0%		1%	8%	0%
	健康診断費	1%	0%	0%	0%		0%	0%	2%
	消耗品費	8%	30%	3%	7%		0%	7%	5%
計	給与費	59%	33%	93%	80%	100.0%	78%	65%	40%
	減価償却費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	賃借料	12%	7%		13%		6%	9%	2%
	物件費								
	福祉用具								
	その他								
	本社経費								
	その他								
	広告宣伝費								
	燃料費								
計	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	その他	20.0%	20.0%	52.0%	16.4%	4.9%	7.2%	14.0%	5.0%
	広告宣伝費	3%	3%	1%	11%		6%	4%	8%
	燃料費	18%	20%	1%	1%		11%	13%	20%
	光熱水料費	6%	13%	1%	2%		4%	3%	17%
	研修会参加費	5%	1%	1%	0%		1%	8%	0%
	健康診断費	1%	0%	0%	0%		0%	0%	2%
	消耗品費	8%	30%	3%	7%		0%	7%	5%
計	給与費	59%	33%	93%	80%	100.0%	78%	65%	40%
	減価償却費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	賃借料	12%	7%		13%		6%	9%	2%
	物件費								
	福祉用具								
	その他								
	本社経費								
	その他								
	広告宣伝費								
	燃料費								
計	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.0%
	その他	20.0%	20.0%	52.0%	16.4%	4.9%	7.2%	14.0%	5.0%
	広告宣伝費	3%	3%	1%	11%		6%	4%	8%
	燃料費	18%	20%	1%	1%		11%	13%	20%
	光熱水料費	6%	13%	1%	2%		4%	3%	17%
	研修会参加費	5%	1%	1%	0%		1%	8%	0%
	健康診断費	1%	0%	0%	0%		0%	0%	2%
	消耗品費	8%	30%	3%	7%		0%	7%	5%
計	給与費	59%	33%	93%	80%	100.0%	78%	65%	40%
	減価償却費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	賃借料	12%	7%		13%		6%	9%	2%
	物件費								
	福祉用具								
	その他								
	本社経費								
	その他								
	広告宣伝費								
	燃料費								
計	給与費	68.0%	25.0%	27.0%	30.7%	17.3%	14.9%	25.0%	21.0%
	正規雇用	93%	95%	87%	100%	85%	72%	100%	100%
	非正規雇用	7%	5%	13%	0%	15%	28%	0%	0%
	減価償却費	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	3.0%
	福祉用具	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	79%
	その他	0%	0%	50%	0%	100%	100%	0%	21%
	賃借料	9.0%	30.0%	0.0%	43.0%	40.6%	16.7%	14.0%	10.0%
	福祉用具	0%	80%	0%	81%	99.6%	0%	100%	85%
	その他	100%	20%	0%	19%	0.4%	0%	0%	15%
	物件費	3.0%	25.0%	13.0%	0.0%	30.6%	60.8%	47.0%	51.0%
計	福祉用具		80%	100%	0%	100%	0%	100%	17%
	その他		20%	0%	0%	0%	0%	0%	83%
	本社経費	0.0%	0.0%	6.0%	9.9%	5.3%	0.0%	0.0%	10.

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

事業パターン 対象地域		E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
E. 支出構造									
F. 主要な構成内容等	給与費	31.0%	52.0%	44.0%		64.0%	43.0%	32.0%	56.0%
	〔正規雇用〕	100%	92%	50%		89%	97%	99%	99%
	〔非正規雇用〕	0%	8%	50%		11%	3%	1%	1%
	減価償却費	9.0%	0.0%	22.0%		3.0%	6.0%	2.0%	3.0%
	〔福祉用具〕	90%	72%	68%		86%	63%	0%	62%
	〔その他〕	10%	28%	32%		14%	37%	100%	38%
	賃借料	16.0%	16.0%	9.0%		10.0%	27.0%	5.0%	8.0%
	〔福祉用具〕	63%	72%	15%		0%	0%	0%	0%
	〔その他〕	37%	28%	85%		100%	100%	100%	100%
	物件費	32.0%	12.0%	3.0%		7.0%	8.0%	40.0%	0.0%
	〔福祉用具〕	75%	85%	40%		80%	67%	100%	0%
	〔その他〕	25%	15%	60%		20%	33%	0%	0%
	本社経費	7.0%	13.0%	5.0%		2.0%	0.0%	4.0%	7.0%
	〔その他〕	5.0%	7.0%	17.0%		14.0%	16.0%	17.0%	26.0%
	〔広告宣伝費〕	10%	15%	15%		30%	13%	24%	6%
	〔燃料費〕	30%	45%	45%		21%	6%	12%	17%
	〔光熱水料費〕	25%	10%	15%		7%	2%	2%	3%
	〔研修会参加費〕	10%	4%	5%		12%	1%	4%	1%
	〔健康診断費〕	0%	0%	2%		5%	2%	2%	2%
	〔消耗品費〕	15%	7%	8%		15%	7%	19%	8%
	〔その他〕	100%	15%	10%		10%	69%	37%	63%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
F. 主要な構成内容等	減価償却費（特殊豪台・消毒用乾燥機・その他）	・減価償却費（特殊豪台・消毒用乾燥機・その他）	・給与費（社会保険料、労災保険料を加味。）	・給与費（給与・退職給付金・賞与・福利厚生費などを含む。）	・減価償却費（現在、特殊豪台（14台）と電動車いす（5台）について減価償却期間中であり、費用は按分している。富士営業所は12.8%）	・減価償却費（現在、特殊豪台（14台）と電動車いす（5台）について減価償却期間中であり、費用は按分している。富士営業所は12.8%）	・給与（事業者負担分の俸給料含む）	・減価償却費（消毒設備、配送車両等）	・減価償却費（消毒設備、配送車両等）
	賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）	・賃借料（福祉用具はレンタル卸に伴う費用で、その他は事務所賃料、営業に使用する車両やコピー機など）
	物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）	・物件費（販売するための材料、衛生材料品、店舗装飾に使用するもの）
	その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）	・その他（広告費にはカタログ等の作成費。）
	燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）	・燃料費（車両のガソリン、オイル代。）
	光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）	・光熱費（水道、暖房用灯油など。）
	消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）	・消耗品費（福祉用具・事務用品）
	その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）	・その他（電話料、展示会等の開催経費。）
	減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）	・減価償却費（事務用品）
	その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）	・その他（燃料費）

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西
E. 支出構造			
F. 主要な構成内容等	給与費	43.4%	27.0%
	└ 正規雇用	65.2%	96%
	└ 非正規雇用	34.8%	4%
	減価償却費	6.8%	1.0%
	└ 福祉用具	93.9%	95%
	└ その他	6.1%	5%
	賃借料	24.0%	13.0%
	└ 福祉用具	21.1%	61%
	└ その他	78.9%	39%
	物件費	0.0%	53.0%
F. 主要な構成内容等	└ 福祉用具	0.0%	80%
	└ その他	0.0%	20%
	本社経費	5.2%	2.0%
	その他	20.6%	4.0%
	└ 広告宣伝費	3.0%	46%
	└ 燃料費	1.2%	19%
	└ 光熱水料費	4.1%	15%
	└ 研修会参加費	0.2%	8%
	└ 健康診断費	0.0%	7%
	└ 消耗品費	5.5%	5%
F. 主要な構成内容等	└ その他	86.0%	0%
	計	100.0%	100.0%
	F. 主要な構成内容等	・給与（法定福利費、賞与引当金、退職給付引当金と厚生費等） ・減価償却費（貸与のための福祉用具の減価償却費、店舗の内装等の減価償却） ・賃借料（貸与のための福祉用具のリース取組みの仕入、建物の賃借分のリース料、営業車両や事務機器のリース料のほか店舗の家賃） ・本社経費（システム運用費が大きな割合） ・その他 ○広告宣伝費は、カタログ費用が大半 ○燃料費は、車両ガソリン代 ○その他は、商品の納品、引上げ等の運賃保管料の他、事務用品、通信費、店舗の修繕費、雑費を計上。その他には東京サービスセンターへの支払、売上ベースで費用を配分している。	・給与費（事業主が負担している、社会保険料や労災保険料、退職のための引当金等もここに含まれている。） ・減価償却費（レンタル品の原価償却費） ・賃借料（レンタル卸か福祉用具のリース取組みの仕入、建物の賃借分のリース料、営業車両、車両、消毒用機器、事務機器等のリース料） ・物件費（10万円以下のレンタル品の仕入もここに含めている） ・本社経費（役員報酬）

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態パターン 対象地域		A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
3. 自由意見									
A. 収入の変動要因について		・介護保険制度の改正による影響・室みがある。 ・冬場は雪が降ることもあり、屋外利用タイプの電動車いすが返却される。 ・お盆や年末の一時帰省の方のサービス利用はこわすかで、あっても介護保険ではなく自費レンタルである。	・年間通じてそれほど変動することはない。 ・法改正に伴い利用期間が短期化する傾向にあるが、保険給付の対象外となった軽度者の一部は一級レンタルで継続しているが、モニタリングは行っていない。 ・また改正直後には中古品の販売も行った。現在も希望者には安価で販売している。	・冬季の重い利用件数が若干減少する傾向にある。	・入院・入所・またターミナルによる早期引き上げを受ける。 ・お盆や年末年始は在宅で過ごす機会が増える為、利用件数が多くなる。 ・夏から秋にかけてシャワーチェア等の入浴用品が利用されることが多くなり、ポータブルトイレは病院から在宅に帰れる時に利用される事が多い。	・入退院に対する変動をミニマルに抑えたい。 ・中断対応と言うサービスを提供している。 ・お盆や年末年始は在宅で過ごす機会が増える為、利用件数が多くなる。 ・夏から秋にかけてシャワーチェア等の入浴用品が利用されることが多くなり、ポータブルトイレは病院から在宅に帰れる時に利用される事が多い。 ・お盆や年末は一時帰省などの利用希望があるが、すぐに引き上げになり、人は動くが収入は大きく上がらない。 ・年間通じて季節によって利用されるものに大きな違いは感じない。 ・近くに大きな入所施設が出来ると利用者さんが大幅に減ることになり、実際に120床の老健、病床ができたときには、大量返却あり。	・入退院・死亡によって変動する。 ・介護保険制度の見直しにより変動(10月分の請求額 前年同月比 83%)	・入退院・死亡によって変動する。 ・介護保険制度の見直しにより変動(10月分の請求額 前年同月比 83%)	・季節により、入退院・入所等により影響を受ける。(夏・冬・季節の変わり目が多い) ・例年1・2月は入院・入所・死亡等で減少傾向にある。
B. 雇用上の考え方について		・正社員には福祉用具専門相談員を取得させている。 ・また、社員の資質向上のために、福祉用具専門相談員・福祉用具選定技師士等を兼ね研修をさせている。	・全ての者に専門相談員の資格はもたせようとしている。 ・福祉用具士1名、介護士2名を配置している。	・事務担当を時間内で2人体制をとっているが、理想は専属の事務をフルタイムで1名・モニタリング担当(現状は営業が行っている)を1名の体制で雇いたい。	・営業は福祉用具専門相談員のスキルUPとして福祉住環境コーディネーターの資格を取るようになっている。 ・会社では新人研修をはじめ福祉住環境研修や事例の研修等も行っている。 ※独自のシステムとして、本部から住環境プランナー(建築士)を派遣し、住宅改修のプランニングを行っている。	・社員全員は福祉用具専門相談員はもちろんです。 ・社内に環境コーディネーターは必須で、ほかにもどんちゃんレジンジして新しい資格をとることを応援しています。 ・資格取得については給与体系で支援可能なようにしている。 ・多分野の資格取得を通じて社員の人間性に幅をのび、住宅改修のプランニングを行っている。	・正規雇用者には専門相談員の資格を取らせるようにしている。	・レンタル営業部門・住宅改修部門・商品管理部等の外勤者(15名)は全員福祉用具専門相談員の資格を所有。 ・福祉用具選定技師士(8名)、福祉用具プランナー(2名)、福祉住環境コーディネーター2級(2名)3級(1名)、建築士2級(2名)、増改築相談員(2名)、増改築相談員(2名)。 ・住宅改修は建築の専門家が設計監理・施工を実施。	・福祉用具専門相談員の資格は、基本的に営業担当は全員取らせるようにしている。

業態パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島	
3. 自由意見									
A. 収入の変動要因について	・入退院による影響。 ・冬寒期間（11～4月）はショートステイを利用する方が多い。（10月末から12月中旬にかけて、1ヶ月80件程） ・特定施設（ケアハウス等）の開設が目立ち、在宅生活者が減少傾向にある。 ・お盆・年末は在宅で過ごす機会が増える。利用者が大半が返却される。 ・お盆や年末などは、在宅で過ごす機会が増えるため、利用件数が増加する傾向にある。 ・シャワーチェアは夏場、ポータブルトイレは冬場というように、季節によって利用される用具に傾向がある。 ・介護保険制度の改訂によりリベット、車椅子が必要。支援・介護度Ⅰの対象から除かれた為台数が減少、買替月数が減り搬入の頻度が大きくあがった。	・入退院による影響を受ける。 ・冬寒期間は入院・死亡・引上げが多くなる。 ・冬寒は引き上げが多い。	・冬季期間における屋外用重いす、歩行器の返却が多い。（10月末から12月中旬にかけて、1ヶ月80件程） ・特定施設（ケアハウス等）の開設が目立ち、在宅生活者が減少傾向にある。 ・お盆・年末は在宅で過ごす機会が増える。利用者が大半が返却される。 ・お盆や年末などは、在宅で過ごす機会が増えるため、利用件数が増加する傾向にある。 ・シャワーチェアは夏場、ポータブルトイレは冬場というように、季節によって利用される用具に傾向がある。 ・介護保険制度の改訂によりリベット、車椅子が必要。支援・介護度Ⅰの対象から除かれた為台数が減少、買替月数が減り搬入の頻度が大きくあがった。	・ほぼ全員中塗り採用 ・事業所木に依拠して資格を有する人材を採用する。住宅改修担当として建築士など。賃与事業は、経験・経歴に関わらず、やる気や熱意で採用。	・入退院による影響を受ける。 ・冬寒期間は入院・死亡・引上げが多くなる。 ・冬寒は引き上げが多い。	・冬寒は、死亡・入院・入所が増える。12月、1月、2月は実績（収入）が下がっている。訪問、回収、消毒などは発生している。お盆や年末などは、在宅で過ごす機会が増えるため、利用件数が増加する傾向にある。 ・シャワーチェアは夏場、ポータブルトイレは冬場というように、季節によって利用される用具に傾向がある。 ・介護保険制度の改訂によりリベット、車椅子が必要。支援・介護度Ⅰの対象から除かれた為台数が減少、買替月数が減り搬入の頻度が大きくあがった。	・冬季は死亡者が多く、短期での返却ケースが見られる。 ・冬季の電動車の返却は、南国のため多くはないが確実に存在する。 ・南国のため高齢者に過半数であり、夏入所による返却というケースは見られる。	・夏季利用が減る。暑いので入浴・入所が増える。（6月～9月）。 ・台風を避けている印象もある。	
B. 雇用上の考え方について	・当店舗では、社員全員（福祉用具専門相談員）に資格取得を目指す。資格取得を目指している利用者が増えており、建築に関する知識をもっている者を採用したいと考えている。 ・最近住宅改修希望されており、建築について知識をもっている者を採用したいと考えている。 ・メンテナンスタウン等の強化を要求されており、増員を検討している。ディネーター1人	・資格取得を目指す。資格取得を目指している利用者が増えており、建築に関する知識をもっている者を採用したいと考えている。 ・最近住宅改修希望しており、建築について知識をもっている者を採用したいと考えている。 ・メンテナンスタウン等の強化を要求されており、増員を検討している。ディネーター1人	・社員の雇用にあたっては、原則契約社員を採用し、福祉サービス経験者を優先している。 ・向上のため、福祉住環境コーディネーター2級以上取得を目指すよう指導している。	・ほぼ全員中塗り採用 ・事業所木に依拠して資格を有する人材を採用する。住宅改修担当として建築士など。賃与事業は、経験・経歴に関わらず、やる気や熱意で採用。	・弊社では、社員全員に資格取得を目指すようになっている。 ・福祉用具専門相談員の資格取得を目指すようになっている。 ・福祉用具専門相談員の資格取得を目指すようになっている。	・入退院による影響を受ける。 ・冬寒期間は入院・死亡・引上げが多くなる。 ・冬寒は引き上げが多い。	・冬の寒い時期は、死亡・入院・入所が増える。12月、1月、2月は実績（収入）が下がっている。訪問、回収、消毒などは発生している。お盆や年末などは、在宅で過ごす機会が増えるため、利用件数が増加する傾向にある。 ・シャワーチェアは夏場、ポータブルトイレは冬場というように、季節によって利用される用具に傾向がある。 ・介護保険制度の改訂によりリベット、車椅子が必要。支援・介護度Ⅰの対象から除かれた為台数が減少、買替月数が減り搬入の頻度が大きくあがった。	・福祉用具専門相談員は正規模ユーザー全員が取得することになっている。 ・工場の消毒担当者（専従）は専門相談員の資格を持たない。 ・定着率は良好（150人中3～4人の退職に留まる）	・福祉用具専門相談員は正規模ユーザー全員が取得することになっている。 ・工場の消毒担当者（専従）は専門相談員の資格を持たない。 ・定着率は良好（150人中3～4人の退職に留まる）

業態パターン 対象地域	H-1 関東	H-2* 関西
3. 自由意見		
A. 収入の変動要因について	・冬場は、死亡や入院等により収入が減少の傾向にある。冬場の減少程度は年によって異なるが、1. 2月は前月実績を下回ることもある。 ・夏場もある程度の減少傾向はある。 ・これらは全店同様の傾向である。	
B. 雇用上の考え方について	・正規、非正規を問わず全員が福祉用具専門相談員の資格を取得。 ・営業担当には、福祉用具プランナーを取得させている。	・当社では、営業内勤者や物流担当社員にも福祉用具専門相談員の資格を授けようとしている。 ・最近住宅改修を希望される利用者が増えており、福祉住環境コーディネーターの資格取得をすすめている。 ・介護報酬の請求業務は、ある程度の経験とトータル的知識が必要

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

事業パターン 地域	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
C. レンタル卸を利用している理由	・金銭面が筆頭に挙げられる。 ・本来は自社レンタルで償与事業ができるのが正しいとは思っている。しかし、商品仕入れの頻繁にひびきなど、新規に頻繁に導入するのは経営上極めて苦しい。 ・メンテナンスや介護保険サービスを実施するにあたり必要なこと（帳票の用意等）を総合的に判断して、レンタル卸を採用するに至った。	・資金力がなくとも新商品への対応が迅速にできる。 ・長い目で見た場合に、購入したいと思っている。 ・最近では保管庫を設けて、できるだけ自己保有に切り替えているところがある。	・フランチャイズ店であるため。 ・商品管理やメンテナンスの面で対応できないと判断したため。 ・在庫をおくスペースが無い。	・商品管理やメンテナンスの面で対応できないと判断したため。 ・在庫をおくスペースが無い。	・商品のバリエーションを増やし、利用者さんの選択に対応できるようにするため。 ・消毒における初期投資を抑えるため（マットレス洗浄器は高額） ・即日の納品対応の必要の無いものをレンタル卸とし、その場で納品希望は、在庫で待つようにしている	・消毒設備を整えることが難しいため。 ・基本は卸先に自社まで商品を持ってきてもらって、そこから自社配送する。 ・100%自社配送・自回収商品は、納品・回収時ともに卸元まで取り回している。	・特殊舞台・車いすの主力商品はリース（自社商品）、その他はレンタル卸を利用 ・介護制度改定の1年半前に新規投資（リースでの特許舞台の仕入れ）を中止し、レンタル卸の増加分は100%レンタル卸の利用に切り替えた。	・特殊舞台以外については、消毒設備や管理面・資金面等を考慮してグループ企業より賃借している。
D. 配送業務の実施方法について	・全て社員にて配送を行っている。（レンタル卸も契約。） ・道が細く、道路の整備状況も悪く、利用者宅まで近づくことが難しい。 ・雪が降ると予定が狂ってしまう。	・保管庫は隣接する借地にある。レンタル卸分もそこへ納品してもらっている。 ・店宅へは必ず当社の福祉用具専門相談員が配送している。	・本社配送センターに依頼している。 （車いす・歩行器は営業が行くことが多い。センター納品時も契約を結ぶ必要があり、営業は立ち会う。） （引上げは、配送センターが直接利用者宅へ引上げることもあるが、営業が引き上げて店舗で一時商品を預かり、後日配送センターで店舗に回収してもらうこともある。）	・東大阪市（レンタル卸が多い）と奈良市内（別レンタルセンターがあり、近畿圏内にある店舗（FC店を含む）をまかっている。） ・細み立てが必要なものに引付け等が配送担当者から利用者宅へ配送を行う。 ・その際には営業マンも離れた顧客は居ないため、商品の取扱い説明や適合判断を行い、後に営業マンが行い、後に営業マンが適合判断を行う。	・配送は原則、営業担当者が自宅などに配送をするようにしている。 ・配達時に利用者への契約行為や家族、本人への説明、注意事項を説明し、案内します。当然資格を持った人間で対応します。 ・事業所から1時間以上離れた顧客は居ないため、即日配送も出来る限り応えられるようにしています。	・基本は卸先に自社まで商品を持ってきてもらって、そこから自社配送する。 ・100%自社配送・自回収商品は、納品・回収時ともに卸元まで取り回している。	・100%自社配送・自回収商品は、納品・回収時ともに卸元まで取り回している。	・特殊舞台以外については、消毒設備や管理面・資金面等を考慮してグループ企業より賃借している。
E. 消毒業務の実施方法	・レンタル卸のものはレンタル卸先に依頼している。 ・自社所有の商品は自社にて消毒・メンテナンスを行っている。（メンテナンス要員はいない。）	・すべて外部に委託している。 ・最低でも年に1度は現場を精査に行っている。	・本社配送センターに依頼している。	・東大阪市と奈良市内に消費センターがあり近畿圏内にある店舗（FC店を含む）をまかっている。	・自社物件の一部は、自社の消毒センターで対応します。 ・車いすの大半はメーカーの消毒施設へメンテナンスも含めて委託をしています。 ・レンタル卸の商品は、一次保管場所に保管の後、そのまま卸元に返却します。	・自社商品は自社で、レンタル卸は卸元で消毒する。 ・特殊舞台は利用宅まで、卸先が配送し、ワイプティンク、説明、契約は自社で行う。	・自社商品は自社で、レンタル卸は卸元で消毒する。 ・特殊舞台は利用宅まで、卸先が配送し、ワイプティンク、説明、契約は自社で行う。	・特殊舞台以外については、消毒設備や管理面・資金面等を考慮してグループ企業より賃借している。

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

業態・パターンの地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
C. レンタル卸を利用している理由	・季節要因や利用頻度が少ない為、在庫を持ちたがらない。 ・管理やメンテナンスが複雑で、自己保有すべきでないかと判断したもの。	・商品ラインアップの充実化を図る。	・営業改善を図るため、小額資産（10万円以下）についてはレンタル卸を優先している。	—	・標準形以外は自社在庫としない ・貸与頻度の少ない商品は在庫としない	—	—	—
D. 配送業務の実施方法について	・洗浄・消毒センター、倉庫のある事業所より県内の店舗に配送している。 ・即日、休日納品、引上げを希望される方もおり、各店舗には小規模な倉庫を併設している。 ・利用申し込みに応じて、基本的には担当営業が配達・設置・フィッティング等を行い、適宜判定を行っている。	・利用申し込みに応じた営業が配達・回収する。（本社に中央倉庫があり、当支店には保管庫的なものがある。）	・営業所内の地域については、1つの配送センター（営業所併設）で行っている。 ・基本的に専門相談員（外回り担当）が配達・回収（必要に応じて）を行っているが、緊急性の高い場合、もしくは担当不在の場合は、配送センター（商品管理・消毒担当）が行う。	・県内にある各営業所の配送については本社配送にて対応している。 ・配送車両数は20台程度（ハイエース15・バン5）を保有している。 ・納品（フィッティング含む）、モニタリングについては全て専門相談員の資格者が対応している。	・利用申し込みに応じた営業が配送を行う。その際には、担当営業マンも居宅で落ち合っている。 ・時には、即日納品を希望される方もおり、配送担当者が現地まで届ける。引上げ時も納品と同様に配送担当者、担当営業マンのペアで対応する。	・自社の専用配送車両で配送している。1車両2人で行っている（駐車禁止対応）。 ・配送担当者も利用者にフィッティング・説明等をするため専門職と位置づけられており、16区別をエリア別に分け担当としている。	・自社で配送している。 ・在庫は本社集中化を進めており、適宜各事業所へ配送している。	・コンテナについて、鹿野島の本社とやりとりをしている。各事業所から利用するまでは自社配送。 ・小物は名額に在庫。大型商品は都度本社とやり取りする。（人気商品は少数在庫があるので即日対応可能） ・奄美大島よりさらに遠隔の離島については定期航路船舶や海上タクシー等を活用して配送を行う。
E. 消毒業務の実施方法	・県内にある同一店舗を一つの消毒センターでまわっている。 ・レンタル卸の福祉用具は、そのまま卸元に返却している。	・回収した商品は、一時当支店保管庫にて預かり、本社の消毒センターへチャーター便で送る。 ・当支店では消毒を行っている。	・レンタル品は自社消毒（センター）で行っている。 ・レンタル卸品は卸元に返却している。	・県内にある各営業所の消毒については、本社物流センターにて一括で対応している。 ・物流センターは本社併設施設として整備した。	・レンタル卸の福祉用具は、そのまま卸元に返却している。 ・定期的に保管場所を巡回している。 ・消毒業務は本社一括で管理している。	・全て自社設備で処理している。事業所1フロアを衛生管理センターとなっており、電解水消毒設備を有している。 ・シルバースーパービス振興会の消毒管理認定マークを全国で最初に取得している。 ・衛生管理センターは全国に9箇所あるが、東京都東葛事業所は1事業所対応で衛生管理センターを有している。	・消毒設備は各事業所に設置されているが、在庫の集中管理を進めており、消毒も本社で集中的に行うようになっている。	・同上 ・消毒設備、スタッフを名額でも持っているが、小物については名額で対応可能。

業態パターン 地域	H-1 関東	H-2* 関西
C. レンタル卸を利用している理由	—	・電動車いすは、メンテが専門的で高い技術を要するため ・リフトには本型品があり、搬入や搬出に苦慮するため ・手すりは自社保有するより、レンタル卸の方が効率的と判断したため
D. 配送業務の実施方法について	・東京サービスセンターで配送（納品、引上）を一括して対応。（センターの配送エリアは、東京、山梨、埼玉の1都県） ・東京サービスセンター全体では40人程度が配置されている。 ・当事業所所管地区の要員は5～6名。	・全ての店舗（5店舗）の在庫は、本社併設の中央倉庫で一括管理している ・必要に応じて各店舗の支店倉庫に移送している ・各店舗では利用申し込みに応じて、支店倉庫から営業担当者が直接居宅へ搬入し、その場で適合判定を行っている ・即日納品を希望する人もおり、専門相談員の資格をもつ商品管理の担当者か居宅へ搬入することもある
E. 消毒業務の実施方法	・東京サービスセンターで消毒を一括して実施。 ・サービスセンターは全国に20箇所配置されている。大都市は営業所と別に拠点センター、地方では営業所と併設の形。	・消毒業務はA店舗に併設する消毒室で行っている ・但し、車いすは専門的なメンテが必要で、対応が困難なため外部委託している ・またしレンタル卸の福祉用具は、そのまま到元に返却している

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造 編】

事業パターン 対象地域	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
F. 支出面における事項	・何か問題が発生するたびに、利用者のための改正ではなく、管理のための仕事とされる重複作業が増え、如何に福祉のビジネスとは言えないものの他の事業ではありえない仕事のための仕事でとても採算云々の事業ではないのが現状と思われる。 また、介護保険の他のサービスと比較しても一人当たりの利用料は低く、料金に対する管理費用は大きい。	・貸与事業はレンタル料金が自由価格であり、当社の値段設定は標準的価格。（地域最安値ではない。） ・標準的価格の理由は、PIを雇い（近畿の貸与事業所で2件くらいしかPIを雇用していない）、消費税を適用させている。 等、サービスの質を重視している。 ・高齢者の詐欺が世間的にも多く、モニタリングの訪問を拒否・嫌う方もいる。	・退院により介護環境を整える必要があることから、即日納品等を求められることが多い。 ・車イスは無償で保険をつけている。電動だけでなく手動車イスにも対応。レンタル前のお試しも適用。 ・マットレスは、水洗いを推進。（こちらの基準を到会社にて確認してもらう。） ・シルバーマーク取得。	・即日納品や、翌日の納品は当りまえのため在庫で持つ商品都是一通り置いてある。 ・お客様の紹介先ケアマネからのお試し依頼を受けることも多く、そのための在庫も多数要している。その辺りでコストが掛かる。 ・レンタル中の入院の場合には中断対応（3ヶ月まで）があり結構な件数で中断しています。 ・商品の故障や破損、廃耗は日常茶飯事で、それによる交換のコストは年々増大しています。レンタルで商品を案内しますが、かえって来た商品は再度レンタル差し上げに耐えない形で帰ってくることも多くお客様に費用負担を求めるにも、求めにくく（ケアマネの存在など）結果的に泣くことが多いです。	・公定価格ではなく、自由価格である点。他サービスでは価格が決まっているので、他事業者との差別化はサービスそのものの質になるが、福祉用具貸与はケアマネジャーから価格のことが求められない。			・即日納品の依頼が多く、最優先で対応している状況。

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【事業所の概要及び事業構造編】

事業パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
F. 支出面における事項	・退院等に併いで在宅での介護環境を整えるまた、は、ご永眠・ご入院のため、緊急対応が必要があることから、即日納品等が求められることが多い。 ・上記理由より24時間365日対応を実施。			・サービスの質を高める意味で以下を実施している。ここまでやっている同業者は県内にはない。 ○プライバシーマーク取得 ○ISO9001取得（サービス品質管理） ○モニタリングのマニュアル整備	・地域密着型の高品質なサービスを提供することを目指し、Pマーク認定等を取っている。 ・研修会等、サービスの高品質化に寄与すると考えられる事柄には積極的に参加するようにしている。 ・役員は中央の制度動向にもアンテナを張り、情報収集を行っている。	・人にも環境にもやさしい洗浄・消毒システムを採用しています。 ・365日無休で約60名の福祉用具専門相談員を配置し、ご利用者中心の万全の体制を整えています。 ・3ヶ月毎の訪問点検、1年毎のマットレス無償交換等の徹底したアフターサービス体制を確立しています。 ・サイズ、機能、身体状況、日常生活動作に合わせた自由にお選びいただけるよう、360点という業界随一の品揃えを実現しています。 ・事業所ごとの展示会、研修会も行っており、メーカー、ケアマネ等との相互理解を深める努力を行っている。 ・必要。	・研修費用に投資している意識はある。（専門相談員以外に住環境コーディネーター、選定技能士、福祉用具プランナー、シルバーサービス振興会等の研修への参加費等） ・HCRは4人に一人は参加。全員が4～5年に一回は参加できるようにしている。 ・教養講座も設けており、福祉用具貸与業界をはじめとして当社の置かれている市場環境や社員それぞれのキャリアを考える機会を提供している。 ・営業所ごとの展示会、研修会も行っており、メーカー、ケアマネ等との相互理解を深める努力を行っている。 ・離島に訪問する際はケアマネ同行としている。（効率的なため）（アセスメント、納品についても同行を行ってもらうことがある。ケアマネとのコミュニケーションは良好。）	

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西
F. 支出面における事項		・介護サービス事業者間での福祉用具貸与の役割を高めるため、研修・面談等を行い、必要に応じて、日常生活動作等の確立支援専門員、訪問介護員などを集めた勉強会を開催している。（開催場所の確保が、都内では会場使用料が高くて困難である。） ・貸与費の回収に関して、死亡等により納品から短期間で、場合によっては当日引上げのケースもあるが、体数割合は多くはない。また、利用者の状況はケアマネを介した情報伝達となる場合が多く、入院時の連絡遅れによる用具の引き上げ運賃で請求できない貸与費が発生するケースがある。こうしたケースは3～5%程度はある。	・自社基準により作成した「受付票（お客様情報）兼、面談票」を用いて、日常生活動作等の確立支援専門員、訪問介護員などを集めた勉強会を開催している。（開催場所の確保が、都内では会場使用料が高くて困難である。） ・利用者側の都合で発生する瑕疵、故障に対しては、修理を依頼することが多い。 ・用具の交換等、利用者の要望を満たすため訪問が増えている

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査

【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況 編】

業態パターン 対象地域	A-1	A-2	B-1	B-2	C-1	C-2	D-1	D-2
	中国	四国	関西	関西	東海	九州	中国	四国
1. 相談員の役割と貸与サービス								
A. 心身状況等の確認								
訪問	100.0%	100.0%	70.0%	40.0%	80.0%	80.0%	70.0%	—
電話	—	—	20.0%	50.0%	20.0%	20.0%	30.0%	—
その他	—	—	10.0%	10.0%	—	—	—	—
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
B. アセスメントの実施								
全てのケースで実施	○	○	○	—	○	—	—	—
半数以上のケースで実施	—	—	—	—	—	○	○	—
半数程度は実施	—	—	—	○	—	—	—	—
半数以下は実施	—	—	—	—	—	—	—	—
行っていない	—	—	—	—	—	—	—	○
C. アセスメントシートの有無								
あり	○	○	—	○	○	○	○	—
なし	—	—	○	—	—	—	—	○
(把握・記録している項目)								
■利用者の身体状況								
要介護度	○	○	○	○	○	○	○	—
日常生活自立度	○	○	○	—	○	—	○	—
主病名	○	—	○	○	○	○	○	—
病歴	—	—	○	○	○	○	—	—
入院・入所歴	—	—	○	○	—	—	—	—
身体の不自由な箇所	○	○	○	○	○	○	○	—
動作の不自由な場面	○	○	○	○	○	○	○	—
在宅ケアの目標	—	—	—	△	○	—	—	—
その他	—	—	—	○	○	—	—	—
■利用者の生活環境								
家族構成	—	—	○	○	○	—	○	—
介護者	○	○	○	○	○	○	○	—
在宅サービスの利用状況	○	—	○	—	○	—	○	—
居宅及び居室の留意事項	○	○	○	○	—	—	○	—
日常生活行動の留意事項	—	○	○	△	○	—	—	—
外出の頻度・要望	—	—	—	△	○	—	○	—
日常生活の目標	—	—	—	△	—	—	○	—
その他	—	—	—	○	—	—	—	—

業態パターン 対象地域		E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
1. 相談員の役割と貸与サービス									
A. 心身状況等の確認									
訪問		50.0%	10.0%	90.0%	30.0%	100.0%	70.0%	74.0%	70.0%
電話		50.0%	90.0%	10.0%	40.0%	—	30.0%	23.0%	30.0%
その他		—	—	—	30.0%	—	—	3.0%	—
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
B. アセスメントの実施									
全てのケースで実施		○	—	—	—	○	△	○	○
半数以上のケースで実施		—	○	○	○	—	○	—	—
半数程度は実施		—	—	—	—	—	—	—	—
半数以下は実施		—	—	—	—	—	—	—	—
行っていない		—	—	—	—	—	—	—	—
C. アセスメントシートの有無									
あり		○	○	○	○	○	○	○	○
なし		—	—	—	—	—	—	—	—
(把握・記録している項目)									
■利用者の身体状況									
要介護度		○	○	○	○	○	—	○	○
日常生活自立度		○	○	○	○	○	—	○	○
主病名		○	○	○	○	—	○	○	○
病歴		○	○	○	○	—	○	○	○
入院・入所歴		○	—	—	○	—	○	—	—
身体の不自由な箇所		—	○	○	○	○	○	○	○
動作の不自由な場面		○	○	○	○	○	○	○	○
在宅ケアの目標		—	—	○	—	—	—	○	○
その他		○	—	—	—	—	○	○	○
■利用者の生活環境									
家族構成		—	○	○	—	○	—	—	—
介護者		○	—	○	○	—	○	○	○
在宅サービスの利用状況		—	—	○	○	—	○	○	○
居宅及び居室の留意事項		—	○	—	○	—	○	—	—
日常生活行動の留意事項		○	—	○	○	—	—	—	—
外出の頻度・要望		○	—	○	—	—	—	—	—
日常生活の目標		○	—	○	—	○	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	○	○	○

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西
1. 相談員の役割と貸与サービス			
A. 心身状況等の確認			
訪問	100.0%	60.0%	
電話	—	30.0%	
その他	—	10.0%	
計	100.0%	100.0%	
B. アセスメントの実施			
全てのケースで実施	○	○	
半数以上のケースで実施	—	—	
半数程度は実施	—	—	
半数以下は実施	—	—	
行っていない	—	—	
C. アセスメントシートの有無			
あり	○	○	
なし	—	—	
(把握・記録している項目)			
■利用者の身体状況			
要介護度	○	○	
日常生活自立度	○	○	
主病名	○	○	
病歴	○	○	
入院・入所歴	—	—	
身体の不自由な箇所	—	—	
動作の不自由な場面	○	○	
在宅ケアの目標	—	—	
その他	—	—	
■利用者の生活環境			
家族構成	○	○	
介護者	○	○	
在宅サービスの利用状況	—	—	
居宅及び居室の留意事項	—	—	
日常生活行動の留意事項	—	—	
外出の頻度・要望	—	—	
日常生活の目標	—	—	
その他	—	—	

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
■アセスメントで重要視している事項	・ケアマネとの連携をはかり、本人・家族の意向を重視して福祉用具の提案を行っている。 ・本人の残存機能や住環境に見合う福祉用具を提案し、リモ利用を促している。 ・家族にも説明を行い、同意を得るようにしている。	・自社基準により作成した「受付（お客様情報）・適合状況」を用いて、身体状況と使用環境に注視している。 ・福祉用具単体ではなく生活全般のコーディネートを行っている。 ・身障制度の活用も視野に入れ利用者からの相談に対応している。	・キーパーソンの連絡先を把握し、緊急時に備える。 ・身体状況を把握する。	・福祉用具、住宅改修といった総合的な住環境改善サービスの提供により、いかにQOLを高められるかを重視。	・利用者本人の生活スタイル、利用者本人の屋内、屋外の導線把握 ・介助者のキーマンの存在。またそのかわり ・本人、介護者の希望	・アセスメントシートにある項目は全て。	・利用者本人の生活環境、身体状況を踏まえて最適な福祉用具の提案を行うこと。	—
■シートの活用状況								
内部資料として活用	30.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	60.0%	—
介護支援専門員へ提供	30.0%	—	—	—	10.0%	—	20.0%	—
サービス担当者会議等で	40.0%	—	—	—	30.0%	—	20.0%	—
D. 選定理由の説明								
全てのケースで実施	○	—	—	○	○	○	○	—
半数以上のケースで実施	—	○	○	—	—	—	—	—
半数程度は実施	—	—	—	—	—	—	—	○
半数以下の実施	—	—	—	—	—	—	—	—
説明していない	—	—	—	—	—	—	—	—
E. 福祉用具利用計画書の有無								
有り	—	○	—	○	○	○	—	—
無し	○	—	○	—	—	—	○	○
■利用計画書の作成割合								
作成している	—	100.0%	—	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
作成していない	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 福島
■アセスメントで重要視 している事項	・本人の日常生活での目標を重視している。それに基つき、福祉用具の提案を行っている。 ・家族の意向も大切にしている。時には本人と家族の意向が異なる場合がある。この場合できるだけ本人の残存機能に見合う福祉用具を提案し、家族にもしっかりと説明を行い、同意を得るようにしている。 ・ベットの利用によって寝たきりになってしまった等、福祉用具の導入・利用によって体調が悪化しないようにしている。	・本人の日常生活での目標を重視している。それに基つき、福祉用具の提案を行っている。 ・家族の意向も大切にしている。時には本人と家族の意向が異なる場合がある。この場合できるだけ本人の残存機能に見合う福祉用具を提案し、家族にもしっかりと説明を行い、同意を得るようにしている。	・生活環境及び身体状況に合わせた福祉用具の提案モニタリングを重視している。 ・介助者の身体状況及び介助力についても重視している。	・基本的に項目はもれなく埋めるが、特に利用者と家族の要望、ADLは重視している。	・目標に基づき、ケアマネジャー、本人及び家族とも相談の上福祉用具の提案をしている。 ・家族の意向も大切にしている。時には本人と家族の意向が異なる場合がある。この場合できるだけ本人の残存機能に見合う福祉用具を提案し、家族にもしっかりと説明を行い、同意を得るようにしている。	・ケアプランの目標、導入理由、本人・家族意向を重視している。 ・福祉用具導入で目標、QLO向上が図れることとサービスの重視している。	・身体状況、介護状況等は当然ながら、用具選定の経緯、合理性を説得的に書くことが必要と考えている。 ・アセスメントシートの詳細化や利用計画書の作成については、当社としては必要と考えられているが、他事業者から「仕事を増やすな」といわれることもある。	・身体状況（リスク面）は要注意。
■シートの活用状況								
内部資料として活用	100.0%	70.0%	20.0%	100.0%	45.0%	100.0%	15.0%	—
介護支援専門員へ提供	—	—	40.0%	—	10.0%	—	70.0%	—
サービス担当者会議等で…	—	30.0%	40.0%	△	45.0%	—	15.0%	100.0%
D. 選定理由の説明								
全てのケースで実施	○	—	○	—	○	○	○	○
半数以上のケースで実施	—	○	—	○	—	—	—	—
半数程度は実施	—	—	—	—	—	—	—	—
半数以下の実施	—	—	—	—	—	—	—	—
説明していない	—	—	—	—	—	—	—	—
E. 福祉用具利用計画書の有無								
有り	○	—	○	—	—	○	○	○
無し	—	○	—	○	○	—	—	—
■利用計画書の作成割合								
作成している	10.0%	—	10.0%	—	—	1.0%	5.0%	5.0%
作成していない	—	—	90.0%	—	—	99.0%	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—

業態パターン 対象地域	H-1 関東	H-2* 関西
■アセスメントで重要視している事項	・日常生活自立度の把握、用具の必要性の確認を重視している。 ・即日納品求められた場合に利用者の状況の十分な把握ができないケースもある。	
■シートの活用状況		
内部資料として活用	100.0%	10.0%
介護支援専門員へ提供	—	40.0%
サービス担当者会議等で…	—	50.0%
D. 選定理由の説明		
全てのケースで実施	○	○
半数以上のケースで実施	—	—
半数程度は実施	—	—
半数以下の実施	—	—
説明していない	—	—
E. 福祉用具利用計画書の有無		
有り	○	—
無し	—	○
■利用計画書の作成割合		
作成している	10.0%	—
作成していない	90.0%	—
その他	—	—

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業務パターン		A-1	A-2	B-1	B-2	C-1	C-2	D-1	D-2
対象地域		中国	四国	関西	関西	東海	九州	中国	四国
■福祉用具利用計画書は、どのような時に作成するか	—	—	・自社基準により作成した「福祉用具導入計画書」を用いて、基本的に全件で作成している	—	・採択目標立て、何を目標に福祉用具を利用しているか？ ・問題なく使用されているか？ ・新たなニーズ（課題）がないか？ 生活目標をしっかりと立て、福祉用具を利用して何をしたいのか？ ご本人が福祉用具利用の目的を描いている場合には、できるだけ協力する。	—	・現在新規の方はすべて作成している。2年程前から作成を開始しており、それ以前の利用者の計画書はないので、現利用者での作成状況の割合は不明。	—	—
	■利用者への提示								
	行っている	—	—	—	—	20.0%	100.0%	—	—
	行っていない	—	100.0%	—	100.0%	80.0%	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
■記載している項目									
福祉用具利用のねらい	—	—	○	—	○	○	○	—	—
達成目標	—	—	—	—	○	○	○	—	—
福祉用具の利用方法	—	—	—	—	○	○	○	—	—
利用上の注意事項	—	—	○	—	—	—	○	—	—
モニタリングの時期	—	—	○	—	○	—	—	—	—
他用具との関連性	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本人の同意	—	—	—	—	—	—	○	—	—
その他	—	—	—	—	○	—	—	—	—
■福祉用具利用計画書で重要視している事項	—	—	・介護保険で使用する品目ごとに導入目標と指導内容を記録している ・モニタリングの実施日も記録している	—	・福祉用具導入の目的とご利用状況。 ・適合しているかの判断。 ・QOLの向上。	・選定の過程を明確にし、どんな目的を達成するために商品を選んだのかを明確にします。 ・また、事業内での申し送り内容としても機能するため、他の担当者に関わるタイミングにもその書類をみて選定時の様子を確認していきます。	・計画書にある項目は全て。	—	—

福祉用具貸与サービスの実施に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
■福祉用具利用計画書は、どのような時に作成するか	—	—	・特定疾患・進行性疾患の方の場合には作成するようにしている。	—	—	生活目標をしっかりと立て、福祉用具を利用して何をしたいのか？。本人が福祉用具利用の目的を描いている場合には、できるだけのケアマネが求められ、ケアマネがエビデンスを必要とする場合など。	・枚数は減らしてもサービスを提供するための書式は整える必要があるとの考えの下、現在試験的に作成を開始したところ。ケアプラン作成の大変さを知るといった意味でも有意義と考えている。 ・アセスメントシートで充分な機能を発揮できるといった意見もある。	・枚数は減らしてもサービスを提供するための書式は整える必要があるとの考えの下、現在試験的に作成を開始したところ。ケアプラン作成の大変さを知るといった意味でも有意義と考えている。 ・アセスメントシートで充分な機能を発揮できるといった意見もある。
■利用者への提示								
行っている	—	—	100.0%	—	—	—	100.0%	100.0%
行っていない	100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
■記載している項目								
福祉用具利用のねらい	○	—	○	—	—	○	○	○
達成目標	○	—	—	—	—	○	○	○
福祉用具の利用方法	—	—	○	—	—	○	○	○
利用上の注意事項	○	—	○	—	—	—	○	○
モニタリングの時期	—	—	—	—	—	—	○	○
他用具との関連性	—	—	—	—	—	—	—	—
本人の同意	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
■福祉用具利用計画書で重要視している事項	—	—	・導入の目的・評価を通して、適正な福祉用具の利用を重視している。	—	—	・貸与サービスだけでなく個別支援計画が無かつたが、必要となれば積極的に対応していきたい。 ・専門性あるサービスとなるか否かの境界線になるのではないかと積極的に対応すべきものと考えている。	—	・福祉用具貸与サービスとして求められる個別目標。

業務パターン 対象地域	H-1 関東	H-2* 関西
■福祉用具利用計画書は、どのような時に作成するか	・介護予防は全件作成。 ・（新宿区の方針） ・その他は介護支援専門員の求めに応じて作成。	—
■利用者への提示		
行っている		—
行っていない		—
その他		—
■記載している項目		
福祉用具利用のねらい	○	—
達成目標	○	—
福祉用具の利用方法	—	—
利用上の注意事項	○	—
モニタリングの時期	—	—
他用具との関連性	—	—
本人の同意	—	—
その他	—	—
■福祉用具利用計画書で重要視している事項	・福祉用具利用のねらい、達成目標などをサービス担当者会議等で共有することが重要と考えている。 ・現時点ではサービス提供担当者会議、モニタリング時に情報共有はできており、連携は取れていると考えている。	—

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域		A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
■利用計画書の活用状況									
内部資料として活用		—	100.0%	—	—	—	99.0%	—	—
介護支援専門員へ提供		—	—	—	100.0%	60.0%	1.0%	—	—
サービス担当者会議等で...		—	—	—	—	40.0%	—	—	—
F. 福祉用具の適合性判断									
全てのケースで実施		○	○	—	○	○	○	○	○
半数以上のケースで実施		—	—	○	—	—	—	—	—
半数程度は実施		—	—	—	—	—	—	—	—
半数以下の実施		—	—	—	—	—	—	—	—
行っていない		—	—	—	—	—	—	—	—
■具体的な実施方法等		・たとええば車いすの調整、納品時に背張り調整や座幅、フットレスト角度の調整、またクッションの適合状態など適合性の最終確認を行っている。 ・ベッドの場合、配置の確認、起居動作から導線の確認、リモコン操作が可能か否か確認している。	・福祉用具の納品時には、次のことを必ず行っている。その時点で何か問題があれば別の福祉用具を再検討したり、調整できる場合はその場で対応することになっている。 ・適合性の判断事項 (1)設置場所 2取付場所 3操作確認 4適合状況 5説明把握 6その他留意事項 ・自社基準により作成した「受付票（お客様情報）・適合状況票」を用いて記録保管している。	・使用方法の説明、車いすの背張り・フットレスト調整、歩行器の高さ調整。 ・納品時・納品場所に行う。	・車いすの場合、納品時にフィッティングを行い各部位の適合確認を行っている。 ・歩行器やはなど身体状況に応じた高さを調整する場合、歩行器の状況を確認し調整する。(納品時、デモ) ・ベッドは配置場所、身体状況に適合しているか、起居動作から導線の確認、リモコン操作の確認を行っている。(事前訪問、納品時)	・納品後1週間とその後、3カ月おきに訪問します。 ・原則は自宅での確認を行います。 ・歩行器やはなど身体状況に応じた高さを調整する場合、歩行器の状況を確認し調整する。(納品時、デモ) ・ベッドは配置場所、身体状況に適合しているか、起居動作から導線の確認、リモコン操作の確認を行っている。(事前訪問、納品時)	・納品時にフィッティング、適合性の確認をする。 ・納品時、取扱説明書の交付及び実使用での確認を行ない、確認書にも記名をして頂いている。 ・本当に使用できるか実際に試してもらっている。	・納品時に可動部は実際に可動させ目視にて最終確認を行なう。 ・電動商品は必ず、通電させてから操作可能かどうかを確認している。 ・ケアマネと同行して実施している。	・福祉用具の配置、動線の確認、身体に合わせた調整を納品時に行っている。
G. 機能や使用方法の説明		・納品時に本人・家族に実際に商品に触って説明を行っている。 ・マニュアルを用いて、機能や使用方法、使用上の注意点を入念に説明している。また、実際に利用者や家族が使用できるかどうかの確認も行っている。	・上記「適合性判断」と同様、納品時に必ず行っている。	・使用上の留意点を説明し、安全に使用できるかどうかの確認をする。 ・納品時・納品場所に行う。	・取扱説明書を用いて、機能や取り扱い、使用上の注意を入念に説明し、実際に利用者や家族が使用できるか確認している。	・商品選定時にデモ品を納品しないことも説明する。 ・原則は、納品契約時に商品の使い方、利用者様にとっての想定される利用方法、利用環境、利用導線を確認しながら想定される危険性、事故について、一つ一つ具体例を持って説明します。納品時なので自宅で行うことが殆どです。 ・本人だけでなく主介護者や、状況によってはティの送迎時間にあわせて説明する時間を設けることもありま	・納品時に取扱説明書を用いて説明している。 ・本当に使用できるか実際に試してもらっている。	・納品時、取扱説明書の交付及び実使用での確認を行ない、確認書にも記名をして頂いている。 ・本当に使用できるか実際に試してもらっている。	・本人または家族に機能や使用方法を説明している。特に危険の伴う電動車いすは入念な確認をしている。

福祉用具貸与サービスの実施に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
■利用計画書の活用状況								
内部資料として活用	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
介護支援専門員へ提供	-	-	50.0%	-	-	100.0%	100.0%	-
サービス担当者会議等で...	-	-	50.0%	-	-	-	-	100.0%
F. 福祉用具の適合性判断								
全てのケースで実施	○	-	○	-	○	○	○	○
半数以上のケースで実施	-	○	-	○	-	-	-	-
半数程度は実施	-	-	-	-	-	-	-	-
半数以下の実施	-	-	-	-	-	-	-	-
行っていない	-	-	-	-	-	-	-	-
■具体的な実施方法等								
・たとえば重いすの場 合、納品時に背張り調 整や座幅、フットレス ト角の調整、クッション の適合性の最終確認 を行っている。 ・ベッドの場合、配置 の確認、起居動作から 導線の確認、リモコン 操作が可能か否か確認 している。	・納品時、納品場所 で口頭で説明したり、利 用者・介護者に実際に 体を動かしてもらいな がら説明している。	・1ヶ月もしくは3ヶ 月の定期訪問時に、機 能点検及び適合状況 (身体・住環境)を判 断している。	・ケースによっては、背張り 調整や座幅、フットレ ススト角の調整、クッ ションの適合状態など を確認。操作方法も確 認。 ・ベッドでは、配置の 確認、起居動作から動 線の確認、またリモコ ン操作が可能か確認。 ・アセスメント、納品 時、モニタリング時そ れぞれの時点で適合性 を見極めている。 ・退院に伴う在宅への 移行時などの場合は病 院のPT立会いの下で適 合性判断をすることも ある。	・重椅子では、背張り 調整や座幅、フットレ ススト角の調整、クッ ションの適合状態など を確認。操作方法も確 認。 ・ベッドでは、配置の 確認、起居動作から動 線の確認、またリモコ ン操作が可能か確認。 ・アセスメント、納品 時、モニタリング時そ れぞれの時点で適合性 を見極めている。 ・退院に伴う在宅への 移行時などの場合は病 院のPT立会いの下で適 合性判断をすることも ある。	・主に納品時に取扱説 明書を交付し、使用方 法、仕様の注意など を説明している。(情報 公表で定められた事 項)	・主に選定時、納品時 に、利用方法を試しな がら説明する。同時 に、利用条件の確認も 行う。	・アセスメント時に訪 問、状況の聞き取り、 納品時に取り扱い説 明。実地で時間をかけ て説明(電動重いすで あれば1時間程度かけ ている) ・5割程度は訪問実 施。訪問できない利用 者は電話。対応の必要 性があれば再訪問す る。ケアマネ、ヘル パー同席でないと難し いという利用者さん も居る。 ・利用者宅への訪問が 出来ない理由として は、利用者側の訪問拒 否や離島のため頻回 の訪問が困難な場合など に限られ、基本的には 訪問を行っている。	・納入前アセスメント (ご自宅・病院等)。 ・10日以内モニタリン グ(ご自宅・通所先 等)。 ・6ヶ月毎モニタリン グ(ご自宅・通所先 等)。
G. 機能や使用方法の説明	・マニュアルを用い て、機能や使用方法、 使用上の注意点を入念 に説明している。 ・また、実際に利用者 や家族が使用できるか どうかの確認も行っ ている。	・納品時、納品場所 で口頭で説明したり、利 用者・介護者に実際に 体を動かしてもらいな がら説明している。	・福祉用具の導入時 に、取扱説明書を用い て使用方法の確認(本 人・家族)をしている 。	・主に納品時に取扱説 明書を交付し、使用方 法、仕様の注意など を説明している。(情報 公表で定められた事 項)	・取扱説明書をばじめ パンフレットを用い て、機能や使用方法、 使用上の注意点を入念 に説明している。ま た、実際に利用者や家 族が使用できるかど うかの確認も行っ ている。	・主に選定時、納品時 に、利用方法を試しな がら説明する。同時 に、利用条件の確認も 行う。	・アセスメント時に訪 問、状況の聞き取り、 納品時に取り扱い説 明。実地で時間をかけ て説明(電動重いすで あれば1時間程度かけ ている) ・5割程度は訪問実 施。訪問できない利用 者は電話。対応の必要 性があれば再訪問す る。ケアマネ、ヘル パー同席でないと難し いという利用者さん も居る。 ・利用者宅への訪問が 出来ない理由として は、利用者側の訪問拒 否や離島のため頻回 の訪問が困難な場合など に限られ、基本的には 訪問を行っている。	・納入前アセスメント (ご自宅・病院等)。 ・10日以内モニタリン グ(ご自宅・通所先 等)。 ・6ヶ月毎モニタリン グ(ご自宅・通所先 等)。

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西
■利用計画書の活用状況			
内部資料として活用		—	—
介護支援専門員へ提供		100.0%	—
サービス担当者会議等で・・・		—	—
F. 福祉用具の適合性判断			
全てのケースで実施		○	○
半数以上のケースで実施		—	—
半数程度は実施		—	—
半数以下の実施		—	—
行っていない		—	—
■具体的な実施方法等		・事前の利用者宅等への訪問により適合性を確認。 ・選定時（納品前）に訪問するケースが90%以上。 ・シェアケースでは、店舗に来店されて店頭で適合性判断するケース、納品時に複数の候補を持参し、現場で適合性判断しながら選定する。	
G. 機能や使用方法の説明		・事前訪問ないしは納品時に利用者宅で現物により説明。 ・納品時、自社基準で定めた様式（取扱説明書の交付及び実使用での取扱説明確認書）を用いて、品目ごとに用具の機能や利用方法等の説明を行っている ・特に使用上の注意点については、入念に説明するようにしている ・また、車椅子（電動含む）等は実際に空き地を利用し利用者自ら乗ってもらい慣れてもらっている。できる限り家族の立会いもお願	

業態パターン 対象地域							
A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
H. 試用期間の有無							
あり	○	○	○	○	○	○	○
利用可能日数	7日	5日	7日	7日	7日	7日	7日
なし	－	－	－	－	－	－	－
I. 10日以内のモニタリング							
■実施方法							
訪問	100.0%	80.0%	－	50.0%	－	30.0%	70.0%
電話等	－	20.0%	100.0%	50.0%	－	70.0%	30.0%
■実施頻度							
全て実施	○	○	－	○	－	－	－
半数以上で実施	－	－	－	－	－	○	○
半数程度は実施実施	－	－	－	－	－	－	－
半数以下の実施	－	－	○	○	－	－	－
実施していない	－	－	－	－	○	－	－
■モニタリングシートの有無							
ある	○	○	○	○	○	○	○
ない	－	－	－	－	－	－	－
■具体的な内容等	・自社基準により作成した「モニタリング報告書」を用いて実施している。	・安全に利用できるか確認するに、再度、使用方法の説明を行うようになっている。	・使用方法に誤りがないかどうか。 ・継続して安全に使用可能かどうか。	・長期・短期の標的目録立て何を目指しているか？ ・問題なく使用されているか？ ・新たなニーズが（課題）ないか？	・お客様の選定時の様子（初めての利用や施設で同じものを使っていた）などにより訪問いか電話での対応かを営業ごとで判断して行っている。先方と時間がうまく合わず、自宅ではなくてデイレ先などで行うことも多い。	・取付け状況、操作状況、身体との適合状況の確認。	・用具の使用に際して機械的に適格であるかどうかの確認。 ・身体状況の変化はないか、できるだけご家族の方に立ち会ってもらうことの確認を実施。
J. 標準的なモニタリング							
■実施方法							
訪問	100.0%	100.0%	80.0%	20.0%	80.0%	90.0%	90.0%
電話等	－	－	20.0%	80.0%	20.0%	20.0%	10.0%
■実施頻度							
1ヶ月以内	－	－	－	－	－	－	－
3ヶ月以内	－	－	－	－	○	－	－
6ヶ月以内	○	○	○	○	－	○	○
その他	－	－	－	－	－	－	－
■モニタリングシートの有無							
ある	○	○	○	○	○	○	○
ない	－	－	－	－	－	－	－

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域		E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
H. 試用期間の有無									
あり	○	○	○	○	○	○	-	○	○
利用可能日数	7日	3日		10日	7日	7～10日	日	3～5日	7日
なし	-	-	-	-	-	-	○	-	-
I. 10日以内のモニタリング									
■実施方法									
訪問	65.0%	20.0%	60.0%	100.0%	10.0%	90.0%	90.0%	70.0%	30.0%
電話等	35.0%	80.0%	40.0%	-	90.0%	10.0%	10.0%	30.0%	70.0%
■実施頻度									
全て実施	○	-	-	-	-	-	○	-	-
半数以上で実施	-	-	○	-	○	○	-	○	○
半数程度は実施実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-
半数以下の実施	-	○	-	○	○	-	-	-	-
実施していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
■モニタリングシートの有無									
ある	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
■具体的な内容等									
・機器に不安は無いが、機能はきちんと使えているか。機能が急に変化した場合、対応方法を確認する。	・毎週月曜日は、モニタリングによる電話確認の日。	・福祉用具の機能点検をし、使用状況や使用後の不安等を聞き取りしている。	・訪問して利用状況を把握するとともに、利用者、家族のコメントを聞く。	・使用状況を確認し、身体に影響がないか、機能的に問題ないか確認している。	・訪問してモニタリングシートにより利用状況を把握し、利用者の状況を把握し、利用者の家族のコメントを聞く。	・モニタリング専任班を設け、効果的なモニタリングを行うよう心がけている。	・利用者の状況に合わせ、用具の使用状況をモニタリングしている。	・利用状況の確認。	・取り扱い方の再確認。
J. 標準的なモニタリング									
■実施方法									
訪問	65.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	90.0%	90.0%	70.0%	100.0%
電話等	35.0%	-	-	50.0%	-	10.0%	10.0%	30.0%	-
■実施頻度									
1ヶ月以内	○	-	-	-	-	-	-	-	-
3ヶ月以内	-	○	○	△	-	○	○	-	-
6ヶ月以内	-	-	-	○	○	○	-	○	○
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
■モニタリングシートの有無									
ある	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ない	-	-	-	-	-	-	-	-	-

業務パターン 対象地域	H-1 関東	H-2* 関西
H. 試用期間の有無		
あり	—	○
利用可能日数	日	7日
なし	○	—
I. 10日以内のモニタリング		
■実施方法		
訪問	—	40.0%
電話等	100.0%	60.0%
■実施頻度		
全て実施		○
半数以上で実施		—
半数程度は実施実施		—
半数以下の実施		—
実施していない		—
■モニタリングシートの有無		
ある	—	○
ない	○	—
■具体的な内容等	・用具の適合状況や利用方法等の不具合の有無。 ・特に福祉用具の機能面を中心に確かめている。 ・利用者に適合しているか、特に導入直後からの状態変化等については家族からも意見を聞いている。 ・本人の導線上に問題はないか、また危険箇所はないかなど再度確認している。	
J. 標準的なモニタリング		
■実施方法		
訪問	100.0%	70.0%
電話等	—	30.0%
■実施頻度		
1ヶ月以内	—	—
3ヶ月以内	—	—
6ヶ月以内	○	○
その他	—	—
■モニタリングシートの有無		
ある	○	○
ない	—	—

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業態パターン 対象地域	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 四国
■モニタリングの具体的な内容等	・自社基準により作成した「モニタリング報告書」を用いて実施している。	・自社基準により作成した「福祉用具貸与モニタリング・報告書」を用いて品目毎に使用状況の確認を行っている。 ・また特殊寝台と車いすについては、自社基準により作成した「チェックシート」も活用し、特に不具合がないか注視している。 ・自社基準で作成した「介護支援経路票」にも記録するようにしている。	・使用環境を確認。 ・安全に使用できているか。 ・現在の身体状況、生活環境に用具が適合しているかどうか。	・利用頻度の確認、身体状況に変化は無いのか。使用上問題なく福祉用具が利用できているかどうか。 ・また、用具に不具合はないか。異音・異臭・も、修理・メンテナンスの必要があればその場で即時対応している。 ・商品説明の理解が低いようであれば再度商品の説明を行い、また、体調の面でうまく使えない場合は、訪問であれば商品の交換を含め総合的に判断する。 ・初回納品時から時間経過していることからも、商品自体の取付・動作確認を行う。同居人が修理を行う。同居人がいれば、本人の利用状況等を確認しそれらも判断の材料とする。	・全てにおいて実施しており、現在の頻度平均は06日。お客様事由で訪問させていただいたくない現場を除く。 ・3カ月おきの訪問でも、説明した内容と違う使い方をしている方が少なからずいる。 ・商品説明の理解が低いようであれば再度商品の説明を行い、また、体調の面でうまく使えない場合は、訪問であれば商品の交換を含め総合的に判断する。 ・お客様事由における訪問できないケースにおいて事故があった場合、責任の所在についてはいづつも頭を悩ませるところです。	・福祉用具の不具合、及び使用状況の確認。 ・福祉用具の継続・変更の必要性的の確認。	・身体状況の変化の有無。福祉用具の使用状況の本人、介護者の満足度の確認。福祉用具の状況、点検結果を本人、家族、ケアマネ事業者への報告。	・使用上の問題点はないかどうか、使用頻度の確認。 ・用具の不具合・メンテナンスの必要性の即時対応している。その場で対応があれば即時対応している。 ・商品品の取扱説明とおり適格に使用されているかどうかの確認。
2. その他特筆すべき事項	・対応のスピードが命。 (即日納品も当然ある。) (朝の4時・営業日外・死亡時(田舎のため自宅に葬儀を行う)等の引上もやっている。) ・生活トータルで貢献できるようにサービスを行うよう心がけている。 ・サービス担当者会議には、会社として必ず誰かが出るようにしている。 ・利用者宅への訪問は、基本的に家族関係者やケアマネがいるときに行っていない。	・当社では介護保険に限らず、身体障害者福祉用具や日常生活用具も取り扱っている。ただし補聴器に関する相談については、専門店を紹介している。	・特殊寝台の導入によって難床が進んでいるか、車いす・リフトの導入によって外出の機会が増えているか。等、利用者の身体状況の向上とともに生活の質も向上しているかどうかを確認している。 ・コールセンターを1ヶ所にまとめて設けている。利用者からの連絡先を一本化できる。 ・上記のこともありコメンタリーシステムを導入し、システムに繋がっている各端末から一利用者のサービスの履歴が検索できる。	・より安心してお使いいただけるように、エイジフリー車いす安心保険の自動加入(無償)。(更に、有償の「ハートフル安心保証」も準備。)車いす、歩行器、手すり等(ベッド、リフト以外全館)のご利用前にお試しサービス。 ・入院による一時休止。 ・マットレスは水洗い可能。 (ファイバータイプは100%、ウレタンは今後推進のため調整中)	・商品の故障があまりにも多いです。歩行器は特に車輪の磨耗、脚部の破損、四点杖の足ゴム交換など。車椅子はバンクはもちろんチャームの磨耗、ブレーキの破損。電動レールカーにおけるカオス、ボディーの傷など。 ・ベッドはタバコヤ、日焼けなど、再利用できない商品として外が返却されるケースが殆ど。 ・その場合で費用清算をいただければ、殆どが頂上につくことができず廃棄処分になっている現状があります。	—	—	—

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【福祉用具専門相談員の役割及びサービス提供の状況編】

業種・事業者 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
■モニタリングの具体的な内容等	・利用頻度の確認、当初意図していたとおりになっているかどうか。身体状況に変化はないか。 ・使用上問題ないか。 ・また、用品に不具合はないか。異音・異臭は無いかな。 ・商品説明の理解が低いようであれば再度商品の説明を行い、まくらを使うように促す。 ・商品自体の取付・動作確認を行い調整・修理を行う。同居人がいれば、本人の利用状況等を確認しそれらも判断の材料とする。	-	・福祉用具を使用している旨（本人・家族・専門相談員）の聞き取りをしている。 ・機能点検を行い、異常等がないか、また、再度私用説明を行い、誤った使用をしていないかを確認している。 ・床ずれ防止用具などは1ヶ月サイクルでモニタリングを実施している。	・3か月単位で、訪問と電話を交互に行っている。	・利用頻度の確認、当初意図していたとおりになっているかどうか。身体状況に変化はないか。 ・また、用品に不具合はないか。異音・異臭は無いかな。 ・商品説明の理解が低いようであれば再度商品の説明を行い、まくらを使うように促す。 ・商品自体の取付・動作確認を行い調整・修理を行う。同居人がいれば、本人の利用状況等を確認しそれらも判断の材料とする。	・訪問してモニタリングシートにより、利用状況を把握し、利用者、家族のコメントを聞く。 ・3カ月のモニタリング結果は、ケアプランの見直しに合わせて訪問する。 ・本年はケアプランの短期間あるいは長期目標達成を確認するための、担当者会議でベキだが、現状では支えも充分な役割を果たしていないケースがある。	・モニタリング専従スタッフを営業所ごとに置き、訪問に応じて営業活動を行うことができる。必要に応じて出張も可能である。 ・担当者が同行する場合もある。担当者会議も行っている。 ・モニタリング専従はヘルパー2級以上の資格保有を条件としており、担当者会議でも充分な役割を果たしていることが出来る。	・必要性の評価。 ・新たなニーズの発生有無の確認。 ・目標達成への意識確保。
2. その他特筆すべき事項	・品目が多い。他社にはない高機能マットレスレンタル実施。 ・休日、深夜におけるお客様の要求に迅速的確に応える。	・住宅改修による住環境整備を含め、在宅での生活をハード面からソーシャルに提案・提供できる。 ・即時納品（当日納品）ができる。 ・車いすのことなら、どここの事業者にも負けない自負がある。	-	・他社に比べ用意できている商材が多い。カタログに記載のない用具にも対応すること多い。 ・総付限度を超える場合など、介護保険給付対象外となる場合も、自費となるがレンタルに対応する。	・シルバーサービス振興会推薦福祉用具消費工程管理認定を取得。 ・個人情報保護法に係るPマークを取得	・質の高いサービスとして、365日年中無休の体制で対応している。いつも変わらならない標準サービスを提供している。 ・アフターサービスを徹底している。通常、納品後10日以内、3ヶ月後、マット交換時（1年後無料交換）にモニタリングを行う。 ・人材養成のため内部検定試験（全従業員対象）を実施している。モチベーション向上につなげている。（用具知識、介護知識、医学一般、福祉制度、マナー、心理などについて年に2回程度実施している。）	-	・研修会等の充実。離島については出張研修を行う。（参加率向上のため）

業務パターン 対象地域	H-1 関東	H-2* 関西
■モニタリングの具体的な内容等	・チェック項目等は別紙モニタリング報告書を参照。 ・現状では、主に納品した用具の不具合等のチェックを行っている。利用者の状況に応じては、必要に応じて自由記入している。	・アフターサービスの履歴を電算化している ・身体状況の変化はないか、当初の使用目的に合致しているか、満足度、使用の頻度、機器の具合、要望、点検結果について電算化している ・特に車いすの場合、空気圧、タイヤの磨耗、ブレーキの効き具合等。メンテナンスの必要があればその場で対応している ・身体状況の変化による機器の調整(杖の高さ、ポータブルトイレの高さ、ベッドからの起居動作、テスリの位置、マットの硬さ等聞き取り確認) ・家族からも利用状況を聞き取りしている
2. その他特筆すべき事項	・退院してすぐの用具が必要として利用者から直接依頼を受けるケースもある。 ・福祉用具の適合性判断に加えて、住宅改修の導入も合わせて日常生活全般を総合的に提案・検討している。	・法律の改正に伴い(通常よりかなり安価で)自己レンタルを続けている人がいるが、必ずしも適切なフオローができていない状況ではない

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査

【福祉用具サービス 短期利用(1ヶ月のみ貸与)の主な理由】
【福祉用具サービス 長期利用(36ヶ月以上貸与)の主な理由】

【短期利用及び長期利用の主な事例】

福祉用具貸与サービス 短期利用（1ヶ月のみ貸与）の主な理由

【種目別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他（ＡＤＬの向上）	把握できていない	合 計
車いす	73 15.8%	40 8.7%	48 10.4%	4 0.9%	17 3.7%	56 12.1%	22 4.8%	201 43.6%	461 100.0%
車いす付属品	5 5.8%	4 4.7%	4 4.7%	0 0.0%	4 4.7%	6 7.0%	2 2.3%	61 70.9%	86 100.0%
特殊寝台	103 18.0%	19 3.3%	6 1.0%	4 0.7%	8 1.4%	87 15.2%	31 5.4%	315 55.0%	573 100.0%
特殊寝台付属品	130 27.3%	13 2.7%	29 6.1%	3 0.6%	23 4.8%	130 27.3%	3 0.6%	145 30.5%	476 100.0%
床ずれ防止用具	80 29.2%	6 2.2%	29 10.6%	1 0.4%	8 2.9%	105 38.3%	5 1.8%	40 14.6%	274 100.0%
体位変換器	10 32.3%	0 0.0%	4 12.9%	0 0.0%	0 0.0%	9 29.0%	3 9.7%	5 16.1%	31 100.0%
手すり	26 12.0%	9 4.2%	13 6.0%	1 0.5%	14 6.5%	17 7.9%	27 12.5%	109 50.5%	216 100.0%
スロープ	32 28.8%	9 8.1%	10 9.0%	2 1.8%	0 0.0%	9 8.1%	9 8.1%	40 36.0%	111 100.0%
歩行器	18 9.3%	13 6.7%	27 13.9%	0 0.0%	18 9.3%	10 5.2%	21 10.8%	87 44.8%	194 100.0%
歩行補助つえ	3 4.6%	2 3.1%	4 6.2%	0 0.0%	1 1.5%	2 3.1%	5 7.7%	48 73.8%	65 100.0%
徘徊感知機器	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
移動用リフト	13 22.4%	5 8.6%	3 5.2%	0 0.0%	2 3.4%	9 15.5%	14 24.1%	12 20.7%	58 100.0%
合 計	494 件 19.4%	120 件 4.7%	177 件 6.9%	15 件 0.6%	95 件 3.7%	440 件 17.3%	142 件 5.6%	1,064 件 41.8%	2,547 件 100.0%

【状態別の集計】

	入院・入所のため	季節や時期などによる一時利用	フィッティングの見直し	居住地の異動	本人の好み希望による	死亡	その他（ＡＤＬの向上）	把握できていない	合 計
軽度者 要支援～要介護 1	49 12.5%	25 6.4%	55 14.0%	6 1.5%	15 3.8%	20 5.1%	73 18.6%	150 38.2%	393 100.0%
中度者 要介護 2～3	120 15.0%	23 2.9%	55 6.9%	2 0.3%	8 1.0%	112 14.0%	30 3.8%	448 56.1%	798 100.0%
重度者 要介護 4～5	207 25.7%	18 2.2%	27 3.4%	1 0.1%	4 0.5%	149 18.5%	12 1.5%	387 48.1%	805 100.0%
合 計	376 件 18.8%	66 件 3.3%	137 件 6.9%	9 件 0.5%	27 件 1.4%	281 件 14.1%	115 件 5.8%	985 件 49.3%	1,996 件 100.0%

福祉用具貸与サービス 長期利用（３６ヶ月以上貸与）の主な理由

【種目別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしている為	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない	合 計
車いす	207 52.5%	144 36.5%	43 10.9%	0 0.0%	0 0.0%	394 100.0%
車いす付属品	31 52.5%	10 16.9%	18 30.5%	0 0.0%	0 0.0%	59 100.0%
特殊寝台	260 44.4%	293 50.0%	33 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	586 100.0%
特殊寝台付属品	486 69.0%	135 19.2%	83 11.8%	0 0.0%	0 0.0%	704 100.0%
床ずれ防止用具	61 60.4%	34 33.7%	6 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	101 100.0%
体位変換器	7 46.7%	6 40.0%	2 13.3%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
手すり	75 61.5%	40 32.8%	7 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	122 100.0%
スロープ	27 44.3%	25 41.0%	9 14.8%	0 0.0%	0 0.0%	61 100.0%
歩行器	86 56.2%	48 31.4%	19 12.4%	0 0.0%	0 0.0%	153 100.0%
歩行補助つえ	34 45.3%	30 40.0%	11 14.7%	0 0.0%	0 0.0%	75 100.0%
徘徊感知機器	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動用リフト	27 49.1%	25 45.5%	3 5.5%	0 0.0%	0 0.0%	55 100.0%
合 計	1,301 件 56.0%	790 件 34.0%	234 件 10.1%	0 件 0.0%	0 件 0.0%	2,325 件 100.0%

【状態別の集計】

	状態が安定しているため	必要な機能を満たしている為	慣れ親しんだ用具で本人の希望	その他	把握できていない	合 計
軽度者 要支援～要介護１	148 31.8%	151 32.5%	40 8.6%	0 0.0%	126 27.1%	465 100.0%
中度者 要介護２～３	323 37.1%	277 31.8%	51 5.9%	0 0.0%	220 25.3%	871 100.0%
重度者 要介護４～５	293 35.3%	175 21.1%	35 4.2%	0 0.0%	328 39.5%	831 100.0%
合 計	764 件 35.3%	603 件 27.8%	126 件 5.8%	0 件 0.0%	674 件 31.1%	2,167 件 100.0%

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査

【福祉用具サービスのあり方及び現状と課題 編】

業態パターン
対象地域

(１) 介護保険給与サービス事業者に求められるサービス提供のあり方

A. サービスの実施状況									
介護保険サービス その他のサービス 計	A－１ 中国	A－２ 四国	B－１ 関西	B－２ 関西	C－１ 東海	C－２ 九州	D－１ 中国	D－２ 中国	
	61.0%	89.0%	71.0%	100.0%	71.0%	35.3%	100.0%	50.0%	
	39.0%	11.0%	29.0%	0.0%	29.0%	64.7%	0.0%	50.0%	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
B. レンタル卸の利用状況									
利用せず	－	－	－	－	－	－	－	－	
全商品利用	－	－	○	○	－	○	－	－	
一部のみ利用 (%)	○ (84%)	○ (50%)	－	○ (0%)	○ (80%)	－	○ (86%)	○ (50%)	
D. 従業員の状況									
専門相談員	6人	85.7%	4人	57.1%	4人	71.4%	10人	83.3%	5人
介護支援専門員	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	8.3%	0人
その他	1人	14.3%	0人	0.0%	3人	42.9%	1人	8.3%	4人
計	7人	100.0%	7人	100.0%	7人	100.0%	12人	100.0%	9人
E. 貸与サービスの状況									
契約者数	345人	386人	241人	495人	785人	181人	1,782人	794人	
貸与件数	1,082件	806件	1,126件	1,485件	2,970件	585件	6,040件	2,608件	
自由意見	・制度改正という認識にたち、法令を遵守して、あくまでも、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に対し自立した日常生活を営むことができるよう、適正で、信頼のおけるブローの事業者として、能力に合った規模の地域密着事業者でありたいと考えている。	・介護保険に限らず身障の制度など、福祉用金全般、生活支援全般の相談援助業務ができれば良いと考えている。	・制度改正があるのはわかっている事業は行っており、３年・５年での制度の見直しを行うことも理解しているが、今年度のようにそうでない時期に制度改正を行おうとすることは困る。 ・モニタリング等障業の整理を含め介護保険業務の質を高め効率化するためもありコンピュータシステムを導入しているが、そのコストも非常に高まっている。	・福祉用具を貸与することになり本人様の身体状況、使用目的、家庭状況、介護状況などを把握し適正な福祉用具の選定を行いなければならぬと思っています。 ・ご家族様、ケアマネジャー様、他のサービス事業者との連携を図りより良いサービスの提供を心がけていると思います。 ・より安心してご利用いただくために、品質向上や専門相談員のスキル向上にも努めるべきと考えます。例）電動カートなど事故の多いものは訪問回数を増やす。 品質確保の観点から、水洗いの割合を高めるべき。	・常に一定の在庫を持ち、故障時の商品の即日交換や、手危機的なモニタリングが出来ない体制をとっている会社でなければ実際のところ十分にはやれないだろうと思います。 ・ただ、その場合、組織が大きくなりたくさんに人体費、在庫に掛かる費用などがあるため、その体制でないところの事業所は値段を下げられると思います。	・製品の安全性の確保が重要。十分な設備もなく自社消毒、自社メンテナンスを行うのは好ましいことではない。基準をもっと厳格にすべきである。	－	・福祉用具のためのカンファレンスでは、用具の検討よりもその他のサービスが中心になるため、役割を果たせるのは一部である。 ・O1・P1との連携をもっと充実すれば、効果的なサービスが提供できる。	

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【貸与サービスのあり方、現状と課題編】

業態パターン
対象地域

(1) 介護保険費とサービス

A. サービスの実施状況

介護保険サービス
その他のサービス
計

100.0%
0.0%
100.0%

40.0%
60.0%
100.0%

95.0%
5.0%
100.0%

55.0%
45.0%
100.0%

100.0%
0.0%
100.0%

100.0%
0.0%
100.0%

72.2%
27.8%
100.0%

70.5%
29.5%
100.0%

B. レンタル卸の利用状況

利用せず
全商品利用
一部のみ利用 (%)

—
—
○

—
—
○

—
—
○

—
—
—

—
—
—

—
—
—

—
—
—

D. 従業員の状況

専門相談員
介護支援専門員
その他
計

4人
0人
0人
4人

100.0%
0.0%
0.0%
100.0%

4人
0人
4人
8人

50.0%
0.0%
50.0%
100.0%

8人
0人
0人
8人

100.0%
0.0%
0.0%
100.0%

17人
0人
18人
35人

48.6%
0.0%
51.4%
100.0%

3人
0人
0人
3人

100.0%
0.0%
0.0%
100.0%

58人
0人
3人
61人

95.1%
0.0%
4.9%
100.0%

33人
0人
14人
47人

70.2%
0.0%
29.8%
100.0%

7人
0人
1人
8人

87.5%
0.0%
12.5%
100.0%

E. 貸与サービスの状況

契約者数
貸与件数
自由意見

184人
655件

263人
980件

546人
1,157件

517人
1,738件

129人
506件

2,936人
9,455件

1,894人
4,285件

336人
742件

F. 自由意見

・介護保険制度上で事業を行っていただくことを基本とし、
○お客様の身体の不都合や生活に合わせた福祉用具を客観的に判断しご提案をする。
○お客様に安心・安全・おやすみをお届けできるような、日々研鑽を行っている。
○介護支援専門員様を中心にご利用のサービス事業者が連携をとって役割を全うする。

・帳票整備に伴い、1職員の事務量が膨大である。その中で分業して、納品・回収・モニタリングをしていく業務もあるが、適切な商品選定、良質なサービスをすることに努める。
・は、1人が納品（選定理由、使用法の説明）～モニタリング（利用まで）を担当すべきと考え、ケアマネ同様1職員あたりを担当させたい。
・低価格も魅力の一つだが、価格とは別な部分を評価してほしい。また、適正なサービスを評価する体制が望まれる。

・理想はレンタル開始の段階できちんと事前訪問として、アセスメントから自社に対応するようにしたい。
・現状はケアマネ主導となるケースも多い。
・以前に比べるとケアマネから相談されるケースが増えたが、一方で、ケアマネ側もケア疲れして貸与事業者への相談を省くケースも出てきており、動きの方向性は一定でない。

・福祉用具貸与には、用具を安全に最適な状態で使用する義務がある。
・継続的なモニタリング、メンテナンスによるフォローアップが可能など、販売ではなく貸与の優位性がある。

・公的制度であることを理解し、利用者QOL向上に資するサービスを提供していくことが重要である。そのため、ケアマネ事務所との満足調査をしにアンケートを配り、本部で回収する仕組みも調査する。回収率は約50%。
・貸与サービスは在宅サービスであり、高齢者夫婦に対して不安を与えないよう留意。
・電動車いすなど用具の電子化が進んで予測できないアクシデントの起こる可能性が高まっているなど、商材に関する知識を常に更新する必要があり。サービス水準を維持するためには、こうした情報の更新も継続的に行う仕組みを持つ必要がある。

・離島部は人口が少なく、訪問系サービスの提供も少ないため家族介護が中心となる。そのため福祉用具の異なった役割が必要で、夜間の用具引取り等が発生することもある。
・マンパワールの投入を中心とする訪問形サービスへの導入により、その上を回るべきであり、そのための福祉用具貸与を目指す。
・ケアマネと連携し、利用者に対する適切な福祉用具を選定、提案することが求められる。

業種パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西	W-1 北海道	W-2 関東
(1) 介護保険貸与サービス					
A. サービスの実施状況					
介護保険サービス		39.5%	65.0%	95.0%	55.0%
その他のサービス		60.5%	35.0%	5.0%	45.0%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
B. レンタル卸の利用状況					
利用せず		○	—	—	○
全商品利用		—	—	—	—
一部のみ利用 (%)		(0%)	○	○	(0%)
D. 従業員の状況					
専門相談員		11人	78.6%	19人	52.8%
介護支援専門員		3人	21.4%	0人	0.0%
その他		0人	0.0%	17人	47.2%
計		14人	100.0%	36人	100.0%
E. 貸与サービスの状況					
契約者数		711人	1,007人	546人	517人
貸与件数		2,384件	3,401件	1,157件	1,738件
F. 自由意見		・利用者の自立支援、身体状況への適合の観点から福祉用具の選定、提供、アドバイスやアセスメントを福祉用具の専門員として、福祉用具利用の専門家として、介護者の軽減の観点も踏まえ、介護支援専門員をはじめとした関係者と連携し実施。 ・利用者の安全・安心、かつ快適な利用のための福祉用具の点検、メンテナンスの整備。 ・利用者の個別、多様なニーズに対応するための機能の異なる多くの機種の商品揃え。 ・利用者の希望に応じたタイムリーな福祉用具の納品、引上げの実施と体制の整備。 ・アセスメント全般を通じて利用者はもちろんのこと関係先との連携が重要。 ・評価を軸とした個別支援計画の作成を行い、専門性の高いサービスが求められる。 ・福祉主義から評価主義へ一低価格も魅力の一つだが、価格とは別な部分を評価してほしい。また、適正なサービスを提供する体制が望まれる。 ・現状はケアマネ主導となるケースも多い。 ・以前に比べるとケアマネから相談されるケースが増えたが、一方で、ケアマネ側もケース價れして貸与事業者への相談を省くケースも出てきており、動きの方向性は一定でない。			

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【貸与サービスのあり方、現状と課題編】

[illegible]

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【貸与サービスのあり方、現状と課題編】

業態パターン 対象地域	E-1 北陸	E-2 東北	E-3 北海道	E-4 関東	F-1 北陸	G-1 関東	G-2 九州	G-3 離島
(2) 介護保険貸与サービス								
G. 自由意見	・法改正により、今まで自立の補助として使っていた特殊寝台・車いす等の返却により売上減少した。予防に注力しているが、カバーするまで至らない。 ・市町村により介護度により、在宅復帰が見込まれる利用者であるにもかかわらず、介護保険貸与は現在適用されないが、改善すべきだと考える。 ・医師の診断にてレンタルして頂いているお客様もおりますが、診断をもとに日常生活困難にならないうちに日常でも多く受けていないか。（退院で自己負担している方も多いため、金額自己負担。） ・介護保険が施行され、原材料費の高騰により仕入れ価格が上昇しているが、貸与・販売価格に反映させることが出来ない。 ・一部の貸与事業者で同一機能の種目を介護保険貸与と保険外（自費）貸与を行っており、対応に苦慮している。 ・福祉用具貸与事業所の技術・知識の向上も課題。	・商品の貸与には配送・消毒、その他運営に相談が動いている等費用が掛かっていることを忘れず、求められている。質が上がるサービスは、在宅復帰が見込まれる利用者であるにもかかわらず、介護保険貸与は現在適用されないが、改善すべきだと考える。 ・一時帰宅時の福祉用具のレンタルを試用で対応している事業所も多いが、中には自己負担しなければならない場合もある。 ・介護保険が施行され、原材料費の高騰により仕入れ価格が上昇しているが、貸与・販売価格に反映させることが出来ない。 ・一部の貸与事業者で同一機能の種目を介護保険貸与と保険外（自費）貸与を行っており、対応に苦慮している。 ・福祉用具貸与事業所の技術・知識の向上も課題。	・法改正による貸与事業の経営状態の悪化により、経営環境の改善を図っている。（コスト削減、人員削減、設備投資の凍結、不採算地域からの撤退等）しかしながら、サービスの低下につながる可能性もある。 ・福祉用具専門相談員の力量の差が顕著である。単なる配送業者としてではなく、専門性を発揮し、福祉用具の提案ができるようレベルの底上げが課題である。	・サービス担当者会議にはほぼ全て参加するようになっている。知識が少なくなってもそれなりの専門性を問われる場合も増えている。対応できる知識、専門性を高めることが重要となっている。具体的な研修機会を多くするようにしている。具体的な研修メニューを提示している。 ・介護保険の仕組みが複雑で、貸与事業者が理解しにくい。貸与事業者が理解しにくい。貸与事業者が理解しにくい。貸与事業者が理解しにくい。	・ケアマネの福祉用具への理解の程度によって貸与事業者が提供できるサービスの質が左右されてしまう。 ・福祉用具貸与サービスの重要性に鑑みて、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。	・制度運用ルールへの理解が不十分で、貸与事業者が提供できるサービスの質が低下している。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。	・福祉用具の利用が廃用・廃棄を誘発するということや、貸与事業者が提供するサービスと、福祉用具の提供との関係が不明確である。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。 ・福祉用具の貸与は、ケアプラン作成に積極的な関係者への働きかけが必要である。	・左記同様。 ・営業・搬入・搬出・モニタリングを同一社員で行った方が利用者の信頼感が増すと思われるが、一方で営業担当者は多数の利用者を抱えており、全体的にフォローすることは不可能であり、当社ではモニタリング専任者を設けている。 ・離島では訪問や給品に本士以上の時間やコストがかかることが理解されている。

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西	W-1 北海道	W-2 関東
(2)介護保険貸与サービス					
G. 自由意見		・18年4月からの制度改正に伴い、特にモニタリングやサービス担当者会議の事前準備や事後処理等の事務量が急激に拡大。他方で、利用対象者の大幅減少に伴い管理コストの削減、管理コストの削減が課題となっている。 ・介護支援専門員の毎月1度のモニタリングに加えて、貸与事業者の6ヶ月に1度のモニタリングを負担に感じる利用者も多く、訪問を断られるケースも散見される。サービス担当者会議のあり方と合わせてモニタリングの見直しが必要と思われる。 ・異なる機能の機種の商品揃いのための投資が拡大しており、在庫負担の軽減も課題となっている。 ・福祉用具利用計画書は必要と考えるケアマネに必要として作成している。理想的には全てのケースで作成すべきであるが、業務負担は小さくないので、効率的な方法の検討が課題。	・18年4月の介護保険制度改正により、事業運営が大変厳しい状況にあることに加え、福祉用具買出し期間の短縮で搬入費の増加、消毒費用が増加している。 ・一方、アサスメントやモニタリング、サービスサリかねない。 ・福祉用具専門相談員の力量の差が顕著である。単なる配送業者としてではなく、専門性を発揮し、福祉用具の提案ができるようレベルの底上げが課題である。	・法改正による貸与事業の経営状態の悪化により、経営環境の改善を図っている。(コスト削減、人員抑制、設備投資の凍結、不採算地域からの撤退等)しかしながら、サービスの低下につながることは、重要となっている。対応策として、職員の研修機会を多くするようにしている。具体的には以下のような方策を講じている。 ○メーカーを呼んでの研修1回(毎週) ○利用者(介護ヘルパー)向けの勉強会開催(3・4ヶ月に1回)(公的施設利用、社協の協力を得て開催など) ○供給協会等の加入団体とのネットワークを活用。 ○費用は、メーカーの営業費用で処理される。	

福祉用具貸与サービスの実態に関するヒアリング調査【貸与サービスのあり方、現状と課題編】

業態パターン 対象地域	A-1 中国	A-2 四国	B-1 関西	B-2 関西	C-1 東海	C-2 九州	D-1 中国	D-2 中国
(3) その他								
	H. 自由意見							
	・利用者の目が肥えてきた。 ・サービス担当者会議には、会社として必ず誰かが出るようにしている。 (営業は担当地区制で行っているが、会議の日程が重なってしまうと予定があいていて別の社員が出席するようにしている。) ・利用者宅への訪問は、基本的に家族関係者やケアマネがいるときしか行っていない。(利用者本人の警戒心があり、それを考慮している意味合いもあるが、「福祉用具貸与事業者だけが先走り過ぎない。」「ことや、「同行することで事業者の共有ができる。(言葉のやり取りだけだと、言葉の意味の取り違いや意図していないニュアンスが伝わってしまうことがある。)」こと等があるため。)	・精神的疾患により、その方に電話すると機嫌が悪い。なってしまう方がいる。その方に連絡を取る際は、必ずケアマネを通して連絡している。	・都道府県、市町村によって対応にばらつきがある。 ・都道府県～一住改の助成金、軽度者向けの例外など、担当者レベルで、解釈が異なることが多い。 ・各種書類(申請書等)報告についても利用者や必要書類が多いが、実際に同一商品を継続利用しているという実績が上がり、有効に活用されている。 ・複数の書類を一元化するなど、本当に必要な書類の整理をしをして欲しい。	・このアンケートの中における3年以上利用のお客様の統計について、どのような目的で、同じ品目としてのレンタル継続を同じ1台としてカウントするとどう意味がわかりません。国保連合会におけるTATISコードの報告についても利用者や必要書類が多いが、実際に同一商品を継続利用しているという実績が上がり、有効に活用されている。 ・我々貸与事業者側の立場に立っていただければ、同一商品を継続利用しても、お客様事由や経年劣化、磨耗などににより同一商品に交換した場合、商品のコスト、配送コスト、場合によっては消費コストまたは廃棄のコストが事業者側に余計に負担になっていきます。 ・売り上げ(保険給付)に対して費用を明確に求めるならば、同一商品から商品のレンタルが発生したと調査項目にすべきだと思います。 (一部省略)	・来年の制度改正の内容がどうなるかによって再度介護費が20%もカットされると経営破綻する企業が続発する。 ・貸与サービスの介護費に占める割合はたったの24%でありいくら算をカットしても効果はない。 ・今回新設された、担当者会議・モニタリング(どちらも年2回)は業務活動の阻害要因ではないので効率化できないか？ ・福祉用具プランナーの受給の出来ない県があるので各県で受給できるようにして欲しい。 ・居宅介護事業者からサービス事業者へ毎月送られるサービス提供票は、事業者毎に様式が区々であるため、紙ベースで毎月チェックしなければならず事務的に煩雑である。 ・国で様式を統一すれば電子情報として管理できるため紙がいらないくなりチェックが楽になる。			

業態パターン 対象地域		H-1 関東	H-2* 関西	W-1 北海道	W-2 関東
(3) その他 H. 自由意見 <					

介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究 報告書

平成20年3月 発行
発 行 者 財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号
セントラルプラザ4階

TEL 03-3266-6880
FAX 03-3266-6885

この事業は、老人保健健康増進等事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものである。